

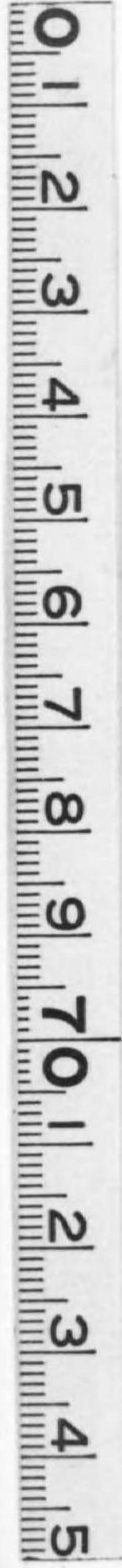
14. 5-661



1200501218132

.5

661



始





昭和三十三年  
朝日東亞年報

朝日新聞社東亞問題調查會編



昭和三十三年  
朝日東亞年報  
朝日新聞社東亞問題調查會編



## 序

東亞問題調査會が初めて朝日東亞年報を公刊したのは、正に一年前、恰も我が駐支大使館の南京引上直後であつた。爾來、支那事變は極度の進展を示し、我が陸海軍將士は世界戦史上未曾有の活躍を續けつゝあり、首都南京は固より北支、中支及び内蒙に於ける政治經濟の中心地は悉く我が軍の威撫に服し、近く決行せらるべき武漢三鎮攻略を以て長江以北は擧げて我が皇化に浴せんとしてゐる。

斯くて我が對支工作は夙に長期交戦に並行する長期建設の域に進み、政治方面には臨時、維新、及び蒙疆自治の三政府が、經濟方面には北支開發、中支振興の兩會社が、又、文化方面には東亞文化協議會が、夫々の分野の中心として東洋平和確立の大理想に邁進してゐるのである。

今日早くもこの事あるは、偏に我が國家が全機構を動員して出兵目的の達成に努

め、國民亦前線統後の別なく一致奮勵しつゝ、あるが故に外ならない。然しながら小成に安んずるは斷じて許されざるところ、日本は須らく和戰何れの場合を問はず東亞の盟主たる覺悟を以て、飽くまで自らの立脚點を世界の前に闡明しなければならぬ。

思ふに、精密なる調査に基く綜合的報告を内外に示すは、迂遠なるに似て實は最も端的に國家の立場を説明するの道である。本調査會が筆硯を新たにし、本年報舊版の全體に互つて改訂増補を加へ、再び世に問ふ所以も亦茲にある。戰時體制下、本年報が多少に拘らず時局の處理に貢獻するならば吾人の念願は足るといふべきである。

昭和十三年九月上旬

東亞問題調査會長  
朝日新聞主筆 緒方竹虎

例言

本年報は昨年版と同じく之を二つの部分に別ち、第一部は東亞諸邦に關する基礎的調査を敢取つたが、殆どその内容の全體を書き改め、第二部の時事問題は、支那事變一年間の經過を回顧することとした。

第一部の研究範圍は之も昨年と同じく、主として滿洲國、支那及びソヴェト聯邦に關する諸事情の敘述に重點を向けたが、同時に日滿支ブロック、又は東亞ブロックを全般的に通觀するに便ならしむる意味から、日本は勿論、廣く隣接諸邦の動靜を能く限り畢示する方針を續けたことについても變りはない。

第一部の内容について一言すれば、前年度版は最初の發表であつた關係から、各國の總説を比較的簡史に纏つて記述したが、今年度版に於ては稍々新しき時代から之を説明するに止めた。例へば滿洲國は滿洲事變、支那は民國革命、ソヴェト聯邦は十一月革命以後の事態を詳述したが如きである。

昨年度版に對し、諸方面より紹介の勞を採り、又は激勵及び叱止の辭を寄せられたことに對し茲に謝意を表すると共に、此の改訂増補版に對しても忌憚なき御批判を希望する。

昭和十三年九月

朝日新聞社東亞問題調査會  
常任幹事 大西 齋

- 一、 公社債の引受募集賣買
- 二、 手形金融並に事業資金の仲介
- 三、 株式の引受並に賣買

東京市日本橋區通一丁目  
(電話) 日本橋  
代表 二七一番(六)

# 野村證券株式會社

## 東京支店

本社・大阪市東區安土町二丁目  
支店・ 名古屋・京都・神戸・岡山・廣島  
高松・門司・福岡・金澤・新潟・静岡



# 永森 軍用型 乾パン

一函十銭

森永製菓株式会社



## 銃後の備へに 一週一回軍用食を!

陸軍の携帯口糧と同型同質品  
です。長期保存に堪へ、栄養  
價の高い本品を御愛用下さい!

米	食	乾	豚	鶏	鶏
飯	飯	パン	肉	肉	卵
一	一	二	三	三	一
四	三	四	九	〇	七
三	七	三	二	九	三

主要食品熱量表  
(百瓦中のカロリー)

セミ判(フロン型)  
ツバサカメラ T.B.  $\frac{1}{25} \frac{1}{50} \frac{1}{100} \frac{1}{150}$   
ボデーレリーズ装置  
レンズ スコマ F4.5 ¥45.00  
ローザ-F4.5 ¥50.00  
速写ケース ¥6.50

### ツバサ スーパー セミ

ベスト判(半巻判兼用)  
ツバサカメラ  
T.B.  $\frac{1}{25} \frac{1}{50} \frac{1}{100} \frac{1}{150}$   
スプリング式ヘリコイド装置  
レンズ スコマ F6.3 ¥25.00  
ク ク F4.5 ¥34.00  
速写ケース ¥5.00

### ツバサ グローム 新型

ベスト半巻判  
ツバサカメラ T.B.  $\frac{1}{25} \frac{1}{50} \frac{1}{100}$   
ボデーレリーズ装置  
レンズ スコマ F4.5 ¥34.00  
ツバサ距離計 ¥15.00  
速写ケース ¥6.00

### ツバサ スプリング カメラ

ベスト判(16枚撮り)  
ツバサカメラ B.  $\frac{1}{25} \frac{1}{50} \frac{1}{100}$   
レンズ ニューゴールド F6.3 ¥18.00  
ク ク F4.5 ¥33.50  
速写ケース ¥4.50

### ベビー グローム

本器の特徴は、逆にしても撮影に中の  
解像が劣りません、その上下端の  
せんを写れば中の状態が出るやうにな  
つて、便利なことば上なしです。  
アマチュアカメラマンの必需品!

ベスト ¥4.50  
フロン ¥4.50  
(他にも種々あり)

### ツバサ 流線型 現像タンク

特約店 東京 山下友治商店 東京大阪 竹野貿易株式会社  
水野商店 大阪 上田商店  
森工業株式会社 松崎商店  
樂光堂本店

オプトクローム社  
東京日本橋本町一ノ五  
電話 日本橋C4 3858

全國に十有餘の大工場を有する世界屈指の醸造會社たる大日本麥酒の四大ビールには何れも麥芽糖、蛋白質、アミノ酸、燐酸鹽など人体に必要な成分がごく吸収され易いかたちで含まれてをります

大日本麥酒株式會社

**エビスビール**  
**サッポロビール**  
**アサヒビール**  
 特製ユニオンビール

日本

目次

一 總説	一
二 面積・人口	三
三 政治	五
四 産業	七
農業及び林業	七
畜産及び水産業	九
工業	九
鑛業	一二
五 貿易	一二
六 金融・幣制	一五
七 財政	一九
八 投資	二三
九 交通・通信	二四
十 軍事	二六
十一 外交	二八
防共協定	二九
ソヴェート聯邦	三〇
ソヴェート聯邦	三三

目

次

滿洲國

支那

一 總説	三二
二 面積・人口	三三
三 政治	三九
國務院	四〇
地方行政	四三
四 産業	四四
滿洲重工業會社の設立	四四
産業五ヶ年計畫の修正	四七
農業	四九
畜産	五〇
林業	五一
鑛業	五一
工業	五一
五 貿易	五八
六 金融	六三
關稅法公布並に關稅率改正	六三
融	六三



目次

國際收支……………六七

七財 政……………六八

八投 資……………七一

九儲 蓄……………七二

十軍 事……………七五

十一外 交……………七五

日滿關係—治外法權撤廢……………七五

對ソ關係……………八〇

其他の諸國との關係……………八一

支那

一總說(中華民國略史)……………八二

二面積・人口……………八六

土地……………八七

住民……………八八

人口……………八九

三政 治……………九一

中國國民黨……………九一

國民政府……………九五

四產 業……………一〇七

農 業……………一〇七

礦 業……………一一〇

工 業……………一一

労働者の狀況……………一三

五投 資……………一四

六交 通……………一六

航 空……………一六

航 運……………一七

通 信……………一七

七買 易……………一九

日支貿易……………一九

八財 政……………二二

公 債……………二四

租 稅……………二六

關 稅……………二六

九金融・幣制……………二七

銀 行……………二七

幣 制……………三〇

十軍 事……………三三

十一外 交……………四一

日支事變の勃發……………四一

國際聯盟に提訴……………四一

聯盟總會の決議案……………四二

ソヴェート聯邦

九國條約會議の開催……………一四二

ソ支不可侵條約締結……………一四四

支那海外使節の活躍……………一四五

一總 說……………一四九

二面積・人口……………一五〇

三政 治……………一五二

憲法改正……………一五三

選舉法改正……………一五四

共 産 黨……………一五六

共産黨消掃……………一五七

四革命後の極東政策……………一五八

五計畫經濟の發表……………一六一

ゴスプラン……………一六一

六產 業……………一六二

工 業……………一六四

農 業……………一六五

林 業……………一六八

漁 業……………一六八

運輸・通信……………一六九

勞 働……………一七〇

七買 易……………一七一

比 律 賓

八金融・幣制……………一七五

主要金融機關……………一七六

九財 政……………一七七

國際貸借……………一八一

十軍 事……………八二

十一外 交……………八四

一總 說……………八七

二面積・人口……………八八

三政 治……………八八

四產 業……………八九

農 業……………八九

礦 業……………八九

工 業……………九〇

畜 産……………九〇

漁 業……………九〇

林 業……………九〇

五買 易……………九〇

六金融・幣制……………九一

七財 政……………九一

八投 資……………九二

目次

目次

九交通・通信……………一九二  
 十軍事……………一九三

佛領印度支那

一總說……………一九四  
 二面積・人口……………一九四  
 三政治……………一九五  
 四產業……………一九六  
 農業……………一九六  
 礦業……………一九六  
 五貿易……………一九六  
 六金融・幣制……………一九七  
 七財政……………一九七  
 八投資……………一九八  
 九交通・通信……………一九八  
 十軍事……………一九九

暹羅

一總說……………二〇〇  
 二面積・人口……………二〇〇  
 三政治……………二〇一  
 四產業……………二〇二

四

農業……………二〇二  
 林業……………二〇二  
 礦業……………二〇二  
 五貿易……………二〇三  
 六金融・幣制……………二〇三  
 七財政……………二〇四  
 八投資……………二〇四  
 九交通・通信……………二〇五  
 十軍事……………二〇六  
 十一外交……………二〇六

英領馬來

一總說……………二〇八  
 二面積・人口……………二〇九  
 三政治……………二〇九  
 四產業……………二一〇  
 農業……………二一〇  
 礦業……………二一〇  
 工業……………二一〇  
 五貿易……………二一一  
 六金融・幣制……………二一一  
 七財政……………二一二

濠洲

十軍事……………二二四

蘭領東印度

八投資……………二二三  
 九交通・通信……………二二四  
 十軍事……………二二五  
 一總說……………二二六  
 二面積・人口……………二二六  
 三政治……………二二七  
 四產業……………二二八  
 農業……………二二八  
 礦業……………二二八  
 工業……………二二九  
 漁業……………二二九  
 五貿易……………二三〇  
 六金融・幣制……………二三一  
 七財政……………二三一  
 八投資……………二三一  
 九交通・通信……………二三二  
 鐵道……………二三三  
 海運……………二三三  
 航空……………二三三  
 通信……………二三三

新西蘭

一總說……………二三四  
 二面積・人口……………二三四  
 三政治……………二三四  
 四產業……………二三四  
 農業及牧畜業……………二三四  
 礦業……………二三四

五

目次

工 業……………二三五  
 五 質 易……………二三五  
 六 金 融・幣 制……………二三六  
 七 財 政……………二三六

支那事變一年誌

八 投 資……………二三七  
 九 交 通・通 信……………二三七  
 十 軍 事……………二三八

一 支那事變記

北支事變の起るまで……………二四一  
 事 變 勃 發……………二四一  
 上海事件の勃發……………二四二  
 北支戰の進展……………二四四  
 上海戰の發展……………二四四  
 彼我の損害……………二四五  
 北支の肅清……………二四六  
 南京・杭州の占領……………二四七  
 黃 河 作 戰……………二四九  
 徐 州 會 戰……………二四九  
 漢口大會戰へ……………二五一

二 新政權の誕生と發展

中華民國臨時政府……………二五八  
 中華民國臨時政府組織大綱……………二五九  
 北支海關接收……………二六四  
 關 稅 改 正……………二六五  
 中國聯合準備銀行……………二六六  
 日華經濟協議會……………二七〇  
 新 民 會……………二七二  
 臨時政府重要職員……………二七四  
 中華民國維新政府……………二七五  
 地方行政機構……………二七八  
 華中鐵礦公司……………二七九  
 維新政府重要職員……………二八〇

三 事變と支那經濟

鐵礦、工業及資源……………二九二  
 貿 易……………二九六  
 鐵 道・交 通……………二九八  
 國民政府の戰時體制……………二九九  
 財 政 對 策……………三〇〇  
 通 貨 對 策……………三〇二  
 爲 替 對 策……………三〇三  
 金 融 對 策……………三〇四  
 公 債 對 策……………三〇四  
 市 場 統 制……………三〇五  
 貿 易 統 制……………三〇五  
 國民政府收入の減少……………三〇六

四 事變と外交

經濟地盤としての支那の西南角……………三〇八  
 日本の大體經營……………三〇八  
 事變下の英支關係……………三二二  
 上海中立地帶設置案提議……………三二二  
 イギリスの賠償要求……………三二三  
 イギリス外交の現段階……………三二三  
 米國政府の態度……………三三四  
 ハル長官の第一次聲明……………三三四  
 中立法發動見合せ……………三三五  
 ハル長官第二次聲明……………三三五  
 ル大統領のシカゴ演説……………三三六  
 アメリカの第二次聲明……………三三七  
 アメリカの對聯盟方針……………三三七  
 アメリカ不承認固執……………三三七  
 對日精神的壓迫強化……………三三八  
 ソ聯の援助と密約説……………三三八  
 フランスの積極的活動……………三三八  
 ドイツとイタリ……………三三九  
 五 支那事變誌……………三三〇

統計表目次

日本

- 日本の面積と人口.....三
- 内地居住人口.....四
- 内地人口都會集中の傾向.....四
- 在外本邦内地人口數.....四
- 本邦民族別人口.....四
- 六大都市人口.....四
- 朝鮮台灣人を含む在外邦人數.....五
- 帝國議會議員定數及有權者數增加狀況.....五
- 昭和十二年四月卅日選舉の結果.....七
- 國富統計表.....八
- 主要農産物生産額.....八
- 内地家畜飼養戸數及び頭數.....九
- 全國家畜積殺頭數.....九
- 我國總鑛産額.....九
- 内地産重要礦物生産權.....一〇
- 鐵鋼生産高.....一〇
- 我國鑛材産種別供給高.....一〇

- 内地石炭需給高.....一一
- 各種石油國內需要高.....一二
- 原油國産量及び民間輸入量.....一二
- 産業別工場生産額年表.....一三
- 従業者五人以上工場内譯.....一三
- 職工五人以上使用工場數及び産業別工場及び工場労働者數.....一四
- 各種労働者數.....一四
- 工場法適用工場に關する調査.....一五
- 輸出入貿易總額.....一六
- 内地及び外地貿易額.....一六
- 商産品別輸出入.....一七
- 主要輸出品年額.....一七
- 主要輸入品年額.....一八
- 日本からの主要輸出國.....一八
- 日本への主要輸入國.....一九
- 紙幣及銀行券流通高.....二〇
- 正金銀行發行銀行券.....二〇
- 銀行預金及貸出.....二〇
- 各國金海關貯蓄高.....二二

滿洲國

- 預金部資金合計及郵便振替貯金高.....二二
- 東京物價指數.....二二
- 小賣物價.....二二
- 一般會計歳出入總額.....二三
- 一般會計歳入内譯國債其他.....二四
- 全國公債債現在高.....二五
- 國外投資金額.....二五
- 本邦貿易外國債收支.....二六
- 銀行輸出超過額.....二六
- 移民送金.....二六
- 一般會計と陸海軍費との比率.....二九
- 面積.....三五
- 人口.....三五
- 國籍別人口.....三六
- 國籍別省特別市別人口表.....三六
- 第一期入植戸數豫定表.....三九
- 第一次乃至第四次移民平均作付面積及收穫高.....三九
- 拓務省産業移民の現況.....三九
- 現物出蓄内容.....四七
- 農産業收穫高.....五〇

- 畜産總數.....五〇
- 最近三ヶ年主要礦産物出産量統計表.....五二
- 省別石炭埋藏量.....五四
- 昭和十一年石炭生産高及需要關係.....五四
- バルブ工場.....五七
- 輸出入貿易總額.....五八
- 類別貿易表.....五九
- 全滿輸出入最近十ヶ年比較.....五九
- 主要各品別輸入額.....六〇
- 主要各品別輸出額.....六〇
- 全滿輸出入貿易主要國別.....六一
- 類別對日本貿易輸出入表.....六一
- 對日主要輸入品.....六二
- 對日主要輸出品.....六二
- 諸金融機關預金貸出調査.....六四
- 全國普通銀行助定.....六五
- 受取助定.....六六
- 支拂助定.....六六
- 全滿會社資本金現在高.....六七
- 國際收支.....六七
- 收支超過.....六八
- 一般會計歳出入.....六八

所管別歳出豫算並に前年度比較表……………六九  
 一般會計歳出入内譯……………六九  
 一 般會計歳入内譯……………六九  
 康徳五年度各特別會計歳入歳出豫算額表……………七〇  
 康徳五年度租稅收入額及び前年度比較表……………七〇  
 事變對滿投資表……………七一  
 歐米各國の滿洲國投資額……………七二  
 各鐵道軒數……………七三  
 鐵道營業收支原年比較……………七四  
 國線の現路線……………七四

支那

面 積……………八七  
 支那に於ける各國の租界……………八七  
 住 民……………八八  
 人 口……………八八  
 全國各省市戸口及人口密度……………九〇  
 中國國民黨組織系統圖……………一〇四  
 國民政府重要職員……………一〇六  
 農業經營の大きさ……………一〇七  
 農村人口の構成……………一〇七  
 飢饉の原因と結果……………一〇八

收 穫 高……………一〇九  
 鐵業生産高……………一一〇  
 紡績産業表……………一一一  
 主要工業生産指數……………一一一  
 労働者及組合員數……………一一三  
 工業に對する列國資本……………一一三  
 列國の對支投資……………一一四  
 日英米佛四ヶ國の對支事業投資の事業別分類……………一一四  
 國民政府外債……………一一五  
 各航空路線……………一一六  
 支那の船舶移動……………一一八  
 日支英商船出入……………一一八  
 支那歷年外國貿易……………一一九  
 主要輸出入貿易品目……………一二〇  
 支那の輸入中における各國比率の變遷……………一二〇  
 支那の銀輸出入……………一二一  
 支那の金輸出入……………一二一  
 日本の輸入高……………一二二  
 歳入 豫 算……………一二三  
 歳出 豫 算……………一二三  
 收入之部……………一二三  
 支出之部……………一二四

軍務費・債務費……………一二五  
 教育・建設費……………一二五  
 主要 財 源……………一二六  
 錢莊の地方的分布……………一二七  
 支那商業銀行の増減……………一二七  
 銀行種類別表……………一二八  
 蓄積銀行投資内容……………一二八  
 在外外國銀行一覽……………一二八  
 四銀行紙幣發行額……………一三一  
 紙幣發行準備測定……………一三一  
 支那の國際收支推算……………一三二  
 事變當初における支那軍隊の構成……………一三三  
 國民政府各國大使……………一四七  
 國民政府在外大使……………一四八

ソヴェート聯邦

全聯邦及び支分邦面積人口……………一五〇  
 ソ聯邦人口増減趨勢……………一五一  
 ソ聯邦構成主要民族……………一五一  
 ソ聯邦主要言語及び其使用人員數……………一五二  
 ソ聯邦現在領土内住民職業別分類……………一五二  
 職業別人口百分比……………一六五

五ヶ年計畫による工業生産高増加率……………一六五  
 重要工業生産高……………一六五  
 世界工業生産高に於けるソ聯邦の順位……………一六六  
 國民經濟生産に於ける工業・農業の比率……………一六六  
 重工業生産計畫……………一六七  
 ソ聯邦國防費……………一六七  
 全聯邦石炭總産量……………一六七  
 經營別播種面積内譯……………一六八  
 重要農産物生産高……………一六八  
 全聯邦家畜飼育數……………一六八  
 ソヴェート従業員數……………一七〇  
 新換算率による最近二十年間のソ聯邦貿易額……………一七二  
 輸入品より輸出品に移つた品目……………一七三  
 國別輸出入額……………一七三  
 日ソ貿易總額……………一七四  
 經濟團體の國定銀行への負債額……………一七五  
 ソ聯邦銀行預金額……………一七五  
 聯 邦 歳 入……………一七七  
 聯 邦 歳 出……………一七八  
 聯邦豫算歳入の部……………一七九  
 同 歳出の部……………一八〇  
 ソ聯邦國際貸借表……………一八一

ソ聯軍事影響膨脹勢.....一八三

比 律 賓

諸島の面積.....一八八  
都市人口.....一八八  
重要農産物産額累年比較.....一八九  
買 易 額.....一九〇  
豫 算 額.....一九一  
投資額内譯.....一九二

佛領印度支那

地方別面積人口.....一九四  
都市別人口.....一九五  
主要農産物産額.....一九六  
買 易 額.....一九七  
豫 産 額.....一九八  
フランスの投資額.....一九八

暹 羅

主要都市人口概數.....二〇一  
買 易 額.....二〇二  
豫 産 額.....二〇四

英 領 馬 來

主要都市人口.....二〇九  
買 易 額.....二一一  
豫 算 額.....二一二  
馬來聯邦財政.....二一三  
馬來聯邦各國の歳出入.....二一三

蘭領東印度

各島羣の面積人口.....二二七  
主要都市とその附近人口.....二二七  
蘭印農産物と世界農産物の比較.....二二九  
主要農産物.....二二九  
買 易 額.....二三〇  
對日貿易推移.....二三〇  
豫 算 額.....二三一

濠 洲

重要諸都市人口.....二二六  
主要農産物の耕地面積と産額.....二二七  
重要農産物産額.....二二七  
買 易 額.....二二八

新 西 蘭

豫 算 額.....二二九  
主要都市人口.....二三三  
農産物耕地面積と收穫高.....二三四  
買 易 額.....二三五  
豫 算 額.....二三六

支那事變一年誌

上海華人紡績全工場統計.....二九三  
上海華人紡績半工場統計.....二九三  
支那新式工業の地域的分布.....二九四  
北支各省石炭埋藏量.....二九五  
北支各省出炭高.....二九五  
北支各省鐵礦埋藏量.....二九五  
中支主要農産物生産高.....二九五  
北支主要農産物生産高.....二九六  
北支特殊農産物生産高.....二九六  
地方別買易高.....二九七  
地方別鐵道名.....二九八  
海關收入兩年度比較.....三〇六  
金單位輸入税關.....三〇七

# 日本

## 一 總 說

日本社會の近代化は明治維新（西紀一八六八年）を機會として急速に進められたが、元來、日本は建國以來、常に海外との交渉を絶えず、特にアジア大陸及び南洋方面との間に下代から文化交流を失はなかつたが、正式に西歐文化に對して門戸を開いたのは、天文時代（西紀一五四〇年代）のことであつた。そして、之等の外來文明は専ら南洋方面のヨーロッパ植民地を通じて傳來した關係から、一般に南洋文化といふ名の下に、殆ど一世紀近くも渡來が繼續せられてゐた。然るにその後、寛永年代、島原・亂平定の翌年（西紀一六三九年）家光の通商禁止以後、支那兩國以外は外國貿易を禁ぜられたが、爾來二百年余の長い鎖國の夢は十九世紀中葉に至り歐米の壓力によつて覺醒されたのである。

即ち弘化、嘉永の交、米露の使臣が來朝し、安政元年（西紀一八五四年）先づ米英露との間に和親條約を結び、開港を斷行したのが日本の近代世界參加の最初であつた。所がこの幕府苦心の開明政策も封建制度の行詰りを救ひ得なかつたのみに止らず、寧ろ開港により新社會組織到來の必然性が益々促進せられた結果、明治維新となり、所謂諸政一新が行はれるに至つた。

新日本は藩閥奉還（西紀一八六七年）及び廢藩置縣（西紀一八七一年）により面目一新の筈であつたが、なほ實質的には多くの封建遺制を存してゐた。そ

こで一面、舊弊打破のために佛英米流の自由民權思想を迎へると共に、他面、先進諸國の蹂躪を免れるために半先進國たるドイツに學び、強固なる中央集權制度を天降り式に建設する必要に迫られてゐた。この兩傾向は明治社會史を貫く紅白二本の糸であり、更にそれは、引續き大正、昭和の社會を通じて現れた政治經濟上の種々の曲折を産むに至る本質的な制約であると思ふべきであらう。

而して明治、大正、昭和の三時代を一貫して、顯著なる政治的發展は必ず之に先行する經濟的動搖の克服に由來することは注目すべき事柄である。

明治維新は封建社會の行詰りと外國資本主義の壓迫とを直接の原因として行はれたものであつて、必ずしも先進諸國に於けるが如く産業革命の勃發によるものと見る事は出来ない。然しながら、かゝる經濟的行詰りとその政治的解決とを反復して行く裡に漸次、産業革命の過程を經て行つたものといへる。

維新後、最初の恐慌は明治七年（西紀一八七四年）であり、そしてその年から佐賀、熊本、秋月、萩等の諸藩が引續き、民選議員設立の建白も出され、藩征伐が行はれたが、これは必ずしも偶然の暗合ではない。

その後、十年の西南戦役（西紀一八七七年）の直前から國立銀行増設に伴ひ紙幣が増發せられてゐた上に、戦費支弁のため更に紙幣濫發が行はれたため、經濟界一般は反動に變はれた。そして特に明治十六年から猛烈な恐慌状態に陥り、自由黨系の暴動なども盛に勃發したし、十七年には國外に京城事變なども起つたが、恐慌は緩和されず、十八年末まで續いた。然し乍ら當時はまだ財界の主力が大體に於て外國資本の握る所となつて居り、治外法權もなほ撤廢せられてゐなかつたため、幸か不幸か日本の經濟界は崩壞の憂目を見ずして濟んだ。加之、十八年には内閣官制も實施せられ、十九年には帝國大學も公布

せられて官公吏養成の基礎も定まるに及んで、各國との間の條約改正に關する交渉も緒についた(明治二十年)。それより帝國憲法の發布せられた明治二十二年(一八八九年)に至る間に、政治の基礎の確立すると共に、經濟界の大整理が行はれ、政府が兌換を開始するや通貨は安定して企業は勃興するに至つた。但し幾何もなく又も財界は沈滞状態に陥り日清戰爭の直前まで反動が覆いた。

日清戰爭を以つて産業資本主義の時代が始まつたと見ることが出来るのであつて、その戦勝によつて清國より得た賠償金三億七千萬圓のほかに、一億數千萬圓に及ぶ外資の輸入を得て通貨膨脹と共に企業は著しく勃興した。そしてその中心をなしたものは鐵道と銀行とであり、三十年には清國からの賠償金を以て金本位制度が確立せられたが、同年早くも財界の一部には反動の空氣が現れ始めた。そしてその後多少の起伏を示し乍ら、全體として不況の一途を辿り、北清事變(西紀一九〇〇年)を経た後、間もなく全國的な産業恐慌、金融恐慌の状態に入つて日露戰前に至つた。

日露戰爭には當時の國力としては過重と思はれる位巨額の軍費を要したが、同時に多額の外債も集り、更に、戦後の經營に當つては悉く外資の輸入が活潑に行はれた結果、明治三十九年は企業の勃興顯著なるものがあつた。就中、この傾向を助成したものは同年三月の鐵道國有と四月の滿洲創立とであつて、前者は五億圓、後者は二億二千萬圓の資金を誘致分派した。所が、翌四十年に入るや早くも反動の氣配顯れ、四十一年上半期には恐慌の状態に陥つた。

その後は引續いて不況に陥り、四十三年から四十五年上半期までは外資輸入その他により一時的に中間景氣が出たが、それも水漬きせず、歐戰戰前まで不況状態が續いた。世界大戰當時に於ける日本の發展は誠に目覚ましきものがあ

り、例へば大正四年から七年(一九一四年—一九一八年)にかけての五年間に於ける輸出金額總計のみについて見ると實に五十四億圓、之を戦前に移して比較すれば半年十ヶ年分以上の合計額に匹敵する有様であつた。尤もこの好況も大正七年後半からは稍々衰兆を示し始め、貿易の向下と金融梗塞を伴つた結果、大正九年三月には株式の暴落と共に恐慌となつて沈滞期に入り、大正十一年(西紀一九二二年)の華府軍縮會議にも參加して戦後の立直しに努力したが、その結果が顯れか裡に不幸にも大正十二年の大震災に襲はれて益々窮乏に陥つた。所謂震災手形によつて一時を翻達せられたが、幾何もなくその缺陷が表面化した結果、昭和二年の金融恐慌の形をとつた。

而も、その上に昭和四年(西紀一九一九年)秋の紐育財界に始まる世界恐慌の襲ふ所となり翌年春の倫敦軍縮會議にも參加して國策節約の途を講じたが、それによつて目前の恐慌切脱を行ふよりもより多く騰貴以來の積蓄の減損に當てる必要があつたのみならず、アメリカへの貿易の激減は露露生絲を副業とする日本農村の急激なる衰微を來した。そこで、翌六年秋の滿洲事變の勃發となり、所謂非常時が始まつたのである。そしてその特徴とする所は、國內にあつては、五・一五事件、二・二六事件等の擾亂と共に政治、經濟、財政等、諸般の政務に對する國家統制の強化であり、國際的には滿洲國承認、國際聯盟退(昭和八年春)、世界經濟會議決裂(同年夏)、軍縮條約終了(昭和十一年末)日獨伊防共協定成立(昭和十一年及び十二年)となつて現れ、東亞に於ける日本の支配權確立過程の進行といふ嚴として動かすべからざる事實である。

昨夏來、支那事變の勃發、擴大繼續中である事情に伴ひ、國內に於ける變遷

一致體制の強化、統制の進展は愈々著しきものがある。十月一日には戰時事務局對應機關たる企畫院が在來の企畫廳、資源局を綜合した上に作られるに至り、次で十一月二十日、宮中に大本營が設置せられ、その隣軍部は參謀本部内に、海軍部は軍令部内に設けられた。又、今春の帝國議會に於て膨大な戰時豫算が成立し、國家總動員法、電力國家管理法が通過したのも、かゝる非常時空氣の結實したものに外ならない。

之を要するに、明治以降の日本社會は資本主義國家として當然に景氣の上下を経験したのであり、そしてその程度を擴大しつゝ繰返した不況は略々十年目毎に決行せられた對外戰爭の勝利により解消せられ、次々に政治經濟上の大飛躍を遂げて内部的矛盾を克服して來たのであつた。滿洲事變もまた今次の支那事變も、共に新なる形に於ける歴史の反復といつて差支へなからう。但し、今次の事變は殆ど之を徹底的に處理しなければ悔を後世に殘す底の運命が日本に課せられるに至つてゐるのである。

### 二 面積・人口

日本の面積は日清、日露兩戰役並に朝鮮併合を通して約五分の四に當る廣さを加へ、別に大戰後の南洋委任統治により若干の地を増した。然しそれでも下段の表によつても知られる通り、世界面積の約二百分の一、アジア面積の六十分の一に過ぎない。

之に反して人口は内地のみについて見ても明治五年(西紀一八七二年)の三千二百一十一萬が、大正二年(西紀一九一三年)の五千三百三十六萬二千となり、更に昭和二年(西紀一九二七年)の六千三百三十一萬六千、昭和十年(西紀

日本ノ面積ト人口

地域	面積(方寸)	人口	千人當り人口密度	調査年次
世界總計	134,278,000	2,063,581,003	15	1932年
アジア總計	41,811,000	1,143,152,000	27	1932年
日本合計	681,252	99,456,512	102	1935年
内地	382,545	69,254,148	181	〃
朝鮮	220,735	22,898,695	104	〃
臺灣	35,974	5,212,719	145	〃
樺太	36,090	331,949	9	〃
小計	675,344	97,694,511	144	〃
南洋委任統治	2,148	102,238	47	〃
及州外地	3,760	1,656,763	441	〃

日本の面積と人口との割合が甚しく調和し難い事情におかれてゐる點は一般に認められてゐる(この内地人口は昭和十一年十月一日の調査では七千二百五十八千二百人、其中男三五、二二



總數	48,475	キユーバー	8
中華民國	26,203	ペルマ	8
アメリカ	2,084	チリ	8
イギリス	2,075	パナマ	6
滿洲	1,792	グアテマラ	6
ソ連	1,529	ビルマ	5
ドイツ	1,458	イラン	5
フランス	537	ギリシア	5
英領印度	474	エクアドル	4
カナダ	291	ヴェネズエラ	3
オランダ	248	コロンビア	3
スイス	203	ボリビア	3
ポルトガル	195	セルビア	2
イタリア	159	マルタ	2
比律賓	111	サルヴァドル	2
スエデン	96	ウルグアイ	2
スペイン	95	ジョルジア	1
暹羅	89	英領ボルネオ	1
ブラジル	10	アラビア	1
海峽植民地	8	ホンチユラス	1
ルーマニア	8	新西蘭	5
ユーゴスラヴィア	8	其他	1

前表はたゞ外國在留の内地人の内、關東州並に南洋委任統治領に於ける住民を算入せず、其他の海外各地に在るもののみを示したものである。昭和十一年十月現在、在外内地人總數、一、二二〇、一一七人、その中、關東州一六七、〇五四人、南洋委任統治領五五、九四八人、之に海外各地在住の前記九九七、一一五人を合して、總數百二十二萬余となる。之に朝鮮人台灣人の在外者を合すれば左表の通りである。(但し、このうち中華民國人に關する數字は今次事變後甚しい減少を經驗したことはない。)

帝國議會議員定數及有權者數增加狀況

年次	選舉回数	議員定數	有權者數	一議員ニツキ有權者數
1890(明治23年) VII 1	1	300	450,851	1,503
1902(明治35年) VIII 10	7	376	983,193	2,605
1904(明治37年) III 1	9	379	757,788	1,999
1908(明治41年) V 15	10	379	1,528,676	4,176
1912(明治45年) V 15	11	381	1,503,650	3,947
1920(大正9年) V 10	14	464	3,069,787	6,616
1928(昭和3年) II 20	16 (一回増選)	466	12,409,078	26,629
1936(昭和11年) II 20	19 (四回増選)	466	14,479,554	31,072
1937(昭和12年) IV 30	20 (五回増選)	466	14,618,298	31,369

式に列したのが議會制度の起源であつた。然し、近代の立憲思想そのものは現に明治初年から表面化しつゝあつたものであると同時に、立憲政治、政黨政治の實際化といふことは憲法發布後も容易に貫徹せられなかつた。そして世界大戰末期の世界的民主競選と社會不安とに促されて選挙法

三 政治

立憲君主政治の根幹は明治二十二年(西紀一八九九年)二月十一日發布の帝國憲法と皇室典範とによつて定められ、翌年七月に至り、第一回總選舉により四十五萬余の有權者中より三百人の代議士が選ばれ、同十一月の帝國議會開院

内地居住人口(1935年)

全國	69,254,148
大都市部	22,666,307
郡部	46,587,841
六大都市	12,645,419
東京	5,875,867
大阪	2,989,874
名古屋	1,082,816
京都	1,080,593
神戸	912,179
横濱	704,290

力集中と財力の不均衡人口との所謂相對的過剩の現象とを察するに足る。更にこの傾向は翌十一年十月の調査により

内地人口都會集中の傾向

年次	市部	人口		千分比	
		市部	郡部	市部	郡部
1920(大正9年)	83	10,096,758	45,866,295	180	820
1925(大正14年)	101	12,896,850	46,839,972	216	784
1930(昭和5年)	109	15,444,300	49,055,705	240	760
1935(昭和10年)	127	22,666,307	46,587,841	327	673

四千人、女三五、〇三四千人に増加した。而して人口の職業別比率は農業が著しく多く有業者總數の二割二分を占め、工業、商業之に次ぎ、稍々下つて公務員自由業、更に一段減じて交通業、家事使用人、そして水産業、鑛業は案外少數に止つてゐる。近年、内地人口の都市集中の現象は甚だ著しく、而も其傾向は益々増加する。即ち、昭和十年(一九三五年)に於ては全國一二七市の住民が全内地人の三分の一を占めてゐる有様であり、更に翌十一年に於ては全内地人口七〇、二五八千人の中全國の都市の數は一四四に増えその住民數二四、二五三千人に余り優に全人口の三四・五%に達してゐる。而もこの都市在住者の半數以上が専ら

在外本邦内地人口數 (1935年及1936年10月現在)

地域別	1935	1936
總數	937,970	997,115
滿洲國	322,394	376,036
中華民國(香港ヲ含ム)	57,508	60,768
ノ聯極東地方	2,383	2,854
南洋其他	36,134	35,768
其他	1,459	2,171
アジア計	419,978	477,597
北米合衆國	112,418	111,184
布哇	151,285	152,199
英領カナダ	20,183	20,593
北アメリカ計	283,886	283,976
ブラジル	192,823	193,057
ペルー	21,550	22,570
其他	3,507	3,928
中南アメリカ計	227,940	229,565
ヨーロッパ計	2,882	2,629
滿洲	3,072	3,205
アフリカ計	212	210

本邦民族別人口(1937年)

合計	102,600千人
大和民族	73,600千人
朝鮮民族	23,600千人
臺灣漢民族	5,000千人
臺灣高砂族	150千人
南洋土人	50千人
アイヌ族	17千人
樺太土人	400人

外=在留外國人約16萬  
並=關東州土人ガアル  
カ省略スル

六大都市人口 (1936年)

六都市合計	(千人) 13,081.2
東京	6,085.8
大阪	3,101.9
名古屋	1,119.5
京都	1,107.4
神戸	938.2
横濱	738.4

一層促進せられてゐることが察せられる。序に日本國民の民族別分類表、在外内地人留留別表、本邦在住外國人分類表を示しておく。

が擴張せられ、大正七年九月の原内閣出現により曲りなりにも政黨内閣主義が樹立せられ、更に昭和三年の普選實施により議會政治が愈々軌道に乗つたかの觀があつた。

軍部大臣の如きも元來現役大中将を以て任ずる規定があつたため、朝鮮二個師團増設の時（大正元年）の如き、上原陸相の辭職により西園寺内閣の瓦解を見たことさへあつたにも拘はらず、次の桂内閣が護憲運動により倒れた後をうけた山本内閣は大正二年陸軍大臣並に朝鮮、台灣兩總督を豫後備軍人にまで擧げ、益々政黨政治確立の傾向の促進せられるを思はしめた。

然るに昭和五年のロンドン軍縮會議の頃から右の傾向の反動が擡頭し始め、同年秋には濱口首相暗殺未遂事件があり、翌六年秋の滿洲事變を機會に「非常時」意識が昂るに至つた。そして同年末に所謂「安達騒動」により民政黨内閣が倒れ次の政友會内閣は金輸出再禁によつて經濟殖國策を決意し、翌七年一月には上海事變が起るに及び、海軍も非常時政策に参加するに至つた。

加之、此頃の輸出の激減特に對米生絲輸出の不振は農村の窮乏を大ならしめ農民、輸出商工業者、陸海軍人の不滿は在來の幣原式協議外交への反對より一轉して政黨政治そのものに對する疑念を呼び、加ふるにワシントン條約、ロンドン條約の満了すべき一九三六年と昭和八年（一九三三年）三月の聯盟艦隊聲明が効力を發生すべき一九三五年を合せ警戒する所謂「一九三五・三六年の危機」の叫は陸海軍人と農民及び小市民層の政治的關心を刺戟した結果、昭和七年初めの血盟團事件となり又之と同じ流を酌む反政黨的反財閥的運動は益々盛んとなつたが同時に總選舉に於ける與政黨友會の大勝に反對する気分も併つて五・一五事件となり、非常時の色彩を帯びた齋藤内閣が成立した。（昭和七年

五月二十六日

齋藤内閣には荒木陸相が留任し、内田外相が参加した外、政友黨から四名及び三名の有力なる入閣者を得て舉國總動員の形を整へると共に齋藤、山本、高橋三長老によつて變通無礙なる鎮靜的的政策が續けられたのである。そして世俗の所謂スローモーションの裡に着々行政並に人事上の手腕を示したが、帝人疑獄事件に災せられ、商相始め多くの大官が事に坐したため、昭和九年七月に排他した。然し、その後、事件の真相が究明せられた結果、昨年十二月下旬に至つて全被告の無罪が確定した。

次に岡田内閣（九年七月八日成立）には廣田外相、林陸相、大角海相が居並び、高橋兼井財政、廣田外交、林陸相等を支柱として立つてゐる限り、全然前内閣の延長に外ならず、殊に齋藤前首相が内大臣に任ぜられ、教育總監としては眞崎大將に代つて渡邊大將が任ぜられ（十年七月十六日）急進的行動に對しては到る處に懸念があつた。そこでこの對立關係を超越し、各方面一致して斷行せられたのが國體明徴運動であり、政府は十年八月三日に第一次明徴聲明を發したが、これと相前後した教育總監交迭問題に對する一部人士の不滿は隨處し、八月十二日に相澤事件が起り、十月十五日には政府の第二次明徴聲明があつたが、この頃より岡田内閣の統制力は著しく失はれ行き、普通岡田内閣を「モーション」の勝りをさへ放つものあるに至り、その極端に昭和十一年二月二十日の衆議院總選舉後正に一週間に未嘗有の不詳事たる二・二六事件が勃發し、帝部は二十七日午前三時半より戒嚴令下におかれたが、叛亂参加の將卒千三百數十名は二十九日午後二時頃を以て全部の關頭を終り事件は鎮定した。同七月五日に至り第一次斷斷として中心人物十五名の極刑が確定、同十七日に

戒嚴令は解除せられた。

後藤内閣は三月十三日に成立し廣田首相、馬場藏相、寺内陸相、永野海相が中心となつてゐるが、寺内陸相の代表する陸軍側の意識と政黨方面の空氣とが正面的に對立した結果、昨年一月二十三日に至つて總辭職を執行し、後任として大命を拜した宇垣大將は陸軍方面の反對で組閣不能に終り、二月二日に至り林内閣が辛うじて成立した。

林内閣は前内閣に於て寺内陸相の主唱した議會解散を三月末日の議會開會中に斷行したが、その結果、四月末日の總選舉により反政府黨の絕對勝利となつたことは次表の通りで、止むなく同内閣は五月末日に總辭職を遂げ、六月四日に至つて所謂舉國一致、國內相剋廢廢解消、精神總動員等の主張を掲げた近衛

内閣が出現して、今日まで既に一年餘も繼續してゐる。

同内閣は五月二十六日に至り、突然、改組強化の實を擧げ、外相に宇垣大將、文相に荒木大將、蔵相兼商工相に池田成彬氏を任じ、本戸文相兼厚相は厚相專任とした。隨つて廣田、賀屋、吉野の諸大臣は退官するに至り少し遅れて杉山陸相も退いて板垣中將が之に代つた。（六月三日）

### 四 産 業

日本の經濟社會は先進國に比して著しく遅れて居り、明治維新前後には、嚴密な意味の資本主義生産が成立してゐなかつた所へ、外國資本主義の壓迫があつた結果、早く國內經濟力を擴充すると共に國外に向つても急拵へに戰爭と植民とを實行して行く必要があつた。それ故に明治初年に早くも樺太千島問題、琉球問題、征韓論、征臺役等が頻發したのであるが、それ等の内外事務の擔當者たるべき強力なる財閥の存在しなかつたために資本主義經濟は最初から國權と密接に結合し、歐米の如き自由市民的な産業主義を獨立に採用する暇をもたなかつた。この特徴が日本經濟を一貫してゐるのであつて、一部に甚だ遅れた農民的労働者が存在してゐるのに對し、中央集權的な高度の資本及び技術と、軍隊的な労働組織とが根柢に横つてゐる。

同時に、一方には未だ農業者が甚だ多く殘存してゐるに對し、商工業者も相當の數に達し、また交通業者や主としてインテリ的な公務關係者の少くないことも注目すべき點であるが、然し、日本が良質の石炭に乏しく、又石油、鐵を初め天然資源に乏しいといふ點からも著しい制約を産業上にうけてゐることいふ迄もない。（次頁國富統計表参照）

#### (1) 農業及び林業

農業に従事する者の數は内地に於ては約半数に近く、朝鮮、臺灣では約八割に及んでゐる。昭和五年（一九三〇年）の國勢調査の報告によれば内地全世帯數約千六百十五萬戸中、五百六十萬戸が農家となつて居り、この状態はそ

昭和十二年4月30日總選舉ノ結果

黨 派	立候補者	當選者	(議員前數)	得 票	(當選者)得票
民 政 黨	266	179	(206)	3,666,067	2,811,155
政 友 會	268	175	(172)	3,608,882	2,761,421
社 會 大 黨	65	36	( 19)	1,070,916	713,045
昭 和 會	35	18	( 24)	404,846	284,033
國 民 同 盟	20	11	( 11)	281,826	206,041
東 方 會 派	20	11	( 9)	212,505	172,901
諸 中 立	43	7	( 4)	286,661	119,655
	109	29	( 19)	845,612	429,865



内地重要礦物生産量(年産2百萬圓以上)

Table with 10 columns: Year, Gold, Silver, Copper, Tin, Lead, Iron Sulfide, Coal, Petroleum, Sulphur. Rows for years 1932-1937.

ら著しき制限を受けねばならない状態に陥つてゐる。(イ) 鐵の鑛山は甚だしく、鐵鑛資源は概算九千萬圓と推測せられ、世界確定鐵鑛量の恐らく二百五十分の一にも及ばぬものと見られてゐる。而も遠く世界大戦を經、又近く滿洲事變後の國際情勢に促がされて、鐵鑛、鋼材の自給を目指してゐるが、原石乏しいため、鑛石、鐵鑛、屑鐵等を國外に仰ぐ必要がある。特に昭和七年

鐵鋼生産高(單位千噸)

Table with 4 columns: Year, Iron, Steel, Cast Iron, Alloy Steel. Rows for years 1932-1937.

我國鋼材品種別供給高(單位千噸)

Table with 10 columns: Category, Production (1934-1936), Import (1934-1936), Supply (1934-1936). Rows for various steel types.

頃から鐵鑛及び鋼材の産出盛となり、製鐵業の徹底的合理化を計る目的を以て、同九年二月、資本金三億五千萬圓に余る日本製鐵株式會社が創立せられ、需要を充たすことに努めて来たが、之も國際收支の關係上原鑛の輸入に制限をおく必要があつたのみならず、昨夏に始まる日支事變の余波として、滿洲、馬來半島その他の鐵鑛供給地が輸出を制限し、又は、山元で使用してゐた支那人労働者が罷業したりするため原鑛が從來の如く豊富に渡來しないといふ事情にある。隨つて滿洲及び北支那の鐵鑛輸入が一層焦眉の問題として歡迎せら

れるわけである。

鐵鋼の内地生産額は表に示したやうに極めて少いから一方に於て國外から輸入すると同時に相當高い關稅を課して國內生産を保護しようとして居り、而も一方、爲替相場維持のために當然その量に制限があるのみならず、列國も亦一種の經濟封鎖の目的から快く日本に之を輸出してくれない關係もあり、そこに種々政策上の矛盾を來さざるを得ない結果、鐵に滿洲及び北支那産鐵の輸入を奨励して問題を緩和せんと努めてゐるが、國策上再考せらるべき問題が尙多く殘されてゐる。

(ロ) 石炭 石炭の産額は産出中最も多く、(年額約二億圓全産額の約半額を占む)比較的廣い範圍に涉つて分布し、その鑛床は大約六十億噸と算せられるが之を世界埋藏量に比べればその凡そ八百分の一に過ぎず加ふるに炭質も概してよくなく、産額も全世界の三%にすぎない。然し、大體に於て國內の需要を充たすに足るのみならず、撫順炭その他の滿洲炭及び北支那諸鑛山の石炭を自由に輸入し得るため(全輸入炭の約四分の三に及ぶ)場合によつては外國に輸出することも出来る有様である。撫順炭は内地

内地石炭需給高(石炭鑛業聯合會調)單位千噸

Table with 6 columns: Year, Previous Stock, Supply, Import, Export, Consumption. Rows for years 1932-1937.

炭よりも良質、且つ採炭費が少なくて済むため運賃を加算しても内地炭價よりも一、二割方低廉である。

石炭輸出先は主として支那、香港、海峽植民地、比律賓、佛領印度支那等であり、輸入を仰ぐ諸國は滿洲國、支那、佛領印度支那、ソ聯領アジア等であるが、昨年七月以後の事變下に於いて石炭貿易状況も著しく變化を經験した。特に國內的に生産力補充の問題が要求せられた結果として石炭の需要が著しく増加しつゝあるにも拘はらず、その輸入は從來ほどにも圓滑に行はれなくなり、相當に品不足が訴へられてゐる。それには種々の理由があるが、何れにしても重工業、化學工業、電氣事業、鐵道業等の軍需品に基礎工業の補充は片時も止めるわけに行かない。そして從來はその消費高が毎年三百萬圓乃至三百五十萬圓づゝ増加して来たのに對して、今年度に於ては僅に七百萬圓を増加し、總額五千百萬圓に上るものと推測せられてゐる。

(ハ) 石油 石油は極めて乏しくその質も良くない。之が用途は益々増加する一方であるにも拘はらず、内地からは需要の一割も産しない。そこで昭和十年に石油統制法を布き或る程度の貯油義務を營業者に負はせたが、列國に及ぶ可くもないので夥しき石油の輸入によつて之を補つてゐる有様である。國産石油の年産額は凡そ二百萬石、米國の年産額八億石に比べては、その一日の産油量にも及ばず、隨つて日本の石油輸入額は僅に一億五千萬圓を越える。尙、この外に海軍の需要量を加ふれば夥しき額に達すべきことが推測せられる。

輸入石油を供給する諸國は北米合衆國、蘭領東印度、北樺太其他アジア・ソ聯邦、ヨーロッパ・ソ聯邦、英領ボルネオ、海峽植民地等を主たるものとするが事變下に於ては輸入は可成り困難の度を加へて來てゐる。

産業別工場生産累年表(商工省調) 単位千圓

業 別	1931	1932	1933	1934	1935	1936
紡績工業	1,802,997	2,028,171	2,696,079	3,167,756	3,365,579	3,654,888
金屬工業	434,871	591,128	887,728	1,496,793	1,880,342	2,208,866
機械器具工業	443,341	543,842	805,115	1,159,168	1,461,982	1,716,352
窯業	142,316	159,547	212,454	251,262	283,166	329,316
化學工業	825,520	957,022	1,300,336	1,480,784	1,812,202	2,110,915
製材及木製品工業	142,823	152,577	183,360	228,800	248,699	280,237
印刷及製本業	167,310	162,709	169,551	203,843	222,963	234,988
食料品工業	834,687	886,273	1,017,581	1,046,341	1,168,479	1,259,660
其他ノ工業	187,126	232,917	282,142	335,074	381,783	440,661
加工賃及修繕料	193,588	263,282	317,018	—	—	—
合 計	5,178,135	5,982,469	7,871,364	9,370,521	10,846,275	12,234,886

瓦斯及電氣ノ除ク

従業者5人以上工場内課(1935年)

職工數	工場數	生産額(百萬圓)	従業者數(千人)
5-10	46,831	666.5	289.2
10-15	11,785	396.7	149.1
15-30	13,883	913.6	303.8
30-50	5,637	804.4	234.5
50-100	3,757	1,047.3	284.6
100-500	2,701	2,724.3	585.9
500-1000	355	1,360.4	269.1
1000-以上	225	2,923.7	515.1
計	85,174	10,836.9	2,631.4

生産額並に労働者数からいへば百人乃至五百人を使用する諸工場が最も多い。随つて工場数では東京が大阪より稍々多いが生産額並に労働者数からいって大東、飯京、兵庫、静岡、愛知、神奈川等の順序で日本の工業地となつてゐる。而して近年、金屬工業、機械器具工業、化學工業等の整頓の著しきは専ら時局の影響による。

各種石油国内需要高(単位百萬噸)

年次	分量
1931	165.8
1932	197.1
1933	200.6
1934	235.6
1935	291.6
1936	320.8
1937	352.9
1938	388.2
1939	427.0
1940	469.7

石油の需要は飛躍的に増加しつゝあり、既に昨年までの各種石油国内需要高は右表の如く計算せられた。(石油時報)但し、一九三八年以後は見込額を示したものである。

原油産量及び民間輸入量(単位噸)(石油時報) (燃料協會雜誌)

年次	産産(臺灣を含む)	輸 入	計
1932	239,056	716,099	955,155
1933	213,778	902,851	1,116,629
1934	226,023	1,074,595	1,300,618
1935	327,340	1,149,595	1,476,935
1936	375,000	1,292,145	1,667,145
1937 (I-VII)	233,473	728,555	962,028

而して實際の經過は右の推定の誤でないことを證明した。即ち昨年における数字は、八月以後は表を見合せられてゐるけれども、大體少くも一億圓を突破し、優に一九三〇年頃の倍以上となつてゐる模様で、之に民間以外の需要を加へれば夥しい額に達するに相違ない。但し、この巨額の需要に對して國産油の供給高は僅に八%乃至一〇%を出でず、大部分は輸入に依つ外ない有様で、原油のみについての概數を見ても上表の如くなつてゐる。

4 工業

而もこの傾向は事變下を通じて今後益々増加して行くべき傾向にあるため、官民共同の帝國燃料工業株式會社が資本金一億圓を以て建設せられ、特に日滿兩國を通じて人造石油の奨励による増産七ヶ年計畫が樹てられるに至つてゐる。

工業の基礎が從來主として纖維工業を中心とする輕工業にあつたことは云ふまでもないが、同時に造船造船、機械製造等を抜く重工業も部分的には興り、それが瓦斯電氣工業の發達と伴つて各種工業の躍進を促すに至つた。そして滿洲事變後の爲替安に應じて一時は日本商品の海外市場を來したが、それも下火となり、更に昨年来の支那事變に因つて形勢は一變し、生産力の擴充と共に原料輸入の制約をうけ、工業は一面に跛行的發達を遂げると共に、他面には著しい原料不足に悩まされるに至つた。そしてまた軍需品製造を重點とする重工業、化學工業等の開發が志されてゐるのは、目前の時局下に於て當然の經過であらう。

工場的大部分を占むるものは紡績工業であり、之に働く労働者は八割までが女工である。其他、食料品工業、機械工業に於ても工場數及び労働者数が甚だ多い。工業數からいへば六割以上は五人以下の小規模工場であり、日本の工業生産が如何に家内工業又は副業工業的従業者によつて小經營として行はれてゐるかを知らるに足る。そして従業者十五人以上を使用する工場法適用工場について見ると比較的雇用人の少い労働者十五人乃至三十人の工場數が最も多く三十一人乃至五十人、五十人乃至百人、百人乃至五百人等の工場に次ぐが、その

工場法適用工場ニ關スル調 (1936年)

産業別	工場数		職工数 (千人)		生産額 (千圓)	
	1935	1936	1935	1936	1935	1936
紡織工業	12,749	12,943	629.1	636.1	1,849	2,008
金屬工業	1,983	2,310	103.2	116.3	1,171	1,391
機械器具工業	3,000	3,617	149.0	193.9	612	723
窯業	2,012	2,141	45.9	48.7	173	204
化學工業	2,151	2,301	143.4	176.8	1,091	1,273
製材及木工業	4,848	5,247	56.7	62.4	154	176
印刷製本業	1,370	1,416	21.1	21.7	57	59
食料品工業	10,018	10,263	114.6	121.3	808	892
瓦斯及電氣業	476	480	5.7	5.8	6	6
其他ノ工業	3,823	4,166	75.9	84.9	162	196
合計	42,435	44,834	1,344.6	1,467.9	6,083	6,929

日本

職工5人以上使用工場數及び産業別工場及工場労働者數

産業別	工場数			労働者数 (千人)		
	1934	1935	1936	1934	1935	1936
紡績工業	24,399	25,561	26,358	969	1,006	1,027
金屬工業	6,610	7,317	8,251	184	217	246
機械器具工業	9,181	10,354	11,766	314	367	456
窯業	3,722	3,896	4,222	82	92	101
化學工業	4,313	4,641	4,998	192	228	273
製材及木製品工業	6,730	7,721	7,788	76	85	93
印刷製本業	3,234	3,355	3,450	56	60	58
食料品工業	13,500	13,680	14,021	147	158	165
瓦斯及電氣工業	552	550	570	8	8	8
其他ノ工業	8,070	8,546	9,178	130	144	159
合計	80,311	85,171	90,602	2,163	2,368	2,592

日本

各種労働者數

種別	1934年	1935年	1936年	
工場	男女計	1,433,983	1,629,869	1,813,616
	男	1,100,401	1,162,033	1,253,801
	女	2,539,384	2,791,902	3,067,417
礦山	男女計	220,084	247,668	285,414
	男	27,102	27,136	35,067
	女	247,186	274,804	320,481
運輸、交通、通信	男女計	488,544	472,101	493,297
	男	66,580	72,374	71,967
	女	555,124	544,475	565,264
日傭其他	男女計	1,918,711	1,797,322	1,687,697
	男	503,872	498,086	449,258
	女	2,422,583	2,295,498	2,136,954
合計	男女計	4,066,322	4,146,960	4,280,023
	男	1,697,955	1,759,929	1,810,083
	女	5,764,277	5,906,589	6,090,116

一四

なほ國民地位の向上並に國民生活の安定を期する目的を以て國民保健、労働、社會事業並に社會保險、簡易保險に關する行政事務を綜合する官署として社會保健省といつたものを設置する方針が昨年七月に決定せられ、これが今年一月に至り實を結んで厚生省となつた。

## 五 貿易

貿易の總額は昭和七年(一九三三年)即ち金輸出再禁止の直後から漸次上昇し、圓爲替安に乗じて輸出産業は著しく膨脹したが、それに伴つて輸入品と競争の立場におかれてゐた國內産業の方も外國品の騰貴に促されて著しく發達した。然しながら繁年の國防費の増大、軍需工業の擴張に因り、重工業とも急速な進歩を遂げ、昨年の輸出入何れも内地のみでも夫々三十數億圓に達した。たゞ海外諸國に於て輸入防止策が嚴重となると共に、圓爲替安の利益も消失したのみならず、世界的物價高のために日本への原料輸入が困難となつたこと、日本の爲替管理強化により軍需關係以外の原料輸入が制限されることになつたこと、而もこの唯一の自由な輸入品たる軍需關係品は著しく増加したにも拘らず之を再輸出すべき性質のものでないために漸く行詰りが見えて來たこと等で貿易の前途は稍々考慮に値する状態を示してゐる。

特に今次の事態下に於てこの傾向は一展濃成せられる傾向にある。

一五

商品類別輸出入 (單位百萬圓)

	食料品 (%)	原料品 (%)	原料用製品 (%)	全製品 (%)	雜品	
輸出	1934	171,(8.0)	95,(4.4)	498,(23.3)	1,345,(62.4)	27,(1.3)
	1935	197,(8.0)	110,(4.5)	672,(26.9)	1,451,(59.0)	28,(1.2)
	1936	203,(8.0)	123,(4.7)	716,(27.1)	1,563,(59.1)	31,(1.5)
	1937	248,(7.8)	133,(4.2)	814,(25.1)	1,899,(60.6)	36,(1.1)
輸入	1934	174,(7.7)	1,413(62.1)	415,(18.2)	262,(11.5)	10,(0.5)
	1935	192,(7.8)	1,507(61.1)	468,(19.0)	286,(11.6)	10,(0.4)
	1936	231,(8.3)	1,737(63.0)	476,(17.2)	294,(10.6)	13,(0.9)
	1937	251,(6.9)	1,994(52.8)	1,095,(29.0)	420,(11.1)	14,(0.2)

主要輸出品年額 (單位千圓)

種別	1934 (%)	1935 (%)	1936 (%)	1937
絹織物	492,351 (23.0)	496,097 (20.2)	483,591 (18.0)	573,065
生絲	236,791 (13.4)	339,032 (14.9)	392,809 (14.6)	407,118
人絹織物	113,484 (5.3)	128,260 (5.2)	149,170 (5.2)	154,860
襪被類	57,777 (2.7)	63,856 (2.6)	82,054 (3.0)	109,881
蠶類	53,029 (2.5)	65,836 (2.7)	76,420 (2.8)	—
錫罐詰	50,304 (2.4)	57,130 (2.3)	71,077 (2.6)	86,905
絹織物	77,488 (3.6)	77,444 (3.1)	68,027 (2.6)	72,286
莫大小	47,618 (2.0)	50,266 (2.0)	49,988 (1.8)	60,713
毛織物	29,849 (1.4)	32,401 (1.3)	45,956 (1.7)	50,082
陶磁器	41,877 (1.9)	42,735 (1.7)	43,192 (1.6)	53,971
鐵製品	35,277	37,504	40,302	54,116
絹織絲	23,485	35,873	33,345	54,906
植物性脂肪油	12,291	33,051	37,308	—
玩具	30,386	33,852	36,459	42,295
人造絹絲	22,400	23,853	29,173	44,803

輸出入貿易總額 (朝鮮臺灣南洋等ノ植民地ヲ除ク)

—(單位千圓)—

年次	輸出	輸入	入超(△出超)
1913	632,460	729,431	96,971
1914	591,101	595,735	4,634
1915	708,306	532,449	△175,857
1916	1,127,468	756,427	△371,040
1917	1,603,005	1,035,811	△567,139
1918	1,962,100	1,668,143	△293,956
1919	2,098,872	2,173,459	74,587
1920	1,948,394	2,336,174	387,780
1921	1,252,837	1,614,154	361,317
1922	1,637,451	1,890,308	252,856
1923	1,447,750	1,932,230	534,479
1924	1,807,034	2,453,402	646,367
1925	2,305,589	2,572,657	267,068
1926	2,004,727	2,377,484	332,756
1927	1,992,317	2,179,153	186,836
1928	1,971,955	2,196,314	224,359
1929	2,148,618	2,216,240	67,621
1930	1,469,852	1,546,070	76,218
1931	1,146,981	1,235,675	88,693
1932	1,409,992	1,431,461	21,469
1933	1,861,045	1,917,219	59,174
1934	2,171,924	2,282,601	110,677
1935	2,499,072	2,472,235	△26,837
1936	2,692,976	2,763,681	70,705
1937	3,175,418	3,783,177	508,759

内地及外地貿易總額 (單位千圓)

内地	朝鮮	臺灣	南洋	計	
1935	出 2,499,073	64,902	36,544	2,632	2,603,151
	入 2,472,236	100,589	44,979	601	2,617,909
1936	出 2,692,976	75,266	29,054	304	2,797,850
	入 2,763,681	114,499	48,854	2,629	2,928,025
1937	出 3,175,418	113,098	29,916	388	3,318,820
	入 3,783,177	128,139	44,228	1,268	3,956,812

尙、最近に於ける外地の貿易總額、取引商品及び取引國等を挙げれば次の如くである。

日本への主要輸入額(単位千圓)

國別	1934	1935	1936	1937
アメリカ	769,359	809,644	847,490	1,239,542
滿洲國	164,209	191,005	205,566	249,071
關東州	27,222	25,517	33,848	45,198
中華民國	119,562	133,817	154,837	143,636
英領印度	289,671	305,646	372,009	449,486
濠洲	197,757	235,128	181,914	165,252
ドイッ	109,583	120,828	115,499	176,362
關領印度	63,464	78,186	113,545	153,450
カナダ	54,093	52,531	73,179	104,692
イギリス	70,036	82,160	72,941	105,772
ブラジル	3,291	4,006	47,352	62,810
炭及	46,259	51,304	45,736	74,118
海峽植民地	63,320	40,647 *	41,174 *	67,796
英領マレイ	—	28,494	39,125	47,795
比律賓	18,890	23,943	36,266	45,194
アルゼンチン	12,128	16,370	29,989	42,018
ケンヤ	—	—	—	—
ウガンダ	15,188	2,954	29,864	24,155
タンガニカ	—	—	—	—

\*英領マレイを含まず

主要輸入品年額(単位千圓)

種別	1934 (%)	1935 (%)	1936 (%)	1937
棉花	731,425 (32.1)	714,262 (28.9)	850,452 (30.8)	851,163
羊毛	186,455 (8.2)	191,761 (7.8)	200,898 (7.2)	298,404
鐵類	171,563 (7.5)	207,159 (8.4)	192,039 (7.0)	—
原油重油	82,483 (3.6)	106,826 (4.3)	129,688 (4.4)	—
豆類	51,968 (2.3)	71,649 (2.9)	82,601 (3.0)	92,547
生ゴム	57,338 (2.5)	51,636 (2.1)	72,957 (2.6)	99,218
バルブ	44,256 (1.9)	55,101 (2.2)	67,107 (2.4)	116,720
木材	40,183 (1.8)	49,770 (2.0)	55,548 (2.1)	64,817
礦物	27,806 (1.2)	44,542 (1.8)	51,151 (1.8)	—
石炭	47,193 (2.1)	48,970 (2.0)	50,887 (1.8)	59,224
探油用料	25,257	43,088	44,873	43,612
鑛油	33,684	37,271	42,804	—
植物蠟燭	27,462	27,795	37,301	40,995
自動車及部品	32,302	32,589	37,036	—
油糟	42,052	38,678	35,790	45,310

日本からの主要輸出額(単位千圓)

國別	1934	1935	1936	1937
滿洲國	107,151	126,045	150,859	216,092
關東州	295,868	300,269	347,164	395,916
中華民國	117,062	148,788	159,690	179,251
アメリカ	398,928	535,389	594,252	639,428
英領印度	238,220	275,637	259,107	299,367
イギリス	109,269	119,458	147,309	168,297
關領印度	158,450	143,041	129,495	200,051
濠洲	64,461	74,792	68,763	72,080
海峽植民地	63,320	48,536 *	58,770 *	67,433
比律賓	36,490	48,058	51,840	60,348
フランス	38,318	42,467	43,475	47,208
暹羅	28,048	40,258	43,028	49,382
南阿聯邦	29,539	32,769	41,533	53,749
炭及	72,988	53,800	40,906	32,772
ドイッ	19,677	26,766	35,054	43,261
ケンヤ	—	—	—	—
ウガンダ	22,328	25,083	30,601	40,122
タンガニカ	—	—	—	—
ソ聯アジア	11,366	26,181	22,992	23,851

\*英領マレイを含まず

## 六 金融・幣制

兌換制度は明治十五年の日本銀行條例と同十七年の兌換銀行條例を経て確立せられた。そして中央銀行たる日本銀行は正貨準備の基礎の上に明治十八年以來、兌換銀行券を發行し、更に明治三十年に金本位制を採用すると共に新貨幣法を公布し、三十二年末以後は從來行はれてきた各種の紙幣を全部、日本銀行兌換券に統一するに至った。

金本位制の特徴はいふまでもなく國際決済に當り自國正貨の自由なる國外輸送を認める點にあるが、世界大戦中には參加歐米諸國に倣つて日本も大正六年九月の大蔵省令を以て金輸出禁止を行ひ、昭和五年一月、時の濱口内閣が之を解禁するまで爲替相場の下落を續けてゐた。金解禁によつて形勢は一變したが翌昭和六年秋の滿洲事變後は事態逆轉、同十二月に至り大蔵内閣は再び金輸出禁止を行つたため、爲替の暴落を來し、そしてそのことが一面に於て日本商品の海外進出の要因を爲したが、ために各國は日本商品に對する高關稅を實施するに至つた。

金融機關には各種銀行、大蔵省預金部、保險會社、信託會社等がある外、信用組合、實業、無盡會社等若干の庶民金融機關がある。

銀行は特殊銀行に、中央銀行として保證銀行十億圓を限度とする(昭和七年改正)日本銀行(明治十五年創立、公積資本六千萬圓)、横濱正金銀行(明治十二年創立、拂込資本一億圓)農工金融のために日本勸業銀行(明治三十年創立、公積資本一億一千百餘萬圓)、府縣農工銀行(明治卅一年より卅三



年迄の間に各府縣に開業、昭和十一年現在十六銀行、資本合計八千四百五十萬圓、北海道拓殖銀行(明治三十三年開業、公稱資本金二千萬圓)、日本興業銀行(明治三十五年創立、拂込資本金五千萬圓)等がある外に、植民地銀行として臺灣銀行(明治三十二年開業、公稱資本金千五百萬圓)、朝鮮銀行(明治四十二年韓國銀行として創立、公稱資本金四千萬圓)、朝鮮殖産銀行(大正七年農工銀行を合同設立、公稱資本金三千萬圓)等があり、その中、日銀、鮮銀、臺灣銀行の發行する紙幣、銀行券の流通高は次表の如くである。

紙幣及銀行券流通高(單位千圓)(大藏省調)

年 末	小額紙幣	日銀兌換券	朝鮮銀行券	臺灣銀行券	合 計
1932	11,380	1,373,619	124,623	52,620	1,562,241
1933	11,260	1,470,468	148,176	48,994	1,678,898
1934	11,160	1,538,189	192,458	62,654	1,804,460
1935	11,040	1,607,870	220,777	70,190	1,909,878
1936	10,990	1,756,483	210,654	79,138	2,057,264
1937	10,965	2,080,555	279,501	112,032	2,483,054

以上の外に、横濱正金銀行の發行する銀券の高は昭和七年(一九三二年)以後左表の如くかつてる。

正金銀行發行銀行券(單位千圓)

1932	5,618
1933	3,037
1934	3,062
1935	3,405
1936	534
1937	882

滯通銀行たる商業銀行は、我國では事實上之を貯蓄銀行と區別することは困難であるが、その數は次第に合同減小して行く傾向にあり、兩者合して、昭和十二年末現在

四五六行、その中、所謂六大銀行たる第一、三菱、三井、安田、三和、住友が預金額についても全國組合銀行のそのの五分の三以上を占め、事實上、金融界の大勢を支配してゐる。

年 次	全國組合及代理交換銀行預金(百萬圓)	六大銀行預金(百萬圓)
1934末	7,088	5,053
1935末	7,593	5,306
1936末	8,678	5,742
1937末	9,916	6,581

即ち全國銀行について見れば、十二年末に比して預金額に於て十二億三千八百萬圓余を増したことが知られるが、序に貸出について一言すれば、その總額は十二年末に七十五億千五百二十二萬七千圓、即ち前年末に比し實に十五億四千八百八十三萬五千圓の増増を示して居り、資金誘動の盛んなるゝことが知られる。

銀行預金及貸出(樺太臺灣を含み、朝鮮は含まず)(單位億圓)

年 末	特殊銀行		普通銀行		貯蓄銀行		合 計	
	預金	貸出	預金	貸出	預金	貸出	預金	貸出
1933	13.3	37.7	87.3	63.4	18.3	3.5	118.9	104.6
1934	13.0	36.8	93.5	62.4	18.8	3.4	125.3	102.6
1935	13.9	36.4	98.7	65.1	20.4	3.3	133.0	104.8
1936	15.4	37.1	109.3	69.9	18.4	2.4	143.1	109.4
1937	16.1	38.3	123.5	82.0	21.2	2.5	160.8	122.8

前掲の銀行預金がその他の一設金融機關の貯蓄品の中に占める割合は次表の如くである。

各種金融機關貯蓄高(單位 百萬圓)

年 末	銀行預金	郵便貯金	信託資産	生保資産	合 計
1935	10,656.9	3,112.5	2,041.0	2,533.3	18,343.7
1936	11,064.7	3,352.5	2,245.2	2,853.9	19,516.3
1937.9月	11,888.3	3,616.8	2,357.5	3,043.7	20,906.3
1937	9,916.8	3,936.7 (1938.2月末)	2,427.7 (1938.2月末)	—	—

大藏省預金部は郵便貯金を始め、振替貯金、各特別會計預金、復興貯蓄債券収入金其他の預金、積立金、運用益金等を預る政府の金融機關である。郵便貯金は明治十年まではその一部を第一國立銀行に預け入れて利殖を計つたが、十一年以後大藏省に直接預入れることとし、更に明治十八年に大藏省に預金局を置いたのが現在の預金部の前身であつて、預金局は明治二十六年に廢せられ、預金事務は主計局、理財局と漸次所管が移り、大正十一年に獨立の部とせられ、同十四年に正式の預金部運用規則が定められたもので、國民の信頼の上に巨額の資金を擁して立つてゐるが、資金運用委員會に諮問した上、大藏大臣の意志により有利權買なる方法を以て國家公共の利益のために運用せられることになつて居る。

預金部資金合計及郵便振替貯金高(單位千圓)(貯金局調)

年 次	預金部資金總額	其内の郵便及振替貯金高
1930	3,122,961	2,416,970
1931	3,447,279	2,676,337
1932	3,633,378	2,781,155
1933	3,882,189	2,881,168
1934	4,068,478	3,034,031
1935	4,246,352	3,202,788
1936	4,694,183	3,453,828
1937	5,653,806	3,936,730 (1938.2月末)

本逃避防止、爲替管理に引續き赤字公債の消化のための低金利政策となつて現れ、政府は積極的に金利水準の低下を計る方法に出でゐる。それは努めて増税政策を避け來つた高橋財政の根本基調であつたが、而も馬場財政に入り軍事費増加中心の増税政策が立てられた後も引續き低金利政策が採用せられ、郵便貯金と日銀とが交互に之を行つて現在に至つてゐる。

一方、最近に於ける物價騰貴は相當甚しいものがあり、その一例を示す日本銀行の「東京物價調」を次頁に掲げておく。

東京物價指數 (日銀、「東京物價調」)

【1】卸 賣 (1933年を100とす)

年月	1934	1935	1936	1937	1938
1	97.8	101.1	106.9	129.9	136.3
2	98.8	102.9	106.5	128.3	138.5
3	98.5	102.2	106.2	133.2	139.7
4	98.5	101.5	107.2	137.8	
5	98.1	101.7	107.2	134.1	
6	97.2	100.3	107.9	132.4	
7	97.0	100.3	110.0	132.7	
8	98.5	101.0	111.9	130.4	
9	99.8	105.3	112.0	132.5	
10	101.2	108.1	117.0	131.4	
11	100.9	107.9	113.4	132.0	
12	100.9	107.0	119.8	134.0	

日 本

【2】小 賣 (1914年7月を100とす)

年月	1935	1936	1937	1938
1	150.9	156.8	169.8	184.6
2	151.0	159.1	170.7	190.4
3	149.9	159.9	171.0	192.7
4	149.4	160.4	171.9	
5	149.5	160.2	171.9	
6	148.3	157.8	171.4	
7	149.5	157.6	172.4	
8	151.9	159.1	173.9	
9	154.4	159.9	177.6	
10	154.1	158.7	179.2	
11	154.9	158.9	179.9	
12	155.6	162.5	182.4	

三

七 財 政

世界大戦中に資本主義は飛躍的發展を遂げ、戦前六、七億圓程度に止つた繰出は一躍十數億圓に上り、繰入の中心も地租から所得税に移つて行つた。而も戦中戦後の好況も永續せず、大正九年の經濟恐慌、更に十二年の關東大震災による打撃に基き、財政状態も漸次下り坂となり始め、資本主義行詰りの警漸く高く、更に昭和四年には又もや世界恐慌の襲ふ所となり、その矛盾の轉換のため起つた滿洲事變は、一面、緩和劑の役目を演ずるかの如き觀もあつたが、他面、滿洲經營と國防充實とに膨大なる豫算が要求せられ、赤字公債と増税とが必然的歸結となつてゐる。

滿洲事變直後から引續き歳相になつてゐた高橋氏の財政政策は、公債漸減、非増税、税制整理逕延等にあり、そして金利低下の必然性を認めつゝも急速に之を斷行せず自然に放任すること、對滿積極政策と國防費増加抑制を基調としたが、犬養、齋藤、岡田三内閣を一貫してこの政策を持続した。そして能ふ限り資本の流出を抑へ、爲替を管理し、國家財政の安定と國際信用の維持とに努めた結果、一派の統制經濟論や對滿積極政策論とは正面から對立したが、岡田内閣の昭和十一年度豫算は、高橋財政による繰入補填、公債漸減、協調豫算を以て成立を計らうと意圖せられてゐた。

昭和十一年早春の二・二六事件によつて所謂舊き秩序の墨守者たる重臣達の苦心は水泡に歸し、岡田内閣に代つて廣田内閣が出現した。そして同内閣の馬場盛相は、軍事豫算の呑みを以て進み差當り不成立に終つた前内閣時代の實

日 本

一般會計歳出入總額

年 次	歳出 (千圓)	歳入 (千圓)
1926(昭和1)	1,578,826	2,056,361
1927( " 2)	1,765,723	2,062,755
1928( " 3)	1,814,855	2,005,691
1929( " 4)	1,736,317	1,826,445
1930( " 5)	1,557,864	1,596,972
1931( " 6)	1,476,875	1,531,082
1932( " 7)	1,950,141	2,045,276
1933( " 8)	2,254,662	2,331,780
1934( " 9)	2,163,004	2,246,982
1935( " 10)	2,206,478	2,259,321
1936( " 11)	2,317,511	2,305,574
1937( " 12)	2,872,133	2,872,136
1938( " 13)	2,868,299	2,868,299

行豫算を繼承すると共に、追加豫算は公債を以て之にあてる方針に決した。但しその財政政策の基調は、税制根本改革、増税斷行、低金利實施、對滿積極政策、公債増設、國防充實といふにあり、一言にして盡せば、國防的要求を充たすのに、正面から資本側の犠牲に於て之を行ふことは困難で、結局、大衆に轉嫁するの外なく、引いて國民生活の不安は阻止し難きものとなり、所謂廣義國防により全國民の生活の安全を期する建前と矛盾を來す結果となるを如何ともし難かつた。馬場盛相はかゝる非常時の意氣込を以て日本の財政金融を指導し、十二年度の豫算編成にも臨んだが、三十億圓に余る膨大な大歳計は、當然一般に悪性インフレーションを齎し、物價暴騰、折角の大数字も實質的には切下げと同し觀あり、所期の目的を達成不可能に陥つたのみならず、感刺政策

三

一般會計歳入内國債其他(内閣統計局)(單位千圓)

年次	歳入總額	國債(%)	其他(%)
1930(昭和5)	1,596,972	835,041(52.29)	33,000(2.38)
1931( 6)	1,531,082	735,504(48.04)	120,272(7.86)
1932( 7)	2,045,276	695,837(34.02)	659,593(32.25)
1933( 8)	2,331,760	748,567(32.11)	753,038(32.29)
1934( 9)	2,246,982	843,183(37.53)	742,542(33.05)
1935(10)	2,259,321	925,083(40.99)	678,371(30.03)
1936(11)	2,305,574	965,391(41.87)	703,838(30.53)
1937(12)	2,872,136	1,250,772(43.54)	322,451(28.64)
1938(13豫算)	2,868,299	1,423,424(49.36)	694,068(29.71)

に對する失敗は最も重要なべき軍需工業の原料不足といふ奇觀を呈し、昨十二年一月の議會開期中に、廣田内閣は軍民摩擦の板挟みとなつて挂冠の止むなきに至つた。それが一月廿三日のことであり、同廿五日には宇垣大將組閣の大命が降下したが陸相問題を中心に大命を拜辭した結果二月二日に林内閣が成立した。同内閣に加つた結城藏相は赤字公債と増税を適宜に發行する計畫を立て、「財界の前途には見透しはつかぬが東部と金融

日本

二四

## 八 投資

財界との抱合ひ政策を以て進む「外なき旨を聲明して、日本資本主義直しの必死的大決心を以て事に處することゝなつた。然るに同内閣は余りに民意を無視し、三月末日に議會解散を斷行したが、四月末日に行はれた總選挙の結果、政民兩黨の地位は決して衰へず、加ふるに社會大眾黨の飛躍といふ異風景を現出した。そして二大政黨の提携による林内閣打倒運動が重臣や財閥は勿論一般國民の支持を得て進んだ結果、五月末日に總選挙が行はれ、六月四日に近衛内閣が成立した。而も七月七日には早くも瀛溝橋事件が勃發した結果従来の準戰時的財政は文字通りの純戰時財政に發展し、次官から昇格した賣屋藏相が大權になつて戰時體制の充實と切掛けに腐心したが、既に軍事行動は歩一歩好轉しつゝあるにも拘はらず、財政經濟上の事務は必ずしも速かなる樂觀を許さぬ有様であり、終に今年五月二十七日に至つて、四相更迭の行はれると共に、池田成彬氏が出て、藏相と蔵工相とを兼任することゝなつたのは生々しい事實である。

日本の國富總額は大正八年(一九一九年)國勢院調査により約八百六十億七千七百萬圓、大正十三年(一九二四年)の内閣統計局調査により、千二百三億四千二百萬圓、又同局の昭和五年(一九三〇年)の調査により千八百八十八億萬圓(官公有百八十一億五百萬圓、私有九百二十億八千三百萬圓)と計算せられてゐるが、その上に運轉する資本の構成分子と見るべき、郵便貯金、銀行預金、信託會社財產並に生命保險會社財產の總額を先づ概観すれば、既に表示

全國公社債現在高(日本興業銀行調)(單位千圓)

年末	外國債	内國債	地方債	銀行債券	會社債	合計
1930	1,567,323	4,461,837	1,510,021	2,119,524	2,938,806	12,597,513
1931	1,477,335	4,525,471	1,650,349	2,194,818	3,067,258	12,915,232
1931	1,398,297	2,150,418	1,822,111	2,351,010	3,043,906	13,765,741
1933	1,421,211	6,400,060	2,047,475	2,174,193	2,989,228	15,032,167
1934	1,408,303	7,242,609	2,402,415	2,053,418	3,202,713	16,309,457
1935	1,372,886	8,208,005	2,511,152	2,003,086	3,406,644	17,051,774
1936	10,337,673		2,541,201	1,997,890	3,554,455	18,481,219
1937	11,830,261		2,507,795	2,390,996	3,560,969	20,340,023

した通り郵便貯金が昭和十二年末に於て約三十七億圓、銀行預金が同じく十二年末に約百二十億圓、信託會社財產が昭和十二年末に二十二億圓に達し、生命保險會社運轉資金が約三十億圓に上つた。その外、内外の公社債が運轉資金に加はつてゐる。

なほ直接の海外投資として多年外國に投下せられてゐる邦資の額は主として世界大戰以後の投下にかゝるものが多いが相當夥しいものがあり、その中には支那に對する借款の一部の如く全然收益を齎らさないものもあるが、大部分は利潤を國內に貢獻してゐると見て差支ない。日本の海外投資の概略を示せば、大體次の表の如くである。

國外投資金額

國別	種別	金額
滿洲國	事變前ノ直接投資	16億圓
	事變後ノ直接投資(北鐵買收費ヲ含ム)	14億圓
支那	(借款投資、直接投資、文化事業等ヲ含ム)	10億圓
北洋	(北樺太ノ石油業、鑛業、林業ニ對スル投資並ニ北洋漁業資本ヲ含ム)	5,600萬圓
南洋	(拓務省ノ1929年9月ノ調査ニヨル南洋協會調査ハ之ヨリモ約二割多シ)	9,200萬圓
南洋	(拓務省ノ1932年度調査ニヨル)	12,000萬圓

即ち、海外投資として約四十二、三億圓に達する資本が國外に活躍してゐるわけである。このうち、滿洲、支那に對するものは、世界大戰前に於ては主として政治的借款の形をとつてゐたのであつて、それが大戰中から其後にかけて日本の資本が北洋、南洋及び南洋に延びるゝ

共に、アジア大陸に對する投資も漸く金融資本主義な段階に入つて來たものといつてよからう。次に日本人が外貨證券、外國證券並に外貨預金、外貨貸付金として三年余り以前に大藏省が爲替管理法を施行した當時に届出を受けた總額が約十五億圓あつたが、之はその後、著しく減少してゐるものと推測せられる。尚、最後に國際收支の總計算として上記の如き貿易帳尻其他の諸收入の外に、貿易外國收入と在外移民送金とがある。

日本

二五

本邦貿易外國際收支(大藏省調)(單位千圓)

年次	1933	1934	1935	1936	
受取勘定	經常收入	692,952	740,375	820,553	888,060
	臨時收入	293,843	314,348	335,125	677,948
計	986,794	1,054,723	1,205,678	1,566,008	
支拂勘定	經常支出	583,151	596,042	642,340	655,205
	臨時支出	314,819	497,789	756,664	947,200
計	897,970	1,093,831	1,399,004	1,602,405	
收支差引	88,825	-8,747	-193,326	-36,397	

移民送金(帝國統計年鑑)

1930	33,195,481圓
1931	17,914,225圓
1932	20,065,752圓
1933	20,306,663圓
1934	20,531,852圓

以後は未發表

銀行輸出超過額(千圓)

1933	23,433
1934	13,137
1935	143,805
1936	13,917*

\* 1-7月の分のみを示す(以後は未發表)

貿易外收入の經常的なものとしては、外國證券利子及び配當、海外事業及び勞務利益、海運關係收入、保險關係收入、外國人本邦内消費、政府海外收入其他があり、臨時的なものとしては外國人本邦消費、本邦人海外消費回收等がある。そして、貿易外支出の經常的なものには、外國人本邦證券利子及び配當、外國人内地事業及び勞務利益、海運關係支拂、保險關係支拂、本邦人海外消費、其他があり、臨時的なものとしては本邦人海外消費、外國人本邦消費回收

日本の鐵道は殖民地のものは別として内地のものは諸外國と異り、狹軌であることを特徴とし、而もその輸送能率は列國專門家を驚異せしめる程度に發達してゐるが、然しそこには自ら限度があり、狹軌なるが故に制約をうけてゐることは否み難い事實である。國有鐵道は昭和十年に於て營業料一七、〇三一、車輪數は機關車四、一〇〇余、客車一〇、九〇〇余輛、貨車六九、九〇〇余輛、その營業收入は五億四千四百九十萬圓、支出三億二千九百五十萬圓、收入に比し支出の低率(六〇・五%)なことを世界無比である。又、民有鐵道は昭和十年に於て七、〇九八輛、機關車八九〇余輛、客車四、三〇〇余輛、貨車一、〇〇〇余輛、その收入は九千四百六十萬圓、支出は五千三百五十萬圓と計算せられてゐる。なほ殖民地その他の外地に於ける鐵道は、昭和十年に於て國有が合計四、七三三(朝鮮三、三八八、臺灣一、〇〇二)輛、樺太三四二(民有が合計二、七八〇)輛(朝鮮一、一四六、臺灣五〇五、關東州一、一二九)輛、外地合計七、五二三に當る。

海運の發達は古來著しく、船舶所有數は昭和十一年夏に一九、六三三隻、五、一二五萬噸、その中、汽船の隻數三、六六〇、噸數四、一七七萬噸、その量に於て英米に次ぐ世界第三位を占め、諾威、獨逸、伊太利、佛蘭、和蘭を凌駕してゐるが、未だ英米との隔りは甚だ多い。道路は昭和十年に於て九六七、一一六、その中、橋梁三、六八六、渡船場六三九を占む。

自動車數は昭和十一年十一月現在、内地二三四、〇九四、外地一五、五四一、合計一四九、六三五、その内譯は、乗用車八九、〇〇八、その中の約二九%が乗合、貨物車五六、〇八二、特殊車(消防、救急其他)四、五四五

等がある。之等の收支決算と、一般的物資輸出入貿易の概況、金銀輸出、移民送金等が差引せられて始めて一切の總決算が明細に知れるわけであるが、近時(特に昨年度の支那事變勃發以後)大藏省は數字の重要な部分の發表を見合せてゐるため、その間の消息は關係當局以外のものには通知を許さない。

戰時統制經濟の下に於ては資金の流動は必ずしも自由に行はれない。そして當局により強く主張せられつゝある生産力擴充は必然的に軍需工業を中心として盛に行はれる可き關係におかれてゐるから、その點を中心に生産を行はねばならぬが、而もその原料は多く之を外國に仰がねばならない事情にある。所が之を無制限に輸入するやうなことがあつては實際收支が盡され、爲替相場維持が不可能となる虞がある。そこで之等の諸點を考へ合せた上、資金の融通を國家の方針に一致せしむるため、昭和十二年九月に臨時資金調整法が制定せられた。その上に政府は事變下に輸入制限、輸出振興の立前を以て例年の政府海外振替協定條約に拍車をかけ、十三年度の政府海外支拂總額約三億九千萬圓の中、公債並にその利子支拂に當てられるべき義務費約一億三千萬圓を除く残の二億六千萬圓を出来るだけ節約しようとして苦心努力すると共に、海外と大口の取引をもつ民間大會社との間にも懇談的に協力を依頼する手続をとつてゐる。

### 九 交通通信

今年度の出來事として特筆すべき事項は殆どなく、たゞ航空機によつて三つの世界記録が樹立せられた位のものである。

鐵道報告せられ、外に自動二輪及び三輪自動車數は五六、〇〇〇ある。自動車數は逐年増加の傾向にあるが概して小型の増加が多い。自動車一臺當りの人口數は、内地のみで五一六人、外地及び關東州滿鐵附屬地を加へて六六五人、之を米の五人、佛の二〇人、英の二三人等に及ぼさること遠きは勿論、獨(五九人)伊(一〇八人)にも比すべくもない。日本で非常に普及してゐる自動車では一臺當り人口十一人程度である。

空運も漸次開け、特に國防の充實と關聯して長足の進歩を遂げつつあるが民間航空事業の發達はまた列國と比較すべくもない。昭和九年の民間飛行機數一五二機、操縦士五八九人であつたのが同十年には二三五機、六九六人となり航空豫算は二百萬圓、十一年度三百萬圓、十二年度八百三十萬圓、定期航空線路距離五、一六二、民間飛行機數二二、その後一層増加してゐるものと推測せられる。

純國産飛行機たる朝日新聞社神風號が亞歐輪船飛行に成功し、立川、ロンドン間所要總時間九四時間一七分五秒(飛行時間は五時一分九分三秒)の世界記録を破り、美事にパリ、東京自時間以内離陸の宿案を解決したのは、昨年四月六日(午前二時一分四分立川發)から同日(零時半ロンドン着)にかけてであつた。

更に今年五月に至つて、東京帝大航空研究所が二つの世界的記録を作つた。即ち同月十三日午前四時五十分木更津發、銚子、太田、平塚の四點を周航すること二十九回、終に五月十五日午後七時二十一分出發點に歸着した。航程一一、六六七、時間六十二時三十分、此周回飛行距離記録に一萬五千メートル記録を破り更に日本航空界は約一ヶ年の間に三つの世界記録を樹立したわ

郵便は列國に比し模範たり得る程度に發達してゐるが、明治初年に於ては外國郵便に限り英米佛諸國の援助を受けて居り、明治十年萬國郵便條約に参加すると共に全く獨立した。内地郵便局の数は一二三等を合せ約一萬五百、切手賣捌所七萬一千、ポスト七萬九千に上る。

電信も割合に發達し普通局一千余、たゞ無線局三十余、たゞ電話は發達思はず、たゞに民衆の必要を叫ぶ聲も聞えてゐる位である。

郵便につき特筆すべきは郵便年金と振替貯金の發達であるが、之は「金融」の項に於て大蔵省預金部として論及したから茲には省略する。

### 十 軍 事

昨年来の軍事に關する最大事件は何といつても昨年七月七日、北支那河北省瀋陽に於ける日支兩軍衝突に始まる支那事變の勃發繼續の事實である。

昨年六月四日に組織せられた近衛内閣は取敢へず第二豫備金から二十萬圓を事變費として支弁したが、改めて更に七月二十三日から二週間開いた第七十一特別議會に於て第一次追加豫算として金九千六百八十萬圓を計上したので、茲に事變費合計一億七百萬圓が可決せられた。

然るにその後に於ける事變の發展に因り、八月五日に早くも第二次追加豫算として金四億一千九百六十萬圓が開催中の議會に提出可決せられるに至つた。以上三店的事變費の合計五億二千六百六十萬圓となつたが、その間にも事變は絶えず擴大して行つた。

茲に於て九月三日から五日間、第七十二臨時議會が召集せられて第三次事變費として二十億六千四百萬圓が可決せられた。而も以上の事變費總計の中殆ど二十億圓が赤字公債を以て支弁せられることとなつた。

斯くして十二年度一般歳出豫算二十九億圓と支那事變費とを合計して約五十五億圓となり、その中の五分の三に近い約三十二億四千萬圓が赤字公債の形で消化せられねばならぬこととなつた。

次で内閣補強のために臨時内閣參議十名の任命があり、十月十九日以後臨時參議してゐるのも、又、同二十日に至り、安井文相が辭任した代りに木戸氏の補任があつたのも共に、近衛内閣の強力政治遂行のために示した覺悟の具現に外ならない。

又、同じ十月の二十五日にはゴスフランにも比すべき中央計書機關たる企画廳（昭和十年五月設立の内閣調査局が十二年五月十四日に改組設立されたもの）が、從來あつた資源局（昭和二年創立）を吸収した結果、企画院を形成し、總理大臣官廳機關として平戰時に於ける綜合國力の擴充運用を起案し、國家總動員計畫の設定及び遂行に關する各廳事務の調整統一に當る經濟參謀本部の役割を演ずることとなつた。

そして我國の政治經濟機構の一切はこの目的達成のために集注せられ、特に中央では昨年十一月十七日に大本營が制定せられた。

- 軍令第一號大本營令
- 第一條 天皇ノ大勳ニ最高ノ統帥部ヲ置キ之ヲ大本營ト稱ス
- 大本營ハ戰時又ハ事變ニ際シ必要ニ應ジ之ヲ置ク
- 第二條 參謀總長及軍令部總長ハ各其ノ幕僚ニ長トシテ帷帳ノ機務ニ奉仕シ

### 作戦ヲ參畫シ終局ノ目的ニ趨ク陸海兩軍ノ策應協同ヲ圖ルヲ任トス

第三條 大本營ノ編制及勤務ハ別ニ之ヲ定ム

との發令に隨ひ、同月二十日官中に大本營が設置せられた。第七十三通常議會は一般會計本豫算として二十八億六千七百萬圓、追加豫算として六億四千七百萬圓、即ち合計三十五億一千四百萬圓を可決した。而も、之に臨時軍事特別會計分たる四十八億五千萬圓を加算されば總計金八十三億六千四百萬圓に上る。尤もこの中、所謂通り抜け勘定たる四億三千三百萬圓を差引くとして、それでも金七十九億三千一百萬圓の巨額歳出が必要である。

この経費の支弁のために歳入不足を補ふ目的を以て、増税二億圓、公債六十億五千六百萬圓余が豫定せられねばならず、之に前年度の公債の未消化分も考慮に入れるとき、相當以上に國民の覺悟が要求せられるわけであり、大蔵省が大重になつて國民に貯蓄を奨励してゐるのも、誠には無理のない措置といはねばならぬ。

### 十一 外 交

日英同盟及び日露戰爭以來、日本の外交は主として英米との協調を基礎とし、更に世界大戰を経て、益々國際協調主義を以て進み、專らヴェルサイユ條約、國際聯盟の方針を遵奉し、華府、倫敦兩軍縮會議にも三大國の一として世界の既存秩序の維持に努めて來たが、滿洲事變後は全く獨自の立場を採るに至つた。

即ち、昭和七年にはリットン調査團報告の發表があり、國際聯盟が之を承認

一般會計と陸海軍費との比率

年 度	陸 軍 費 (總歳出に對する千分比) (單位千圓)		海 軍 費 (總歳出に對する千分比) (單位千圓)	
	金額	千分比	金額	千分比
1893 (日清役直前)	14,721	(174.0)	8,101	(95.8)
1896 (日清役直後)	53,243	(32.2)	20,006	(107.3)
1903 (日露役直前)	43,884	(187.8)	35,118	(144.7)
1906 (日露役直後)	67,870	(146.5)	61,876	(133.6)
1912 (大正元年)	104,125	(175.2)	65,436	(106.8)
1923 (大正12年)	223,927	(148.9)	275,144	(180.8)
1925 (昭和元年)	199,941	(127.7)	237,307	(150.3)
1930 (昭和5年)	200,824	(128.9)	242,035	(155.4)
1931	227,488	(154.0)	227,129	(153.8)
1932 (滿洲事變直後)	373,575	(191.6)	312,809	(160.4)
1933	482,644	(205.2)	403,771	(174.8)
1934	453,659	(212.6)	438,509	(231.1)
1935	492,958	(224.7)	529,683	(241.4)
1936	508,316	(220.5)	551,831	(239.4)
1937	727,900	(253.4)	683,100	(237.8)
1938 (豫 算)	564,622	(193.8)	677,358	(238.1)

したにも拘はらず、日本の對滿方針は搖ぐことなく、同九月十五日には滿洲國承認と日滿議定書の調印とが決行せられた。そして翌八年三月二十七日には聯盟防退の大詔換發となつた。

### 防共協定

(イ) 北支 昭和十年十一月二十五日に冀東防共自治委員會が成立して獨立状態に入り、それが同十二月二十五日には冀東防共自治政府と改稱した。而もその直前、即ち、十二月十八日には警察政務委員會も正式に成立して北支特殊地域化の過程が進められた。

(ロ) ドイツ かくてこの傾向はその後、最近に至る約二年半余りの期間に於ける世界的防共陣營強化への一途を辿り、翌十一年十一月廿五日には日獨防共協定の正式調印を見るに至つた。協定の内容は次の如くである。

共産インターナショナルに對する協定

大日本帝國政府及びドイツ國政府は共産インターナショナルの目的がその執り得るあらゆる手段による現存國家の破壊及び暴壓に在ることを認め、共産インターナショナルの諸國の國內關係に對する干渉を看過することはその國內の安寧及び社會の福祉を危殆ならしむるのみならず、世界平和全般を脅すものなることを確信し、共産主義的破壊に對する防衛のため協力せんことを欲し左の通り協定せり。

第一條 締約國は共産インターナショナルの活動に付き相互に通報し、必要な防衛措置に付き協議し、且つ緊密なる協力により右の措置を達成することを約束す。

目標を日本、ドイツ、ポーランド等とし、日本と鬪争するためには支那共産軍を援助することを決議した。

東洋方面で既に赤化に侵されてゐるのは、外蒙古、新疆があるが、支那に於ける共産軍の活動はこの大會後殊に活潑となり、滿洲國に於ける各地の暗躍もまた甚だしい。帝國政府としては莫古不動の國體を擁護し、東亞の永遠平和を維持するため赤化防衛方針を堅持して來たが、この際防共は一層嚴重なるべきを認めるに至つたので、同じコミンテルンの対象となつてゐるドイツと協力して防衛工作の第一歩とするのであり、このためなるべく多くの國家の参加を希望する。然しこれはコミンテルン防衛の目的以外に何もものもあるのではなく、ソヴェート聯邦その他如何なる特定國をも目標とするものがない。

(ハ) イタリア 北支及びドイツとに對して成立してゐた防共協定がイタリアとの間にも出現するに至つた。即ち、昭和十一年(一九三六年)十二月二日に至つた兩國政府間の調印が送られた。そしてそれはイタリア政府による滿洲國承認を賣すと同時に、イタリアによるエチオピア併合を日本政府が承認することを意味するものであつた。

即ち、日本外務省は  
今般帝國政府は在エチオピア公使館を閉鎖し、アヂス・アベバに領事館を開設するの用意ある旨を伊國政府に通告した。

尙伊國政府はエチオピアにおける通商その他に關する帝國の利益を尊重し、右に對し特に好意的考慮を加ふる事となつたと云ひ、又、外務當局の談話の形式を以て

第二條 締約國は共産インターナショナルの破壊工作に依りて國內の安寧を脅さるゝ第三國に對し、本協定の趣旨に依る防衛措置を執り、又は本協定に参加せんことを共同に勧誘すべし。

第三條 本協定は日本語獨逸語の本文をもつて正文とす、本協定は署名の日より實施せらるべく、且つ五年間効力を有す、締約國は右期間満了前適當の時期に於て爾後における兩國協力の態様に付き諒解を遂ぐべし。

右協定の附屬議定書

(イ) 兩締約國の當該官廳は共産インターナショナルの活動に關する情報の交換並に共産インターナショナルの活動に關する情報の交換並に共産インターナショナルに對する警備及び防衛の措置に付き緊密に協力すべし。

(ロ) 兩締約國の當該官廳の國內又は海外において直接又は間接に共産インターナショナルの勤務に服し、又は其破壊工作を助長する者に對し現行法の範圍内に於て嚴格なる措置を執るべし。

(ハ) 前記(イ)に定められたる兩締約國の當該官廳の協力を容易ならしむる爲め常設委員會設置せらるべし。

共産インターナショナルの破壊工作防衛のため必要な残余の防衛措置は右委員會において考究且つ協議せらるべし。

それと同時に外務省は日本政府の方針を示すため大要次の如き聲明を發表した。即ち。

コミンテルンはモスコに本部があり、創立以來世界革命を目的に世界平和に多大の脅威を與へて來たが、昨夏第七回大會でファシズム及び帝國主義に對抗するため、第二インターナショナルと結成の方針を決め、今後の活動をドイツ政府は既に七月二十五日に在エチオピア公使館を廢し、領事館を設置することとなつたが、帝國政府もまたこれと同じ決定を見るに至り、本邦とエチオピアとの貿易關係調整の商議が期待せられてゐる。……云々と發表した。之に對してイタリア政府は

チアノ外相は駐伊日本大使杉村陽太郎氏と會見せるが同大使は在アヂス・アベバ日本公使館を總領事館に變更すべき日本政府の決定を通告し、イタリア國王及びエチオピア皇帝に對しその認可状を要求せり、チアノ外相はエチオピアに於ける日本の利益はイタリア官廳による特殊注意の対象たることを確約せる後、杉村大使に對し日本政府の決定を多とする旨、表明した。

このイタリア政府の方針はその後一貫し、昨年(一九三七年)十一月六日に至つて突然、日獨伊三國防共協定の成立を發表した。時恰もブラッセルに於て日支事變を主題とする九國條約會議の開催中であつたので、この事件は世界外交界に一大衝撃を與へた。そしてこの三國協定は一昨年(一九三六年)十一月二十五日締結の日獨防共協定にイタリアも原締約國として参加したものであつた。

この三國協定の直接の結果として、十一月二十九日にはイタリアによる滿洲國承認が行はれ、次で十二月一日に至り、日本政府はフランコ政權を以てスペインの正式政府たることを承認し、又、翌十二月二日には、滿洲國とフランコ政權とが相互に承認を交換した。次で同じ十二月の十一日に至り、イタリアは正式に國際聯盟を脱退したのである。

ソヴェート聯邦

北洋漁業に関する條約は一九二八年五月に締結せられた所謂廣田・カラハン協定が八ヶ年の有効期間を経た後、昭和十一年（一九三六年）五月に改訂せられる筈になつてゐたのが交渉不調のため同年末まで効力延期となり、更に之が年末（一九三六年）に迫り十二月二十八日の重光・ストモニヤコフ議定書により一年間延期された。然るにその後、一年間に日獨伊三國の防共協定が強化せられた事實に驚かされたソ聯當局は改訂の意進まぬ儘に更に昨年（一九三七年）末に至り、その効力を今年末まで一ヶ年間延期する方針を以て一時を断絶してゐる有様である。

その他極東ソ聯邊境方面、邊疆地域に對するソ聯側の兵力集注、武備充實は注目し得るものあり、尙、日支事變後支那に對して相當の軍事援助を行つてゐるものとも推測せられてゐるが、その間の消息は精密なる資料を缺くが故に今假かに之を明細に記述することは不可能といふの外ない。

尙、北洋漁業問題に限らず、北樺太石油會社及び石炭に關する北樺太礦業會社の有つ我邦の利權に對してもソ聯は計画的壓迫を加へつゝあるのであるが、それのみならず、在ソ聯邦日本公館（在モスコ大使館及び各地領事館）に對しても不當の壓迫を加へつゝある事實は見逃せない。之は一には五ヶ年經濟計畫の進捗に伴ふ排外政策と、一九三六年の日獨防共協定の成立並に之に對する一九三七年のイタリーの参加に基づく反感との結果によるものと察せられるのであつて、一九三五年の北鐵運渡契約成立以來、ソ聯が我邦に對して示してゐた好意は益に中絶するの止むなきに至つた。（この日ソ間の外交については

「ソヴェート聯邦」の部「外交」の項参照のこと

支那

昨年七月の瀋陽橋樑事件以後、宣戰布告なき交戰状態が日支兩國間に醸し出され、未曾有の暗雲が東亞の空を閉して居り、差當り何時それが果つ可とも見通しつかない。

今年一月廿三日の戰時議會閉頭、廣田前外相の表明した所によれば、日本は曩に日支交渉の橋渡しを實つて出たドイツ政府の好意的申出に對し、最小限の要求として

- 一、支那は容共抗日滿政策を放棄し、日滿兩國の防共政策に協力すること
- 二、所望地域に非武装地帯を設け、且、該地方に特殊の機構を設定すること
- 三、日滿支三國間に密接する經濟協定を締結すること
- 四、支那は日本に對し所望の賠償をなすこと

等を出したが、先方が應じないので決裂の止むなきに至つたとの事であつた。そして事態かくの如くであつたからこそ、日本政府としては最早や國民政府との間に交渉の余地はなしと考へ、一月十六日に内閣から發表せられた有名な「對手とせず」の歴史的軍大聲明となつたのである。

帝國政府聲明

帝國政府は南京攻陥後尙ほ支那國民政府の反省に最後の機會を與ふるため今日に及べり、然るに國民政府は帝國の眞意を解せず漫りに抗戦を策し内民人演兵の苦みを察せず外東亞全局の和平を顧みる所なし、仍て帝國政府は爾後國民政府を對手とせず帝國と眞に提携するに足る新興支那政權の成立發展

を期待し是と兩國國交を斷絶して更生新支那の建設に協力せんとす、元より帝國が支那の領土及び主權並に在支列國の權益を尊重するの方針には毫もかはる所なし、今や東亞和平に對する帝國の責任愈々重し、政府は此の重大なる任務遂行のため一層の發奮を冀望して止まず

日支事變そのものに関する詳細解説はすべて之を本年報後編「時事問題」の部に譲る。（終）

# 滿洲國

## 一 總說

一九二八年六月張作霖爆死の後を繼いで滿洲の支配者となつた張學良は滿洲における日本の特殊地位を無視し國民黨及び南京政府と結んで所謂易幟を斷行し、日本の政治的、經濟的勢力を滿洲から驅逐せんとした。その結果極端な排日運動を激成し、遂に一九三一年九・一八事件を惹起した。

日本軍の神速なる行動によつて張學良政權の勢力一舉に驅逐さるゝや多年軍閥政權の暴政と誅求下に呻吟して來た東北省民の間に獨立國家創建の機運湧然として漲り、奉天、吉林、黑龍江の各省は逸早く地方的獨立政權を結成し、蒙古哲里木盟、呼倫貝爾も次いで獨立を宣言した。翌一九三二年一月に至り、張學良軍の關内撤退に次いで哈爾濱方面に於ける反吉林軍が掃蕩されるや全滿の獨立運動は急激に進み、二月十七日には東北行政委員會成立し、翌十八日獨立宣言を發表するに至つた。更に二月二十四日新國家の組織大綱を決定し翌二十五日左の如く發表した。

- 一、新國家は滿洲國と稱す
- 二、滿洲國の元首を執政と稱す
- 三、滿洲國の國旗は紅藍白黑滿地黃旗とし新五色旗と稱す
- 四、年號を大同と稱す

五、新國家の政治は民本主義による

六、首都を新京に定む

新國家建設の宣言は大同元年（一九三二年）三月一日、東北行政委員會委員張學良氏から滿洲國政府の名を以て發表せられた。元首は行政委員會並に建國大會の決議に基き宣統廢帝溥儀氏を推戴し、三月九日長春市政公所に於て執政就任式を舉行した。同日政府組織法及び人權保障條例が公布せられ、滿洲國中央政府の成立を見、翌十日國務總理鄭孝胥氏以下政府首腦部が任命せられた。

滿洲國建國宣言によれば「凡そ新國家領土内に在りて居住するものは皆種族の岐視無差の分別なし、原有の漢族、滿族、蒙族及び日本、朝鮮の各族を除くの外即ち其他の國人にして長久に居留を願ふ者も亦平等の待遇を受けることを得るのである。五族協和、王道主義の實行、これが新國家の高く掲げた理想の大筋であつた。

現在滿洲國を構成する諸民族中最大多数を占むるものは漢民族であり、滿洲民族は多く漢人化し、純粹の滿民族は現在二、三百萬人程度のもゝと推定されてゐる。蒙古人は約百二十萬人あり其他日本人、朝鮮人の外、少數のツングース族（ダウール、オロチヨン、マネーグル、ビラル、ゴリド、シベリア屬等を含む）がある。又蒙古民族中にはブリヤート、ケプチン、オロート人等が含まれてゐる。

一九三二年九月十五日、日本は滿洲國の獨立を尊重し、その健全なる發達を促すは東洋永遠の平和を維持し、世界平和を維持する所以なりとの確信を以て滿洲國を承認し、日滿議定書を締結した。日本にとり滿蒙の地は國運を賭して



## 二 面積・人口

滿洲國の面積は一、三〇三、一四三平方千米、省別にすれば左表の通りである。

省	面積
國省	1,303,143
吉林省	89,910
林江省	125,536
河江省	109,813
江省	107,544
丹省	87,110
江省	57,244
島東省	29,394
東省	39,301
化天省	31,646
州河省	63,824
省省	39,461
省省	96,585
市省	191
別省	80,410
西省	79,021
南省	106,751
東省	160,395
東省	3,462
州	295
滿洲國附屬地	1,303,143

その保全に努めたところであり、爾來三十年の水きに亘つてその開發に盡し、苦心經營の結果今日の繁榮を見るに至つたもので、滿蒙は國防上、國民生存上不可分の關係に立つこと斷はるまでもなく、日滿議定書は日滿兩國の共存共榮の基礎を法的に確立すると同時にその獨立性を認めたるものであつた。

滿洲國はその基礎漸く確立すると共に一九三四年三月帝制を實施し、同年十一月新十省制を實施して從來の省治主義、地方分權主義の政治體制を破壊し、近代的中央集權主義政治體制の整備を急ぎ、又財政的には豫決算制度の確立（一九三二年九月）、省財政廳の廢止による稅務監督署の設置（一九三二年七月）、國地稅劃分法の公布、即ち省財政權の別奪（同年九月）、海關接收（一九三三年）、關稅改正（第一次一九三三年七月）、第二次一九三四年十一月、第三次一九三五年十一月）、內國稅の統一改正（一九三二―三六年）、地方稅法公布（一九三五年八月）、鹽稅廢止、即ち全國統一的鹽稅實施（一九三七年一月）、中央銀行設立（一九三二年六月）等の過程を経て一應中央集權化の目的を達した。

一九三六年六月十日締結せられた日本國滿洲國間條約による治外法權の一部撤廢並に一九三七年十一月一日調印の條約による最終的な治外法權の撤廢並に滿鐵附屬地行政權の移讓は日滿一體關係を一層強化した。

かくて滿洲國における建國基礎工作は一應完了し、近代的獨立國としての體制を具備するに至り、更にこの確立された基礎の上に立つて新なる發展へ向つて發足せんとしてゐるのである。

	康徳二年末 (1936)	康徳二年末 (1935)
戶數	5,837,532	5,670,962
人口	35,337,980	34,200,923
平均人口	6.1	6.0
前年比増人口	11,37,057	1,331,896
前年比増戶數	166,570	196,641

人口は昭和十一年末國務院總務廳統計處の調査によれば上表の如くで、前年末に比較し戶數に於て一六六、五七〇戶、即ち千戸に付二九・四戸、人口に於て一、一三七、〇五七人、即ち千人に付三三三・二人の増加を示し



てゐる。

又、之を國籍別に見れば次の如く、日本人の滿洲國總人口における割合は千分中二九・八である。

國籍別	總數	千分比	男	女	女百對男數
總數	35,337,980	1,000.0	19,291,536	16,046,444	120.2
滿人	34,217,512	968.3	18,682,169	15,535,343	120.3
日本人	1,053,465	29.8	575,337	478,128	120.3
内地人	189,508	5.4	109,126	803,823	135.8
朝鮮人	863,957	24.4	466,211	397,746	117.2
其他	67,003	1.9	34,030	32,973	103.2

國籍別省特別市別人口表

地方別	總數	每平方 平均 人口	日 本 人			其他	
			總數	内地人	朝鮮人		
總數	35,337,980	21.7	34,217,512	1,053,465	189,508	863,957	67,003
吉林省	5,199,839	57.8	5,123,830	75,702	15,807	59,895	307
龍江省	2,326,286	18.5	2,303,934	21,270	14,938	6,332	1,082
黑龍江省	61,506	0.6	58,342	2,379	1,521	858	785
三江省	1,050,777	9.8	1,027,992	22,640	6,232	16,408	145
濱江省	4,592,142	32.0	4,492,884	102,627	20,706	81,921	6,631
間島省	643,518	21.9	152,681	490,685	11,076	479,609	152
安東省	2,709,864	56.2	2,619,120	90,662	2,370	88,292	82
奉天省	9,614,484	112.4	9,474,925	138,582	27,976	110,606	977
綏州省	3,847,889	33.4	3,832,252	15,579	12,330	3,249	58
熱河省	3,227,827	192.2	3,220,734	7,001	5,994	1,007	92
新京特別市	246,824	501.9	212,476	33,831	29,606	4,225	517
哈爾濱特別市	466,763	—	390,438	39,311	32,613	6,698	37,014
興安西省	469,889	5.8	469,419	462	232	230	8
興安南省	725,142	9.2	719,525	5,608	1,525	4,083	9
興安東省	78,279	0.7	73,502	2,241	2,017	224	2,536
興安北省	76,951	0.5	55,458	4,885	4,565	320	16,608
滿洲國及關東州、南滿洲鐵道附屬地	37,018,607	—	35,491,015	1,458,021	559,252	898,769	69,571
關東州及南滿洲鐵道附屬地	1,680,627	—	1,273,508	404,556	36,744	34,812	2,568
關東州	1,148,034	—	975,935	170,535	166,510	4,025	1,564
南滿州鐵道附屬地	532,593	—	297,568	234,021	203,234	30,787	1,004

(備考) 本表省別は康德三年(一九三六年)末調査に付各省制に據る、また哈爾濱特別市は康德四年普通市に變更された

移 民

(イ) 滿洲拓植會社

昭和十二年八月二日、日滿間に締結せられた滿洲拓植公社設立に關する協定に基づき、滿洲拓植委員會並に滿洲拓植公社が設立された。同社は日滿兩國國籍の特殊法人であり、その組織は兩國政府の出資を基幹とする株式會社であるが實體は商社にあらずして公社である。即ち公社は株主の利益を本位とする會社の觀念を排除し、公益を本位とする國策機關にして、從前暫行機關として設立された滿洲拓植會社を更にその使命に順應すべく、擴大強化して繼承したものである。資本金五千萬圓(内日本國政府一、五〇〇萬圓、滿洲國政府一、五〇〇萬圓、滿鐵一、〇〇〇萬圓、日滿民間一、〇〇〇萬圓出資)。第一回拂込數一株(額面五〇圓)三〇圓、公社の目的及び事業は、日本人の滿洲國移住を助成し、滿洲國國土の開発をなす爲左の事業を営むにある。

- 一、移住者に必要なる施設及びその經營
- 二、移住者に必要なる資金の貸付
- 三、移住用土地の取得管理及び分譲
- 四、移住者に必要なる事業の經營を目的とする會社又は組合に對する出資及び金融
- 五、前各項の事業に附帶する業務

(ロ) 滿鮮拓殖

昭和十一年九月九日朝鮮總督府の制令に基づき、鮮滿拓殖株式會社が設立され更に滿洲國政府の勅令に基づき同年九月十四日同社の全額投資により新京に滿鮮拓殖股份有限公司を設立された。同会社の組織は

- 一、滿洲國の勅令により特殊法人とす
  - 二、資本金千五百萬圓、第一回拂込七百五十萬圓
  - 三、前項資本金は之を鮮滿拓殖株式會社より出資す
- 理事長は滿洲國政府之を命じ、理事及び監事は株主總會にて選任し、政府の認可を受く、会社の役員は鮮滿拓殖會社の役員と同一である。

事業

- 一、移住者のため必要なる土地の取得、經營及び處分
  - 二、移住者のため必要なる施設の經營
  - 三、移住者のため必要なる資金の貸付
  - 四、前項に附帶する事業
- 定款の規定による事業は右の如くであるがこれに従ひ同会社の主力を注いでゐる事業は左の如きものである。

先づ朝鮮よりする新規移民の入植統制である。

本事業の基本をなすところの營農を目的として入植する朝鮮人移民の收容戸數は概ね一年一萬戸以内とする滿鮮間の協定であつて、そのため間島、京邊道の二十三縣をもつて之が指導獎勵地と定め、原則として自作農劃定の方針を探り、土地代、家屋建築資金等部落建設に要したる費用は收容農が農耕に着手し、收穫が擧げ得られるやうになつた年より二十ヶ年以内の期限で年賦償還せしむる豫定である。

拓植會社の成立により採用された農業集團移民計畫の要綱は左の如くである

- 一、有畜農業主義
- 二、中流の自作農を標準とし、耕作地一〇町歩、放牧地九町歩、住宅地、蔬

菜地其他一町歩、合計二〇町歩（水田は二町歩平均とする）、羊三〇頭馬二頭、豚、雞等

三、政府補助一戸に付一千圓（渡航費、教育費、醫藥費等を含む）。低利資金の融通二千圓、長期年賦償還とする。

四、武装移民の性質を必要とせず純然たる農業移民とする。

五、當面の方策として滿洲拓植公社の所有する佳木斯附近一〇〇萬町歩の土地（農耕地七〇萬町歩）に速に收容力を擴充す。

六、朝鮮人移民に關しては鮮滿拓植會社と協力して、在滿各地に點在する朝鮮人を鮮滿國境附近、間島を中心に定着せしめる。

七、百萬戸移住計畫は滿洲國に残されたる農耕地の殆ど全部を利用する建前から農耕移民を主とし、牧畜移民、林業移民、採金移民とに分け、又主要都市附近にあるものを便宜上近郊移民とする。

(イ) 農耕移民

佳木斯附近	一、〇〇〇千町歩
虎林附近	一、〇〇〇
龍江附近	一、〇〇〇
愛琿附近	一、〇〇〇
布西附近	一、〇〇〇
龍江附近	一、〇〇〇
龍江附近	一、〇〇〇
五常附近	一、〇〇〇
珠河附近	一、〇〇〇

(ハ) 百萬戸移民計畫

二十ヶ年百萬戸日本人移民計畫は一期五ヶ年とし、四期間に分ちて實行される。

第一期	一〇萬戸	一ヶ年平均	二萬戸
第二期	二〇萬戸	同	四萬戸
第三期	三〇萬戸	同	六萬戸
第四期	四〇萬戸	同	八萬戸
計	一、〇〇萬戸	同	五萬戸

(ニ) 朝鮮人移民

鮮滿附近中心の鮮滿國境一帶

錦州附近	五〇〇
(ウ) 牧畜移民	
樂倫附近	五〇〇
林西附近	五〇〇
開魯附近	五〇〇
扎蘭屯附近	五〇〇
庫克多博附近	五〇〇
(ハ) 近郊移民	
奉天、新京、哈爾濱、安倫、齊々哈爾	
(ニ) 採金移民	
福浦附近(ソ連國境)	
(ホ) 林業移民	
吉林附近	五〇〇

しかして本計畫案は日本内地の農家六百萬戸中、所謂貧農に屬する二百萬戸の半數を目標に計畫されたもので、第一期計畫所要資金は二億六千萬圓である。

第一期入植戸數豫定表

年次	集團移民	自由移民	計
昭和十二年	5,000	1,000	6,000
同十三年	10,000	5,000	15,000
同十四年	15,000	6,000	21,000
同十五年	20,000	8,000	28,000
同十六年	20,000	10,000	30,000
計	70,000	30,000	100,000

尙既入植の拓務省農業移民の現況は左の如きものである。

第一次乃至第四次移民平均作付面積及收穫高 (昭和十一年)

作付反別	作付面積	割合	收穫高	反當收穫高
水稲	476	13.9	8,786	1.85
大豆	825	24.1	8,031	0.97
其他豆	81	2.4	641	0.79
小麥	666	19.5	5,289	0.79
其他穀類	452	13.2	7,043	1.56
特用作付	631	18.5	—	—
蔬菜	77	2.2	—	—
計	211	6.2	—	—
計	3,419	100.0	—	—

尙第六次昭和十二年送付移民は九〇八戸であつた。

(二) 自由移民

右の外自由移民として天照閣(一樓閣開拓組合)興安南邊通遼縣錢家店、現在戸數五七戸、八八名鎮泊學圃村、現在三十餘名、天理村、哈爾濱郊外阿城縣等の外京圖縣、奉吉縣、拉濱縣奉山縣、綏化縣等の各鐵道沿線に約六十箇所自作或は地主或は小作人として入植し、且つその數は年々増加しつつある。

三 政治

滿洲國は成立後五年を経て建國の基礎を一應了了し、近代的獨立國家としての體制具備するや、この確立せる基礎の上に立つて新なる建設的統治を行ふべき段階に到達した。即ち日本における政治、經濟の戰時體制移行に適應し、日滿不可分關係より日滿一體化統治段階への進展は從來の統治機構に對し基本的變革を必要とするに至つた。

即ち昭和十二年五月八日張國務總理大臣の機構改革に關する聲明によれば「現行機構は舊軍閥封建政治の打破清算と新獨立統一國家體制の急進整備を基礎として組織運営され」て來たものであるが「建國の基礎工作略竣り、今や將に第二期の實質的建設に入らんとする時に當り、「國內治安の確保確立を促進し、產業經濟の計画的開發運営

拓務省產業移民の現況 (昭和十二年八月現在)

年度別	第一次	第二次	第三次
入植地	昭和七年	八年	九年
入植員	493	494	298
現在員	906	837	561

年度別	第四次	第五次	計
入植地	十年	十一年	
入植員	500	994	2,779
現在員	830	990	4,124

を離り、民生を伸長し、國防國力の充實の理想實現に邁進せざるべからず」とし、第二期建設計畫の樹立と共に政治行政機構の改革を行ふことになつた。「即ち本改革の趣旨は國內種族相協和し、日滿の一體一心を徹底不變ならしめ新興國家として愈々健全なる發達を遂げんとする根本の理念に出發し」其の重點を左の諸點に置いた。

- 一、機構の全般を通じて之を徹底的簡明化すると共に政府各部の企劃執行等の一元制統制を強化し、能率的なる國家運営に便ならしむ。
- 二、迅速なる治安の肅正を期するため、關係機構を一元的に併合強化すると共に他方軍警と一般行政との調和につき考慮を加ふ。
- 三、經濟關係就中五ヶ年計畫を遂行するに便なる態勢を整へ、且つ重要産業に對する統制機能を強化す。
- 四、民心の作興及び民力の涵養を離り、農村の振興を期するに便ならしむるため關係機構を合理的に統合強化す。
- 五、中央地方の連絡を密ならしめ、且つ地方行政機構の機能を擴充強化し、副一主義の弊害を是正す。
- 六、地方自治を育成整備し行政、文化、經濟等の有機的組織體としての内容を充實せしむ。

而して右の趣旨に基づいて行はれた機構改革は國務院の外務部、監察院並びに地方自治、協同組合等に關する事項をも含み、實に國家統治組織の改革とも稱すべきものであつたが、その改革の目標は國務院、從つて究極的には極端なる總務廳中心主義の實現にあつた。

大同元年（一九三二年）三月一日、建國と同時に公布された政府組織法は康

德元年（一九三四年）三月一日、帝制實施と同時に廢止せられ、新に組織法が之に代つた。組織法によれば、中央政府は皇帝の最高顧問機關たる參議府、行政の中樞機關たる國務院、立法機關たる立法院、司法機關たる法院、檢察廳、行政の監督機關たる監察院を以て構成せられてあつた。

參議府は參議を以て組織し（一）法律（二）帝室令（三）勅令（四）豫算及び豫算外國庫負擔となるべき契約を爲すの件（五）列國交渉の條約約束及び皇帝の名に於て行ふ對外宣言（六）重要な官吏の任免（七）其他重要な國務院に關し皇帝の諮詢を受けて其の意見を上奏し、又重要な國務院に關し上奏することを得る機關であつたが、今次の改正により右の種種的に意見を上奏し得る制度は廢止せられ、單に皇帝の諮詢機關たるに止まり、國務院の施政に關與し得ないことゝなつた。

立法院は法律、豫算案を議決する機關であるが、立法院組織法は未だ制定されてゐない。

### （一）國務院

國務院は滿洲國統治の中樞機關である。國務院に國務總理大臣及び各部大臣があるが、各部大臣は國務總理大臣に隸屬する各部の行政擔當者たるに過ぎない。従來の民政、外交、軍政、財政、實業、交通、司法、文教、蒙政の九部組織は、外務、内務、興安の三局と、治安、民政、司法（以上所謂行政三部）、産業、經濟、交通（以上所謂經濟三部）の六部に改められた。

康德四年六月五日付を以て公布された國務院官制以下各官制により各機關の

概要を述べれば次の如くである。

（イ）國務總理大臣の權限 國務總理大臣は皇帝の旨を奉じ各部大臣を統督し國家行政の機務を掌理し其の責に任す（國務院官制第一條）官吏を董督し其の任免進退及び賞罰に關し皇帝に奏請す（第二條）其の主管事務に關し職權又は特別の委任により院令を發することを得（第三條）行政の統一を保ち全局の平衡を維持するため必要と認むるときは各部大臣の命令又は處分を停止し又は取消すことを得（第四條）各部大臣、國務長官及び興安局總裁又は其の代理者を以て組織する國務院會議を主宰す（第五條）各部大臣を統督す（第七條）外交を直掌し外交使節及び領事官を指揮監督す（第十一條）地方行政を總括し省長、特別市長及び警察總監を指揮監督す（第十二條）省長、特別市長及び警察總監の命令又は處分にして成規に違ひ公益を害するものありと認むるときは之を停止し又は取消すことを得

（ロ）國務院の組織 國務院に治安、民政、司法、産業、經濟及び交通の各部を置く。各部大臣は國務總理大臣の統督を承け其の主管事務を掌理す（第七條）國務院に國務長官を置く特任とす（第八條）國務院に興安局總裁を置く特任とす（第十條）國務院に外務局、内務局を置く（第十一條、十二條）

（ハ）總務廳 國務長官は國務總理大臣を輔佐す（第八條）總務廳は第一條乃至第五條に掲ぐる國務總理大臣の職務遂行に關する事務を司掌す。總務長官は總務廳の事務を統轄し所部の官吏を指揮監督し其の進退及び賞罰に關しては國務總理大臣に具狀し委任及以下は之を專行す（第九條）總務廳に次長二人、所長六人、參事官十八人、監察官四人、理事官十四人、秘書官四人、事務官四十五人、統計官三人、廳官百六十五人を置く（第十三條）廳に官房及び

企画、法制、人事、主計、統計、弘報の六處を置く（第十五條）企画處は重要企畫の連絡調整に關する事項、基礎資料の蒐集に關する事項、重要施設の考査に關する事項、總動員計畫事務の統轄に關する事項を管掌す（第十七條）法制處は法律案、勅令案、院令案其の他法令案の起草及び審査に關する事項、條約案の審査に關する事項を管掌す（第十八條）人事處は人事及び給與の統一調整に關する事項、官吏の任免、進退及び身分に關する事項、官吏の規律及び賞罰に關する事項、官吏の養成及び訓練に關する事項を管掌す（第十九條、主計處は總括豫算及び總括決算に關する事項、特別會計の豫算及び決算に關する事項、國債の計畫及び運用に關する事項、國庫金收入の管理に關する事項、政府保管の現金及び有價證券に關する事項、物品會計の統一に關する事項、收支科目に關する事項を管掌す（第二十條、統計處は統計の統一に關する事項、國

務の基本に關する統計の統一に關する事項、統計年報其の他統計に關する圖書の編纂に關する事項を管掌す（第二十一條、弘報處は弘報機關の監理に關する事項、宣傳の計畫に關する事項、宣傳の連絡統制に關する事項、重要な對内外宣傳の實施に關する事項、情報に關する事項を管掌す（第二十二條）

（ニ）興安局 興安局は蒙政事務を司掌し、興安局總裁は蒙政に關し國務總理大臣を輔佐し蒙政事務の連絡調整に任ずる。

國務院各部官制（康德四年七月一日實施）  
（イ）各部大臣の權限 各部大臣は國務總理大臣の統督を承け主管事務を掌理し其の責に任す（第一條）其の主管事務に關し法律又は勅令の制定、廢止又は改正を要するものありと認むる時は案を具し國務總理大臣に提出すべし（第二條）、主管事務に關し國務院會議の召集を要求することを得（第三條）、

其の主管事務に關し職權又は特別の委任に依り部令を發することを得(第四條)、其の主管事務に關し省長、特別市長及び警察總監を指揮監督し其の命令又は處分にして成規に違ひ公益を害するものと認むるときは之を停止し又は取消すことを得、但し重要な事項については國務總理大臣の指揮を受けることを要す(第五條)、所部の官吏を指揮し其の進退及び賞罰に關し國務總理大臣に具狀し委任官以下は之を專行す(第六條)各部に次長一人を置く(第七條)

(ロ) 治安部 治安部大臣は國防、用兵、軍政、警察其の他治安、測量の事項を掌理す(第十一條)、部に警務司長を置く(第十二條)、警務司長は大臣の命を承け司務を掌理す(第十三條)、治安部大臣は武官を以て之に任ず、治安部次長及び警務司長は文官を以て之に任ず、治安部次長の職務は軍の統率に關する事項に及ぶことなし、治安部大臣事故あるときは軍の統率に關する事項については陸軍將官の一人特命を承け其の職務を代理す(第十四條)、部に參謀司、軍政司、警務司の三司を置く(第十五條)、參謀司は用兵作戰に關する事項、軍の編制及び訓練に關する事項、軍警協力に關する事項、陸地及び水路の測量に關する事項を管掌す(第十六條)、軍政司は軍の人事及び徵募に關する事項、兵裝及び軍需品に關する事項、軍の經理に關する事項、軍の法務、醫務及び獸醫務に關する事項を管掌す(第十七條)、警務司は治安警察並に行政警察に關する事項を管掌す(第十九條)

(ハ) 民生部 民生部大臣は教育、禮教、社會、保健其の他民心作興及び民生安定に關する事項を管掌す(第二十條)、部に教育、社會、保健の三司を置く(第二十二條)

(ニ) 司法部 司法部大臣は法院、檢察廳及び監獄を監督し民事、刑事、行刑、非訟事件、民籍、地籍其の他司法行政に關する事項を掌理す(第二十七條)、司法部に民事司、刑事司、行刑司の三司を置く(第三十條)

(ホ) 産業部 産業部大臣は農林、畜産、水産、鑛、工、開拓、植民其の他資源の利用、開發に關する事項を掌理す(第三十四條)、部に農務司、礦工司、建設司、拓務司の四司を置く(第三十八條)

(ヘ) 經濟部 經濟部大臣は貨幣、金融、國債、投資、商埠、貿易、權度、租稅、專賣及び國有財産に關する事項を掌理す(第四十二條)、部に金融司、商務司、稅務司の四司を置く(第四十五條)

(ト) 交通部 交通部大臣は鐵道、道路、河川、港灣、公有水面、水運、航空、郵務、電信、電話其の他交通及び通信に關する事項を掌理す(第四十九條)、部に技監一人を置くことを得、簡任とす。技監は大臣の命を受け技術を總監す(第五十二條)、部に鐵路司、道路司、航路司の三司を置く

外務局官制(康德四年七月一日施行)

外務局は國務總理大臣の管理に關し左の事項を管掌す

(一) 外交政策の基礎に關する事項 (二) 國際交渉に關する事項 (三) 外國事情の調査及び外國情報の蒐集に關する事項 (四) 外交使節、外交官及び領事官に關する事項 (六) 外國人の出入國に關する事項 (第一條)

外務局長官は國務總理大臣の指揮監督を承け局務を掌理す、長官は所屬職員を指揮監督し其の進退及び賞罰に關し國務總理大臣に具狀し委任官以下は之を專行す(第三條)局に長官官房及び政務處、調査處の二處を置く(第五條)

内務局官制(康德四年七月一日施行)

内務局は國務總理大臣の管理に關し左の事項を管掌す

(一) 地方行政の一般的指導監督に關する事項 (二) 自治行政に關する事項 (三) 郡邑計畫に關する事項 (第一條)

内務局長官は國務總理大臣の指揮監督を承け局務を掌理す、長官は所屬職員を指揮監督し其の進退及び賞罰に關し國務總理大臣に具狀し委任官以下は之を專行す(第三條)局に長官官房及び管理處、監督處の二處を置く(第五條)

興安局官制(康德四年七月一日實施)

興安局は國務總理大臣の管理に關し左の事項を掌理す (一) 蒙政の基礎に關する事項 (二) 蒙政事務の連絡調整に關する事項 (第一條)

興安局總裁は國務總理大臣の指揮監督を承け局務を掌理す、總裁は所屬職員を指揮監督し其の進退及び賞罰に關し國務總理大臣に具狀し委任官以下は之を專行す(第三條)

### 地方行政

滿洲國は建國以來中央集權制度を根本方針とし、從來の封建的の地方政權の殘滓の廢除に努力して來た。康德元年(昭和九年)十二月一日地方制度の劃期的改革を實施し、從來の四省を十省に劃分し、舊政權時代封建軍閥の私的勢力の根據地であり、地方行政の最高機關として地方政府を形成してゐた舊省制を打破すると共に建國以來急遽に發展せる交通並に政治經濟治安等狀況の變化に伴ひ中間行政機關として中央政令の下達、縣指導の徹底化を期したのである。

省公署の組織は總務廳を中核とし民政、警務、教育、實業の五廳制を原則とした。昭和十二年の機構改革に當り地方制度にも重要な改革が加へられるこ

となり、省、特別市並に市に關する部分は直ちに實施せられた。昭和十二年六月十七日國務院公表の地方行政機構改革要綱によれば地方行政機關は地方の實情及び事務の性質に應じ能ふ限り統合整備すること、協同組合を普及し地方自治制を整備することを目標とし、行政と經濟の融合を圖るため地方團體と産業組合を密接不可分の關係に置き、また地方自治は民衆能力に應じてこれを整備し適度に統制を行ふこととし、左の根本方針を立てた。

(イ) 地方團體の理事機關は官吏または官選とす

(ロ) 當分地方團體に議決機關を設けることなし、諮問機關を設ける場合も民選とせず。

(ハ) 自治の範圍は下級團體を廣くし、民衆と能力に應じ漸進的普及の方針を採る。

(ニ) 保甲と街村の併立を排し、街村の整備に伴ひ保甲を吸收す。

而して右要綱に基き實施された改革は次の如くである。

一 省(興安省を除く)

(一) 省の區域は行政の適地適應を期し、其の浸透徹底を圖るため省の分合増體を行ふ、但し之が實施は地域別漸進主義により蒙當り牡丹江省(濱江省公署牡丹江辦事處の管轄區域を其の區域とす)通化省(東邊道府興辦事處の管轄區域を其の區域とす)の二省を新設

(二) 省公署の權限は地方行政機關を出来るだけ統合し省公署の權限を擴充す

(イ) 實業監督廳の事務の一部、一般林野行政を省公署に管掌せしむ(ロ) 地方行政に關する權限又は事務を可及的範圍に省長に委任す(ハ) 省地方費を擴充し地方行政の運轉を適切圓滑ならしむ



六、民間株式の市場性については従来通り流通性を阻害せざるやう適當なる處置を日滿兩國政府において講ぜらるべし  
要するに叙上の如く滿洲國內事業については育成中相當なる保證その他の條件あるにより急速且つ大規模なる計畫を遂行するも在來事業の成績に異變なき限り現行配當率を維持し得べく、事業の擴充進展に伴ひ業績の安定向上を期待するものなり。

滿洲國政府の統制主義は低度の發展段階にあつた滿洲經濟を急速に組織し、而も計畫に沿つて開發建設を行はんとする場合、國家資本の積極的進出運営を必要とされた以外、國防的及び基幹的産業は國家資本の参加によつて之を統制せんとした。これが特殊會社であり、單行的に各會社法に準據した。又國家資本の参加如何を問はず、國家的に重要な産業に對しては特殊會社若しくは準特殊會社として、大體一業一社主義を原則として嚴格なる統制を加へて來た。而して特殊會社は當初において滿洲國政府資本と滿鐵資本を資本構成の中核とし、日本財閥並に外國資本の参加は最小限度に止められる傾向があつた。然るに新國策會社は膨大な國家資本の参加の反面において滿洲重工業における綜合的獨占の地位を興へられ、事實上の國家代行機關としての特殊會社であり、而も營業面に收益に關しては從前の特殊會社の場合の如き統制的干渉を完全に排除してゐる。即ち滿洲重工業會社は半官半民の特殊會社としては從來と異なる所はないが、滿洲國が其の重工業諸會社投資を擧げて新會社に肩替りし、從來の政治的統制を全く停止して、新會社の自治的統制に委し、また從來滿洲國において不文律的に存在してゐた六分配當主義は完全に覆されたのであつた。  
滿洲重工業開發株式會社管理法 滿洲重工業株式會社に對する管理の根據法

として本法は昭和十二年十二月二十日附で公布、同二十七日より施行せられた。全文二十一條より成るがその要旨は

- 第一條 政府は本邦における重工業の綜合確立を促進しその統制を圖るため本法により滿洲重工業開發株式會社を管理す
- 第二條 滿洲重工業開發株式會社は本邦における左に掲ぐる事業に投資しその經營の指導に當るを以て目的とす
  - 一、鐵鋼業 二、輕金屬工業 三、自動車製造業 四、航空機製造業 五、石炭礦業

滿洲重工業開發株式會社は前項の事業の外金、亞鉛、鉛及び銅その他の事業に附帶的に投資することを得、但し本邦における鐵鋼業に對し投資する場合を除くの外主管部大臣の認可を受けることを要す

第三條 滿洲重工業開發株式會社は本店を東京に置くことを要す  
第四條 滿洲重工業開發株式會社の資本の額は四億五千萬圓とす、但し主管部大臣の認可を受けこれを増加することを得

第五條 政府は滿洲重工業開發株式會社の議決権ある株式總數の二分の一を所有することを要す  
第六條 滿洲重工業開發株式會社の議決権ある株式は日滿兩國の國民又は兩國の法令何れかにより設立したる法人にして議決権の過半数が兩國の國民若しくは法人に屬するもの以外の者に讓渡することを得ず

第十二條 滿洲重工業開發株式會社の毎營業年度決算において株主に支拂ふべき利益配當金は、第四條の規定により資本の増加をなす場合においては株主に對する殘餘財産の分配につき第二項の規定に拘らず主管部大臣の認可を受け格別の定をなすことを要す

べき利益配當金が拂込金に對し年七分五厘の割合に相當するまでは政府の所有する株式に對し、政府以外の者の所有する株式に對し二の割合により配當をなすことを得、株主に支拂ふべき利益配當金が拂込みたる株金額に對し年七分五厘の割合に相當する金額を超える場合その超過金額の配當率は各株式につき同率とす、第四條の規定により資本の増加をなす場合においては株主に支拂ふべき利益配當金につき第二項の規定に拘らず主管部大臣の認可を受け格別の定をなすことを要す

第十三條 政府は滿洲重工業開發株式會社の毎營業年度決算において滿洲國內經營事業に關し生じたる綜合純益が滿洲國內經營事業のため振向けられたる資金總額（滿洲國內經營事業に關し生じたる益金より成る資金を除く）に對し年六分の割合に達せざる場合においては本法施行後十年以内に終了する營業年度を限りその不足額を補給す、補給したる金額は爾後の營業年度の綜合純益が六分の割合を超過したる場合においてその超過金額をもつて年二分の割合により計算したる利息を付しこれを償還することを要す、前項の綜合純益は毎營業年度における滿洲國內經營事業に關し生じたる總益金（繰越益金を含む）より繰損金（借入金金の利息を除く）を控除してこれを計算す

第十四條 滿洲重工業開發株式會社解散の場合において殘餘財産の價格が拂込みたる株金額に對し一倍半に相當する價額に達するまでは政府の所有する株式に對し、政府以外の者の所有する株式に對し二の割合により殘餘財産の分配をなすことを得、殘餘財産の價額が拂込みたる株金額に對し一倍半に相當する價額を超える場合その超過價額の分配率は各株式につき同

現物出資内容

	株數	拂込	評價額
	千株	圓	千圓
昭和製鋼	1,100	44.5	77,000
滿洲炭坑礦	160	50.0	8,408
同 新	640	12.5	8,410
滿洲探金	100	50.0	5,208
同和自動車	58	25.0	1,450
滿洲輕金屬	280	25.0	7,000
合 計			107,876

尙滿洲重工業に對し滿洲國政府より現物出資せらるべき昭和製鋼外四社株式の評價は左表の如く一〇七、八七六千圓で殘餘は現金出資である。  
右の五社が第一次に滿洲の傘下に加はつたが更に目下交渉中に屬するものは

- 滿洲鉛礦（資本金四百萬圓、全額拂込済）本後湖煤鐵公司
- （資本金一〇萬圓、全額拂込済）滿洲航空（資本金五百萬圓）の製作工場等である。

産業五ヶ年計畫の修正

昭和十二年を初年度としてスタートした滿洲國産業五ヶ年計畫の第一年度成績は相當

の困難はあつたが略々所期の成績をあげたが、日支事變の勃發による情勢の變化は更に同計畫の再検討を必要とするに至つた。

之に關し是野總務長官の説明せる趣旨は左の如くである。即ち滿洲國産業五ヶ年計畫は、その實行の第一歩において當面せる急激且つ廣汎なる情勢の變革は本計畫を更に新な點より深刻に見直すことを必要とし、日支事變を契機として展開せられた新國際情勢は日滿支を一聯に結びつける廣範圍の經濟圏を形成し、これが活躍を必要とするに至つたこと、又昨年十二月における滿洲重工業開發會社の成立は重工業部門につき相互的企業組織の下に關係諸事業を總動員し得る機能を整へたもので、これにより五ヶ年計畫はその規模並に遂行の速度において著しく擴大加速化し得る實行體制を整へるに至つたこと。更に計畫立案後における各方面の調査探査進行に伴ひ、資源賦存情況或は物資の需給關係が明確を加へ、従つてその或るものについての計畫變更は必然的となつた。一方日本においても本年より生産擴充の年次計畫が立案せられるに至つたと聯繫し、日滿一體の開發計畫たらしむべく、相互の下協議を行ひ、成案を得たとしてゐる。而してその生産企業に關し、又生産者條件に關し政府の置きたる重點として左の如き方針を示した。

(一) 生産目標 新國際情勢に即應し日滿を一體とし、北支をも考慮した生産力擴充の要請に基き滿洲國の有する資源其の他の諸條件に應じ全面的に擴大修正を行ふものであるが、之は主として鑛工業部門に關するものである。農畜産部門の増産に關しては、その條件及び影響の複雑且つ廣範なるに鑑み、その人為的増産可能な鑛工業その他の部門と區別し、農畜經濟の實體を考慮し、これが實行方法につき特に慎重を期し特殊農産物の取得に偏することなく、農民

更生の線に沿つて可能な適當の程度目標を置く。

(二) 生産計畫 本計畫遂行に關する生産機構については飽くまで有機的綜合的に能率を増進することに重點を置き、滿洲國工業開發會社の經營の效果に重大なる期待をかけること勿論である。同時に滿鐵並に本計畫關係の各特殊會社、準特殊會社等の一切の生産配給機構が政府と協力せんことを期待する。

(三) 技術生産器材 本計畫遂行上必要な技術員及び熟練工等に關しては現地養成施設の整備を圖り、又大體科學院その他の技術試驗研究機關の活動を促すと共に官民各方面の技術経験を組織的に動員起用する。設備機械並に原料の入手については優先的取得につき國內は素より、對日本、對第三國關係においても適當なる方策を講ずる。

(四) 資金計畫 本計畫に必要な資金は主として生産器材の供給に對して放出せらるゝものなるが故に、所謂圓プロックの範圍内においては結局生産器材の供給能力の問題となるのであるが、外國爲替資金の關係においては日滿を一體とする國際收支の關係及び時局關係の展開に備へ、資金計畫を検討し爲替管理の強化、輸出貿易の振興、外資の導入等に及ぶべきものである。

(五) 生産物資の供給 本計畫による生産物資は日滿一體の需給計畫に適應するものなるが故に特に需給の點につき考慮する必要なく一階生産計畫の遂行に邁進すべきものと考へる。

(六) 計畫遂行機構 昨年七日政治行政機構の根本的改革を遂行して本計畫遂行に必要な體制を整へたのであるが更に近く企業委員會なるものを設置する計畫である。而して修正五ヶ年計畫の目標は左の如きものである。

(一) 鑛工業部門 銑鐵約五〇〇萬噸、鋼塊約三五〇萬噸、鑛材約二〇〇萬

農 業

則を目標とし、石炭は鑛産、石炭液化、電力等の計畫擴張に對應して約三、八〇〇萬噸、電力は發電用量約二六〇萬キロワット(水力、火力略々同量)バルブは木材の外、礦、豆稈原料等により併せて約四〇萬噸、鹽一〇〇萬噸、金は山金の開發を加へて四ヶ年累計約三億圓。

その他アルミニウム、マグネシウム、亜鉛、鉛、銅など現下緊要の金屬についても能ふ限り増産を期し、いづれも當初計畫に比し凡そ倍量の擴大である。液體燃料、自動車、飛行機及び工作機械については幾多困難が豫想されてゐるが萬難を排して本格的工業の確立を期して居る。

(二) 農畜産部門 農畜經濟の實體を考慮し貿易促進、自給自足確立を目標に増産を圖り、第二年度たる本年度の目標は左の如くである。米四〇萬噸、大麥一八萬噸、甜菜二二萬噸、高粱四五〇萬噸、玉蜀黍三三〇萬噸、小麥一三五萬噸、大豆四五〇萬噸、粟三三〇萬噸。

(三) 交通通信部門 他部門における計畫の規模擴張に對應し更に積極的修正を行ふべく目下研究を進めつつあるがこの部門の改正は改めて協議する筈である。

(四) 資金計畫 右産業開發計畫の擴張に伴ひその所要資金は略々倍増し第二年度以降資金總額は五十億圓の巨額に上るものと見られるがその大部分は日本及び滿洲の國內資金によつて調達する豫定で、國外に待つものは特殊設備器材等のため比較的小部分である、而もこれ等は種々の貿易協定爲替協定等によつて解決を圖る方針であり、従つて爲替資金の點については右の計畫の進捗に伴ふ輸出の増進、新産金の増加に多大の期待を寄せてゐる。

滿洲國の可耕地面積は三三、七三五千百で、總面積の三七・三%、内既耕地は一四、九六〇千百(四五%)、未耕地一七、七七五千百(五五%)である。一九三四年實業部調査によれば農家戸數は四、〇〇八千戸、農家人口二三、六六七千人、總戸數及び總人口に對し夫々八五・二%、八四・七%の比率となつてゐる。又貿易に於て輸出總額の七割は特産品であり、滿洲國の經濟的基礎は農業にありといへる。滿洲の氣温は春秋の兩季短く、夏冬の兩季長く、寒暑の年較差が非常に大きい。雨量は農耕地帯に於て五百乃至八百毫米で、日本の年量約三分の一である。かゝる自然的條件により主として乾燥農業が行はれてゐる。又南北の氣候及び地味等の相違により作物も自ら異り、南滿には高粱、玉蜀黍が多く、粟、大豆は南北滿に跨り、小麥は主として北滿に栽培せられる。

栽培作物の種類は四十餘種で大豆、綠豆、粟、高粱、玉蜀黍、小麥、大麥、燕麥、蕎麥、稗、水稻、陸稻及び特用作物として棉、煙草、苜蓿、亞麻、荏苳子、洋麻(ケナフ)等を主とする。これらの内大豆、高粱、粟、玉蜀黍、小麥の五種が最も主要なるもので全產額約の七、八割を占める。

大豆の全產推定生産量は大陸四百萬噸内外、世界產量の六割を占め、内八〇%以上を市場へ出し、國內消費は二〇%以下である。

高粱は年產量四百萬噸内外、主として食料、高粱酒原料として消費され、稗は建築材料、燃料、アンペラ原料等に使用される。

粟、玉蜀黍共に農家の常用食料である。粟は年產量三百萬噸内外、内二〇%は朝鮮へ輸出される。

小麦は北滿地方を主とし、南滿の大豆と並んで市場作物の首位に居る。年産一〇〇萬噸内外、殆ど國內の製粉材料に供せられるが國內の需要に足らず、小麦粉は年額五、六千萬圓の輸入を見らる。

水田は朝鮮農民が始めたもので現在では安奉線沿線、南滿鐵沿線、間島、牡丹江附近が主要地である。

棉花は從來二十年計畫を以てその増産が企圖されてゐたが新に昭和十二年度より始まる五ヶ年計畫により、五年後には作付面積八〇萬畝、實收收穫高約二

農産物收穫高

Table with 5 columns: Item, 1937年收穫高 (Quantity, Ratio), 1936年收穫高 (Quantity, Ratio), and Increase/Decrease (Quantity). Rows include Soybeans, Other beans, Millet, Sorghum, Wheat, Rice, etc.

億五千萬斤を目標として増産計畫が進められてゐる。康徳四年度主要作物作付面積は前年に比し五四萬町歩、約四%の増加に拘はらず、收穫高は前年に比し殆ど増加なく、これは廣範圍に亙る旱害と、南滿一部地方における水害に因るものである。總收穫高は約一、六八五萬噸、前年推定實收穫高に比し二・五萬噸の増加を示した。種類別にすれば大豆は全體の二五%を占め、次で高粱二四%、粟一九%、玉蜀黍二三%、小麦六%、水稻三%の順である。

畜産

滿洲に於ける畜産經營型態は農耕地帯と牧畜地帯とに大別される農耕地帯に於ては主として畜農業が行はれてゐるためこの地帯に於ける畜産は農業の一部門として發達し、農家は農耕に必要な牛、馬、騾、驢等の役畜を飼養すると共に羊、山羊、豚、鶏等の用畜をも飼養してゐる

畜産總數

Table with 4 columns: Category, 實業部管内, 興安四省, 計. Rows include Cattle, Horses, Mules, Sheep and Goats, Pigs, Chickens, etc.

興安各省に於ける蒙古人は牧畜を以て主たる生業とし、羊が多く食料及被服材料として蒙人の無二の財源である。種羊改良事業は公主嶺農事試驗場で大正十三年以來行つて居り、且つ昭和十一年對遼通商協定策から日滿滿羊協會、滿鐵並に滿洲國政府協力して種羊増殖改良に邁進することになつてゐる。現在全滿滿羊約二百萬頭中改良種は一%に過ぎない。滿洲國に於ける畜産總數は正確には知られないが大體次表の如く發表されてゐる。(實業部管内統計は昭和十年、興安四省統計は同十一年の調査である)

林業

滿洲の森林は殆ど全部國有林であるが、永年に亙り自由採取の下に放置され、何らの保護管理を行はず、清朝末年から民國の初にかけては木材の需要激増せるに乘じ、長期國有林の伐採權を設定したので甚しく濫伐された。滿洲國は建國以來林政を改革し、先づ國有林經營の合理化、森林資源の保護、國土の保安、日滿統制經濟への對應等の見地から國有林經營の根本方針を樹立し、林政機構の整備充實、國有林長期伐採權の整理、森林資源の精査、保安林、治水水源涵養等の公益機能發揮等の基礎方策に従つて鋭意努力して來つた。

その結果林場權の整理、森林の實態調査の進捗と共に康徳三年度には國有林の合理的經營の第一歩として國有林事業特別會計を設置し、今後漸次官行伐採事業を行ふ事となつた。國有林事業特別會計—康徳三年度豫算は歳入歳出共に約一千萬圓同四年度千四百餘萬圓である。

木材生産は昭和九年度四一四萬石、内鴨綠江材一一一萬石、安奉線材約一〇萬石、吉林材約一〇萬石、京圖沿線材七八萬石、間島材約四〇萬石、北海材と

して濱沿線約一一〇萬石、松花江下流約二〇萬石、大興安嶺方面約一〇萬石、計一四〇萬石であつた。木材の國內需要は滿洲事變後飛躍的に激増し、昭和八年約五〇〇萬石、九年六二〇萬石となり、事變前は年々八五萬石乃至一四〇萬石を輸出してゐたのが却つて昭和八年二二五萬石、同九年、二六五萬石以上の輸入を見るに至つた。

鑛業

滿洲國の鑛産資源に關しては目下尙調査進行中であり、今日迄の調査以外、將來に大なる期待を持たれてゐる。現在判明してゐる有用鑛物として挙げ得べきものは金屬鑛物においては金(砂金)、鐵、銅、鉛、瀾、硫磺、砒、非金屬鑛物において石灰、石膏、芒硝、矽石、耐火粘土、油母頁岩、滑石、石灰石、苦灰石、石鋼、長石、矽石等である。現在までの調査に係る主たる鑛物資源の埋藏量を擧ぐれば次の如くである。

- 金 六〇億圓
鐵 一、三二一、五〇〇千噸
石 炭 八、〇〇〇、〇〇〇噸
油母頁岩 五、四〇〇、〇〇〇噸



最近三ヶ年間の鑛産物産出高は左の如くである。  
 滿洲國政府は康徳二年（昭和十年）八月一日鑛業法を公布したが、法定鑛物として左記四十種を挙げてゐる。  
 金鑛、銀鑛、白金鑛、銅鑛、鉛鑛、亜鉛鑛、錳鑛、鐵鑛、アンチモニー鑛、アルミニウム鑛、ニッケル鑛、コバルト鑛、碲化鐵鑛、クロム鑛、マンガン

錳、青鉛鑛、重石鑛、水鉛鑛、水銀鑛、砒鑛、磷鑛、硫黃、黑鉛、石炭、石油、土瀝青、油母頁岩、石灰石、白雲石、マグネサイト、螢石、長石、耐火粘土、重晶石、硼石、石膏、珪石、滑石、石棉、雲母。  
 右のうち資源の保全または國防上の見地から傍觀を施したる二十二種の鑛物は私人の無統制なる探掘に放任することを許さず、此等の鑛業に就ては別に勅令を以てその鑛物又は地域を指定して一般私人の鑛業出願を制限してゐる。  
 滿洲國は鑛物資源開發の爲石炭、金、石油の日滿合辦特殊會社を設立し滿洲

最近三ヶ年主要鑛産物出產量統計表（單位噸）

	1933	1934	1935
鐵 鑛	1,176,634	1,105,232	1,462,548
鉄 鑛	433,523	475,826	607,948
碲化鐵鑛	1,671	7,770	9,110
鉛 鑛	—	269	1,490
滿 庵 鑛	750	653	600
金（兩）	17,811	463,639	1,886,895
銀（瓦）	—	76,603	108,822
石 炭	9,062,644	10,703,926	11,474,191
骸 炭	476,278	574,478	701,867
油母頁岩	2,683,440	2,105,763	3,435,648
原 油	87,076	59,917	108,639
菱苦土鑛	71,376	78,752	156,586
耐火粘土	112,070	137,471	181,730
滑 石	62,430	75,350	70,572
苦 灰 石	165,845	166,758	171,033
石 灰 石	691,040	655,647	855,267
石 綿 石	106	119	70
石 石 石	35,592	154,930	148,754
好 石 石	5,600	3,979	29,874
方 解 石 石	1,185	188	490
價 石	—	108	550

（滿鐵地質調査所調査）

炭礦株式會社（資本金八〇、〇〇〇千圓）、滿洲採金株式會社（資本金二二、〇〇〇千圓）、滿洲石油株式會社（資本金五、〇〇〇千圓）をしてこれが經營に當らしめ、また鑛業法の公布と共に昭和十年八月二十三日政府の鑛業政策代行機關として資本金五〇〇萬圓、滿洲國財政部、滿鐵の合同出資による滿洲鑛業開發會社を設立した、本會社は期前國防上必要なる二十二種の鑛産資源を確保し、その鑛業權の散逸を防止すると共にこれが調査單に統制的開發に當ることを目的とし、（一）鑛業權の取得及び租權の設定、（二）精鍊事業、（三）鑛業及び精鍊事業に對する投資及び融資、（四）實業部大臣の認可を受けたる期前に附帯する事業を営むものである。

一、金

滿洲に於ける採金事業は特殊會社滿洲採金會社により統制されてゐる。同社の事業は（一）砂金及び金鑛の探掘、（二）産金業者に對する資金の供給及び採金事業の經營の委託に受託、（三）租權、（四）前各號に附帯する事項、であるが同社の統制下に産金額は康徳元年五五七千圓、同二年三、六七〇千圓と漸増し康徳三年には約一千萬圓、康徳四年一、二、四萬圓、又同年全滿金買上高は一、四〇〇萬圓に達し全滿産金額の八割を占める。滿洲に於ける主要金鑛所在地は遼寧省柳河子一帯、延吉縣八道溝、和龍縣夾皮溝、同三道溝一帯、三江省依蘭、樺川、勃利一帯、黑龍省愛輝縣法別拉河南岸一帯、呼瑪縣、龍江省嫩江流域及び餘慶溝一帯及び熱河省興隆縣附近である。山金も滿鮮國境方面の開山田、牡丹江方面の青林等概査を了り、作業に移す準備を進めてゐる。産業五ヶ年計畫の實施に當り同社は産金五ヶ年計畫を樹立し、康徳四年一、四、八〇〇千圓、同五年二、〇〇〇千圓、同六年三、六〇〇千圓、同七年五、〇〇〇千圓、同八年八、〇〇〇千圓、産金總額二億圓を目標としたが修正計畫は五ヶ年三億圓に増加された。

二、鐵

鐵は鞍山より東方弓張嶺一帯、安奉沿線本溪湖其他鴨綠江東北部沿岸等に産し、赤鐵鑛、磁鐵鑛を主とし、埋藏量十七、八億トンと稱せらるゝが多く貧鐵

である。大正十一年、昭和製鋼所獨得の貧鐵處理法發見により鞍山鐵鑛の利用價值確保せられ又一九三五年ドイツに於て成功した直接貧鐵處理法は更に低度貧鐵にまで利用の途を開き、滿洲鐵鑛の將來に光明を投げた。鐵石埋藏量は左の如きものである。

- 鞍山 富鐵（五〇—六〇%） 貧鐵（二五%） 合計四五七、七〇〇
- 弓張嶺 富鐵（六〇—六八%） 貧鐵（四〇%） 合計三〇〇、〇〇〇
- 朝兒溝 富鐵（六〇—六八%） 貧鐵（三三%） 合計二八〇、〇〇〇
- 尚昨年後半期に滿鐵、滿炭、鑛業會社の聯合組織せる滿鮮鑛産資源調査聯合會の東邊道、通化省の通化、臨江兩縣下における鐵鑛調査の結果大隈子溝七〇〇萬噸、七道溝三〇〇萬噸と推定せられた埋藏量は共に二倍乃至四五倍に増加し合計三、四千萬噸と確認せらるゝに至り、同地區における採掘資源の發見と共に東邊道の鑛業は俄然注目されるに至つた。その他熱河の鐵鑛も有望である。

石炭は滿洲鑛産中第一位に推されるべきもので撫順、本溪湖、魯山、西安、新邱、北票、鶴崗、扎賚諾爾等の大炭田を始め著名の炭礦五十餘を算する。滿洲石炭埋藏量の推定に關してはその調査乃至計算法の如何によつて甚しき懸隔

があり、昭和七年滿鐵地質調査所發表によると、舊奉天省約一、六七〇百萬噸、舊吉林省一、〇三〇百萬噸、舊黑龍江省五五五百萬噸、熱河省（東部内蒙古）一、五五五〇百萬噸、總計約四十八億噸と推定されてゐた。

省別石炭埋藏量(千噸)

炭田名	省別	埋藏量	炭田名	省別	埋藏量
阜新	錦州省	4,000,000	密山	濱江省	200,000
撫順	奉天省	950,000	八道溝	錦州省	200,000
遼陽	遼寧省	344,000	間島	間島省	100,000
沈陽	奉天省	300,000	通化	通化省	48,000
安東	奉天省	282,000	煙台	奉天省	40,000
西票	錦州省	250,000	赤峰	熱河省	30,000
北湖	奉天省	220,000	復州	奉天省	14,000

然るに最近滿鐵會社の調査によれば従來一億噸と稱せられた阜新炭田埋藏量は四〇億噸と豫想せられ、更に同炭田中の新邱、孫家灣の推定埋藏量一〇億噸と稱せられ全滿埋藏量は八〇億噸と推定される。最近福東邊道一帶に豊富なる鐵礦山と共に炭田が發見せらるるあり、將來調査の進むに伴ひ更に未知炭田の發見が豫期せられ、埋藏炭量は驚くべき、數量に達するものと思はれる。  
今主要炭田を省別に示せば上の如くである。  
右の内滿炭系は五、五九〇百萬噸、滿鐵系一、二二〇百萬噸、其他一、二〇〇百萬噸の割合である。

昭和十一年にける石炭生産高並に需要關係は次の通りである。(單位千噸、生産高括弧内は昭和十二年度豫想)

昭和十一年石炭生産高及需要關係

	生産高	需要内譯		
		國內消費	日本向	其他海外
滿鐵關係	10,251 (10,365)	6,450	2,529	180
滿炭關係	2,195 (3,643)	2,114	181	5
本溪湖關係	700 (1,120)	604	97	—
其他	421 (420)	411	1	—
計	13,606 (15,128)	9,579	2,808	185

滿鐵會社五ヶ年計畫書による石炭埋藏計畫は昭和十一年の生産高一三、〇〇〇千噸を五年後二五、〇〇〇千噸程度に擴張せんとするものであり、滿鐵會社がその計畫遂行に當ることになった。これは滿鐵系炭田は今日まで相當程度の出産をなし、殊に撫順炭田の如き、炭質と埋藏量の點より産地を避け、寧ろ新炭田の開發を使命とする滿鐵をして新炭田による増産に當らしむることとなつたのである。滿鐵の五ヶ年計畫による出炭目標は昭和十一年度の一、七〇〇千噸より十二年三、六四三千噸、十三年五、三六〇千噸、十四年八、三六〇千噸、十五年一、五五〇千噸、十六年一、七〇〇千噸と五年後には約八倍半の一五、〇〇〇千噸を目標とし、滿鐵系の生産一、〇〇〇千噸と合せて全滿

出炭量二五、〇〇〇千噸に達する見込であつたが、修正五ヶ年計畫によれば昭和十六年の目標は三五、〇〇〇千噸に増加せられた。

工業

産業建設要綱並に重要産業統制法に基き、兵器製造業以下二十一産業が統制企業として指定され、滿洲國工業における工業資本總額の七割以上がこの統制企業分野に屬してゐる。滿洲國の統制經濟遂行の根幹をなす特殊會社及び準特殊會社の建設以來五ヶ年間に設立されたもの三八社、その公稱資本額四九七百萬圓、滿洲國における會社資本總額八四三萬圓中において五九%を占める。このうち特殊會社は一八社、二二四萬圓(二七%)、準特殊會社は一〇社、二七三萬圓(三三%)。また拂込資本總額五二二萬圓中特殊會社は二二六百萬圓(二七%)、準特殊會社は二三三萬圓(四四%)、合計三六九百萬圓(七一%)を占め、殘餘三四六百萬圓(四一%)並に一五二百萬圓(二九%) (二四一社)が自由企業である。

(一) 製鐵業

滿洲産業五ヶ年計畫の基幹部門を構成する製鐵業は昭和製鐵所及び本溪湖製鐵会社の二大會社によつて行はれてゐる。昭和製鐵所はその中樞的地位に置かれ、急速なる増産計畫が次々に實行されつゝある。同社は昭和八年五月鞍山に設立、資本金一億圓は滿鐵の全額出資であつたが、滿洲重工業會社の設立と同時に第一着にその傘下に入り、滿鐵の所有する製鐵株式の五五%は滿洲國政府において肩替し、これを滿洲重工業への現物出資とした。同製鐵所は昭和十二年七月までに完成せる第二期増産計畫に引續き第三期、第四期増産計畫を樹立、生産設備の擴大を中心とし、鋼材生産設備をも可及的に増設すべく、二億

四千萬圓の巨資を投することとなつた。第三期計畫は昭和十三年八月迄に、又第四期計畫は同年十一月迄に完成の豫定であるがその際には鐵道一九〇萬圓(ルツベ鉄二〇萬圓を含む)、鋼塊約一五〇萬圓を生産するに至るはずである。當同社を中心として滿洲住友鐵管(資本金一千万圓)、鞍山鋼材(資本金五百萬圓)、日滿鐵管(資本金五百萬圓)、滿洲鐵鋼所(資本金五百萬圓)、滿洲ロー製作所(資本金五百萬圓)、滿洲製鋼廠(資本金五百萬圓)、井口洋行(資本金十萬圓)、滿洲久保田鐵管(投資額三十萬圓)等の重工業會社相次いで創設され、強力なる鐵鋼生産プロックが形成せらるゝに至つた。  
本溪湖製鐵所は昭和十年九月、資本金一千萬圓を以て滿洲國政府、大倉喜七郎氏合辦の準特殊會社に改組された。工場設備は統制年産能力二〇萬噸、昭和十二年度より五ヶ年間に年産五〇萬噸生産計畫を建て、第一次増産計畫として二年後には年産三〇萬噸に達する見込。製鐵原料は殆ど全部關東滿鐵山より供給される。

二、化學工業

化學工業は新興企業の花形として滿洲産業體制の整備と共に目覚ましい發展を示した。滿洲の化學工業界の王座に位するものは滿洲化學工業株式會社である、昭和八年資本金二、五〇〇萬圓、半額滿鐵引受、半額は東洋窒素その他會社の出資で設立された。硫安その他窒素肥料製造を行ふもので現在硫安年産二四萬噸の設備を有する。尙この外硫安製造設備は昭和製鐵所八、三〇〇噸、撫順製油工場二、二千噸等である。  
瀋陽、石油は滿洲石油會社が米國より原油を仕入れて之を精製し、揮發油、燈油、輕油、機械油等年産二二萬噸を精製してゐる。

オイルセーブル工業は撫順炭礦製油工場に於て一ヶ年一三八萬噸のセーブルを乾溜して重油年産六六千噸、粗臘二〇千噸、揮發油二四千噸を製造して居り、昭和十一年之が倍額増産を計畫し、原油二〇萬噸を得る計畫である。石炭液化事業も滿洲の豊富なる石炭を利用して各地に工場が建設せられることとなつた。

滿洲合成燃料株式會社 昭和十二年八月設立せられた、滿洲國特殊法人、資本金五、〇〇〇萬圓、(内滿洲國政府一、七〇〇萬圓、三井一、七〇〇萬圓、滿炭八〇〇萬圓、滿鐵五〇〇萬圓、滿洲石油三〇〇萬圓) 拂込資本金一、〇〇〇萬圓、工場を錦州に設け、阜新炭を原料とし、フィッシャー法により粗油二萬噸を生産、將來は一〇萬噸に増産の豫定である。

滿洲油化学工業株式會社 昭和十三年二月十七日公布の滿洲油化学工業株式會社法により同月二十二日創立、既設の滿洲油化学工業株式會社(資本金二五〇萬圓)を改組して新に資本金二、〇〇〇萬圓(内政府出資一、〇〇〇萬圓、滿洲興業銀行五〇〇萬圓、獨公司株主五〇〇萬圓)の特殊會社である。低温乾燥水素添加法による液體燃料の製造及び副産物の加工に関する事業を営むことを目的とするものである。

滿鐵無煙工場は直接液化法により昭和十一年八月より年産粗油二萬噸の石炭液化工場を建設した。機械器具工業 滿洲における諸事業の勃興に伴れて各種の機械工業は飛躍的發展を遂げ、最近では飛行機、兵器、計器、電氣機械、化學機械等の如き精密工業までが起されつゝある。その主要なるものは次の如くである。

奉天造兵所 昭和七年舊東北政權の奉天兵工廠を利用して株式會社奉天造兵所を設立、後昭和十一年特殊會社に改組、資本金四百六十萬圓、全額拂込、滿洲國における兵器製造業の確立を目的とし獨占事業として指導されてゐる。

奉天飛行機株式會社 飛行機製作會社法に基く特殊會社として昭和十二年五月、滿洲航空會社の製作部門を切離し、滿洲軍工業會社の子會社として設立された。資本金二千萬圓、四分の一拂込である。

三、紡績工業

近代工業としての綿紡績工業の勃興は大正十二年頃のこと、滿洲紡績株式會社(遼陽)、奉天紡紗廠、滿洲福紡(大連周水子)、内外絹金州分工場等の諸工場が設立されたが爾後今日に至るまで何れも業績は概して振はなかつた。事變後においては昭和七年營口紡織株式會社(資本金三〇〇萬圓)新設され、現在五工場設備は紡織二三六、一八〇錠、縲系機二、一〇〇台、織機二、八三九台(昭和十二年五月現在)、年生産高縲糸約一〇萬噸、綿布一四二萬反(昭和十一年)程度である。

四、パルプ工業

滿洲國政府は國內パルプ工業の急速なる發展を圖ると同時に森林開發に資するため、昭和十一年滿洲パルプ、日滿パルプ、東洋パルプ、東滿洲人網パルプの四社に對し設立を許可し、森林資源保護のため原木伐採區域を分割し、パルプ年産量も初年度一社當り一萬噸、次年度以降一萬五千噸に限定した。然るに各社はかかる少額の生産量では經營困難なりとして各社とも許可量の増額を申請したけれども許可されず、これが爲王子系の日滿パルプを中心として各社の合同運動が起つたけれどもこれもまた許可されなかつた。各工場とも當初の計畫通りにて工場の建設も大體終了し、森林調査も終り操業開始の段取となつた。現在滿洲國におけるパルプ工場および生産能力は次表の如くである。

滿洲機器株式會社(設立昭和十年十一月、資本金三百萬圓半額拂込) 三菱重工業、三菱電機を中心とする三菱關係四社の共同出資になり、汽機、汽鍋、内燃機其他一般機器、發電、電動機、變壓器其他一般電機器具の製造修理、各種設備の製造修理を行ふ。

大連機械製作所大連工場(大正七年五月設立、昭和十二年三月資本金二百萬圓を一千萬圓に増資、拂込四百萬圓) 製品は現在製作中のもの客車、貨車、機關車、電車、農業用機械、建築橋梁材料、化學工業用機械、能力擴張中のもの客車、貨車、機關車、能力新設中のもの航空機、自動車、トラクター、船舶各種用ディーゼルエンジン。

滿洲工廠(昭和九年五月設立、昭和十二年資本金一千萬圓に増資、拂込六百十萬圓) 池田鐵工所の技術と提携し、兩者折半出資百萬圓の工作機製造場を新設、飛行機、自動車部品の新分野にも進出しつゝある。

滿洲計器公司 昭和十一年七月滿洲計器公司法により設立せる特殊會社、資本金三百萬圓、内政府出資百五十萬圓、半額拂込。

同和自動車工業會社 滿洲國政府、滿鐵に日本における自動車製造業七社の共同出資により設立、自動車の組立製造、販売、修理を行ふ、滿洲軍工業會社の傘下に入る。

滿洲車輛株式會社 滿洲における車輛製造業獨占を目的として、昭和十二年四月二十五日創立された。資本金五百萬圓(四分の一拂込)、日本車輛、滿鐵三菱重工業、田中車輛、汽車製造、日立製作所、住友金屬、日本ニアブレーキ、發動機製造、川崎車輛、滿洲鐵道、東京瓦斯電氣、滿洲鐵道等の共同出資

工場名	系統	資本金	年産能力	工場所在地
滿洲パルプ	寺田系	10,000	製紙 15,000	牡丹江下流柳林
日滿パルプ	王子系	10,000	人絹 15,000	京圖線敦化
東洋パルプ	川西系	10,000	同 15,000	圖佳線石眼
東滿洲人網パルプ	大川系	15,000	同 15,000	間島省開山屯
鴨綠江製紙パルプ	王子系	5,000	製紙 15,000	安東
計		50,000	75,000	

に行はれないとされ、計畫の實現は相當の困難を豫想されてゐる。

特殊會計滿洲輕金屬製造株式會社(昭和十一年一月設立)資本金二百二十五萬圓(內滿洲國一千萬圓、滿鐵一千四百萬圓、內地營業者百萬圓)を以てアルミニウム生産の目的を以て設立された。昭和十二年三月撫順工場竣工を持ち、年産五、〇〇〇噸を生産する豫定である。

### 五 貿 易

軍備擴張を基礎とする生産力擴充工作と併行して世界各國の貿易政策はプロツク經濟國間の緊密化が一層促進せらるゝと共に、國際通商を統制經濟下に發展せしめんとする方法が推し進められてゐるが、一九三七年滿洲國貿易は産業開發五ヶ年計畫により、日滿一體化の充足を目指し、殊に支那事變を契機として戰時體制より戰時體制に移行するに及びこの方策は一層強行せられた。昨年五月の滿獨通商協定の更新、九月の獨逸オット・ウォルフ財團の對滿クレジット設定、十月の爲替管理法改正強化、十二月の貿易統制法の實施等はかかる政策の現はれであつた。即ち滿獨協定の三ヶ年延長、ウォルフ財團の二百萬ポンドクレジット設定は産業五ヶ年計畫の擴大に重大なる役割をなすものであり、爲替管理法の改正並に貿易統制法の實施は日本の貿易統制に歩調を合せ、滿洲國の國際收支の調整に寄與せんとするものである。また十二月末の關稅改正は日滿經濟關係の緊密化に大なる貢獻をもちた。

かかる貿易統制策の遂行に伴ひ昨年度滿洲國外國貿易は未曾有の發展を遂げ貿易總額は一、五三二、七二〇千圓で前年に比し一八%の膨脹であり、一九三三年に比し實に五八・九%の増加である。貿易總額の膨脹は主として輸入の著

類 別 貿 易 表 (單位千圓)

輸 出						
	1937年		1936年		比較増減	
食 料 品	36,601	6.5%	40,969	7.8%	(-) 4,369	10.7%
原 料 品	345,615	61.4	333,463	63.1	(+) 12,152	3.6
原料用製品	126,351	22.5	109,152	20.6	(+) 17,199	15.8
全 製 品	24,639	4.4	22,351	4.2	(+) 2,342	10.5
其 他	29,412	5.2	22,682	4.3	(+) 6,730	29.7
計	562,672	100.0	528,617	100.0	(+) 34,055	1.4

輸 入						
	1937年		1936年		比較増減	
食 料 品	105,254	11.9%	118,548	17.1%	(-) 13,294	17.1
原 料 品	63,738	7.2	41,755	6.0	(+) 21,983	52.6
原料用製品	117,926	13.3	80,600	11.7	(+) 37,326	46.3
全 製 品	467,615	52.7	353,410	51.1	(+) 114,205	32.3
其 他	132,754	14.9	97,518	14.1	(+) 35,236	36.1
計	887,287	100.0	691,830	100.0	(+) 195,457	28.3

全滿輸出入最近十箇年比較 (單位千圓)

年次	輸 出	輸 入	合 計	輸出超過 ▲印入超
1928	668,677	459,946	1,128,624	208,731
1929	659,682	502,948	1,162,630	156,734
1930	608,384	462,773	1,071,157	145,611
1931	739,271	341,599	1,080,871	397,671
1932	618,156	337,672	955,829	280,484
1933	448,477	515,832	964,310	▲ 67,354
1934	448,426	593,562	1,041,988	▲ 145,136
1935	421,078	604,149	1,025,227	▲ 183,071
1936	602,759	691,889	1,294,648	▲ 82,130
1937	645,298	887,411	1,532,709	▲ 242,114

輸出入貿易總額 (單位千圓)

種 別	1937年	1936年
輸 出 品 (内國品)	562,672	528,616
再輸出品 (外國品)	82,625	74,142
計	645,297	602,758
輸 入 品 (外國品)	887,286	691,830
再輸入品 (内國品)	125	—
計	887,411	691,830
輸 入 出 合 計	1,532,709	1,294,589
輸 入 超 過 額	242,114	89,071

増によるものであり、その結果入超額は二四二億圓といふ記號的な巨額に達したが、輸入の増加は産業開發五ヶ年計畫着手の第一年として所要の生産財の需要が建設材料類輸入の増大をもたらししたが爲である。

貿易の内容を類別について見れば次の如く、輸出においては大豆落花生その他豆類を主とする原料品が總額の六一%を占め、次で豆粕、豆油、蘇子油、蘇子粕を主とする原料用製品が二三%で原料品及び原料用製品類が輸出の大半を占めてゐる。

全滿輸出入貿易主要國別

—輸出ノ部—

	1933年	1934年	1935年	1936年	1937年
日本	177,326	172,265	183,523	237,508	277,087
朝鮮	32,414	46,832	33,760	48,394	44,423
中華民國	71,770	65,299	65,335	128,602	113,752
獨逸	66,394	53,310	32,799	50,278	59,051
米國	7,603	5,959	15,589	16,352	18,673
英國	8,822	16,189	24,231	27,520	9,322
和蘭	5,914	8,030	10,075	7,071	16,510
其他	78,230	80,488	55,762	87,029	106,415
總計	488,477	448,426	421,077	602,758	645,297

滿洲

—輸入ノ部—

	1933年	1934年	1935年	1936年	1937年
日本	313,749	383,270	434,273	507,324	627,229
朝鮮	26,158	25,321	22,282	27,305	39,040
中華民國	79,821	57,535	32,156	47,648	39,323
獨逸	10,577	12,507	14,672	13,024	17,278
米國	28,961	35,289	24,935	23,735	57,523
英國	7,190	9,298	9,458	7,419	11,128
英領印度	14,702	23,961	23,865	28,223	45,623
其他	34,671	46,374	42,504	37,112	50,285
總計	515,832	593,562	604,149	691,830	887,411

類別對日本貿易輸出入表 (單位千圓)

	輸 出				輸 入			
	1937年	%	1936年	%	1937年	%	1936年	%
食料品	12,475	4.5	8,403	3.5	61,582	9.8	62,702	12.4
原料品	154,333	55.7	135,170	56.9	9,771	1.6	7,470	1.5
原料用製品	71,563	25.8	61,448	25.9	86,698	13.8	67,812	13.4
全製品	15,911	5.7	14,438	6.1	374,007	59.6	301,541	59.4
其他	22,802	8.3	18,047	7.6	95,168	15.2	67,797	13.3
合計	277,087	100.0	237,508	100.0	627,229	100.0	507,324	100.0

六一

主要品別輸出額 (單位千圓)

	1937年	1936年	1935年
豚毛	6,541	4,404	2,796
毛皮	732	5,131	3,234
大豆	226,067	216,475	130,053
其他豆	12,541	14,838	13,055
穀	5,482	3,393	835
蕎麥	2,563	2,373	2,494
高粱	9,843	11,726	3,993
玉蜀黍	8,525	6,995	1,470
粟	14,196	18,318	9,049
豆粕	62,335	53,126	51,370
豆油	25,342	21,389	20,132
蘇子油	2,290	6,746	2,839
落花生	16,369	16,109	15,140
苧麻子	4,383	3,035	2,795
大麻子	2,269	3,597	5,648
蘇子	7,885	13,818	7,533
石炭	35,610	35,181	40,473
礦油	1,505	2,345	1,278
柞蠶絲	8,385	6,118	7,278
縮羊毛	2,564	1,924	1,447
縮蠶絲	4,468	6,189	5,623
鉄 鐵	6,222	7,650	10,329
鐵鋼及同製品	13,349	9,238	1,549
硫安	9,676	11,423	6,051
鹽	7,236	5,072	4,663

主要品別輸入額

	1937年	1936年	1935年
生綿布	42,771	32,084	24,227
漂白又ハ染色綿布	44,435	40,769	25,649
捺染綿布	13,934	11,788	7,483
其他綿布	3,504	2,894	2,978
棉花	32,202	18,601	9,406
絹織絲	10,740	7,698	7,937
各種衣類	17,406	13,598	11,207
麻袋	19,273	14,024	14,604
毛織物	18,998	14,314	11,342
人造絹絲	2,130	15,801	8,051
絹織物	30,645	35,682	19,709
銅	6,176	2,660	4,464
鐵及鋼	76,428	39,506	51,539
機械及工具	65,900	38,917	33,510
車輛及船艇	46,406	39,550	39,844
電氣用具	26,502	16,358	15,281
魚介及海産物	20,584	12,004	8,552
米及穀	8,754	12,591	11,567
小麥粉	13,827	27,115	53,988
砂、糖	21,293	29,421	12,972
果實類	8,011	8,371	7,852
蔬菜類	4,643	3,937	3,157
酒類及飲料	9,969	8,368	7,965
藥 草	7,596	8,948	6,067
化學藥品及製藥	20,311	13,525	11,574
揮發油	7,145	1,769	5,375
燈 油	6,707	1,740	2,227
礦物性原油	9,933	6,601	—
紙	24,864	16,792	12,959
紙製品	10,220	8,240	5,862
木 材	9,933	11,745	14,310
洋 灰	1,067	3,436	3,543

滿洲

六〇

類別貿易について見れば輸出は日本の二七〇萬圓が總輸出の四三%を占めて最高であり、前年より三九、五百萬圓の増加を示し、更に朝鮮の四四・四四萬圓を加算すれば總額の四九・八%に上る。中華民國向は下半期の減少により一三、七五〇千圓と前年より約一、五〇〇千圓を減少したが、尙總額の一七・六%を占め第二位に居る。獨

對日主要輸入品(單位千圓)

品目	1937	1936
蔬菜類	3,552	2,681
果實類	5,968	5,950
魚介及海產物	14,422	8,262
小麥粉	12,040	14,829
砂糖	10,604	19,240
茶	1,708	1,131
繭絲及繭絲食品	3,799	2,226
酒類及諸飲料	8,536	7,087
木材	7,832	5,642
綿織糸	9,354	6,986
絹織糸	2,082	1,735
毛糸	7,436	3,376
人造絹糸	1,513	14,402
毛皮	2,434	1,595
銅	5,280	2,531
鐵及鋼	55,396	34,492
生絹布	34,119	28,580
漂白或染色織布	43,561	40,128
捺染織布	13,875	11,679
其他織布	3,451	2,822
各種衣物類	16,946	12,304
毛織物	16,642	12,664
絹織物	29,052	35,055
麻織物	3,601	4,084
機械及工具	51,908	30,682
車輛及船舶	38,201	35,153
電氣用品	25,989	16,083
電信電話器具及材料	6,731	4,883
金	6,834	4,928
科學儀器	4,294	2,672
油	1,997	1,555
油	2,407	1,539
藥品	14,510	10,404
洗滌劑	5,745	4,101
化學藥劑	3,383	2,508
紙	20,492	13,334
紙	7,732	6,936
陶器	2,553	1,890
陶器	10,496	7,363
靴及地下袋類	1,510	331
寫真機及材料	1,165	1,018
玩具	1,165	1,018
化粧品	2,942	2,666

對日主要輸出品(單位千圓)

品目	1937	1936
高粱	6,627	5,507
蜀黍	3,990	612
大豆	78,939	62,911
其他豆	9,130	10,803
花生子	2,015	1,221
蘇子	7,647	12,311
麻子	4,360	2,775
蠶絲	5,231	3,228
混合飼料	3,019	1,826
石炭	26,363	26,009
鹽	6,644	4,553
豆	48,658	41,390
蘇子	2,112	957
毛皮	2,171	3,103
柞蠶糸	6,801	4,366
蠶織物	3,653	3,087
鐵	1,627	667
鐵	5,692	6,723
鐵	6,215	7,786
鐵	9,663	6,156

米、和各國は何れも増加したが英國は前年より一八〇〇千圓を減した。輸入も日本が六二七、一三〇千圓にて總額の七一%を占め、前年に比し一三〇、〇〇千圓の増、更に朝鮮を加算すれば六六六百萬圓、總額の七五%を占める。その他は中華民國が前年より八百萬圓を減したる外何れも増加し、特に米國は三三三、八〇〇千圓を増加した。

對日貿易の内容について見れば輸出は原料品が一五四百萬圓、全體の五五・七%を占め原料用品の七一・一百萬圓に次ぎ、又輸入においては全製品の三七・四百萬圓が全體の約六割を占めてゐる。

### 貿易統制法公布

滿洲國は昭和十一年六月日本政府の對滿報復措置に對應し、且又一般貿易上の緊急措置として貿易緊急統制法を公布したが、更に最近の國際情勢に照し之を強化し、強力且つ全面的な政府の貿易統制權を確立する必要を認め、昭和十二年十二月九日貿易統制法を公布した。新統制法は舊法の欠陥を補ひ、貿易統制を必要とする凡ゆる場合を豫想網羅して、次の場合に輸入の禁止、制限又は關稅の増徴減免を行ひ得ることとした。即ち

- (一) 重要物資の需給又は價格を調節するため特に必要あるとき
- (二) 國際收支の適合を圖るため特に必要あるとき
- (三) 特定國との輸出及び輸入の均衡を圖るため特に必要あるとき
- (四) 外國又は外國商社の執り又は執らんとする措置に對應して通商又は産業を擁護するため特に必要あるとき

更に統制の實効を擧げるため必要あるときは當該物品の輸出若しくは輸入の統制を目的とする組合の設立を命じ、又は當該物品の輸出若しくは輸入し得べき者を指定する等の措置を講じ得ることとした。

尚同法に基づく制限品目については差當り次の品目を選び、之に對して許可制度を實施することとした。同品目に對する統制の期限は差當り一年となつてゐる。

- (イ) 輸出許可制度を適用するもの  
玉蜀黍、粟、麻子
- (ロ) 輸入許可制度を適用するもの

### 米、小麥及小麥粉、砂糖、葉煙草及製造煙草、買戻灰

### 關稅法公布並に關稅率改正

滿洲國の關稅行政法規は舊中華民國海關時代の總稅務司副令及び建國後時公布された法令等によつて構成され、その内容錯雜して分明を欠き、實質的に幾多實情に副はざる點あり。又輸入入稅率に就ても建國以來既に第一次(昭和八年七月)、第二次(昭和九年十一月)、第三次(昭和十年十一月)と三回に亘り部分的に改正が加へられたが、未だ其の大部分は舊海關時代より繼承し來つたもので建國後の新情勢に適應せざるものが少くなかつたのであるが、滿洲國政府では昭和十二年十二月二十日を以て關稅法を公布、同時に輸入入稅率の全面的改正が行はれ、新關稅法による關稅率が公表され、十三年一月一日より實施された。

### 六金融

滿洲國建國以後昭和十一年末興業銀行設立に至るまでの第一期建設時代に於ける滿洲國幣制並に金融機構に關する各種建設工作の成果は、既に本年報前年版に述べたところである。

滿洲國幣制は昭和十年九月以降日本圓と等價を維持し、又昭和十一年末興業銀行設立により滿洲國における通貨の發行は事實上中銀が專掌することとなり、次で鮮銀券の激退に伴ひ國幣一元化の實現を見た。日本圓爲替相場は對英一港二片の保持を目標とする爲替管理法並に貿易統制の強化に追従し滿洲國並に關東

全國普通銀行勘定(康德4年12月末現在)

資 産	康德4年(1937年)12月						康德3年(1936年)12月		
	總額	内國系銀行		外國系銀行			總額	内國	中國
		滿系銀行	日系銀行	日本側銀行	中國側銀行	歐米側銀行			
拂込未済資本金	9,350	5,700	3,650	—	—	—	5,100	5,100	—
貸付金勘定	117,549	43,400	13,887	46,415	13,845	24,936	53,831	36,586	17,245
預ヶ金勘定	18,375	2,594	3,145	2,086	5,628	4,920	6,076	1,107	4,969
他店貸勘定	771	726	4	—	3	36	698	691	7
先物買入勘定	1,966	1,267	—	—	698	—	8,716	3,439	5,278
有價証券勘定	5,464	615	539	—	3,745	565	4,598	333	4,265
金銀地金	—	—	—	—	—	—	36	36	—
營業用土地建物什器	2,025	666	316	16	659	366	1,115	456	659
非營業用土地建物什器	11,183	5,788	1,050	—	4,135	122	9,606	5,675	3,931
現金勘定	2,552	1,255	300	141	749	95	2,039	1,158	880
本支店勘定	22,953	5,110	183	—	16,181	1,478	25,652	3,160	22,492
其他	14,463	349	103	11	9,143	4,855	10,082	551	9,521
計	231,543	67,474	23,191	48,679	54,792	37,405	127,548	58,301	69,247
負 債									
資 本 金	25,000	18,125	7,475	—	—	—	16,107	16,107	—
諸積立金勘定	3,023	1,739	1,284	—	—	—	1,856	1,856	—
預金勘定	78,526	22,258	10,417	20,056	14,317	11,476	30,031	13,042	16,989
借入金勘定	28,940	13,439	3,228	—	8,335	3,936	23,778	14,777	9,001
他店借勘定	198	190	3	—	—	4	374	374	—
爲替勘定	6,157	5,655	—	247	295	58	6,262	5,828	434
先物賣渡勘定	1,919	1,237	—	—	681	—	8,930	3,569	5,361
本支店勘定	77,546	2,693	175	27,652	27,085	19,939	35,084	912	34,172
其他	9,531	2,134	607	722	4,076	1,989	5,125	1,836	3,289
計	231,543	67,474	23,191	48,679	54,792	37,405	127,548	58,301	69,247
銀行數	94	40	14	10	26	4	58	37	21

滿 洲

六五

諸金融機關預金貸出調(地域別)

	1937年12月			1936年12月		
	機關數	預金	貸出	機關數	預金	貸出
滿洲國內						
滿洲中央銀行	146	262,594	202,227	146	182,646	146,874
滿洲興業銀行	41	180,385	192,443	—	—	—
内國普通銀行	54	32,675	57,288	38	12,760	34,941
日本側銀行	10	22,411	73,133	56	222,688	186,801
中國系銀行	26	14,317	13,845	27	19,861	17,051
歐米系銀行	4	11,476	24,963	4	10,392	20,409
金融合作社	107	11,138	15,098	103	4,966	11,033
金融會	44	2,120	4,878	41	1,502	5,269
金融組合	14	5,055	7,059	14	2,993	5,444
郵政儲金	386	17,304	—	162	6,725	—
郵便貯金	118	34,346	—	91	29,459	—
小計	950	593,821	590,934	682	493,992	427,786
	94%	73%	27%	92%	66%	70%
關東州内						
滿洲中央銀行	1	2,985	5,907	1	2,664	20
滿洲興業銀行	8	63,092	66,511	—	—	—
中國側銀行	4	5,866	4,020	4	7,875	4,644
日本側銀行	6	110,372	89,783	12	224,033	171,287
金融組合	8	4,762	5,604	8	3,514	3,851
歐米側銀行	2	14,756	5,105	2	2,287	3,438
郵便貯金	37	22,490	—	34	19,290	—
小計	66	214,323	66	61	259,663	183,240
	6%	27%	23%	8%	34%	30%
總計	1,016	808,144	767,905	743	753,655	611,026
	100%	100%	100%	100%	100%	100%

滿 洲

六四

(備考) (1) 滿洲中央銀行貸出額中には再割を含まず  
(2) 内國普通銀行中には日系を含む

東州においても同様の強化を行ひ、日圓ブロックの一翼としての滿洲國幣の日本圓との緊密關係は更に高度化した。又日滿金買上價格の平準化は日本圓ブロックを一層強化したものであるが、更に日滿兩國々際收支も兩國を一體として對外收支關係を調整せんとするに至つた。

昭和十二年末における滿洲國內普通銀行は行數五四（日系銀行を含む）資本總額二五、六〇〇千圓、金融合作社は社數一〇七、預金一一、一三八千圓、貸出二五、〇九八千圓、前年に比し預金は約八一%、貸出は約五二%を増加した全國主要都市における内外各銀行預金現在は五九百餘萬圓、貸出六三六百萬圓

全滿會社資本金現在高（昭和十三年二月調）  
（單位千圓）

年月	社	公稱資本及出資金	拂込資本及出資金
日本法人	10・12	2,187	1,488,472
	11・12	2,512	1,465,763
	12・12	1,104	1,142,725
滿洲國法人	10・12	252	402,474
	11・12	383	659,211
	12・12	2,284	1,596,065
合計	10・12	2,439	1,890,946
	11・12	2,895	2,124,975
	12・12	3,388	2,738,791

（註）昭和十二年十二月以降日本法人は關東州内所在の會社にして滿洲國法人は滿洲國內所在の會社である。

年	貿易受取超過	貿易入超	金銀貿易	國際收支超過
1933年	129,201	67,345	(-) 4,843	57,004
1934年	240,584	145,135	(+) 1,539	96,998
1935年	280,034	183,072	(+) 2,647	99,609
1936年	167,665	89,130	(+) 22,394	100,929

（經濟部發表）

建設以來の滿洲國國際收支は次表の如く、貿易收支においては連年輸入超過を示してゐるが、貿易外收支は常に受取超過を示してゐる。（單位千圓）

一九三六年度國際收支は受取超過一〇〇九二九千圓と前年と大差なく、貿易收支は好調でその入超額半減した反面、貿易外收入の受取超過は著しく減少した。貿易外受取超過減少の主因は臨時部における日本の對滿投資の差引が約八五百萬圓減少したためであり、その他經濟部において外來者消費が増加したにも拘らず、利子および配當の支拂、滿洲在住者の國外消費が増大したことに因る。

滿洲國貿易外收支では經常的收支は大體に支拂超過であり、漸次好轉の傾向は見えるけれども依然支拂超過を賣けてゐる。これに反し臨時的收支は對滿投資の巨額なるために受取超過となつてゐる、従つて滿洲國の國際收支を受取超過に導くものは、買

要 取 勘 定

項 目	1936年	1935年	1934年	
貿易外受取	602,759	421,078	448,427	
經常的受取計	1、滿洲外證券の利子及配當受取	6,419	4,378	2,654
	2、滿洲外へ預け金貸附金の利子	7,369	4,658	5,146
	3、滿洲に本據を有する事業の滿洲外純益	1,818	663	564
	4、勞務利益の滿洲内仕送り及持歸り	—	—	—
	5、海運關係收入	18,269	19,334	18,505
	6、保險關係收入	8,104	6,680	4,480
	7、外來者消費	153,577	123,192	92,975
	8、其他	5,039	4,176	3,122
經常的受取計	200,594	163,081	127,446	
臨時的受取計	1、對滿放資	495,126	404,030	285,175
	2、滿洲外放資回收	67,125	55,750	37,314
臨時的受取計	562,252	459,779	322,489	
貿易外受取	762,845	622,861	449,935	
貿易及貿易外受取總計	1,365,604	1,043,939	898,362	

支 拂 勘 定

項 目	1936年	1935年	1934年	
貿易外支拂	691,889	604,149	593,562	
經常的支拂計	1、滿洲内證券の利子及配當支拂	88,377	72,841	55,089
	2、滿洲外より預り金借入金の利子	8,486	7,730	5,653
	3、滿洲外に本據を有する事業の滿洲内純益	8,692	11,076	5,584
	4、勞務利益の滿洲外仕送り及持歸り	45,392	41,863	40,115
	5、海運關係支拂	4,421	4,055	5,817
	6、保險關係支拂	18,636	14,866	12,619
	7、滿洲在住者の滿洲外消費	37,616	25,289	21,042
	8、他項に掲記せざる滿洲國政府海外支拂	27,834	1,549	3,192
	9、其他	9,001	4,604	3,763
經常的支拂計	248,456	183,873	152,874	
臨時的支拂計	1、滿洲外放資	64,791	72,705	50,487
	2、對滿投資返還	236,056	20,810	5,990
	3、其他	45,877	65,440	—
臨時的支拂計	346,724	158,955	56,477	
貿易外支拂計	595,180	342,827	209,351	
貿易及貿易外支拂總計	1,287,070	946,977	802,913	

國際收支

萬圓で、前年同期に比し預金五一百萬圓減、貸出は一三四百萬圓増加した。全國儲蓄金總額の預金、貸出高及び全國普通銀行勘定は次の通りである。



所管別歳出豫算並に前年度比較表(單位千圓)

所管別	康徳5年度 豫算額	%	前年度 豫算額	%	増減(△)
帝室費	2,100	1	2,100	1	—
總務廳	103,178	33	65,023	26	38,155
治安部	111,905	37	100,002	40	11,903
民生部	14,941	5	8,574	3	6,367
司法部	11,540	4	9,997	4	1,543
産業部	12,042	4	10,684	5	1,358
經濟部	27,051	9	28,041	11	-990
交通部	21,797	7	23,677	10	-1,880
合計	304,555	100	248,098	100	56,457

一般會計歳出目的別豫算額表(單位千圓)

費 途	康徳五年度 (1938)		康徳四年度 (1937)		康徳三年度 (1936)		康徳二年度 (1935)	
	額	%	額	%	額	%	額	%
帝室費	3,053	1	2,254	0.9	3,707	1.7	1,200	1.1
行政費	167,382	54	117,152	47.2	99,486	45.1	54,980	51.8
國防及治安費	89,893	30	86,694	34.8	78,852	35.7	32,871	31.0
徵稅費	15,599	6	15,600	6.4	13,415	6.1	6,547	6.2
國債費	18,211	6	21,896	8.8	20,863	9.4	8,982	8.5
國庫準備金	9,000	3	4,500	1.8	4,500	2.0	1,500	1.4
總計	304,555	100	248,099	100.0	220,823	100.0	106,080	100.0

備考(1)前年度豫算には追加豫算を含まず(2)國防及治安費中には國防費分擔金19,500千圓を含む。(3)國債費中には減債基金及特別整理基金への繰入金五年度12,924千圓四年度12,408千圓を含む

一般會計歳入内譯(單位千圓)

	1938年度 (豫算)		1937年度 (豫算)	
	額	%	額	%
經常部計	240,335	79	211,632	85
租稅	172,957	57	153,029	61
{ 雜稅	96,448	32	89,658	36
{ 内國稅	76,509	25	63,371	25
印紙收入	9,888	3	9,097	4
專賣利益金	2,325	17	44,368	18
其他	5,165	2	5,138	2
臨時部計	64,219	21	36,467	15
公債金	40,000	13	15,000	6
剩餘金繰入	13,000	4	10,416	4
特別會計繰入金	6,518	2	5,047	2
普通歳入	4,702	2	6,004	3
總計	304,555	100	248,099	100

收 支 超 過

	1936年	1935年	1934年
貿易收支	(-) 89,130	(-) 183,072	(-) 145,135
貿易外收支	(+) 167,665	(+) 271,033	(+) 240,584
經常	(-) 47,862	(-) 20,791	(-) 25,428
臨時	(+) 215,527	(+) 300,825	(+) 266,012
總計	(+) 78,535	(+) 96,962	(+) 95,449

易外收支中の臨時的受取に關する對滿投資であり、而してその大部分は日本の投資者であるから滿洲國國際收支の大勢は日本の對滿投資の如何に左右されるのである。

七 財 政

康徳五年度(一九三八年)總豫算歳入歳出は各三億四百五十五萬圓、又特別會計においては歳入總計十一億二千八百九十三萬圓、歳出總計十億八千八百五十七萬圓、これを前年度總豫算に比較すれば經常部において二千四百五十四萬圓、臨時部において三千九百九十萬圓、合計五千六百四十五萬圓の増加である。特別會計は今年新設の地方財政調整資金特別會計、科學試驗事業特別會計、理水事業特別會計の三を加へて現在二十一あり、今年度豫算は前年度に比し歳入五億八千六百萬圓、歳出五億二千八百萬圓と夫れ々増進してゐる。一般會計歳入の主要なるものは關稅の九千六百萬圓を第一とし、内國稅七千六百萬圓、專賣利益五千二百三十萬圓等である。歳入臨時部六千四百二十一萬圓の内主なるものは國債金四千萬圓と歲計剩餘金三千三百萬圓である。

一般會計歳出入(單位千圓)

年 度	歳 入			歳 出		
	經常部	臨時部	合計	經常部	臨時部	合計
1938年度豫算 (康徳五)	240,335	64,219	304,555	143,659	160,896	304,555
1937年度豫算 (康徳四)	212,632	35,466	248,099	119,113	128,986	248,099
1936年度豫算 (康徳三)	193,234	26,170	219,405	134,323	86,500	220,823
1935年度決算 (康徳二)	93,386	39,382	130,768	54,713	45,120	99,834
1934年度決算 (康徳元)	180,439	34,460	214,899	113,831	73,411	187,242
1933年度決算 (大同二)	151,145	43,428	194,574	105,143	60,339	165,482
1932年度決算 (大同元)	108,431	44,492	152,923	89,937	39,698	129,636

臨時部	ノ	ノ	5,779	臨時部	歳入	14,777	歳出	14,777	
計	ノ	ノ	25,964	ノ	ノ	ノ	ノ	24,443	
水力電氣建設事業				經常部	歳入	158,751	歳出	106,630	
臨時部	歳入	16,382	歳出	16,382	臨時部	ノ	ノ	16,147	
金礦採掘事業				計	ノ	158,751	ノ	122,778	
經常部	歳入	2,188	歳出	3,974	【交通部所管】				
臨時部	ノ	2,290	ノ	1,408	郵政				
計	ノ	4,478	ノ	5,388	經常部	歳入	10,096	歳出	10,528
賽馬				臨時部	ノ	1,928	ノ	1,496	
經常部	歳入	3,732	歳出	1,663	計	ノ	12,024	ノ	12,024
臨時部	ノ	620	ノ	637	郵政生命保險				
計	ノ	4,352	ノ	2,301	經常部	歳入	989	歳出	624
【經濟部所管】				臨時部	ノ	ノ	ノ	6	
投資				計	ノ	989	ノ	630	
臨時部	歳入	326,214	歳出	326,214	理水事業				
國有財產整理資金				臨時部	歳入	1,800	歳出	1,800	
經常部	歳入	3,732	歳出	480	總計				
臨時部	ノ	2,000	ノ	4,641	經常部	歳入	251,564	歳出	188,504
計	ノ	5,732	ノ	5,121	臨時部	ノ	877,372	ノ	900,068
鐵路國債				計	ノ	1,128,936	ノ	1,089,572	

事業對滿投資表 (對滿事務局調查單位千圓)

	7年	8年	9年	10年	11年	合計
滿鐵株金拂込額收	25,000	61,000	36,000	36,000	36,000	174,000
滿鐵社債額增加額	40,000	20,200	130,000	135,000	155,000	480,200
滿鐵借入金	—	—	—	75,000	—	75,000
滿鐵關係會社債及借入金額增加額	—	1,700	30,450	38,875	31,750	102,775
新設會社株式拂込	12,152.5	38,250	64,652.2	25,935	59,400	200,389.7
滿洲國借款	20,000	—	—	—	—	20,000
滿洲國建國公債	—	30,000	—	(返還) 2,000	同4,000	30,000 (同6,000)
滿洲國北鐵公債	—	—	—	60,000	60,000	120,000
滿洲國北鐵借入金	—	—	—	15,400	15,400	30,800
滿洲國特別事業公債	—	—	10,000	—	—	10,000
合計	97,152.5	151,150	271,102.2	386,210 (返還2,000)	357,210 (同4,000)	1,263,164.7

八 投 資

康德五年度租稅收入額及前年度比較表

	1938年度豫算	前年度豫算額
租稅	172,957	153,029
關稅	96,448	89,658
輸入稅	85,156	72,827
輸出稅	10,769	13,351
轉口稅	474	213
賑災附加稅	—	3,198
煙稅	49	69
內國稅	76,059	63,371
地稅	10,436	9,464
禁煙特稅	2,326	2,580
勤勞所得稅	1,440	—
自由職業稅	200	—
營業稅	14,181	10,008
法人營業稅	3,686	1,230
取引稅	302	—
出產鹽石稅	8,887	7,034
鑛區稅	583	377
鑛產稅	730	840
酒稅	9,780	9,210
捲菸稅	16,225	14,048
菸稅	289	289
棉紗統稅	1,166	764
麥粉統稅	2,747	2,324
セメント統稅	1,587	1,274
契稅	1,934	—
不動產登録稅	10	—
牲畜稅	—	2,210
屠宰稅	—	300
木稅	—	110

(備考) 追加豫算を含まず

康德五年度各特別會計歳入歳出豫算額表

(單位千圓)

【總務部所管】	歳入	歳出
國債金		
臨時部	歳入 366,916	歳出 366,916
國債整理基金		
臨時部	歳入 96,940	歳出 96,940
地方財政調整資金		
臨時部	歳入 42,700	歳出 42,700
政府職員共濟		
經常部	歳入 2,043	歳出 1,407
科學試驗事業		
經常部	歳入 1,889	歳出 1,496
臨時部	ノ 277	ノ 670
計	ノ 2,166	ノ 2,166
需品		
經常部	歳入 16,239	歳出 16,447
臨時部	ノ 1,005	ノ 597
計	ノ 17,244	ノ 17,044
臨時國庫建設局		
臨時部	歳入 2,147	歳出 2,147
【治安部所管】		
被服廠		
經常部	歳入 7,401	歳出 7,299
臨時部	ノ 2	ノ 180
計	ノ 7,403	ノ 7,480
軍械廠		
經常部	歳入 12,328	歳出 12,328
【司法部所管】		
監獄		
經常部	歳入 6,208	歳出 6,953
臨時部	ノ 1,370	ノ 625
計	ノ 6,578	ノ 7,578
【產業部所管】		
國有林事業		
經常部	歳入 25,964	歳出 18,664



鐵道營業收支要年比較 (單位千圓)

年 度	收 入	支 出	損 益
明治四十年	99,79	6,102	3,667
大正二年	22,275	7,914	14,361
同八年	17,061	30,529	36,532
昭和元年	107,610	40,312	67,298
二年	112,894	44,844	98,051
三年	118,076	43,698	74,378
四年	121,392	46,391	75,001
五年	94,596	36,372	58,204
六年	84,596	36,775	47,779
七年	102,847	38,796	65,051
八年	119,677	43,910	75,766
九年	126,525	53,282	73,244
十年	134,686	50,656	84,030
十一年	133,482	53,885	79,597
十二年	143,434	54,491	88,943
十三年	148,721	60,362	88,359

局に移管された南滿洲鐵道社は左の通りである。尙滿鐵社収入は滿鐵營業の基本をなすもので、最近十年來の鐵道營業收支表は左の如くである。

國線  
國線の現在路線は左表(次頁に示す)の如くである。(假營業線も含む)。  
鐵道總局國線關係財政狀態はその國防的性質に鑑み不開主義を採つてゐるので營業狀態並に經營の内容に就ては詳記するを得ないが、旅客並に貨物の輸送量は逐年増加の趨勢を辿つてゐる。

昭和十二年度鐵道總局所管鐵道收入(客車、貨車、旅順、自動車、食堂車)は左表の如く、前年に比し四、七五二萬圓の増加である。(單位萬圓)

國線の現路線

線 名	區 間	營業里程
奉天線	奉天—吉林	447.4
吉山線	奉天—山海關	419.6
錦承線	錦縣—承德	436.0
大鄭線	大虎山—鄭家屯	366.2
河北線	瀋陽—河北	91.1
遼島線	連山—遼寧島	13.2
北票線	金嶺寺—北票	17.9
葉嶺線	葉柏壽—赤嶺	146.9
新義線	奉天總站—皇姑屯	2.8
京圖線	新立屯—義縣	131.5
平梅線	新 京—圖們	528.0
京白線	四平街—梅河口	156.1
小新線	新 京—白城子	332.6
濱綏線	小姑家—新 站	9.1
濱洲線	新 京—哈爾濱	242.0
濱拉線	哈爾濱—綏芬河	546.4
濱北線	哈爾濱—滿洲里	934.8
北黑線	三棵樹—拉 法	265.5
黑河線	三棵樹—北 安	326.1
馬口線	北 安—黑 河	302.9
道裡線	黑河—黑河碼頭	4.2
八區線	新松浦—松 浦	4.2
濱江線	哈爾濱—道裡碼頭	4.0
三線	哈爾濱—三棵樹	2.8
齊北線	齊々哈爾—北 安	8.8
白溫線	齊々哈爾—溫 泉	3.5
平齊線	白城子—溫 泉	231.5
寧墨線	四平街—齊々哈爾	337.0
圖佳線	寧 年—墨爾根	571.4
虎林線	榆樹屯—昂々溪	180.2
梅朝線	圖 們—牡丹江	6.4
大魯線	牡丹江—佳木斯	248.7
	林 口—虎 林	310.0
	朝陽川—開山屯	331.8
	梅河口—鐵 安	62.3
	太平川—魯 北	243.7
		192.8
計		8555.9

	十二年度	前年度	比較増
社 線	14,990	13,452	1,538
國 線	15,540	12,470	3,050
北 線	800	638	162
合 計	31,330	26,570	4,752

### 十 軍 事

滿洲國國軍は建國と同時に建軍された。大同元年(一九三二年)三月軍政部官制の發布と共に陸海軍條例制定され、陸海軍に關する軍令並に定まり、軍政部は中央軍事統率機關として、地方軍隊を一律隷屬統合せしめ、軍閥の私兵より國の軍隊たる精神を扶植する爲あらゆる努力が試みられた。建軍當時の編成は奉天、吉林、黑龍江各省警備司令部並に洮遼警備司令部、海軍は江防艦隊司令部を設け、執政統率の下に各警備司令官、江防艦隊司令官により各警備區域の治安維持に任じた。國軍の發展過程を略述すれば、

- 一、整備第一期(大同元年三月—大同二年四月)  
この期間中最も力を注いだのは給與の改善と軍心の安定であつた。
- 二、整備第二期(大同二年五月—康徳元年三年)  
熱河滿洲の一段落と共に整備第一期を終へた國軍は本期に於て外には匪賊討伐の實力養成に着眼すると共に軍隊の私闘性を打破するたに適當の改編を行つた。

三、整軍時代  
大同三年(康徳元年)三月帝制實施せられ、國軍は皇帝親率の軍隊たるの自覺を持ち、國軍精神大に振起した。これと共に官警式の制度、軍人醫文八ヶ條の制定、軍人勲章の下賜、軍旗親授、皇帝親裁特別大演習の實施等の外、第一次全軍改編、陸海軍條例改正が行はれた。かくて國軍の面目は一新し、從來軍閥の私兵として人民の怨府であつた軍隊は今や國內治安維持並に國防の重責を

負荷するに足る力量と人民の信頼とを持つに至つた。

軍政部は昭和十二年七月の行政機構改革と共に民政部警務司を統合して治安部となつた。現在滿洲國國軍は治安部大臣于芷山上將の下に全國を第一軍管區(奉天、第二軍管區(吉林)、第三軍管區(齊々哈爾)、第四軍管區(哈爾濱)、第五軍管區(承德)及び第六軍管區(牡丹江)の六軍管區に分ち、各軍管區に司令官を置く外、興安四省には各省警備軍を設置する。

海軍は康徳元年江防艦隊令公布せられ、江防艦隊以下の任務を規定した。江防艦隊は司令部を哈爾濱に置き、松花江、黑龍江、烏蘇里江の警備に任ずる。

四、匪禍肅清工作  
滿洲事變直後三十萬と稱せられた匪賊は日滿軍警不斷の討伐およびこれに伴ふ治安工作により逐年その数を減じ、今年二月陸軍省發表によれば昭和十二年十二月における主要匪賊の總数は約九千と推定されてゐる。これら匪團は殆ど思想匪であつて、その大半は東北地區たる三省に壓制せられ、また一部は東邊方面山岳地帯内に潛行してゐる。

### 十一 外 交

#### 日滿關係—治外法權撤廢

日滿關係の一體化を規定するものは政治的には日滿協定書、經濟的には日滿經濟共同委員會の設置に關する協定である。而して精神的にこれを結合するものは康徳二年(昭和二年)五月二日滿洲國皇帝の回鑾訓民詔に宣示せられ、日滿一體一心の大理想である。滿洲國の躍進的發展は國際情勢に處しよく日

滿州國に於ける治外法權の撤廢、殊に支那事變發生以後における日本の戰時體制強化に全面的に協力し今や完全なる一體となつて戰時經濟の要求に對應しつつある。

滿州國における治外法權撤廢、滿鐵附屬地行政權の移讓については既に昭和十一年六月十日調印の條約により產業法規に關する部分は實現されたのであるが、昭和十二年十一月一日調印の日滿關係條約により、全面的撤廢が實現した。治外法權撤廢に關する日滿關係條約は

一、滿州國に於ける治外法權の撤廢及南滿洲鐵道附屬地行政權の移讓に關する日本國滿洲國關係條約

一、附屬協定（甲）（全文六章二十三條）及び（乙）（六條）

一、了解事項附屬協定（甲）及び（乙）に關する

の三部より成り、條約は治外法權の撤廢及び附屬地行政權の移讓に關する基本的事項につき、附屬協定（甲）は治外法權の撤廢及び附屬地行政權の移讓の態様又は條件たるべき事項につき、同（乙）は特に通營業務及びその附帶事業に關する事項につき、又了解事項は條約又は附屬協定に關する細目事項につき規定したものである。條約本文並に附屬協定（甲）及び（乙）に關する兩國全權委員了解事項の重要な條項を次に掲ぐ。

滿洲國に於ける治外法權の撤廢及南滿洲鐵道附屬地行政權の移讓に關する日本國滿洲國關係條約

大日本帝國政府は昭和十一年六月十日即ち康徳三年六月十日調印の滿洲國に於ける日本國臣民の居住及滿洲國の課税等に關する日本國滿洲國關係條約前文の趣旨に據り且該條約實施の成績並に滿洲の法令及諸制度の整備の状況に

應み日本國が現に滿洲國に於て有する治外法權を完全に撤廢し且つ南滿洲鐵道附屬地行政權を全般的に移讓することに決したるに因り

滿洲帝國政府は右日本國政府の決定に對應して其の建國の本旨に従ひ滿洲國に於ける日本國臣民の安住發展を一層確保増進する爲必要なる一切の保障を與へ得ること爲りたるに因り

兩國政府は日本國が現に滿洲國に於て有する治外法權の撤廢及南滿洲鐵道附屬地行政權の移讓に關し兩國間の關係を規律せんが爲左の通り協定せり

第一條 日本國は現に日本國が滿洲國に於て有する治外法權を本條約附屬協定の定むる所に從ひ撤廢すべし

第二條 日本國政府は南滿洲鐵道附屬地行政權を本條約附屬協定の定むる所に從ひ滿洲國政府に移讓すべし

第三條 日本國國民は滿洲國の領域内に於て本條約附屬協定の定むる所に從ひ同國の法令に服すべし

前項の規定の適用に關し日本國臣民は如何なる場合に於ても滿洲國人民に比し不利益なる待遇を受くることなかるべし

第二項の規定は之を法人に適用し得る限り日本國法人に適用するものとす

第四條 日本國法令により成立したる會社其の他の法人にして本條約實施當時滿洲國の領域内に本店又は主たる事務所を有するものは本條約實施と同時に滿洲國法令により成立する同種の會社其の他の法人又は最も之に類似する法人と認めらるべし

滿洲國政府は日本國法令により成立したる會社其の他の法人にして本條約實施當時滿洲國の領域内に支店又は従たる事務所を有するもの、成立を承

認す

第五條 本條約の規定は日滿兩國間の特別の約定に基く特定の日本國臣民又は法人の權利、特權、特典及び免除に影響を及ぼさざるものとす

第六條 本條約は昭和十二年十二月一日即ち康徳四年十二月一日より實施せらるべし

第七條 本條約の正文は日本文及び漢文とし日本文本文と漢文本文との間に解釋を異にするときは日本文本文により之を決す

右證據として下名は各本國政府より正當の委任を受け本條約に署名調印せり昭和十二年十一月五日即ち康徳四年十一月五日新京に於て本書二通を作成す

滿洲帝國駐劄

大日本帝國特命全權大使

滿洲帝國國務總理大臣

附屬協定（甲）

本日滿洲國に於ける治外法權の撤廢及び南滿洲鐵道附屬地行政權の移讓に關する日本國滿洲國關係條約に署名するに當り兩國全權委員は左の通り協定せり

第一章 裁判管轄

第一條 滿洲國に於て日本國臣民の爲に存する領事裁判制度は條約實施と同時に終止すべく爾後日本國臣民は滿洲國の裁判管轄權に服すべし

第二條 滿洲國政府は日本國臣民の身體及び財産に對し國憲法及び民法の一般原則に適合する裁判上の保護を保障すべきことを約す

滿洲

七七

第三條 條約實施當時日本國領事裁判所に於て未決に係る民事及び刑事の訴訟事件並に非訟事件に關しては引續き從前の例により處理せらるべく日本國の裁判管轄權は此の目的に付ては十分の効力を持続すべし

前項の規定に依り處理せらるべき事件に關しては滿洲國憲法官廳の請求に應じ該事件に關する一切の事項に付き援助を與ふべし

第二章 南滿洲鐵道附屬地の行政權

第九條 日本國政府は條約實施と同時に南滿洲鐵道附屬地の課税、警察、通信其の他の行政を滿洲國政府に移讓すべし

第十條 滿洲國政府は前條の規定により行政の移讓ありたる後に於ては南滿洲鐵道附屬地の行政を行ふには一般文化の向上及び産業の進展等を阻害せざる穩適當なる措置を講ずべきことを約す

第三章 警察其の他の行政

第十二條 日本國政府は條約實施と同時に滿洲國領域内に於て日本國臣民に對し警察其の他の行政を行はざるべく爾後日本國臣民は滿洲國の警察其の他の行政に服すべし

滿洲國政府は日本國臣民に對し警察其の他の行政を行ふに付き日本國臣民の身體及び財産の保護に關し一切の保障を與ふべきことを約す

第四章 神社、教育及び兵事に關する行政

第十四條 滿洲國政府は條約實施後滿洲國領域内に於て日本國又は其の臣民が日本國法令により神社を設置すること及び日本國政府が其の神社に關する行政を行ふことを承認すべし

第十五條 滿洲國政府は其日本國臣民に對し行ふべき教育行政に關し重要な

る事項に付ては當分の間豫め滿洲帝國駐劄大日本帝國特命全權大使と滿洲帝國國務總理大臣との間に協議決定せらるゝ所に従ふべき事を約す滿洲國政府は滿洲帝國駐劄大日本帝國特命全權大使と滿洲帝國國務總理大臣との間に協議決定せらるゝ所に従ひ條約實施後當分の間滿洲國領域内に於て日本國又は其の臣民が日本國法令により學校其の他の教育施設を開設、經營又は管理すること及び日本國政府が日本國臣民の教育に關する行政を行ふことを承認すべし日本國政府は前項の學校其の他の教育施設の開設、經營又は管理を爲さしむる爲滿洲國領域内に於て日本國法令により公法人たる學校組合及び學校組合聯合會を設くることを得滿洲國政府は右學校組合及び學校組合聯合會の成立を承認すべし

第十六條 滿洲國政府は條約實施後日本國政府が滿洲國領域内に於て日本國臣民に對する徵集役服召集等兵事に關する行政を行ふ事を承認すべし

第十七條 本章の規定に依り日本國法令の適用にして司法手續に依るべきものは日本國司法官憲に於て之を行ふ

第十八條 滿洲國政府は本章の規定に依る日本國法令の適用を援助すべく且つ之が爲日滿兩國當該官憲間に於て協議決定せらるゝ所に従ひ必要なる措置を講ずべきことを約す

第五章 施設及び職員の引繼

第十九條 滿洲國政府は治外法權の物産及び南滿洲鐵道附屬地の行政移讓に伴ひ滿洲國駐劄大日本帝國特命全權大使と滿洲帝國國務總理大臣との間に協議決定せらるゝ所に従ひ關係日本側の施設（土地、建物及び附屬諸設備を含む）及び職員を原則として條約實施當時の状態に於て引繼ぐべし

第六章 雜 則

第二十條 滿洲國政府は條約實施前日本國當該官憲が日本法令に依り爲したる認可、許可、免許等の行政處分に付滿洲國當該官憲が滿洲國法令に依り爲したると同一の効力を認むべし

滿洲國政府は前項の行政處分に付滿洲國法令と日本國法令との間に其の條件を異にする場合に於ては一定の猶豫期間を設け當該行政處分を受けたるものをして滿洲國法令に依らしむることを得べし

第二十二條 本協定は條約と同時に實施せらるべし

滿洲國に於ける治外法權の撤廢及南滿洲鐵道附屬地行政の移讓に關する日本國滿洲國關係條約及附屬協定（甲）に關する日滿兩國全權委員間了解事項

第一條約第三條及附屬協定第一節に付

一 日本國官民の身分に關する事項に付ては滿洲國裁判所は日本法令に準據すべきものとす

二 滿洲國政府は條約實施當時日本國官民が日本國法令又は慣行により現に享受する權利又は利益の保護に付必要なる措置を講ずべし

第二條約第四章に付

一 滿洲國政府は本條の規定に依り法人の成立を認むるに付ては何等の手数料を徴せざるべし

二 滿洲國政府は本條の規定に依り法人の成立を認めたるものに付ては其の現に享受する輕減税率の利益を保護すべし

第五條 附屬協定第九條に付き

一、滿洲國政府は南滿洲鐵道附屬地居住者の福祉及び利益に直接の影響

あるべき地方行政に付き滿洲國地方官憲が該居住民の意見を確むることを得る爲め從前地方委員會の存したる地には原則として諮問機關を設置すべきものとす

二、南滿洲鐵道株式會社が南滿洲鐵道附屬地に於て現に徵收する公費は同附屬地の行政の移讓と同時に廢止せらるべし

第六條 附屬協定第十五條に付き

一、本條第一項の教育行政は原則として初等教育に關する行政とす

二、滿洲國政府は日本國臣民に對する初等教育を出來得る限り整備充實すべく且つ之が經營團體に對し必要に應じ滿洲國政府より相當の補助金を交付し又は日本國政府より之に財政的援助を爲すべし

三、滿洲國政府は滿洲帝國駐劄大日本帝國特命全權大使と滿洲帝國國務總理大臣との間に協議決定せらるゝ所に従ひ滿洲國領域内に於て日本國側の行ふ日本國臣民に對する教育事業に要する費用を毎年分擔すべし

第八條 附屬協定第十九條に付き

滿洲國政府は本條の規定により引繼きたる關係施設の組織、職員の配置等に付き事務の處理を圓滑ならしむる爲め適切なる措置を講ずべし（以下略）

尙治外法權撤廢條約締結に際し滿洲國在住の外人の地位に關し大橋外務局長は次の如き談話を發表した。

我が國內に於ける日本國臣民以外の外國人の地位に就ては康徳三年七月一日外交部大臣聲明を以て帝國政府の見解及び意圖を明確にし、以て我が國內

に於けるこれ等外國人の地位を律すべき規程が専ら我が國の法令にして、これ等外國人は入國、居住、旅行、營業其の他の一切の事項に關し當然我が國の法令の制限に服従すべきものなることを示すと共に、建國當時支那に於て治外法權を享有したる一部外國人に對し從來事實上許與し來れる或種恩惠的取扱ひは漸進的に廢止すべき旨を明かにしたり。然るに今次更に日本國との間に治外法權の最終的撤廢に關する條約締結せられ、其の結果我が國に於ける日本國臣民は我が國一切の法令の制限に服従することとなりたるを以て帝國政府は此の機會に於て右條約の實施と同時に前記一部外國人に對しても亦現に恩惠的に許與しつつある治外法權的取扱ひを廢止することとした次第なり。尤もこれ等外國人の處遇に就ては帝國官憲に於て充分意を用ふることを勿論なるに付き、在留外國人は無用の不安に驅られざるやう特に一言す。

康徳四年十一月五日

日本側より滿洲國に移讓された職員は大體次の如くである

大使館警察官一、三〇〇名、關東局警察官三、五〇〇名、裁判所關係一五〇名、其他關東局關係三四〇名、滿鐵地方事務所關係一、二〇〇名合計七、九九〇名

移讓されたる施設

關東局關係 稅務專賣局出張所及支所、診療所、保健所、權度所支所、通信官署、觀測所支所、州外警察官署（官舎を含む）  
大使館關係 領事館警察署、監獄  
朝鮮總督府關係 病院、公立學校（官舎を含む）  
滿鐵關係 公學校、日語學校、滿人補助學校、朝鮮人補助學校、州外公私團

書信、婦人病院、獨立傳染病棟、公醫保健所、特殊傳染病棟、州外道路、堤防、護岸、橋梁、上水道、州外公園、墓地、火葬場、葬祭場、消防隊、警備街道、報時施設、上水道(水源並に鑿道給水及び鑛山給水施設を除く)公會所、市民俱樂部、職業紹介所及び簡易宿泊所、州外水泳プール及び運動場、更に滿鐵より大使館に引續くものとしては教育研究所、中學校、高等女學校、商業學校、産業學校、工業學校、小學校、幼稚園、青年學校、家政學校、補修學校、實習所等

對ソ關係

昭和十二年中滿ソ國境におけるソ聯側の不法事件は一七七件に上つた。滿ソ國境問題に關しては、本年報昭和十二年版参照。特に黑龍江の水路協定問題並に河川中の島嶼の騷擾問題に關しては重大なる紛争發生し、後者の場合には滿ソ兩軍は遂に武力衝突を惹起するに至つた。

滿ソ水路協定は一九三四年九月、滿ソ兩國境界河川及び新における双方船舶の航行安全を保障するため、滿洲國側哈爾濱工務局、ソ側アムール船舶局との間に締結され、共同技術委員會を組織し、技術並に費用を双方折半負擔し船舶の安全を保障し併せて河川國境の紛争を未然に防止せんとせるものであつた。然るに其の後技術委員會におけるソ聯側の態度は甚しく横暴的で兩者の意見一致を見ないうちにソ聯側は一九三七年四月三十日を以て右水路協定の廢棄を一方的に通告し來つた。原來ソ聯側の國境河川上における不法行為は逐日激化し遂に六月十九日事件を惹起するに至つた。六月十九日ソ聯兵は黑龍江奇克特上流約二十軒にある滿洲國領乾岔子島及び金剛穆河島に上陸し、滿洲國航路

標識の點火夫並に採金苦力を強制退去せしめ又一部の苦力を拉致し、右二島を不法占據した更に二十日には砲艦一、警備艇一隻に搭乗せるソ聯兵約三十名乾岔子島に上陸、現地調査中の滿洲國軍警に對し重砲發射機の下に攻撃を開始した。右に關し滿洲國外交部は二十四日、二十六日並に二十八日の三回に亘りソ聯側に對し嚴重抗議すると同時に越境ソ聯兵の即時撤兵、被拉致滿人の至急返還を要求した。然るにソ聯側においては滿洲國側再三の抗議に對し毫も反省の色なきのみならず、つて現地に兵力を集中するに至つたので日本政府は事態の成行を重視し、二十八日外務、陸軍、海軍各當局において慎重打合せの結果、日滿共同防衛の立場よりソ聯政府に對し正式抗議を提供するの方針を決定し、即日廣田外相は重光駐露大使宛重要訓電を發した。重光大使は二十九日ストモニヤコフ外務人民委員部長並にリトヴィノフ外務人民委員に對し、ソ聯兵の即時滿洲國領撤退方を申入れた結果、リトヴィノフ人民委員は遂に乾岔子島及び金剛穆河島よりソ聯軍隊及び艦艇を撤収することに同意し、本件の危機は一應解決することになつた。

かくて問題は前記二島の騷擾に關する前後交渉に入る段取となりたるところ、現地におけるソ聯軍は本國政府の命令を奉ぜず、ソ聯艦艇三隻は六月三十日午後三時乾岔子島南水道に侵入し來り、不法にも該地警戒中の日滿軍に射撃を加へたるを以て、我が軍は已むなく之に應戦し、その一隻を撃沈、一隻に多大の損害を與へ、他の一隻をして逃去するの曰むなきに至らしめ(一關軍報發表)事態急轉するに至つた結果、ソ聯側は現地附近の國境河川上に十數隻のソ聯黑龍江艦隊を急派すると共に、ソ聯領ボヤルコフを中心に騎兵部隊を分散配備し、また後方地區のソ聯軍大部隊に對し程々の姿勢を執らしめたため形勢は

一段と緊張した。三十日夜日本外務省はソ聯側の不信行為を遺憾とし、ソ聯側の兵力撤収により事態の不擴大を期待する旨の聲明を發したが、日本政府においては事件の重大性に鑑み、七月一日近衛首相並に陸、海、外の四相會議を開き、協議の結果原狀回復の方針を決定し、これに基き廣田外相は直ちに重光大使宛抗議方を訓令した。モスコにおいて七月一日前後二回に亘る重光・リトヴィノフ會議も妥協に至らず、一方現地にありてはソ聯飛行機が國境地帯上空を飛行するなど事態は愈々緊迫を告げた。この間駐ソ米國大使デヴィス氏は重光大使、リトヴィノフ外務人民委員をそれ〴〵訪問し、個人の敬意を以て乾岔子島事件の局地化、不擴大を希望する旨開陳した。また滿洲國政府は一日夜ソ聯政府に對し重大なる警告を發し、形勢は混沌たるものがあつた。

然るに七月二日夜における重光・リトヴィノフ第三次會見においてリトヴィノフ氏は遂に「ソ聯軍が占據せる幹岔子、金剛穆河兩島にあるソ聯哨兵並に兩島附近に集結せる軍用カッターは之を撤収する」旨聲明、並に兩者の公約成つた結果、翌二日午後よりソ聯兵並に艦艇二十數隻の撤退を開始し、四日中には略々其の撤収を完了したので直ちに滿洲國側より監視員を派遣した。かくて幹岔子島附近の原狀回復により本件は一應解決を告げたが、問題の幹岔子、金剛穆河兩島はじめ黑龍江諸島嶼の騷擾問題は尙今後の解決に残されてゐる。

其の他の諸國との關係

イタリーの滿洲國承認 昭和十二年十一月二十九日イタリー政府は正式に滿洲國を承認する旨を滿洲國外務局長官並に我が廣田外相に通告して來た

滿洲國のフランコ政権承認 昭和十二年十二月二日東京外務省において滿洲

國駐日大使とフランコ政権駐日代表との間に相互承認に關する公文交換を行つた。

滿獨條約成立 ドイツヒットラー總統は一九三八年二月二十日議會における演説において滿洲國の承認を宣言したが、五月二日ベルリンにおいて加藤滿洲國全權とドイツ外務次官との間に條約の正式調印を見た、滿洲國は六日十日、ドイツは七月十二日各批准を完了した。條約の内容は左の如し。

- 第一條 滿洲國政府およびドイツ國政府は直ちに兩國間に外交および領事關係を開始すべし
- 第二條 領事條約の締結に至るまで兩國の各一方は他方の領事官をその認可職權および特權相互條件の下に最惠國の領事官と同様に待遇すべし
- 第三條 兩國國は速かに一般的通商航海條約の締結に關する交渉を開始すべく、その際各々一方はなるべく他方の要求に應ずべし
- 第四條 本條約はなるべく速かに批准せらるべく且批准書はベルリンにおいて交換せらるべし

本條約は兩國國が双方の首都におけるその通商代表を經由して批准の完了したることを互ひに通知したる日より實施せらるべし、右證據として双方の全權委員は漢文およびドイツ文とも同一の効果を有する本條約各々一通に署名調印せり

尙この外波蘭政府は哈爾濱に領事館を設置することとなり、滿洲國と折衝、その手續完了したので、初代哈爾濱領事イエルツイ・リテウスキー氏は二月十一日ワルソー發赴任の途につき、四月三日着任した。滿洲國政府と折衝、近々滿洲國承認の段取となる筈である。

# 支那

## 一 總 說 (中華民國略史)

日清戦争の結果その弱體を暴露するに至つた清帝國は、益々列強の利權争奪の目標となり、次で義和團事件が起つて關係諸國より巨額の賠償金まで背負はされ、清朝は愈々衰亡の一途を辿るばかりとなつた。而もなほ國內の革新運動が起り康有爲、梁啓超等の「變法自強」の策や憲法制定論がしきりに論ぜられ、一方日本留學生が盛んに登用され軍隊、教育其他各方面に互り新面目を開かん企てたのであるが、斯る革新運動も既に頽勢を挽回するに由なく、直ちに革命運動に墜せられるに至つたのである。

一九一一年十月十日武漢にあげられた革命の烽火は忽ち燎原の火の如く擴がり、次で翌年一月一日南京に臨時政府が樹立され、革命運動の眞蹟として多年活動を續けて來た孫文が臨時大總統に推戴されたのである。併しながら革命勢力はなほ北方の舊勢力に拮抗し難く、清朝を代表する袁世凱と革命軍との間に清帝の退位及び新共和國の創設を以て妥協が成立した結果は、實權は袁世凱によつて握られることとなり、斯る不徹底の妥協がその後長く國內の新舊勢力の抗争となつて支那に禍ひしたものである。

清帝退位して中華民國成立と共に孫文は辭職し、袁世凱は北京に於て臨時大總統に昇任し黎元洪が革命派を代表する意味を以て副總統となつたが、袁は口

實を設けて南京に來らず、已むなく南方派が北上して民國三年初めて唐紹儀内閣が成立するに至つたが、一方國民黨が新たに生れ袁に對し一敵國となり、双方の抗争が宋教仁暗殺事件となり五國善後借款問題に關する紛争となり、遂に李烈鈞の江西に於ける第二革命の旗上げを誘導するに至つたが、振はずして馮玉祥、張勳等の軍のために平定されてしまつた。

之より袁の武斷政治時代に入り、民國二年四月初めて國會開かれると共に十月遂に正式大總統に就くことが出來たが、次で憲法問題から袁と國民黨との正面衝突となり、國會は解散され新約法が制定されて袁の獨裁は愈々露骨となり、果ては帝制運動を起させ自ら皇帝に即位せんとするに至つたが、國民黨の蔡鈞が民國四年十二月帝制反對の旗を雲南に擧げて第二革命の端を切つた。で袁はその志を遂げずして翌年五月急死してしまつた。

袁の死後副總統黎元洪が大總統を襲ふたが、既に責任内閣制となつて段祺瑞内閣の成立と共に段が袁の相續者として實權を握るやうになり、民黨は舊約法及び舊國會の恢復を叫び、新たに副總統に推舉した南京の馮國璋を擁して之と抗争を續けたが、段祺瑞の實力絶大にして新政黨の政學會等を利用して國民黨の壓迫を續けたので、南に去つた民黨の勢力は次第に振はなくなつたが、之より南北の抗争は長く續くやうになつたのである。

世界大戰の勃發と共に支那もその渦中に捲込まれ、一九一七年(民國六年)三月對獨斷外交を宣言したが、次で對獨斷問題に關して之に反對する議會との間に衝突を來し、段内閣を支持する諸軍閥は國會の解散を強要し、黎總統が之を拒絶して段を罷免するに及んで大騒動となり、各軍閥等は自主獨立を唱へ、天津に於る臨時政府樹立を以て北京政府を脅威し、この時軍閥の標榜たる江蘇

督軍張勳は徐州より北上して督軍團を後備として黎總統に國會の解散を強要し黎總統は已むなく同年六月解散令を下すに至つた。然るにこの舉により中樞を握つた張勳は七月一日忽ち清帝を擁して復辟を宣布し、黎總統は狼狽して日本兵營に遁入し茲に一夜にして政體が一變してしまつた。然るに先に下野して天津に在つた段祺瑞は直ちに日本側の助力を得て張勳討伐軍を興して北京に攻め上つたので、張勳は又忽ち潰滅し復辟はあつてなく失敗に歸し、新政府は副總統の馮國璋が南京より北上して大總統代理となり、段祺瑞は再び内閣を組織して對獨斷戦も遂に出で、政局は一先づ安定したのである。

段祺瑞は復辟を強壓して民衆のためには大功を樹てたものゝ民黨との關係は依然として良からず、非法解散の國會の恢復を主張して已まぬ民黨に對し同意を與へぬので、雲南督軍唐繼堯の通電に力を得て先に上海に集まつてゐた舊議員團は廣東に移り同年九月軍政府を組織して孫文を大元帥に推し、かくて南北抗争は愈々激化されるに至つた。段は廣西、湖南、雲南等の西南の軍閥にして之に應ずる者が續出するので、斷然武力討伐を開始するやうになつたが、馮總統は南方に通じて段の政策に妨害を加へる有様として武力討伐は失敗に歸し段内閣は瓦解してしまつた。併しながら混亂せる時局の收拾は段以外にその人なく、よつて段祺瑞は翌民國七年三度出で、國務總理となり、同時に新法令を出して參衆兩院議員を選出せしめて新國會を召集し、徐世昌を大總統に選舉せしめ、段は圓滿辭職したが、その代りにその一黨たる安福派が自在に北方政界に活躍するに至つたのである。一方廣東軍政府の方では廣西の陸榮廷の實力が加はつて來た結果軍政府は改組されて孫文去り、廣西派の岑春煊が政務總裁となり、茲に徐大總統の主和方針と一致し歐洲大戰の終了に刺戟されて一九一九年

(民國八年)上海に於て南北和平會議が開かれるに至つたが、南北の意見はなは一致するに至らず、而も南方の内訌も依然として續き、孫文一派の舊國會議員等は廣西派のために廣東より退はれ、果ては雲南に舊國會を移す有様で南北を通じ最も混沌たる時代である。

一九二〇年(民國九年)三月當時直隸派の首領曹錕の下に一師長として湖南に出征中であつた吳佩孚が湖南軍と休戦を約して急に兵を返して北上し徐樹錚等安福派の罪を責めた上和平のため國民大會の召集を提唱してこゝに直隸派と安徽派との抗争は表面化し、段祺瑞は定國軍を組織して總司令となり曹錕、吳佩孚等の討伐の軍を興したので所謂安福戦が開始された。この時東三省巡閱使だつた張作霖は中央政局に乗り出さんとする野心から、軍を關内に入れて直隸派に加擔し、同年七月直隸の野で大いに戦つた結果、安徽軍は兩軍のために挾撃されて敗れ、段は下野するに至つた。南方の軍閥もこの機に乗じて互に攻防侵略の戦ひを始め、廣東派と廣西派との戦ひに於て同民國九年十月陳炯明は陸榮廷を廣東より驅逐し、この結果孫文は再び廣東に迎へられ軍政府は改組され、孫文を正式の中華民國大總統として選舉した。次で廣西省を經略したが、その勢力は兩廣を出でず未だ大局を動かすに至らなかつた。北方にあつては安福派直隸派及び奉天派の勢力が頗る増大したが、新たにこの兩派が相争ふに至り、當時直隸派は直隸、山東河南を地盤とし、奉天派は東三省の外に新たに熱河、綏遠方面に進出、更に長江方面へ延びんとする勢を示し、又曹錕は江蘇、安徽の巡閱使として、王占元は湖北、湖南の巡閱使として又盧永祥は浙江督軍として各々重きを爲して固り、その頃は全く民國の戦國時代で、各地の



軍閥はしきりに獨立を宣言して益々割據の風を醸成したが、民國十年頃は各省自治の名の下に勝手に省憲法を制定することが流行して例へば廣東、貴州、廣西、陝西、湖南、浙江、四川の各省の如きそれ〴〵憲法案を作つたもので、支那の統一形式は米國の如く一種の聯邦組織でなければならぬとする所謂聯省自治の風潮が一時支配したものである。

一九二二(民國十一年)四月いよいよ奉直の二大軍閥が開戦し、その結果奉天軍が大敗して張作霖は瀋陽に退き、以來東三省保安總司令の名を以て東三省に立て籠るやうになつたそれに引き代へ、戦勝の直隸派は大得意となり、實權者の吳佩孚はこの機に支那統一を完成せんとして南方と妥協を策し、吳佩孚と協力して大いに進出して來た馮玉祥の意圖取りで法統恢復、南北統一の通電が發せられ、隨いて舊國會により選出された徐總統は復職するに至つたが、曹錕は夙に大總統の野心を有してゐることと整年事を構えて黎總統を推出し、次で議員を買収して遂に大總統の本懐を遂げたのである。他方廣東政府にあつても依然動搖は已まなかつた。南方政府の大總統となつた孫文は之より北伐を斷行して全國統一に乗出さんとして國會非常會議の北伐案の通過を経て民國十年末一旦廣西まで軍を進めたが廣東にあつて實力を有する陳炯明が意に従はぬため彼を免職したところ十一月陳炯明の反亂となり孫文は又もや上海に去らざるを得なかつた。しかし陳も亦間もなく失脚するに至つた。上海に去つた孫文は捲土重來の策謀を窺はしめてゐた折柄、恰もヨッフエが東洋に來たので一九二二年(民國十一年)一月上海に於て彼と會見し、その結果支那の革命を達成するためソヴェット聯邦の援助を受ける諒解なり同時にその頃既に形態を備へてゐた中國共產黨と國民黨と合作することとなつた。それより孫の活動は急角度に變

り同月國民黨を改組して中國國民黨とする旨を發表したが、從來の國民黨とは内容を一新して急進的なものであつた。同月孫は三度迎へられて廣東に入り大元帥の職に就き、翌十三年一月中國國民黨第一期全國代表大會を召集し、黨の組織及び三民主義五權憲法の綱領による主義政策を發表した國民黨の新基礎は出來たのである。

南方の急進展に對して北方に於いては相も變らぬ軍閥の權勢爭奪の裡にも自ら新機運は動いて來た。曹錕の議員買収により總統當選に反對する名義で奉天派の張作霖、浙江の盧永祥及び廣東政府とが反直隸派の三角同盟を結成し之に對してその副將吳佩孚は武力統一を唱へて一九二四年(民國廿三年)九月齊燮元をして盧永祥を討たしめたがその最中に第二奉直戦は展開され福建督軍孫傳芳が背後を衝いて出で、上海を占領したので盧永祥も遂に失脚し、一方廣東軍、奉天軍は呼應して起ち、直隸軍は南北に敵を受けて苦戦に陥つた折柄當時直隸軍の第三軍總司令として長江方面に出動中であつた馮玉祥が同年十月突如として主和停戦の通電を發し、急に軍を北に返して入京するに及んで全局の形勢は一變し、次で停戦令により、さしも勢ひを極めた吳佩孚も蹙跡を來し曹錕大總統も軟禁されるに至つたが、馮玉祥は時運に乗しその軍隊を國民黨と改め次で十一月のクーデターを斷行し曹錕は退職し吳佩孚も下野し、宣統帝は清室の優待條件を取消されたため驚いて避難するに至つた。段祺瑞は再び浮び上つて臨時執政の職に就き、茲に臨時政府が成立し北方にも新時代の萌芽を見るやうになつた。

孫文は廣東大本營の大元帥として民國十三年北伐の宣言を發し連廷蘭を北伐總司令として軍を動かすに至つたが、右の馮のクーデターにより政局變化し

て善後會議の召集が提唱されたので、孫文は國民會議召集案を掲げて同年十一月日本を経て北京に入り間もなく病を得て翌年三月同地で死んだ。然るに奉天派と馮派の二大派を中心に各地の軍閥の争闘はなほ熄まず、奉天派は長江まで進出を謀つたので孫傳芳の五省聯合軍との間に又もや大戦が展開されたが奉軍失敗し、その隙に乗じて同年十一月郭松齡が瀋陽に於て事を擧げ、次で之に應じて馮玉祥も張作霖討伐を通電して奉天軍、國民黨軍の交戦となつたが當時漢口にあつた吳佩孚は再び起つて奉天派と協力した結果、馮は破れて再び奉直二派の天下となり、従つて段執政は没落し、張作霖は又復入京して村岡珪を執政代理に立てて過渡政府を組織したが、この時革命軍の北伐が進展して來たのを機に、安國軍總司令に就職し後民國十六年六月自ら大元帥となつて年來の野心を遂げたのである。

先に改組された中國國民黨は總理孫文の死によつて從來の不徹底の態度を清算して再出發するに至り、暫く胡漢民が大元帥代理を勤めてゐたが、民國十四年四月國民政府を樹立し、北京政府との關係を斷絶してすべて委員制に改めた。翌一九二六年(民國十五年)七月蔣介石が國民革命軍總司令軍に就任して鄭愈北伐が開始されるに至つた、然るに北伐は破竹の勢ひで進み、同十月には忽ち武漢を占領し同年末には武漢政府が出現した。この頃は共產黨最も華やかなる時代で、漢口の英租界を回收したのもその策動によるものである。翌一九二七年(民國十六年)一月南京、上海をも革命軍の手に收めたが國民黨と共產黨との内訌が激化した結果蔣介石は南京に國民政府を移し、次で清共のクーデターを發行し、次で所謂武漢、南京兩政府が妥協合作することとなり、蔣介石は一先づ下野し、その間日本に遊んだが間もなく復活して第二次の北伐を興

し、直隸軍、山東軍と戦つた。やがて馮玉祥、關錫山も國民黨に入黨して之に参加、續いて廣西派の李宗仁、白崇禧も之に協力して奉天軍と戦ひ、戦局は順調に進む内翌一九二八年(民國十七年)五月濟南占領の際日本との間に濟南事件を引起して頓挫を來したが、奉天派の形勢日に非となり、張作霖は北京を引揚げて奉天に歸る途中機先を遂げ、北京は革命軍の占領と共に北平と改められ、直隸省は河北省となり茲に北伐は完成されて蔣介石は同年十月國民政府首席となつた、それから張作霖の遺業を繼いだ張學良も國民黨に入黨して東三省をも國民黨化せしめるに至つたので、同年末には支那全土は形式上では國民黨一色に統一されたが同時に日支間の摩擦が起つて來たのである。

國內の紛糾は國民黨の所謂北伐の完成によつて決して終息しなかつた。翌年には軍隊の改編問題より先づ馮玉祥が叛亂を起して間もなく平定されたが、續いて先に將との不和のため外國に去つた汪兆銘が歸國後馮玉祥、關錫山、李宗仁等が共同戦線を張つて擴大會議を興して國民政府に反對し、次で未曾有の大規模の内戦となつたが、張學良が瀋陽より出兵して蔣介石を援助して馮、關は失敗し、それより蔣介石の地位は南京政府の基礎と共に強固を加へて來たが内訌は依然として絶えなかつた。立法院長であり廣東派の總帥であつた胡漢民は約法問題から蔣介石と衝突し胡は軟禁され後廣東に去つたが、之が原因となつて廣東派は南京政府に反對して廣東に非常會議を召集して分離するに至つた。この頃先に蔣のクーデターに遭つて地下に潜つた共產黨は共產軍を組織し江西に據つて漸く勢力を加へて來たので、蔣介石は南昌に出征して専らその討伐に従ふやうになつた。

同年九月十八日瀋陽事變が勃發した。之を機として上海會議を経て南京、

東は和し、その結果蔣は下野し國民政府は改組され林森が主席となった。蔣介石は間もなく軍事委員會の新設と共に委員長として復活、汪兆銘も入つて行政委員長となり蔣との合作が始まつた。恰もその時上海事變までが起り、國民政府は形式上一時河南の洛陽に移され滿洲事件を國際聯盟に提訴する等の騒ぎを演じたが、國內は一致團結が叫ばれて内亂は共產軍を除いては頗る少くなり、同時に蔣介石は陸海空軍總司令として益々勢力を加ふるに至つた。一九三三年(民國廿二年)の熱河戦に次いで日本軍との戦闘が北支に展開し、北支に新事態が生れ黃郛が北平政務整理委員長となり五月末北支停戦協定成り、汪兆銘は外交部長を兼ねて大いに對日外交に當るやうになつた。この多事の際先に蔣のために監察された廣西派の李濟琮を中心として左派が加はり共產軍と内通して同年末福州に人民政府を樹立したが、忽ち蔣のために潰滅に遇つた。又蔣の共産討伐は漸く進捗して同年十月江西の赤都瑞金の陥落に覆き之を四川方面へ壓迫して行つた。然るに日本との間に抗日運動から一九三五年又も北支に於て問題を生じ、他方自治防共の運動が起りその結果は同年末非武装地域を地盤として股收耕を長官とする冀東防共自治政府が誕生し、次で宋啓元を首班とする冀察政務委員會が國民政府によつて設置された。之より先對日外交のため同年十一月汪兆銘は兗漢に狙撃され、傷いて退き、之に替つて蔣介石は行政院長を兼ねるやうになつた。廣東派は滿洲事件を契機として一旦合流したものの、その後蔣の獨裁を喜ばず再び非合作の態度を執り西南政務委員會に據つて廣東、廣西を地盤として漸次地方政權化するやうになつてゐたが、一九三六年(民國廿五年)五月その首領の胡漢民が急死して西南派は急に硬化し、遂に抗日を旗印として起ち、戦機を孕むに至つたが、國難に當り内戦に反對する國內

輿論に動かされて、先づ廣東が内部より閉れ同七月陳濟棠は亡命したに次いで廣西とも成都事件の發生を機會に妥協成り、遂に國民政府の全國統一の形態は整へられたのである。同年十一月綏遠事變が起り、内蒙と中央軍との間に開戦となり、戦争は中央に有利に進展中に十二月十二日西安に於て張學良、楊虎城が同地にあつた蔣介石を監察して忽ち一大變局を招く機縁が生じたが、間もなく蔣を釋放したので、時局は一先づ安定を見るに至つたのである。然るに國民政府は國內の統一が確實性を加へるに従つて北支の中央化を圖ると共に益々抗日を煽揚するやうになつたため抗日熱は愈々昂まり、遂に一九三七年七月七日蘆溝橋事件が勃發し、引いて北支事變となり更に八月十三日上海に飛火して支那事變として全面的の衝突を來すに至つたのである。

## 二 面積・人口

一國の国力は自然と人間とに大いに關係を持つてゐることはいふまでもない。支那は古來「地大物博」を誇つて來た。その地の廣大と物資の豊富は問題の無いところである。さらにその人口は古來四億と號せられて來た。これまた大なる威力と云はねばならない。

ところでこの大國の眞實の姿を把握するといふことは決して容易な技ではないのである。困難の最大の原因は科學的統計資料の缺乏といふことであり、次には支那の國際的地位の不明確さを反映してゐる點である。即ち外蒙古や滿洲國は現在支那の範圍を説してゐるのに支那側は依然としてこれを不可分の一體と見なして計算してゐる場合が少なくないのである。こゝでは勿論これらは分

離させたのであるが、日支事變以後の新たな政治關係に基づく分離は特に行はなかつた。事應そのものがなほ進行の過程にあるし、舊支那を一體として觀察することも寧ろ便宜なりとするがためである。

支那の面積を示す数字は次の如くである。

北支		中支		南支		邊疆	
省名	方秆	省名	方秆	省名	方秆	省名	方秆
河北	140,526 (153,682)	江蘇	105,605 (108,339)	福建	121,050 (158,702)	察哈爾	258,815 (278,957)
山東	153,711 (179,269)	浙江	101,061 (108,058)	廣東	223,844 (817,404)	綏遠	304,058 (291,432)
河南	169,782 (172,736)	安徽	143,447 (134,426)	廣西	219,876 (217,578)	寧夏	302,451 (274,910)
山西	161,842 (155,935)	江西	168,326 (200,209)	貴州	176,480 (179,478)	青海	728,198 (697,194)
陝西	195,076 (187,394)	湖北	183,724 (207,692)	雲南	398,583 (320,051)	西康	472,704 (371,599)
甘肅	380,863 (378,059)	湖南	215,457 (273,231)	計	1,139,833 (1,093,213)	西藏	904,999 (1,215,788)
計	1,201,800 (1,227,075)	四川	403,634 (431,309)	計	4,612,779 (4,958,298)	新疆	1,641,554 (1,828,418)
總計	1,612,912 平方秆 (1,621,201)				(8,275,577) (8,736,850)		

備考 括弧内1937年三月十七日國民政府内政部發表の数字。内政部数字には南京、上海、北平、天津、青島、威海衛等の都市面積を含まず。

## 支那における各國の租界

所在地	國名	設定時期	面積	行政組織
天津	英國租界	一八六〇年、 一八八〇年、 一九〇二、一〇七、 一九一三年擴張	約 六千三百餘畝 公共道路約 三百六十畝	英工部局參事會一九三 四年選出十人中英人四 人支那人六人
天津	佛國租界	一八〇六年	約 二、三六〇畝	佛租界參事會、一九三 四年選出十人中佛人七人 支那人三人、議長佛領 事
天津	伊國租界	一九〇二年	約 七七一畝	伊租界參事會、參事會 員五人(最少三人)華 人、參議員三人(華 人)
天津	日本租界	一八八七年擴張 一八八八年擴張 一八八九年擴張 一九〇〇六年擴張	約 一、一五〇畝	行政委員會、委員十人 過半数日本人
漢口	日本租界	一八五八年擴張 一八五九年擴張 一八六〇年擴張	約 一八六畝	領事、參事會
漢口	佛國租界	一八五八年擴張 一八五九年擴張 一八六〇年擴張	約 三六〇畝	市參事會
沙市	日本租界	一八九六年設立		領事
重慶	日本租界	一八九五年設立		領事
蘇州	日本租界	一八九七年設立	約 四八四畝	警察署

支那

杭州	日本租界	一八九七年開放	約、六八九畝	
厦門	日本租界	一八四二年開放	四十畝	
福州	日本租界	一八四二年開放		
廣東沙面	英國租界	一八四二年開放	二六四畝	委員、會委員五名、工部局
廣東沙面	佛國租界	一八六一年開放	五四畝	參事會、參事三人、部長佛國人の國人各一名
上海	佛國租界	一八四四年開放	一四、九〇〇畝	佛國工部局
二、共同租界				
所在地	所屬	設定時期	面積	
蕪湖	公共	一九〇四年開放	六八九畝	工部局參事會、七、八中外人は三分の二、支那人三分の一
鼓浪嶼	公共	一九〇二年		工部局參事會外人、支那人各六名
煙臺	公共	一八六六年	約 三〇九畝	外交聯合委員會外人、支那人各六名
上海	公共		三二、五〇四畝	工部局、參事會委員十人、外人十名、支那人五人

各國在支租借地

所在地	所屬	租借時期	面積	行政組織
廣州灣	佛國	一八九九年		廣州灣總督は印度支那總督の管轄下に立つ
漢口	德國	一八八七年		
九龍	英國	一八九八年		

租界にして既に回收されたものには、天津、ドイツ租界（一八九五年設定、一九一九年回收）、ロシア租界（一八九八年設定、一九二四年回收）、ベルギー租界（一九〇二年設定、一九一九年回收）、オーストリア租界（一九〇三年設定、一九一九年回收）があり、厦門、英租界（一九二〇年回收）、漢口、英租界（一八六二年設定、一九二七年回收）、ドイツ租界（一八九五年設定、一九一九年回收）、ロシア租界（一八九六年設定、一九二四年回收）あり、また九江、英租界（一八六一年設定、一九二七年回收）、鎮江、英租界（一八六一年設定、一九二九年回收）がある。

租借地にして回收せられたものには、膠州灣（ドイツ、一八九八年設定、一九二三年返還）、威海衛（一八九八年設定、一九二三年返還）がある。

(2) 住民

支那に於ける人種的構成は次の如くである。

アリア人種	ウラル、アルタイ、シベリア系	蒙古、漢、朝鮮、支那
モンゴロイド	ウラル、アルタイ、シベリア系	蒙古、漢、朝鮮、支那

漢族 支那全人口の九割以上を占めて居る。紀元前三千年頃から漸次黄河沿岸に移住し、先住民たる苗族を南方に驅逐し、遂に支那全土に占據するに到つた。その人口繁殖力と相當高度の文化と、經濟力とはこの民族の特色である。

西漢族 古代の氏、羌、唐代の吐蕃、宋代の西夏等は、この種族に屬する。現在人口總數約二百萬と推定せられ、その全部は西藏に住み、文化の程度は低い。

苗族 支那の先住民、漢民族の壓迫によつて漸次西南の山中に逃れ、現在は貴州、雲南の兩省に住んで居る。

滿洲族 「ツングース」、古の金、即ち如眞と同族である。三百年前清朝を起したのもこの族である。清朝時代支那本土に入りこみ、漢民族と同化を遂げた。現在人口約五百萬といはれる。

蒙古族 往時は黒龍江の上流地方に住み、舊唐書に蒙兀、室蓋、新唐書に蒙瓦として現はれた。現在は内外蒙古を主とし、新疆、青海にも住み人口約二百萬。

トルコ族 東洋史上の匈奴、羯、柔然、突厥、回紇、結骨等で、今日では甘肅、陝西地方を主とし、新疆にも居る。人口總數一千萬。大部分支那民族と同化してゐるが、性極めて剽悍で、漢民族との軋轢は史上に乏しからず、現代においてもしばしば抗争が行はれてゐる。

(3) 人口

支那の人口總數の計算は極めて區々である。

- (一) 内政部民國十七年報告によれば……四七四、七八七、三八六
- (二) 陳長壽氏の最近の數字……四四六、九四九、八三三

- （陳氏は一九二三年には次の如く發表した）
- (一) 胡漢庸氏の最近の數字……四四三、三七三、八六〇
  - (二) 王士達氏最近の數字……四二九、四九四、一三八
  - (三) 申報年鑑の數字……四三三、〇七七、七八五
  - (四) 内政部（三月十五日）發表の數字……四六六、七八五、八五六

申報年鑑の數字に従つて滿洲、外蒙古の數字を除くと次頁掲出表の如き數が得られる。

邊疆部分、察哈爾、綏遠、西海、西康、新疆、西藏をのぞいた純粹の支那本土の部分十八省の人口密度は一平方軒一〇人である。

試みに滿洲人口平均密度毎平方軒四人強、アメリカの平均密度一人に比するならば如何に支那の人口が稠密であるかと分るであらう。

また有名な人口稠密なベルギーの人口密度は二七三人日本一七五人である、しかるに江蘇省の揚子江南の地は面積は等しいにか、はらず密度は五三三人である。

この稠密なる人口のはけ口としてしばしば邊疆地方への國內移民問題が論ぜられる。しかしこれは事實上試驗済みであり不可能なのである。氣候不順。砂漠不毛、或ひは山岳重嶺、荒蕪地は多く「アルカリ」分を多分に含むか、河川の汎濫を被る地帯である。（飯田茂三郎氏支那人口論、頁一六九—一七〇）胡漢庸氏「中國人口之分布」中「國內移民墾殖問題」の項）

全國各省市戸口及人口密度

地方別	戸数	人口	人口密度 (軒方毎)
江蘇省	6,993,389	35,102,524 (36,469,321)	336.77
浙江省	4,737,223	20,663,754 (21,230,749)	204.89
杭州市	117,674	574,439	259.54
安徽省	3,832,813	22,020,591 (23,265,368)	153.51
江西省	2,938,709	15,746,765 (15,820,403)	93.59
湖北省	4,759,559	25,137,732 (25,541,636)	139.87
湖南省	(4,059,938)	22,329,658 (28,293,735)	103.63
河南省	6,099,427	33,658,673 (34,289,849)	198.24
河北省	5,018,500	28,486,530 (28,644,437)	203.74
山東省	6,782,114	37,214,088 (38,029,294)	244.03
山西省	2,155,856	11,610,778 (11,601,026)	71.74
廣東省	5,894,177	32,023,496 (32,389,805)	143.06
廣西省	2,556,051	12,882,532 (13,385,215)	58.58
福建省	1,814,133	11,987,986 (11,755,635)	99.03
四川省	7,671,412	37,427,593 (52,963,269)	92.73
雲南省	2,338,272	11,795,486 (11,994,549)	29.59
貴州省	1,600,817	6,906,361 ( 9,043,207)	39.13
陝西省	1,975,379	9,752,015 ( 9,717,881)	49.99
甘肅省	1,061,784	6,380,075 ( 6,705,446)	16.69
寧夏省	74,100	417,751 ( 1,023,143)	1.38
綏遠省	402,216	2,321,879 ( 2,083,693)	7.64
察哈爾省	393,651	1,876,461 ( 2,035,957)	7.25
南京市	190,953	989,045 ( 1,019,149)	2,073.47
上海市	407,721	3,703,430 ( 3,485,998)	4,147.55
北平市	305,636	1,575,606 ( 1,556,364)	2,983.33
天津市	240,808	1,209,998 ( 1,292,025)	13,296.68
青島市	94,337	465,912 ( 514,769)	412.36
威海衛	36,487	199,983 ( 214,113)	270.91
新彊省	544,712	2,506,719 ( 4,360,020)	1.53
青海省	206,779	1,190,509 ( 1,196,054)	1.63
西蔵省	141,666	769,249 ( 3,722,011)	0.85
西康省	92,527	416,113 ( 968,187)	0.88
總計	75,594,802	399,303,731 (434,641,328)	

備考 括弧内は前記内政部發表の新數字

支那の海外移民も人口對策とはならないがしかし人口稠密による壓力の結果とは觀測し得るであらう。

今日世界各地における華僑數は、種々に測定せられるが、申報年鑑一九二五年版は僑務委員會の統計によつて七、八三八、八九五人と算定し、一九三六年

版は八、七五八、五三三人又は一一、四〇五、三三二人と算定した(シヤム及關印につき大小二種の數字がある)。ステーツマン・イヤブツクは一、三九三、六三六人と推定してゐる(これは台灣籍民十年前の數字)を全部僑民として數へてゐる。台灣籍民を除き計算すれば華僑數は今日六百五十

萬程度と思惟される。そのうち主なる地方を示せば、シヤム(二、五〇〇、〇〇〇)、關東東印度(一、八二五、〇〇〇)、英領馬來及海峽殖民地(一、二七三、一九〇)、佛領印度支那(一、四一七、〇〇〇)、ビルマ(一九三、五九八)、北米合衆國(七四、九五四)、英領北ボルネオ(四七、七九九)、台灣(四六、七〇〇)、フィリッピン(四三、八〇二)。

華僑の海外市場における經濟力は甚だ盛んであり、その送金は支那の對外貿易の貸借決済上重要な役割を示してゐる。(華僑の送金はかつて四億を突破したことがあつたが近年海外市場の不況のためいぢるしく減少してゐる。リーマー教授によれば一九三〇年には三億二千六百萬元、イー・カン氏によれば一九三三年には一億七千萬円であるといふ)。

### 三 政治

#### 中國國民黨

中國國民黨の沿革は近代支那の革命運動史そのものであつて、其の初期にあつては漢人が少數民族たる滿洲人を支配者とする清朝から政權を奪還せんとする所謂「倒滿興漢」の思想を源流としてゐて、阿片戦争、太平天國の亂等を経て清朝の腐敗と式微と外國の壓迫とを感ずること切實となり、次で日清戦争によつて革命運動は俄然促進されることとなつたのである。革命運動は廣東人として太平天國の亂の首領洪秀全の影響を受けた孫文が日清戦役中の一八九二年ハワイに於て創設した興中會なるものが革命團體として最初のものであつて、

支 那

後年の國民黨はこれに胚胎してゐる、一九〇五年東京に於て孫文、黃興、宋教仁等により、興中會その他の革命團體は會同して、中國革命同盟會と稱する革命運動の母體が正式に生れた。一九一一年の武昌に於ける舉が遂に成功して民國となつて以後、國會の成立と前後して種々の政黨が生れたが、遂に之と合流して茲に初めて公黨たる國民黨が結成されるに至つたのである。

その後内争の激化と共に或は進歩黨と對立抗争し、國民黨も分裂して孫文は第二革命失敗後、中華革命黨として同黨を改組するに至つたが、爾來主として廣東に據つて北方と争つて來た舊廣會議員の國民黨系を以て一九一九年(民國八年)更に中國國民黨として再生し、民國十二年新組織に改めて之を發表宣言した。時代の影響と多年の苦闘の経験とによりソヴェエト・ロシアの援助を受けその組織もソヴェエト式に改ひ、一九二四年(民國十三年)一月その第一次全國代表大會が廣東に於て開かれたが、翌年三月孫文總理の北京に客死後、中國共產黨との合作は強化されて遂に一九二六年(民國十五年)蔣介石を國民黨革命軍總司令として北伐の師を起し、その成功により最初廣東に成立した國民政府は武漢の地に進出するに至つたが、共產黨の勢力下に歸した武漢政府に反對する蔣介石は翌年清共を斷行し、續いて同四月南京に國民政府を移した。間もなく武漢政府より共產黨系が驅逐されて同政府は南京政府に合流した次第である。

中國國民黨の組織系統は別表の如くであつて、國民黨の最高機關は全國代表大會である。これは通例二年に一回大會を開き、その閉會中は同大會より選出せる中央執行委員會によつて黨務を執行され、中央執行委員會は六ヶ月毎に中央全體會議を開いて國民政府を指導するがその内中央執行委員會常務委員が黨

の中心となつて平常の黨務を處理しつゝある。(詳細は前年本年議を参照) 全國代表大會は一九二四年の第一次大會より一九三五年十一月の第五次大會まで既に五回開かれたが一九三八年三月には支那事變に對處するため臨時大會を漢口に開いた。

臨時全國代表大會(一九三八年)

中國國民黨臨時全國代表大會は三月廿九日漢口に於て開會、中央委員會委員五百名出席したと報じてゐる。重要決議事項は左の通りである。

- 一、三民主義原則、三民主義を國民思想の最高指導原則とし、以て共產黨が政府を支配する可能性あるに對し之が豫防工作とした。
- 二、總裁制の制定、戰時に對處するため黨章を修正して國民黨總裁制を制定し蔣介石を總裁、汪兆銘を副總裁とした。總裁の地位は(イ)全國代表大會の主席(ロ)中央執行委員會主席(ハ)全國代表大會に對する諮詢權として有したのと全く同格の地位が新たに蔣介石に與へられたのである。
- 三、言論の保障、國民に對し言論、出版、集會、結社の絕對自由を認められたことにより共產黨の猛烈なる運動を容れ同黨との摩擦を避くる一手段としたのである。
- 四、青年團の設立、豫備黨員制を廢して新たに全國青年を統制する組織の下に三民主義に従つて訓練を施す青年團を組織する旨を決定した。
- 五、國民參政會の設立、抗戰時期にあつては國民大會の召集も不可能なるにより憲政實施前に國民に參政の機會を與へるためであるといふ。之も亦共產黨の要求を一部容れた結果である。

六、抗戰建國綱領、本臨時大會の諸決議中最も重要なるものにして外交、軍事、政治、經濟、民衆運動、教育等の各項に亘つてゐる。

抗戰建國綱領

臨時全國代表大會に於て決議された抗戰建國綱領左の如し。

中國々民黨領袖は抗戰建國の大業に従事し必勝を期す。建國の成否は本黨同志の努力如何に基く。依つて輿論の統一、行動の統一を期する上に於て臨時全國代表大會は外交、軍事、經濟、民衆教育各綱を左の如く決議公布し以て國家總動員の効果を擧げんとす。

(甲)總則

一、三民主義と總理の遺教とを確立し一設抗戰行動及び建國の最高標準となす。

二、全國抗戰力量は本黨及び漸委員長指揮の下にありて全力を集中邁進すなす。

(乙)外交

一、獨立獨行の精神に基き世界の我に同情する國家民族を聯合して世界の平和と正義の爲共同奮闘す。

二、國際平和機構及び國際平和を保障する公約を維持しその權威を充實す。

三、帝國主義に反對する國家を糾合して日本の侵略を制止し東洋永遠の平和を樹立す。

四、世界各國との友誼を増進し我が國に對する同情を増大す。

五、日本が中國領土内にて武力を以て建設したる一切の政治組織及び對内外行動を否認取消す。

(丙)軍事

一、軍隊に政治訓練を施し全國將士をして抗戰建國の主義を明瞭ならしめ一致報國せしむ。

二、全國壯丁を訓練し民衆の武力を充實し抗戰區部隊に補充す準備の國體從軍するものは其の技能と特殊訓練に照して祖國を防衛せしむ。

三、各地の武装人民は各戰區司令長官の下に置き止規軍と合作して國土防衛、外侮の防禦をなさしむ、且つ敵の後方に遊撃戰を行ひ以て敵の兵力破壊と牽制をなさしむ。

四、戰死、傷病將士の無恤に關しては抗戰將士の家族を優待し士氣を鼓舞し全國的動員を行はしむ。

(丁)政治

一、國民參政機關を組織し政國民衆を團結し思想見識を集中し國策の決定發行に利せんとす。

二、縣を單位とし民衆自衛の改善健全化の爲め訓練の施行、能力の強化をなし抗戰中の政治、社會の基礎を鞏固ならしめ以て憲法實施の準備をなす。

三、政治機構を簡易化し行政能力を増進し戰時に適合せしむ。

四、綱紀の肅正をなす爲官更をして國家の犧牲、規律の嚴守、命令の服從に付き教育し抗戰精神に悖る者は軍法に照して處刑す。

五、腐敗官吏は懲戒、財産の沒收をなす。

(戊)經濟

一、建設は軍事を以て中心とし人民生活の改善、内外投資を奨励し戰時生産を増大す。

二、農村經濟の發展、糧食を奨励し軍工業の基礎を建て輕工業の經營、手工業の發展を促進、併せて戰時稅制、財務行政を改革す。

三、銀行業務を統制す。

四、法幣を鞏固にし爲替を統制し輸出入貨物を管理す。

五、交通系統を整理し水陸の連絡を便にし鐵道公路を増築し航運を増加す。

六、奸商の利益壟斷を嚴禁し物價の平價制度を期す。

(己)民衆運動

一、全國民衆を動員し農、工、商、學各職業團體を組織し之を改善充實す金錢を有する者は金錢を出し力を出す者は力を出し民族生存奪取の爲の抗戰に動員す、交戰期間にあつては三民主義の最高原則及び法令に違

反せざる範圍内に於て言論、出版、集會、結社に對し合法的保障を與ふ

一、戰區の難民、失業民衆を救済して組織訓練を與へ以て抗戰力を増加せしむ

一、民衆の國家組織を強化し政府を補助せしめ、反動分子を肅正し漢奸に對しては財産を沒收す

(庚)教育

一、教育制度と教育課程の改善をなし戰時教育を行ひ、國民道德の修養、科學の研究、其の設備の擴充を爲す。

二、各種専門技術員を養成して抗戰に應ず

三、青年を訓練し戰區及び農村に服務せしむ。

四、婦女を訓練し社會事業に服務せしむ。

民衆教育條例

國民政府は臨時代表大會に於て決定し更に四中全會を通過した國民參政會組織條令を四月十二日公布した。

第一條 國民政府は抗戰期間に民衆の意見を廣く聴取し全國の力量を團結せしめる爲めに國民參政會を設けしむ。

第二條 凡そ中華民國の國籍を有する男子或は女子にして滿三十歳及び第三條に列擧されたる甲、乙、丙、丁四項の一を有する者は國民參政會參政員たり得。

第三條 國民參政會參政員總員は百五十名にして其の分配は左の如し。

甲、現在各省市（行政院直轄市を指す）公私機關或は團體に三年以上服務し信望ある人員中より八十八名を選挙し各省市の參政員數は附表の規定により決定され各參政員は各省市の貫籍を有することを原則とす

乙、會て蒙古、西藏地方の公私機關或は團體に服務して信望あり且つ該地方の政治社會情勢を熟知せる人員中より六名を選挙す（蒙古四西藏二）

丙、會て海外僑民居留地に三年以上服務し信望厚く僑民の生活狀況を熟知せるものの中より六名を選挙す。

丁、各重要文化團體或は經濟團體に三年以上服務し信望厚き者或は國事に努力して信望ある人員中より五十名を選挙す。

第四條 國民參政員の選任は次の順序により行ふ。

一、候選人の推薦に關して一甲項參政員の候選人は各省市政府と各省市黨部の聯席會議によつて各省市の參政員數より倍加提出さるべきで國防最高會議にも亦同數の候選人を提出することを得被占領區域に於ける省市の前條甲項參政員候選人は國防最高會議が各省市參政員數を倍加提出すべく前條乙、丙兩項の參政員候選人は監察委員會、懲罰委員會により參政員數より倍加提出さる、前條丁項參政員の候選人は最高國防會議により參政員數を倍加提出す。

二、候選人資格の審査に關して一前條甲、乙、丙、丁四項に關する參政員候補は推薦されたもの國防最高會議により中國々民黨中央執行委員會に送り國民參政員資格審査會の審査に交附され審査完了後其の結果を中國々民黨中央執行委員會に報告すべし、國民參政會參政員資格審査會は委員九名を置き其の一人は中國々民黨中央執行委員會より指定す。

三、參政員の選定は中國々民黨中央執行委員會が國民參政會參政員資格審査會の報告をうけてのち前條甲、乙、丙、丁各項が提出すべき參政員數によつて中國々民黨中央執行委員會に於て之を決定す。

第五條 抗戰期間中政府の對外對内の主要施政方針は實施前に國民參政會に交附すべく、前項決議案が國防最高會議を通過後其の性質によつて主權機關に交附し法律を制定し或は命令を頒布して之を實施せしめ緊急特殊事情に際しては國防最高會議主席が國防最高會議組織條例に依つて命令により便宜の措置となし本條例第一及び第二の制限を受けず。

第六條 國民參政會は建議案を政府に提出し得。

第七條 國民參政會は政府の施政報告を聴取し政府に向つて諮問を提出するの權利を有す。

第八條 國民參政會委員の任期は一年とす、但し國民政府が必要ありと認める場合は一年延長し得。

第九條 國民參政會は三ヶ月毎に一回會議を開き會期は十日とす、國民政府

が必要ありと認めたる場合は臨時會議を召集し或は其の會期を延長し得、國民參政會大會の期間には國民參政會駐京委員會を設けし參政員より十五名乃至二十五名を互選して之を組織し、其の任務は政府の各種報告及び決議案の實施經過を聴取し得。

第十條 國民參政會は該會參政員總數の二分の一の出席あれば會議を開く事を得。

第十一條 中央各院部會長官は國民參政會々議に出席し得るも其の表決には參加するを得ず。

第十二條 現任官吏は國民參政會參政員たるを得ず。

第十三條 國民參政會に議長副議長各一名を置き中國々民黨中央執行委員會之を選任す。

第十四條 本條例徹底せざる時は國民政府命令により之を定む。

第十五條 本條例は交附の日より施行す。

因に各省市の出すべき參政員數左の如し。

江蘇、浙江、安徽、江西、湖北、湖南、四川、河北、山東、河南、廣東（以上各四名）山西、陝西、福建、廣西、雲南、貴州（以上各三名）甘肅、察哈爾、綏遠、遼寧、吉林、新疆、南京市、上海市、北平市（以上各二名）青島、西康、寧夏、黑龍江、熱河、天津市、青島市、西安市（以上各一名）

臨時全國代表大會宣言

中國は現に正に四千余年の歴史に未曾有の民族抗戰に従事しつゝあり、この抗戰の目的は日本帝國主義の侵略を抵禦し以て國家民族を救ふに在り、同時に抗戰中において工作に緊密を加へ以て建國の任務を完成するに在り、

中國歴史上民族戰爭はその例を知らずと雖も其關係未だ今日より深大なるものなし。日本帝國主義の侵略は政治上中國をしてその獨立と自由を失はしめ、經濟上中國をして永く産業落伍の境遇に陥せしめて日本工商業の附庸となさんとすものにして、以前の歴史上一次的の軍事失敗或は政府失敗と違ひ比すべきに非ず。この故を以て吾人はまさに其全力を盡し國家民族のため生存と獨立とを爭取すべく同時に三民主義に根據して政治上經濟上の建設に不斷の繼續を爲して中國の世界に於る自由平等の獲得に資せざるべからず、吾人は亦中國が目前若し和平の環境を得ること能はざれば此等の建設完成が比較的容易なることを知る。然れども日本帝國主義の侵略は著々深く入り既に和平をして絶望に關せしめたり。今次の抗戰は時勢上必然の發生にして避くべからざるものなり、吾人は和平中に建設を謀るを望む能はず、たゞ抗戰と建設とを同時に進み行ふべく、即ち救亡の責任と建國の責任と同時に吾人の肩に落つるものにして、只望むらくは全國同胞一致の團結を以て共同の負荷となし、この外侮抵禦と民族復興の使命をして完全に到達せしめんことを。

臨時全國代表大會に際し抗戰以來殉職及び殉難の同胞同志に對し深く哀敬を致し、被占領區域にありて苦難を受けたる同胞同志に對し深く慰勉を致すと同時に、各戰區に後方は海外に至るまで努力中の全體同胞同志の忠誠に對し一言を獻す。昨年七月遼瀋事變突發以來蔣中正同志は全國に昭告して國家民族の最後の關頭となせり蓋し塘沽協定以來吾人が忍辱負重して日本に對せし所以のものは、軍事行動を停止して和平方法を採用し、先づ北方各省の保全を謀り、再び進んで東北四省問題の合理解決を謀り、政治上にあつ

ては主權及び行政の完備を最低限度に保持し、經濟上にあつては互恵平和を以て合作の原則と爲すを欲せしに外ならず。然るに日本は悍然顧みず其壓迫を恣にしてなほ領土野心なきを以て言と爲す、抑も領土と主權とは不可分離にして中國若し其領土以内には主權及び行政の完備を保持し能はざれば、即ち所謂領土はその意義を失す經濟合作若し互恵平和を原則とせざれば則ち將に片面的の掠奪となり殖民地を以て中國を遇するのみ。吾人は横逆を受くるともなほ最大の忍耐を以て日本の覺醒を期待し二十四年十一月第五次全國代表大會はなほ鄭重に聲明して「和平未だ完全の絕望に至らざれば決して和平を放棄せず、犧牲未だ最後の關頭に至らざれば決して輕々しく犧牲を言はず」と。二十六年七月以前までこの方針に本づき未だ些かも變へず、然るに日本は和平解決の方法を棄て突然兵力を以て瀋陽橋に進攻し次で北平を進陥し更に天津に及び、故なく我が人民生命財產を殺掠し、我が文化、經濟の建設を破壊し、その慘狀は世に稀に見るところ、その目的は殘忍手段を以て我が民族を威脅し、我が北方各省をして先づその統制を受けしめんとするに非ざるなし。

**抗戰目的** 夫れ北方各省の存亡は即ち中國の存亡なり、北方各省は中國文化の發源地にして經濟の心臓區と爲す、有史以來一切の文化は皆黃河流域より次第に長江流域西江流域に擴及せり、北方各省なければ中國の文化は將に枯涸すべく、物産に至つては農産物のみならず鑛産は石炭、鐵の如き中國工業の依存するところ北方各省なくんば中國の經濟は發展に由なく、現代國家として世界に自立する能はず、故に北方各省若し保全し能はざれば東北四省問題は永久に合理解決の望みなきのみならず中國領土の全部も亦滅亡に沈ま

ん。吾人が國家民族の最後關頭と認むる意義は斯の如し、吾人は未だ最後の關頭に至らざる前に絶大の決心と勇氣とを以て忍耐に従事し、既に最後の關頭に至つて絶大の決心と勇氣とを以て犧牲に従事す。全面抗戰開始以來、將士の死傷五十萬を超え、非武装の人民にして屠殺されたるものその數を知らず、婦女同胞の受くる殘酷は更に吾人の口にするに忍びざる所、政府人民に至つては一切の心力物力の建設亦敵人の破壊の對象となりて灰燼に委す。然れども吾が同胞の血は必ず徒らに流すものに非ず、今次の抗戰は國家民族存亡にかゝる所、人々皆その生命を獻げ以て國家民族の生命を爭取すべく、吾が同胞同志の血の一滴一滴は皆四億五千萬の人心をして團結して一となさしむるもの、故に中國の金城湯池は此心力物力の灰燼に委せられるものは必らず、灰燼の中に熱力を發生し中國の前途のために光明の炬火を燒く、最後勝利の獲得は領土主權及び行政完備の確保のみならず、自由平和の國家は亦之より實現すべし。吾が同胞同志はたゞ協力以て目的を達せざれば已まず、抗戰の目的は以上述べたる如く、吾人はこの目的を達するために決して如何なる犠牲をも辭せざるなり。

**外交方針** たゞ吾人の鄭重に聲明するものは、吾人の本願は和平にあり吾人の最終の希望はなほ和平に在り、必らず正義の和平に合するものにして然る後内に対しては自立を得、外に對しては共存を得、斯くて始めて真正の和平、永久の和平と爲す。正義を以て和平を言ふは和平に非ずして屈服のみ和平は侵略を防止する所以にして屈服は侵略を助長する所以なり。中國若し日本の暴力に怯えて屈服し一時の苟安を謀らば將に日本の殖民地となり下り民族はその生存を失ひ獨立國家の自由平和は更に望むべきなし、中國として

豈之を容れんや日本としては若しその侵略の目的を遂ぐならば武をけがして底止する所なく、勢ひ必らずその民を困苦にし以て人を害し自らを害ふものにして又世界としてはこの侵略の焰既に東亞に揚つて勢ひ必らず世界に延燒し各國人民をして同じく戰厄に罹らしむるものなり。是れ侵略助長の必然の結果にして吾人の斷じて欲せざるもの、故に中國は日本に對し既に抗戰の目的を明示し、更に必死の決心に本づき全力を盡してこの目的に赴き必らず日本をして中國の目的を明瞭ならしめ中國が終に暴力を以て屈服すべからざるを知らしめ、斷然計を變へ、その侵略主義を放棄して改めて中國と正義の和平を謀らば然る後中日共存の希望は始めて達し、太平洋の危機は始めて息み世界和平は始めて眞實の保障を得るなり。中國今次の抗戰は實に東亞百年の大計のために日本國民に對し仇恨とする所なく、たゞ日本〇〇最後の覺醒を促すことに期待す。中國の廣く衆民を以て數十年來各國との經濟利益は已に交織して分離不可能の網となり日本の蠶食鯨呑とならざるは勿論にしてたゞ太平洋の國際均衡をして再建を困難ならしむのみ。日本は徒らに中國境内に長期抗戰の困難に陥るに非ざれば自ら世界和平愛好の人類と絶縁して孤危に沈溺するのみ。歐洲大戰以後各國は再度の戰禍を恐れ和平の永久保持を謀り、因つて國際聯盟規約、九國公約及び非戰公約の規定を以てす。中國は夙に和平を本志とし諸約に加入して以後努力せるものは惟だ「文明國の盡すべき義務を盡して文明國の享くべき權利を享く」るに在りて一面その能ふ所を盡して現代國家の建設に従事し一面各國と和衷共濟して以て不平等條約の廢除を謀れり。數年以來、この軌道に従ひ方向前進せるに不幸にして九・一八事變突發す、中國はなほ盟約の規定を遵守し戰爭の手段を避免して和平の

解決を得んとしつゝありしに昨年七八月に至りて日本の底止する所なき侵略に應み始めて自衛を決定し抗戰に従事す。中國の立場より云へば外侮を防禦し國家民族のために獨立生存を爭取するものにして、國際の立場より云へば條約の尊嚴を擁護し條約破壞者に對して斷乎たる抵抗を爲すもの、故に和平を愛好する國家は政府も人民も中國には同情して日本を譴責せざるなく、中國は抗戰期間之等の道義上の同情と援助を得て感奮す、たゞ各國間に各々その利益の衝突のため和平を維持し侵略に反對すべきを當然としりながら内顧に汲々とし互に觀望の中に徘徊して遂に一致の努力を以て共同の行動を爲す能はざるは誠に遺憾とす。加ふるに各國間に政治上の主義と制度の不同のため、或は經濟上の立場と見地の不同のため、既に對峙の形勢となり相異なる利害關係又はその間の錯綜より、國際關係をして複雜の關係に陥らしめ、その懸隔離合の至るところ或は不可解の紛糾を醸成せるは世の舉つて最も深憂とする所なり。中國は立國の基本精神を以て論ずれば三民主義を最高の信仰と爲してよりたゞ其の實現を求むるに努力して決して曲げず、經濟的建設を以て論ずれば、總理著す所の建國方略實業計劃は外資を歡迎して利源を開發すること明らかにして、いづれの友邦も苟も互恵平等の原則に根據して經濟的合作を謀るを以てするならば中國は喜んでこれを受け容れ、以て人類の共同繁榮を應ることを期す。是れ中國經濟建設の既定方針にして決して輕々しく變へることなし。中國今日の對外關係はたゞ以下兩原則を遵守するのみ。其一、曾て参加せる國際和平維持の條約に對しては必らず確實に遵守す。其二、世界各國既存の友誼に對しては必ず繼續して怠らず且つ更にその増進を求む。

中國が自ら貧弱の國家なるを知り平日自奮して中國自由平等の地位に置かんと汲々とし、この空前の國難に當りても亦た自力を頼み難難奮闘し以て自ら危しより脱せんとする外全く他意あることなし。たゞ世界各先進國家に告げんとするものは、世界の和平は分割すべからず、一部分の利害は即ち全體の利害なり、故に各國家が世界の安全を謀るは即自國の安全を謀る所以にして互ひに戮力して和平を保障し侵略を制裁して東亞に發生せる戰禍を阻止して現に醜態中の世界危機を消滅せしめ得ばたゞに中國が實益を受くるのみならず實に世界和平の繁るところなり。

内政方針、以上述べたる所は外交方針にして内政方針に至つては實は外交方針と相表裏と爲す、蓋し建國大業は三民主義を以て最高指導原則と爲し外交方針内政方針皆之より出發す。外交より之を言へば中國を自由平等に致し、内政より之を言へば中國を自由平等に致すの道を求むるものなるが故に其精神は一貫す。吾人はこの精神に基きて建國に従事す。蓋し吾人今次の抗戦は固より救亡にあり、特に建國の大業をして中斷せしめず且つ建國大業は必ず抗戦勝利の後を俟ちて更に再開さるるも抗戦中にありても不斷進行す。吾人は必ず抗戦の中に全國の人力物力を集合して一的となつて共に赴き深く建國の基礎を植ゑ然る後抗戦勝利の日は即ち建國大業告成の日にして同時に中國の自由平等の日となるものなり。世人は未だこの點を察せず建國大業は必ず抗戦勝利の後に俟つべきものとするも是れ中間の時間と精力とを浪費するのみならず且つ抗戦と建國との關係を不明ならしむるもの、蓋し抗戦に非ざれば民族の生存獨立は保すべからず建國大業を進行するに由なく、而して建國に非ざれば力は充實する能はず何を以て外侮を抵禦して最後の勝利

を得んや、吾人がよく三民主義の最高指導原理を究むるを得ば即ち抗戦と建國の二者の相資し相助けて成るの關係を知らん。茲に最も重要な點を擧ぐれば左の如し

建國要諦、(一) 民族主義。第一次全國代表大會宣言中の民族主義には兩方面の意義あり、一は中國民族解放の自求、二は中國國境內各民族の一律平等なるが、今次の戰爭を第一の方面に就て言へば抗戦の目的は民族の生存獨立を求むるに在りて民族が生存獨立を奪回して然る後この民族が建立する國家も始めて自由平等が有望となるものにして、従前の國內人道主義者は多く世界主義的理想主義を抱き、社會主義者は往々にして國際主義を信仰して民族精神を喚起する能はずして思想は混亂し、意志は散漫となり、情緒は薄弱となり、ために團結は堅固となる能はず、行動はために統一する能はず、外侮一たび至つて内潰の象は忽ち現はれ歴史上「國の禍は全く之に由る。故に我が同胞は抗戦を深く認識するに當りたゞ民族主義に本づいてこそ民族固有の道徳を發揚し、民族の自信力を恢復し、この四億五千萬の人心をして團結して一の金石となる。政治の自由は我が民族生存の保障となり、經濟の自由は我が民族生存の憑藉となることを知るなり。民族主義が抗戦期間に於て充分にその精神と力量とを發揮し得ばこの精神と力量とは今日外侮抵禦の要素となり亦他日民族の復興基礎となるものなり。第二の方面に就て言へば、中國國境內の各民族は歴史的演進を以て既に融合して一個の國族と成り、且つ第一次全國代表大會宣言中既に諸少數民族に對してこの點に就き諾言せり。帝國主義及び軍閥反對革命の勝利獲得以後に於て「自由統一」各民族自由聯合的「中華民國」を組織せり、是れ實に諸少數民族最大の諾言にして而も

この諾言の實踐は、必ず今次抗戦の勝利獲得を待つべきものとす。蓋し自由意思の統一と聯合とに根して始めて眞止の統一と聯合となるものにして、勝利獲得以前に在りては我が國內各民族は只共同に日本の壓迫を受けて自由意思の言ふべきものなし。日本は口は民族の自決を言ふも實は誘惑のみ、煽動のみ、その結果は領土の細分割のみ、民衆の欺瞞のみ。日本はこの廣大の領土と多數の民衆の一口に吞滅すべからざるを知り、之を細小に刻めば吞滅し易きが故に傀儡を製造するに汲々たる所以なり。故に我が同胞は必ずたゞ抗戦が即ち壓迫を解除し、たゞ抗戦の勝利獲得がよく自由統一的即各民族自由聯合的中華民國を組織し得るものなることを切實に認識すべし。各民族今日力を抗戦に致すは即ち他日自由を享有するの保證なり。この兩方面を綜合して言へば民族主義を以て抗戦の力量を充實し、抗戦の勝利獲得を以て民族主義の目的は完全に貫徹するものにして理に於て勢ひに於て疑ふべきなし。

(二) 民權主義。抗戦の勝負は兵力によつて決するのみならず更に民力により決する所多し。民力の發展と民權の増進とは互ひに因果となるを以て民衆を組織し、民衆を訓練し民力發展の必要工作も亦民權増進の必要條件となす。たゞ注意すべきは第一、組織訓練の目的は民衆の自衛能力と自治能力とを養成するにあつて、前者は軍事に關し後者は政治に關し共に重要にして自衛能力なければ所謂自治も發育の余地なく、而も自治能力なくば所謂自衛も亦その根本を失ふ。故に抗戦期間民衆に對し軍事組織、軍事訓練を授けて軍國民の資格を養成するは固より當面の急務にして政治組織、政治訓練は地方自治完備のための先決條件にして之に繼いで進んで中央政事に參與し、建國大綱規定する所のもの皆之より實現を謀るべし。第二、組織訓練は必ず

整然たる系統あるを要し、斯くして繁雜より簡明となすを得ん。對外抗戦に當つては憲政時代の國家にありても必ず政府に權力を授けて人民の力量を集中し、人民の言論と行動とを統一して國家至上の目的に進むに便せしむるものにして、この際に當りては議會及び社會の各種の政黨も亦必ず政治の休戦を相約し以て人民の心思耳目を一にす。蓋し自由と統一とは相反するに似たれども實は調和せるものにして、自由無ければ人民は自發的情緒なく、統一なければ意思は紛雜し行動の紛駁を來し抗戦の力量は之によつて減せらる。故に抗戦期間政府は人民の自由に對し必ず尊重を加へ、自由をして一定限度の内に得せしむ。制限既に定まり政府人民が共同努力して之が實行を見る。自由と統一と相兼ゆるに近し。以上二者は民衆組織、民衆訓練の指導原則となす。

政治機構、政治機構に至つては更に重ねて聲明を要するものあり、戰事既に起り第五次全國代表大會の議決により國民大會の召集、憲法の制定頒布は已むを得ず延期となり、政府はたゞこの際國民會議の制定せる約法に據り治權を行使す。たゞ戰時の需要に適應の爲各機關組織に就き調整を加へて簡單化し有力化し且つ國民參政機關を設置して全國賢智の士を集中して大計に參與するに便せしめんとす。たゞこの非常時期に當り政府は自ら緊急處分なき能はず、臨機應變の權なき能はず。之を要するに民衆方面が能力の養成に注意し、政府方面が機能の適應に注意するは固より抗戦の力量を充實する所以にして民權の基礎亦茲に建つ。即ち抗戦勝利の日軍事を終結せしめ憲政を實施して以て民權主義の建設を完成するは自然の順序なり

(三) 民生主義。總理は嘗て民生主義に就て今日中國が赤貧に陥り全國



は軍に大貧小貧の別あるのみなる旨を指摘されたが、抗戦既に起り日本軍隊の蹂躪する所農村は廢墟となり田圃の生産は糖餅と化し、都市の新興工業は悉く破壊され近年以來政府が苦心經營するところ、私人企業家の拮据して得たるところ皆蕩盡し之等の苦痛は舉國何人も同じく受くるところなり。日本帝國主義の侵略はその最大目的は軍事的勢力を藉りて經濟的掠奪を施行するに過ぎず、之を詳言すれば原料の擄取、市場の壟斷、占領地域内に於る礦産及び農産物の搜索にありて、石炭、鐵、棉花、羊毛等に對しては特に然り。同時に中國新興の一切の工業を破壊し、紡織機、製粉機等は運び去つて空しく、搬出し能はざるものは之を粉砕して餘さず、總て中國現代工業の萌芽を挫折して永遠に原料供給の地位に置き、一切の工業品は皆その鼻息に仰ぎ自ら製造し能はざらしめんとするものなり。之に従つて行けば經濟建設は勿論、國計も民生も日に凋落し生計に次第で生命は絶ゆるのみ。政治自由の喪失の結果は亡國となり、經濟自由の喪失の結果は種族は滅びすべく、是れ歴史上の外患にその例なきところなり。中國は農業國家にして大多數人民は皆農民なるが故に中國の經濟基礎は農村にありて抗戦期間は宜しく先づ農村經濟の維持を謀り更に進んで獎勵を加へ以てその生産力の發展を謀るべし。

**生産建設** 新興工業に至つては直接間接抗戦に關係すること深きを以て必ず政府と人民とが力を合して最短期間に於て其復興を謀るを要す。凡そ戦時農工生産を増進して戦後の經濟基礎を確立するの道は要するに三點に外ならず、即ち第一、舉國人民は極端の節約、極端の刻苦に當り以て生産に従事すべく、資本の蓄積と産業の振興とは近世新興國がいづれも實行せざるなく吾人の正に學ぶべきものなり。第二、舉國人民は只管抗戦の勝利を求めて

一切の産業復興計畫は皆之に集中すべし、蓋し今次の抗戦は國家民族存亡の岐るところにして國家民族の利益は個人利益よりも大にして必ず國家民族の利益を以て共同の目的となすべく、即ち平常その地位或ひはその職業により利害感情の不同ありと雖も、只共同の目的に同つて共同邁進して始めて國家を救ひ、民族を救ひ且つ自らを救ふを得ん。第三、抗戦期間、經濟建設に關しては政府は必ず民生主義の信條に根據して計劃經濟を施行し、國營として適當なる事業は國家より資本を集めて起業し、努めて生産の合理化を圖るべく且つ必ず慎重なるを要し、私人の企業に適するものは私人より出資して事業を興し國家の一定計劃の下に政府の指導及び獎勵を受けて有利の發展を爲すべし。私人企業にして既に國家的銀行と重工業及び交通網の發達に因りその成長を遂げる時は資本制限の目的は既に違背せず、而して私人企業も亦必ず満足を得べく、たゞに直接國防に關係ある經濟事業が活潑に進行するに至るのみならず、社會一般に關係ある經濟事業も亦之によつて發展し最大多數の人民生活の水平線をして高むることを得べし。以上の三者が政府と人民とよく力を合して實行すれば抗戦の力量は之によつて充實し民生主義の基礎は之によつて定まる。總理の遺教は民生主義の實行に關して詳々として階級闘争の念の消滅を説かれたるが、若しこの三者を身を提して力行するならば、抗戦以前の中國の經濟狀態になほ階級闘争の可能なりしが、抗戦勝利以後に於ては民生主義計劃の經濟に基き共有、共活、共享の理想を以て實現に向はしめ更に階級闘争發生の必要なく、何よりの消滅の道なりとす。吾人が民生主義の實行は抗戦期間に當りて之を求め、且つ之に當りて抗戦の勝利を求め決して抗戦勝利の後には非ず、終始民生主義に従事する

の理由は右に述べたるが如し。吾人は三民主義に基づき一面抗戦、一面建國は難きに似たれども、その勢は自然にして若しその心志を一にして始終變らざる努力を以て困難を克服し奮進するならば抗戦は必勝にして建國は必成なり矣。茲に於て正に我が黨同志に告げんとするものは、總理の力を國民革命に致すこと凡そ四十年、臨終の際、革命尙未だ成功せざるを念として同志の繼續努力を求めて貫徹を期せられたることなり。我が同志はその遺志を承け努力熄まず、先には軍閥を掃蕩して統一を完成し、以て國民革命前中期の工作を終り、而して後半期工作の開始は中國を自由平等に致すにありき。歐洲大戰後より各國は皆和平維持に汲々たりしが殊に中國はこの和平の環境に在りてその建國の工作を完成せんことを欲せり。不幸にして「一九一八」事變ありて空前の國難は適々我が黨の執政の時代に集まり、此事變の發生ありしと雖も決して偶然にあらず。數年以來、國力の未充と國際形勢の未だ和平を維持するに足らざるに鑑み、侵略を制止し忍辱しつゝ必要の準備に従事すると同時に日本の覺醒を期待したるが、吾人の豫期の準備の未だ達せざるに日本の侵略は中國を最後の關頭に進ひつめて全國を指導して決然一戦に出でざるを得ざらしめたり。國の存亡、種族の興滅は一に之に繫る。九ヶ月を閲して我が國破碎の山河は隨所に我が同志の血痕を染め、我が同胞の被占領地域内にある者は死するも瞑目するを得ず、生くるも亦憔悴に吟呻して生を爲さず、その哀痛迫切の情と恢復を期望するの意は一念こゝに及ぶ毎に心血沸く。我が同志はたゞ更に革命精神を昂揚し更に革命力量を集厚してこの重大使命を負ひて我が同胞の望を慰むるにあるのみ。我が同志はこの際必らずその過去の努力の未だ盡さざりしを覺り速かに反省し、且つ深く將來の困難

の更に多きを思ひ、毅然として自ら任じ刻苦精勵、以て萬事に處し、勇敢犧牲を以て危難に當り、組織は更に精密を求め努めて民衆に深入して勞苦の事は身を以て之に先んじ、訓練は更に深造を求め、學問訓練は不斷に積むべく、紀律は更にその森嚴節度宜しきを求むべし。凡そ之等は我が黨同志が共に論し共に身を以て力行すべきものとす。

**黨務改進** 茲に於て更に全國有志の士に告げんとするものは、我が黨が三民主義の實現を謀らんと欲してその唯一の希望は有志の士が一致加入して共同奮闘せんことなり。憶ひ起せば總理が力を國民革命に致して精勵すること四十年一日の如く、一回の挫折を経る毎にその都度必らず進歩主義政策を持つること久しくして愈々人心に噴入り有志の士を求め一致努力せるは黨の機體をして繁榮して以てその重大使命に堪えしめたる最重要の原因なりとす。是ぞ總理の所謂夫れ事は順ありて天理は人情に應じ、世界の潮流に適して人群の需用に合す。而して先づ先覺者の決志を知りて之を行へば斷じて成らざるなきことなり。興中會の唱導するや同志寥寥なりしが中國同盟會の改造ありて海外志士及び國內有志は之に與するもの多く江浙の光復會、兩湖の興漢會等既成の組織も斷然解散して一致加入し群力により遂に清廷を顛覆して民國創建の業成り、破壞は既に終つて建設は始まり、革命黨は政黨に變り茲に國民黨の改造あり。民國二年の失敗の後議會政治政黨政治の有名無實なるに鑑み、茲に又中華革命黨の改造あり、民國十三年以後は更に改造して中國國民黨となり全國有志の士を糾合して共同奮闘し軍閥掃蕩中國統一の工作をして成功せしめたり。是れ皆その主義及び政策が世界の潮流に適したるを證明するに足るものにして人群の需要に合すれば必ず有志の士を得、團體

を加入し共同して責任を負ひ以て主義及び政策の實現を期するを得。是れ易の所謂「同聲相應、同氣相求む」るものなり。「九・一八」以來「稱誠團結して共に國難に赴く」の標語はたゞに全黨に普及したるのみならず全國に普及し有志の士は平日我が黨と政治見解を異にするものありと雖も亦時勢を深く認識し共に國難を難げり。是れ皆民族意志の表現にして而も時勢の需むる所なり。昔は清末に於て全國人民は專制政體に反對すること痛烈にして茲に於て有志の士は本黨に集合して革命の指導となり遂に之に成功せり。今全國人民は日本帝國主義の侵略に對し痛苦を受くること深くして有志の士奮然起つて共に本黨に集り同心戮力以て外侮を抵禦して民族復興の使命を完成するは眞に全國人民の翹望する所にして獨り本黨同志のみの祈願に止まらざるなり。至面抗戰中にありて全國人民は全力を盡して克敵制勝に従事して勞苦を辭せず危険を避かず、八九ヶ月の久しきを度して意志益々堅く精神益々盛んなり。武裝同志は日夕銃林彈雨の下にその生命を以て強敵と相搏ち、精神を甲冑とし血肉を塵埃とし前倒るれば後繼を終始衰へず、生産分子は力を合して血汗得る所を以て抗戰の用に共し國家民族の難に當り、農夫工人は勞瘁す。之等苦勞の將士及び民衆に對しては政府は必ず盡心盡力して愛護を加へ、凡そ出征軍人家屬の優待、廢殘軍人の給養、傷兵の救護、難民の賑給、失業者の扶助等は切實に發展を圖り萬全を期すべし。然らば此等勞苦の將士及び民衆は活氣づき益々國家民族に貢獻するの能力を發揮するを得ん。思ふに死者の最大の安慰と生者の最大の報酬は抗戰の必勝建國必成にあり、本黨同志及び全國有志の士は必ず「こゝに深く思を致しその期望に副はんことに努むべし。今日のこと抗戰建國を同時に並行行ふに非れ

ば目前の危難を打開して將來に平安とを迎ふるを得ず、團結するに非れば抗戰必勝と建國必成を把握するを得ず、三民主義の實現に共同努力するに非れば眞止の團結を得るを得ず、是れ誠に所謂根本の圖にして正に同心同德以てその實現を期すべき所なり。なほ二義あり、抗戰期間に於て必ずしう忽せにすべからざるもの、その一は道德の修養にしてその二は科學の運動と

道徳修養、近來功利主義者は往々にして道德の修養を迂談とし、殊に抗戰期間に最要なるものが國民精神の昂揚にありて精神の最も純潔なるは犧牲なることを知らず、犧牲は自己を小にし群を大と爲すものにして一切の國家思想民族思想は皆之に源泉す、而して犧牲の精神は又仁愛に源泉す。消極的には己の欲せざる所を人に施すことなく、積極的には己の欲する所を人に施すものにして、生を求めて仁を害ふことなく身を殺して仁を爲すの道德の信條は所謂萬世不易なり。國民若しこの仁愛の心なければ必ずしも殘忍に流れ自私自利に慣れ、強ければ武を汚し弱ければ安逸の生を貪み國家民族の存亡を見て心動かす、個人の人格存せざれば國家の元氣は從つて喪失す。何ぞ以て抗戰せんや、更に何ぞ以て國を建てんや、誠に道德の修養をよく、仁愛を立て、本となし禮義廉恥、躬行實踐之を貫くに誠を以てすれば則ち人心を振作すべし。之を證するものは數年以來軍隊は精神訓練を受くるに因り外侮抵禦復興に對し同一の覺醒、同一の決心あり。故に抗戰開始するや、人々皆勇んで敵に赴き、物質方面、部隊の機械化は速く敵に及ばずと雖も而もよく精神を以て之を補ふ。犧牲精神の激勸により、抵抗力量は時と共に進み百折撓ま

以來共に見る事實なり。これによつて道徳修養を更に普及せしめ更に深化せしむる時は之によつて抗戰の必勝、建國の必成あり。

科學運動、科學の運動に至つては抗戰期間にありて亦最要となす。蓋し抗戰は全國心力物力の總動員となし亦全國心力物力の總決算となす、故に必ず沈勇の精神を以て實地に立脚して心力物力の充實に従事すべし。技術方面にありては自然科學の研究を向上して軍需軍器の欠乏なきを得せしめ、社會制度方面にありては社會科學の學理を適用して社會的組織と活動をして合理化して計畫あり系統ある發達を爲さしむるに資すべし。その教育に當るものは宜しく戦時の需要の平時に比して急なるものは科學的の檢討と設備として抗戰持久及び抗戰勝利の決定要因を爲すものなることを知り、文化運動に當る者は宜しく所謂文化運動は全部の人類生活の充實向上を謀るに外ならざることを知り、科學方面にあつては技術と社會制度とをして相貫通せしめ物質と精神とを相貫通せしめ、理智と感情とを相貫通せしめ以てその平均發展を求むべし。然る後始めて心力物力は充實し來り、之によつて抗戰の必勝建國の必成あり。今日の國難の重大なることは中國四千余年の歴史に未曾有にして、今日の抗戰の偉大なる意義、神聖なる任務も亦中國四千年の歴史に未曾有なり。

右述べ來れる如く抗戰開始以來、中央執行委員會は既に一致の決議を以て蔣中正同志に權を授けて黨、政、軍の指揮を統一し抗戰建國の大任を負ひ舉國一致その指導を受けて以て必勝必成の光明大道に向つて邁歩前進す。數月來の奮闘の經驗によつて既に吾人に明示するものは若し其心志を一にして歩武を整へ、忠勇國の爲めに命を致さば強敵は挫くべく、目的は達し得べし。

臨時全國代表大會は謹んで海内外の同胞に布告す、爾今更に貴重なる經驗に本づき正に倍加の努力を以て共同信仰の三民主義の下に四億五千萬人の心を合して一心と爲し、四億五千萬人の體を合して一體と爲し、忠誠を以て指導に服従し、この至難至大の事業、至高至重の使命をして成就せしめよ。總理在天の靈と共にあれ。三民主義萬歲。中國國民黨萬歲。中華民國萬歲。

中央常務委員

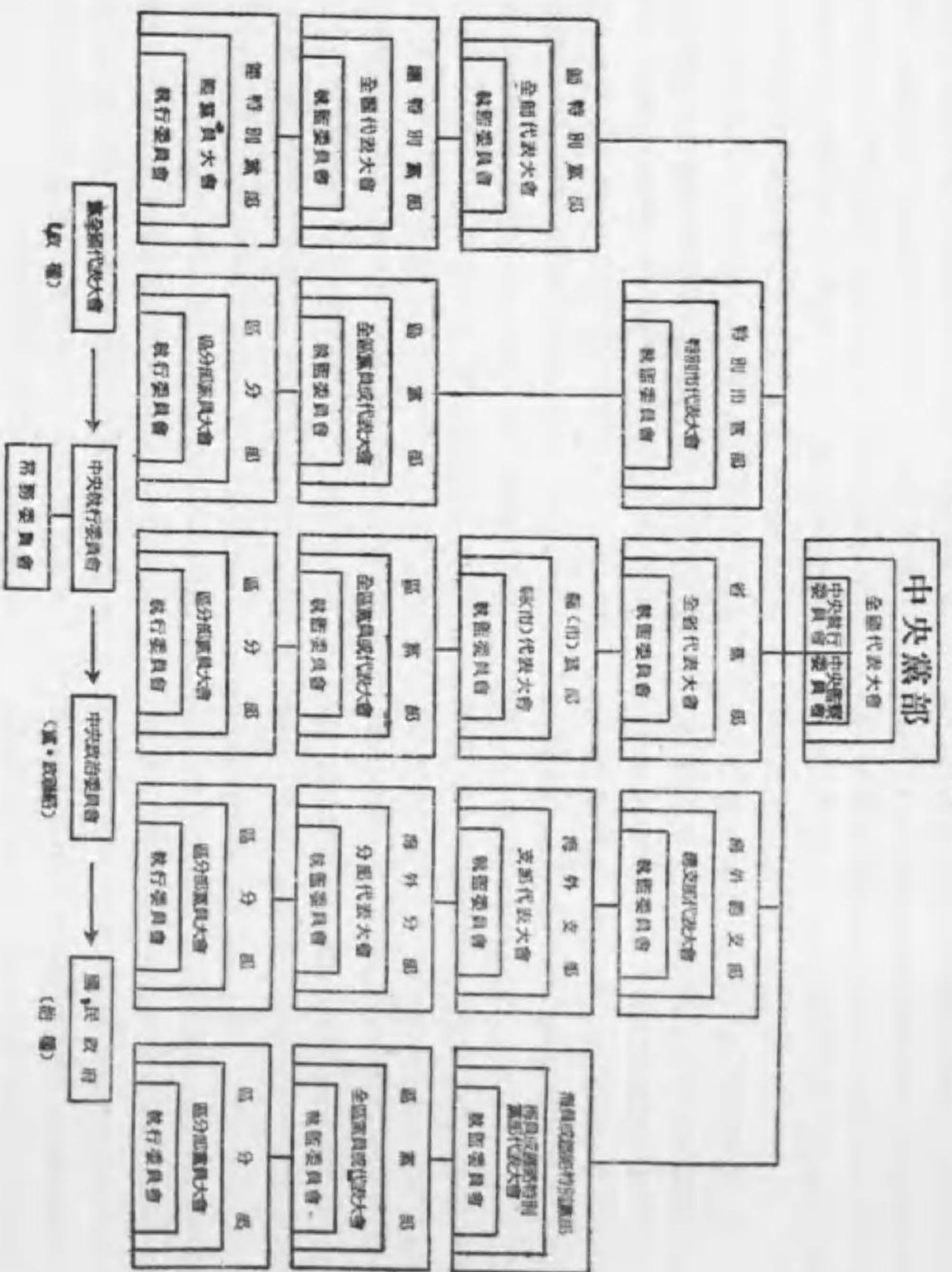
臨時代表大會の閉會に續いて四月一日より開會された第五次全國代表大會第四回中央執行委員會全體會議即ち五次四中全會に於て常務委員は從來の九名を十五名に増員して左の如く選出された

丁惟汾、居正、于右任、戴傳賢、孔祥熙、孫科、閻錫山、馮玉祥、葉楚傖、鄧魯、陳果夫、何應欽、李文範、白崇禧、陳公博

中央黨部各部長

- 同時に中央黨部を改組し左の如く定められた。
- 組織部長 張翼生
  - 同副部長 谷正綱、吳鼎先
  - 宣傳部長 顧孟餘(代理周佛海)
  - 同副部長 蕭佛成、董顯光
  - 社會部長 陳立夫
  - 同副部長 張道藩、馬超俊
  - 海外部長 陳樹人
  - 同副部長 周啓剛、蕭吉錕
  - 秘書長 朱家驊

中國國民黨組織系統圖



同副秘書長 甘乃光

なほ中央黨部を擴充して黨務委員會(主任委員朱家驊)訓練委員會(委員長蔣介石)三民主義青年團、黨史委員會、黨史史料編纂委員會、革命價值調查委員會、革命勳章審查委員會、華僑捐款保管委員會の各部が設置された。

### 國民政府

國民政府は中華民國訓政時期法により、三民主義五權憲法を本として中華民國を建設するを以て目的とし、所謂訓政時期にあつては中國國民黨が中央統治權を行使し、國民政府は中華民國の治權を總攬するといふことになつてゐる。即ち國民政府は中國國民黨の指導の下にある中央機關であつて行政院、立法院、司法院、考試院、監察院の五院より成り行政院は更に各部に分れてゐるのである。(詳細は前年本年國民政府の組織の項参照)

#### 國民政府の遷移及び改組

國民政府は十一月廿日左の遷都宣言を發表して重慶、漢口へ分散移轉するに至つた。

#### 遷都宣言

盧溝橋事件發生以來、平津が陥落し戰事蔓延してより國民政府は日本の止まる所を知らざる侵略に鑑み自衛のため抗戦するに決し、全國民衆は敵愾心に燃えて戦ひ、全國將士は忠勇奮闘した。侵略されたる各省は極めて激烈なる奮闘を爲し極めて壯烈なる犠牲となり、滬瀝の一隅に於ては抗戦既に三箇月に亘り各地の將士は奮つて國難に赴き、その前線にあつては血肉のみを以て糧食を構築し死すとも退かず日本はその陸海軍の力を合せて攻撃し來つたのである。陣地は灰燼となるも軍心は金石の如く戰場に於る勇氣

支 部

と戰事の激烈は實に民族獨立の精神を明示するものにして而して中華民族復興の基礎となるものである。日本は更に暴威を振ひ兵を分けて西進し我が首都に迫る。その意を察するに、其の暴力に依り我に城下の盟を要求せんとするものであるが、彼は我が國が抗戰自衛を決定したる日より既に最後の關頭たることを銘記し國家の生命のため國際正義と平和を圖るため屈辱の余地なきに至つたことを知らない。凡そ血氣ある者は寧ろ瓦全より玉碎を欲する決心を持たざる者はない。國民政府は戰局に適應し全局を統一して長期抗戰のため本日重慶に移轉す。今後は最大の規模に依り持久の戰闘に従事す。中華は多數の人民と土地の廣大と人々の必死の決心とを具へ更に熱血と土地とを以て凝結し一丸となり如何なる迫力も之を分離することは出来ない。外は國際の同情を得、内に民衆の團結あり抗戰を繼續して必ず國家民族生存獨立の目的を達するであらう、特に茲に宣言す。

右と共に行政院の各部は戰時體制として簡單化するため廢合が行はれ、同時に中央、地方に亘り重要職員の変更が發表された。主席林森を始め司法、立法考試、監察の各院は重慶へ、行政院の各部は漢口に移つた。

#### 戰時の諸施設

重慶移轉後の國民政府は十二月一日緊急救濟委員會を設置し委員長に財政部長孔祥熙が任命されたが、別に専ら難民救濟のための委員會をも設置し、その委員長には前駐日大使許世英が就任した。又國民政府は遷都前既に生産促進、貿易調整の見地より農產調整委員會(主任委員、周作民)、工礦調整委員會(主任委員、經濟部部長翁文灝)、貿易調整委員會(主任委員、陳光甫)の三委員會を設け、各省に訓令を發し、政府系四銀行より成る融資委員會をして財的援助を

爲さしめる途を開いた。又抗戦準備のため抗戦動員委員会の組織を決定し、その下に省、市、縣に各動員委員会を置き、更に横の組織として軍事、政治、經濟、財政、民衆の動員委員会を設置したといふ。

國民政府は更に進んで一九三七年十二月廿二日重慶に於て廿ヶ條より成る戰時農工商管理條令を公布し、公共事業たると民間事業たるを問はず作戦期間中凡ゆる産業を軍事委員會の管理に屬せしめ戰時經濟體制の強化を圖ることとなつた。該條令は先づ國內の凡ゆる生産部門を二分して生産手段、生産部門及び消費手段、消費部門とし夫々軍事委員會第三部及び第四部の管理に委屬せしめ各企業の管理機關を設立或ひは直接之が参加し(一)經濟の開發(二)原料の供給(三)設備の補充(四)技術の指導(五)勞力の供給(六)製品の販賣(七)原料及び製品の運輸(八)生産販賣に必要な治安の維持を圖ることとし、更に日常生活に直接必要ならざる部門は之を制限或ひは禁止して戰時産業に動員せしめ又ストライキ、サボタージュその他生産活動を阻害する行爲一切を禁止して(イ)原料或ひは製品を敵に供給せし者(ロ)企業の機密を敵に知らしめたる者(ハ)娯食、一般農業、礦山又は工場等を毀損したる者は夫々死刑或ひは無期徒刑等の重罰を課する旨を規定した。なほ戰時産業管理の方法としては各地商業會議所、産業組合、労働組合、技術團體その他職業團體の協力を通して行ふものであつて、之等團體の存在せざる地方に對しては新たに之を創立することとなつた。

國民政府重要職員

Table listing government officials and their provinces. Columns include Position (e.g., 主席, 立法院長), Name (e.g., 林森, 于右任), and Province (e.g., 廣東省, 廣西省).

四 産 業

農 業

全土の一七%が耕作されてゐるに過ぎない。住民は大河の流域に密集し、ここには灌溉組織が高度に發達してゐるため極めて集約的文化が營まれて來たのである。支那の農業地帯はロツシング・バックによれば次のやうに分類される。北から南に一、小麦地帯、春麥區、冬麥小米區、冬麥高粱區、二、水稻地帯(揚子江水稻小麦區、水稻茶區、水稻兩雜區、西南水稻區)その他に北部と、西部に廣大な牧畜地帯が存するわけである。支那本部における家畜の飼育は乏しい。

農業經營の大きさ

Table showing agricultural management sizes by land ownership type. Columns include Land Ownership Type (e.g., 小農, 中農, 富農), Land Area (e.g., 1-10, 10-30), and Ratios for Cultivated Area, Population, and Laborers.

支那

支那の人口の四分の三以上が農業に從來し國民收入の五分の四が農業關係の收入である。マジヤールによれば、百年來の支那の農民の經營土地の平均畝数は漸次減少しつつある。それによれば一七一年

農村人口の構成 (單位百萬)

Table showing the composition of rural population by category. Columns include Category (e.g., 土地所有者, 土地なき者), Population, and Percentage.

一〇七

支那の小作農は一九二二年には内農民の二八%を占めてゐた。一九三三年には三二%。この間自作農は四九%から四五%に減じてゐる。農民の離村が顯著に行はれてゐる。その原因は一、都市工業。ことに外國の工業による農村家内工業の破壊。

各人平均九〇畝、一七七二年二六畝、一八二二年二二畝、一八八〇年一〇畝、一九一四年五畝、戦後には四・二五畝であるといふ(張心一は農業經營單位を家族に置き一農家平均十九畝と計算してゐる。) 支那における農業問題として考ふべき點は多くあるが、その主たるものは農村の階級構成である。 支那の農業人口は次の諸層に分類される。大地主、中地主、農家(その中には土地を賃貸するもの、農業労働者を雇傭するもの、完全に自作するもの、土地を賃借するもの)、小作人(農業労働者を雇傭するもの、完全な小作人)、農業労働者。 以上のうちで中地主(大部分都市の商人か、官僚である)、中農、小農及小作人が最も重要である。大地主及び賃借をなす農家は小數である。農業労働者の數は極めて多い。小作人と合はせるとほぼ全農業人口の半に當る。

飢饉の原因と結果 146縣、20省に亘る、1850-1932年

支那	各縣平均縣數	下列各項原因に基づく飢饉數										平均人口	人口平均比率	地方の飢饉數平均	
		洪水	旱害	虫害	戰爭	風害	霜害	飢饉の原因	飢饉	移住	餓死				草根木皮
支那	3.0	146	0.9	1.8	0.4	0.1	0.1	0.1	6.9	11.1	13	5	24	米	2
小麥地帯	3.6	59	0.8	2.5	0.5	0.2	0.1	0.1	10.4	13.3	14	8	38	米	2
水稻地帯	2.5	87	0.9	1.4	0.3	0.1	米	米	3.6	8.8	11	1	9	米	1
小麥區域地帯															
春季小麥區	2.6	8	0	2.5	5	0.3	0.1	0.1	10.5	21.8	19	14	30	米	2
冬季小麥—粟區	4.3	22	0.6	3.1	0.5	0.3	米	0.3	11.9	13.7	14	12	37	米	2
冬季小麥—高粱區	3.4	29	1.1	2.0	0.6	米	0.2	0	9.2	10.9	13	4	40	米	3
水稻區域地帯															
揚子江—小麥區	3.0	23	1.0	1.7	0.5	米	米	米	4.2	9.4	20	1	12	米	2
水稻—茶區	2.6	28	1.4	1.0	0.3	0	0.1	米	1.6	7.4	9	1	6	0	1
四川水稻區	4.6	11	1.1	3.4	0.2	0.5	0	0	6.7	7.1	5	1	2	米	3
二毛作水稻區	0.4	14	0.1	0	0.3	0	0	0	2.0	12.2	米	米	0	0	米
西南水稻區	2.2	11	5.0	1.5	0.1	0.1	0	0.2	3.5	11.1	8	4	26	0	1

米 0.5 以下 Back; Land Utilisation in China. P. 124.

支那

一〇八

二、軍閥の苛徴請求。之に加ふる水災及び旱害等に對する政府の保護を得られなかつたこと。  
 三、農村に寄生する高利貸の搾取。近年に於ては都市の大銀行が農村に進出しつゝあることは顯著であるが、これもまた農村の合作社を逼する一種の高利貸資本の動をなしてゐる。  
 一九三五年の中央農業實驗所の調査によると洪水、旱害、兵匪、災害によつて離村したものは離村農民の四四%以上にのぼつて居り、一九三五年度二十二省一千一縣の離村調査によると全家をあげての離村は百九十二萬戸(全農戸の四・八%)、青年男女離村の農家は三百五十余萬戸(全農家の八・九%)である。  
 支那における近年の水災と旱害  
 一九二八年陝西、甘肅、綏遠、山西(晉)、河南(豫)、山東(魯)、河北(冀)察哈爾八省に大旱害あり、災區五三五縣、罹災民三千萬人。  
 一九二九年、河北省水災、陝西再び旱害に見舞はる。  
 一九三一年、揚子江、淮河、運河流域大水災、災區十六省罹災民五千萬、財產損失二十億元。  
 一九三二年、十一省の二百三十餘縣にわたり水災、同時に六省百三十餘縣に互り旱害あり。  
 一九三三年、北支大水災、區域十五省、二百五十二縣。  
 一九三四年、十六省三百六十九縣に旱害、十四省二百八十三縣に火災、旱害のみにて農作物の損害十四億元に達す。  
 一九三五年、八省二百四十一縣、水災、災民二千萬人、財產損失七

億七千六百萬元(水災區五千五百萬畝)、旱害地域、面積七千七百萬畝、損失糧食五千九百萬擔。

以上に基づき推算すると以上五年の水旱害の損失は約百億元、平均一農家の損失は百五十元前後である。一九三六年に於ては、最も大規模の災害は四川省に發生した。これは旱害によるものであつて一九三六年七月、八月の頃に初めは四川東北部の山地に發生し、同年末には遂ひに四川省南部の肥沃地帯に擴大した。旱害區域全體で百二十二縣、災害の特に甚だしかつた縣は十縣で、罹災民は三十萬人に達した。  
 一九三七年に於てもまた河北に於ける永定河の汎濫を中心に相當大規模の水災を見たのである。

調査によれば河北省では全省百三十縣中、四十一縣、耕地面積二七、四七九千畝、全省耕地の二五%が浸水被害を受け罹災者に八百萬人であると推算されてゐる。山東省に於ては浸水耕地は全省耕地の二、三%であつた。  
 主要農産物收穫高は下の如し

支那

一〇九

收穫高 (單位千市擔)

作物別	1931年	1932年	1933年	1934年	1935年	1936年
1 食料農作物						
米	817,481	940,431	879,017	696,852	878,627	871,002
小麥	432,360	454,584	450,562	449,212	426,052	461,555
大麥	158,552	161,603	148,299	160,605	158,112	162,748
高粱	131,535	148,314	138,324	133,139	132,051	153,532
粟	128,678	132,910	132,829	137,284	131,098	135,487
黍	30,691	30,686	30,360	29,885	32,786	32,457
玉蜀黍	127,744	139,495	114,988	118,184	129,974	122,602
甘藷	316,537	360,699	358,041	302,633	369,459	341,797
燕麥	—	—	15,888	18,871	17,444	18,036
豌豆	—	—	58,118	68,762	66,901	69,096
蠶豆	—	—	55,410	63,821	63,442	62,253
II 原料農作物						
糯米	44,140	48,211	86,736	88,015	88,161	87,296
大豆	114,327	113,009	145,428	112,891	112,311	118,220
油菜	43,462	46,912	42,132	51,424	49,749	49,572
花生	—	—	59,613	52,889	50,355	52,622
大麻	—	—	19,266	16,957	15,640	17,300
草	—	—	12,598	12,038	11,294	12,673
棉花	14,570	15,143	16,595	15,849	14,586	20,639

支那 鑛業

鑛業生産高  
 鐵、民族資本年産百餘萬噸中大治約三十八萬噸、象鼻山約七萬噸、繁昌(洪中)約二十八萬噸、當塗(福利民、寶興)約二十萬噸。  
 石炭、年産二千萬噸、外資關係の大嶺山は三九%を占め、支那資本の大嶺山は二八%、小嶺山は三三%。支那本土の石炭各人毎年消費量平均は僅に〇・〇四九噸である(英三・九噸、伊〇・二噸、日〇・五五噸)。  
 冶金工業については民族資本の龍煙公司、宏豫公司、和興鑛鐵廠は既に操業を中止して居り、僅に蕪家城、大河溝公司があるのみで一九三四年産額一萬七千噸程度である。保管公司年産約三千六百噸、製鋼設備のある漢冶萍公司、和興製鐵廠等は既に停止してゐる。山西の商才鋼廠及各地の兵工廠で僅に産出されるが年額一千噸に過ぎない。従つて年額約六十萬噸(一九三四年度六十一萬噸)の鑛鐵を海外から仰がざるを得ないのである。一方年額六十五萬噸が輸出されてゐる。(一九三六年度一、三二六千噸)アンチモニー鑛は世界の約七割を産出、タングステン鑛も世界%を占めてゐるが、いづれも手工業生産の域を脱しての四二二はない。

鑛業生産高(單位千噸)

鑛物	1927	1928	1929	1930	1931
石炭	24,172	25,092	25,842	26,508	28,820
鐵	1,710	2,004	3,151	2,169	2,201
錳	411	434	—	—	—
銅	10	8	7	6	6
アンチモニー	18	19	18	17	18
鉛	—	—	20	15	14
タングステン	8	8	10	9	4
瀧	71	64	62	75	61
金(1)	—	—	72,710	103,986	118,505
銀(1)	—	—	96,000	119,545	153,000

鑛物	1932	1933	1934	1935	1936
石炭	18,491	18,585	16,276	14,938	15,034
鐵	1,207	1,136	1,360	1,364	1,340
錳	154	173	156	—	米
銅	7	8	8	米	米
アンチモニー	14	14	16	米	米
鉛	11	11	13	米	—
タングステン	9	6	6	米	米
瀧	22	10	2	—	—
金(1)	99,450	94,608	86,926	—	—
銀(1)	150,945	200,585	121,504	—	—

(1) の單位は兩とす。瀧洲を含む。 \* The Chinese Year Book 1937年版による

工業

支那に近代工業の入つたのは一八四〇年の阿片戦争以後で滿清政權はその自救工作のために開れか、つた封建的基礎の上に軍事的性質の工業を移植しやうと試みたのであつた。  
 一八六二年安慶軍機所、上海蘇州製砲所設立の年から一八八一年の間に江甯造船廠、招商局、馬尾船政局が相前後して成立した。  
 しかしながらこれらは國民經濟生産力の水準と全然合致しないものであつたから、一八九四の日清戦争で完全にその破綻を暴露した。下關條約以後日本が支那の通商口岸において工業生産に従事するの特權を得たのを皮切りに各國また争つてこの特權を得たのである。一八九七年の獨支條約はドイツ人に膠濟鐵道沿線における鑛山探掘の權ありと規定して以後各國の對支投資戦は激烈を極めた。これに隨伴して支那の官債、地主資本が工業に對し投資を始めた。かくして支那の近代工業發展の重要な段階に入つたのである。  
 一九一四年の世界大戦勃發以來支那の民族工業は急速な發展を遂げた。外國中活躍したのは日米資本のみで支那の民族資本による工業も比較的有利な條件に置かれたのである。  
 だがしかしこれもさう長いことではなかつた。大戦終結し景氣は消滅した。各國はまた支那に倍加された勢力をもつて歸つて來た。しかも近年においては各國が新なる戦争に對する準備を考慮しつゝ異常に緊迫した状態におかれてゐたことである。一九三二年以後支那には民族的危機と工業危機とが同時に襲ふたのである。

紡績産業について見れば左の如くである。

	1933年	1934年	1935年	1936年	
工場數	133	136	143	143	
織機數	紡機	4,611,357	4,731,146	4,938,831	5,526,847
	精紡機	408,560	440,454	442,857	
	織機	39,564	42,834	47,064	
絹絲生産量	2,332,684(包)	2,272,834(包)	2,288,357(包)	2,025,489(包)	
絹布生産量	20,121,900(疋)	23,465,437(疋)	999,323,134(千疋)	1,036,575(千疋)	
棉花生産量	8,706,019(擔)	8,955,767(擔)	8,892,633(擔)	8,768,161(擔)	
労働者數	—	—	—	207,899	

申報年鑑民國二十五年版より作成

半植民地工業の特徴は生産手段の生産が不振であるのに工業方面で比較的優勢なことを特徴とする。しかも支那の場合においては輕工業の部門においても日英資本が決定的な勢力を握つてゐる。一九一九年から一九三五年までの間に日本紡績は紡績數七倍となつたが支那紡績はたゞ三倍になつたに過ぎない。織機の方は日本紡績は十五倍に増加したのに支那側は三倍の増加に過ぎない。

支那の紡績は退却の趨勢にある。一九三三年と三五年を比べると支那紡績は紡績数五七・一九%から五六・八五%に、精紡紡績数三三・二五%から三二・五三%となった。織機は四八%三から四七・九五に減じてゐる。一九三七年北支工業地帯の喪失によりこの趨勢は決定的となった。一九三七年の日支事變によつて上海支那人紡績工場全壊したもの八、半壊五を算してゐる。製絲業について見れば一九三〇年には上海だけで一〇七家製絲機臺數二五、三九五臺あつたのが一九三五年には三三三、七、六九〇臺に減じてゐる。(一九〇九年ですら三五家、製絲機臺數一、〇八五臺であつた。)

支那の毛織工業は五十年の古い歴史を有してゐるが遅々たる發達状態を示してゐる。一九三七年始め實勢は工場數三十九、資本金總計五〇六九、七七〇元動力二六五五馬力であつた。

マッチは一時民族工業の盛んなる地位を見たが今日では日本資本が優勢である。煙草については支那は全生産價格の四割を出でない。精鹽業は財政部の嚴重なる制限下にあるので發展を見ない。僅に製粉業において比較的完全な民族工業の保護が保たれてゐた。一九三五年における資本總額二千六百九十萬元、一九三六年七月までの一年間の製粉總額六一、九四一、六一二包であつた。

然しながら今次の事件によつて河北、山東に於ける製粉會社は日本資本の掌握するところとなつた。機械工業について見るに、これは殆ど全部外國からの輸入に依つてゐるのである。

一九三七年機械輸入は約六千五百萬元であつた。しかしこれらの重要部分には電力機械、動力機、紡織機等であつて主として外

國の紡績工場の擴張、團練船價金返還金による建設活動等に用ひられるものである。

全國の機械工場は五百六十余あるが、その資本金は六百萬元を越えてゐない。規模の最も大なるものが五十萬元、普通のものには數千圓から二、三萬元といふところ、修繕か、部分品工場に過ぎない。造船業の如き最も古き歴史を有しながら江南造船所と馬尾船政局が舊態依然たる外語にも足るものがない。

化學工業についてはまだ開身時代で十萬元以上の資本を持つ鹽類製造工場は五家、酸類製造工場は十二家、百萬元以上の資本を持つものは二家に通さない。アルコール製造は五六十年の歴史しかないが比較的好成績をあげてゐる。

主要工業生産指數

	綿 絲	煙 草	麥 粉	磚 寸	セメント	麥 酒	アルコ ル	總指數
1932年	103,9	114,6	86,0	96,8	96,8	—	—	99,5
1933年	93,4	106,9	109,4	100,4	100,4	87,0	—	97,2
1934年	105,9	93,9	101,3	103,0	103,0	105,0	—	100,7
1935年	100,7	99,2	89,3	96,7	96,7	101,1	100,0	102,1
1936年	88,8	98,3	74,9	127,4	107,8	114,4	102,8	95,4

(上半期) (1934年ヲ100トス)

労働者の状況

労働者數等は今日に至るまで充分な調査が行はれてはゐない。一九二七年全國總工會の調査によると

- 産業労働者 二百六十八萬餘人
- 内 鑛山、鐵道、紡績、労働者 百萬
- 手工業労働者 約一千百餘萬人
- 内 船舶労働者、苦力、店員、裁縫職工 五百萬人

南京中央工場検査所の修正工場法に基づく調査によれば一九三五年上半年期省市の工場數は六、三四四、労働者數五二二、二二五である。同所發表の數字によると工場法の適用を受ける労働者數は十八萬一千四百六十一人となつてゐる、又鐵道部發表によると鐵路工人六一、五四五、又交通部發表によれば郵務工人二六、六三九人電信工人は三三、三五五人である

國際労働局に對し支那の支那からの報告によれば調査報告のあつた二十九地域における労働組合及び組合員の數は次の如くである。

年次	組合	組合員
1932	647	411,329
1933	695	422,730
1934	759	462,742
1935	823	469,240

支那

労働紛争については一九三六年度に於て二七八件、内二三九件がストライキ又はロックアウトに終つてゐる。

工業に對する列強資本

- 石炭、鐵投資中 日本資本 二・三%
- 日英獨支合資 四・〇%
- 支那資本 六・三%

生産量(一九三三年)

- 日資 二九・〇%
- 英資 二三・五%
- 獨資 一・一%

鐵工業、鐵鑛生産約百萬噸中九〇%は日本資本の支配下にある。毎年製鐵される四十五萬噸の生産中日本資本は九五%以上を占めてゐる。漢冶萍公司の漢陽鐵廠、大冶鐵廠等はすべて日本資本の統制を受けてゐる。

動力工業中、一九三四年全國發電容量四九六・一四〇(瓩)中外國資本に五〇%(二四四・六四五瓩)、外支合資は三%細碎の支那資本に四七%に過ぎない。

造船工業中ではイギリス資本による七つの造船所が上海、九龍、天津に根を張つてゐる資本合計一、〇〇〇(千兩)三、五〇〇(千兩)八〇〇(千兩)。

一九三五年の數字によると日英資本は紡績機數では四三・一五%、精紡機では六七・四七%、織機は總數の五二・〇%を占めてゐる。

煙草工業では外資の生産量は五一%、販賣量では五三%(一九三五年度)。罈寸については一九三七年に成立した中華全國火柴產額聯合社の設立は注目に値する。これは上海、天津、青島三區の六十五の日支工場を包括して居り、日本資本の優勢が窺はれる。

(1) 海關收入擔保		發行額	現在高	前期末済額	國民政府外債
借款名					
英國續款 1898年發行 四分五厘利	(磅)	16,000,000	4,308,025	—	—
善後借款 1913年發行 五分利	(磅)	25,000,000	20,978,860	—	—
中法美金五厘債券 1925年發行 五分利 Banque Industrielle	(弗)	43,893,900	27,569,850	—	—
中比美金六厘債券 1928年發行 (ベルギー) 六分利	(弗)	5,000,000	7,420,300	—	—
民國二十三年六厘美金康款公債 1934年發行 六分利	(磅)	1,500,000	1,224,000	—	—
(2) 鹽稅擔保					
平漢鐵路英法借款 1908年發行 五分利及四分五厘	(磅)	5,000,000	500,000	—	—
クリスプ借款 1912年發行 五分利	(磅)	5,000,000	4,170,182	1933年九月末以來 (磅)405,775	—
ドイツカーン社飛行機借款 1919年發行 八分利	(磅)	1,803,200	1,803,200	—	—
マルコニ無線電話借款 1918年發行 八分利	(磅)	600,000	60,000	—	—
青島公債鹽業債價債券 1923年發行 六分利	(圓)	14,000,000	13,000,000	元本 12,000,000(圓) 1925年3月13日來 利息 8,970,000(圓) 1925年9月13日來	—
債還内外短債八釐債券 1922年發行 八分利	(圓)	39,608,700	32,478,400	元本 33,478,400(圓) 1924年1月31日來 利息 50,962,742(圓) 1925年7月1日來	—
民國十年庫券 1921年發行 六分利	(弗)	55,000,000	55,000,000	—	—
同借款延滯利息公債 1921年發行 五分利	(弗)	1,105,500	1,105,500	—	—
(3) 其他各種擔保					
浦口借款 1914年發行 五分利	(法)	100,000,000	100,000,000	元本 9,014,593(法) 利息 75,000,000(法) 1922年3月1日來	—
シカゴ大陸商業銀行借款 1919年發行 六分利	(弗)	5,500,000	5,500,000	元本 5,500,000 利息 7,150,000	—
スコダ借款 1925年發行 八分利	(磅)	6,866,046	6,866,046	元本 6,866,046(磅) 利息 6,316,762(磅)	—
棉麥借款 1933年發行 五分利	(弗)	26,318,211	14,700,000	—	—
廣東土木建築開發公債 1937年發行	(弗)	2,000,000	2,000,000	—	—
現在高總額		25,710,855 (磅)	28,990,150 (弗)	45,478,400 (圓)	—
海關擔保		25,710,855 (磅)	28,990,150 (弗)	—	—
鹽稅擔保		7,073,362 (磅)	6,605,500 (弗)	—	—
其他擔保		6,866,046 (磅)	22,200,000 (弗)	100,000,000 (法)	—
總計		39,650,293 (磅)	57,795,650 (弗)	45,478,400 (圓)	100,000,000 (法)

一一五

列國の對支投資 (○磅、△弗より換算、單位換算の千圓)

	事業投資	借款	文化事業	合計
日本	647,289	448,155	2,547	1,097,992
英國	○ 1,979,000	△ 451,626	○ 20,000	2,450,600
米國	△ 300,454	△ 84,422	△ 86,142	△ 479,790
佛國	△ 146,600	△ 194,832	△ 43,414	△ 384,846
白國	△ 82,000	△ 96,086	—	△ 178,086
獨國	△ 150,000	△ 24,000	—	△ 174,000
伊國	△ 8,890	△ 84,000	—	△ 92,890
和蘭	△ 20,000	△ 37,412	—	△ 57,412
スカンディナヴィア三國	△ 4,000	△ 1,772	—	△ 5,772
合計	3,374,233	1,421,307	152,103	4,947,643

日英米佛四ヶ國の對支事業投資の事業別分類 (單位千圓・括弧内%)

	日本	英國	米國	佛國
運輸業				
イ、航空、鐵道	—	160,000	1,620	64,000
ロ、自動車及附帶設備	—	—	7,580	不明
ハ、航業	20,125	117,000	12,398	不明
ニ、計	20,125 (3.1)	277,000 (14)	21,589 (7.2)	◇
公益事業	—	99,000 (5)	70,400 (23.4)	—
礦業	9,147 (1.5)	40,000 (2)	208 (0.1)	—
製造業				
イ、糖、雜	195,700	不明	—	—
ロ、その他	36,997	不明	—	—
ハ、計	232,697 (36.5)	356,000 (18)	41,018 (13.7)	—
銀行及金融業	65,046 (10.0)	237,000 (12)	50,640 (1.68)	—
不動産	—	416,000 (21)	16,456 (5.6)	—
輸出入及一般商業	248,169 (38.3)	495,000 (25)	95,496 (31.8)	—
雜	72,105 (11.1)	59,000 (3)	4,134 (1.4)	82,600
合計	647,289 (100)	1,979,000 (100)	300,454 (100)	146,600

支那

五 投 資

(C・P・リマー教授著「列國の對支投資」に基づく)

一一四



### 六 交通

#### 鐵 道

支那の鐵道は一八六三年に最初の建設を見たが急速に發展したのは一八九〇年以後であつた。

一九三六年六月末に於ける國有鐵道、十六線、これに私有鐵道及び省有鐵道を加ふれば約一萬軒に達した。國有鐵道（一九三六年六月末）に對する建設資金は九〇六、六八九、七四九元で前年に比し二四、〇〇〇、〇〇〇元増加であつた（英文中國年鑑）。

今日純粹に外國の利權鐵道としては廣九鐵道の一部（深圳—九龍間）（四九軒）英國所有、と滇越鐵道（昆明—老開間）、支線を加へ全長二八七軒（佛國所有）の兩鐵道がある。

國有鐵道幹線は次の如くである。（×）事變後その全部若くはその一部を失ひたるもの。

- ×京漢線……………北京—漢口
- ×京奉線……………北京—奉天
- ×津浦線……………天津—浦口
- ×滬寧線……………上海—南京
- ×蘇嘉線……………蘇州—嘉興
- ×滬杭甬線……………上海—開口—寧波
- ×京綏線……………北京—包頭
- ×正太線……………石家莊—太原
- ×隴海線……………連雲—寶壩
- ×廣九線……………廣東—九龍
- ×膠濟線……………青島—濟南
- ×昌九線……………南昌—九江
- ×粵漢線……………廣東—漢口

國有鐵路の負債は一九三六年六月末現在一、四四一、六三七、五三八元外債はその中の九割を占めてゐる。毎軒の負ふてゐる外債は十四萬四千元以上の勘定である。

#### 公 路

（自動車路）四五年來の自動車の發達は目醒しい。一九二二年には僅に一千余軒であつたし、一九三二年には未だ六萬六千余軒であつたのが、一九三六年末には一〇九、七四九軒となつた。内鋪裝道路は二四、二五九軒である。

公路の發達は最初國內戰爭、ことに共產軍討伐の目標を以て建設せられたであつたが建設第一主義のスローガンに基づいて近年急速な發展を見たのであつた。

#### 航 空

一九二九年に始まつたので僅に八九年の歴史しかない。この間米獨資本の獨歩するところであつた。

（一）中國航空公司、一九二九年アメリカの資本技術によつて中國航空公司（資本金一千萬元）が成立した（一九三六年末現在該線は次の如くである下表）

1, 上海—成都線	(2037軒)
2, 上海—北平線	(1235軒)
3, 上海—廣東線	(1543軒)
4, 重慶—昆明線	(780軒)
計	5,595軒

その事業發展の跡を見るこ  
とが出来（次表）

年 度	1929年	1933年	1935年
飛行哩數	93,167	1,024,963	1,950,000
乗客哩數	106,875	1,451,384	5,875,000
乗客人員	354	3,050	10,400
郵便斤數	3,932	49,246	64,000

三一年に成立した（資本金七二〇萬元、内獨の出資二五〇萬元）。一九三五年までに左の四線を開設した。（一九三六年末現在）  
その業務發展の跡を示すと次の如くである。

(2) 聯亞航空公司は一九

1, 上海, 蘭州線	(1,860軒)
2, 北平, 廣東線	(2,050軒)
3, 北平, 蘭州線	(1,350軒)
4, 西安, 昆明線	(1,300軒)
計	(6,560軒)

	飛行哩數	乗客數	運搬小包數 斤	郵便斤數
1931—1932	136,200	941	4,131	412
1933—1934	486,902	1,074	43,002	4,079

1, 廣東, ハノイ線	(838軒)
北線(龍州經由)	(1,010軒)
南線(廣州經由)	(777軒)
2, 廣東, 南寧線	(505軒)
3, 廣東, 瓊州線	(505軒)
計	3,130

九三六年夏、西貢事件解決後中央の所屬に歸した。現在は次の如く四線である。

一九三六年末電信局數は一、四〇四、電信線は二〇二、三四六、一軒である。

#### 通 信

年 度	無電局數	送信數	受信數
1931	32	73	101
1932	38	89	120
1933	36	99	123
1934	47	117	154
1935	60	143	207
1936	65	173	260

無電局數は現在六十五、一九三一年から三六年にいたる進歩は上表の數字が示してゐる。  
ラヂオ放送局は全國で八十二、その多くは私設のものであつた、最高馬力は南京中央の七五キロであつた。

國際通信は從來完全にイギリスの大東電信 (Eastern Extension Australasia and China Co.)、デンマーク (實權はイギリス) 大北電信 (Great Northern Telegraph Co.)、アメリカの太平洋電信 (Commercial Pacific Cable Co.) の手中にあった (日支間には日本政府線、日支共有線がある)

青島—佐世保 (日支合辦)
上海—香港 (G.N.)
上海—長崎 (G.N.)
上海—香港 (E.E.)
上海—マニラ (C.D.)
上海—長崎 (日本)
福州—淡水 (日本)

一九三〇年に支那は國際無線事業を開始した。上海には國際的通信をなし得る大無線局が數處ある。(イ) 香港との通信用としては一九三〇年十二月米國式 R・C・A の機械が設置せられ (ロ) パリーとの通信用として一九三一年十二月二日よりフランス式機械が (ハ) フイツピン及ジャヴァとの通信用として一九三〇年四月よりドイツのテレフォンケン式機械が設置されてゐる。歐米各國との無線聯絡行はれ日本との連絡も行はれてゐる。

### 航 運

支那の航運は在支外國航業の殆ど支配下にあり、従つて國內及對外貿易の大半は外國船舶に依存して居るし内河航路においても外國會社船は支那船を壓倒してゐる。

一九三六年は日支事變による障害、沿岸封鎖によつて支那における船舶の出入量は前年に比して大減少を呈し、九千萬噸であつた (前年は一億四千五百萬噸)

會社、大連汽船會社、(米) 美孚洋行 (Standard Oil Co.) 等がある。

或る調査によれば在支各社就航船舶數は (一九三五年五月現在)

日本六社、五十九隻一四一、〇〇四噸、英國十社、一二四隻、三〇五、一〇〇噸之に米國二社、佛國、伊國各一社を合すると合計二十社、一九九隻、四五七、三三七噸で支那は五千噸以上を所有する會社のみについて見るに四十六社、二二八隻三五〇、九六一噸である。

### 七 貿 易

支那の外國貿易に關しては一般的な説明を略し、極めて基本的な二三の表を掲げるはとゞめる。

支那歷年外國貿易 (單位千元)

年度	輸 入	輸 出	合 計	入 超
1904	536,046	373,120	909,166	162,926
1907	648,753	411,905	1,060,658	236,848
1909	651,490	528,150	1,179,641	123,339
1912	737,085	577,270	1,314,355	159,814
1914	867,975	537,947	1,405,923	330,028
1917	856,150	721,247	1,577,397	134,902
1919	1,008,022	982,801	1,990,823	25,221
1922	1,472,387	1,020,321	2,492,708	452,065
1924	1,586,372	1,202,440	2,788,812	383,932
1927	1,578,147	1,431,209	3,009,356	146,932
1929	1,972,083	1,584,440	3,554,524	389,642
1930	2,040,599	1,394,166	3,434,765	646,432
1931	2,233,376	1,416,962	3,650,339	816,413
1932	1,634,726	767,535	2,402,261	867,190
1933	1,345,567	611,827	1,957,395	733,739
1934	1,029,665	535,214	1,564,879	494,450
1935	919,211	575,809	1,495,020	343,402
1936	941,544	705,741	1,647,289	235,803
1937	953,386	836,255	1,791,641	115,130

備考 1932年分までは滿洲國を含む。

一九三七年における支那の (表1) 船舶移動及日支英 (表2) 商船出入百分比は次表の如くである。(海關報告による)

(1) 支那の船舶移動 (1934年)

	外國船	支那船	計
出入隻數	58,006	133,393	191,399
噸數	64,449,000	25,588,738	90,037,738
噸數百分比	72.25	27.75	100.00

(2) 日支英商船出入 % (1937年)

	外國航路	國內航路	計
英國	36.51%	43.43%	40.10%
支那 (ジャンクを除く)	8.30	4.15	23.98%
日本	19.18	11.02	14.23%

政、交通兩部が整理に乗り出し交通部所管の國營となつた。一九三六年の改組以後業績やと見るべきものがあつた。支那において壓倒的地位を占める外國汽船會社には、(英) 太古洋行 (Butterfield and Swire) 怡和洋行 (Jardine Matheson & Co.) (日) 日清汽船

支那の民族資本による航業會社は現在九十餘ある。その中汽船二十隻以上をもつ比較的大なる會社は國營の招商局の外には三北、政記、民生の三汽船會社である。國營の招商局は六十年の歴史を有するにかゝはらず一九三二年冬には遂に財

政、交通兩部が整理に乗り出し交通部所管の國營となつた。一九三六年の改組以後業績やと見るべきものがあつた。支那において壓倒的地位を占める外國汽船會社には、(英) 太古洋行 (Butterfield and Swire) 怡和洋行 (Jardine Matheson & Co.) (日) 日清汽船





**經濟第一  
實質第一**

お買物は  
高島屋へ

橋本日・京東  
**高島屋**

主要輸出入貿易品目

輸 入 (單位元)				
	1934	1935	1936	1937
金 屬 及 鑛	98,884,321	87,442,948	108,055,485	131,137,637
各 種 油 類	109,216,988	101,696,701	105,132,577	118,556,281
雜 貨	52,098,742	55,670,665	119,927,057	95,824,760
機 械 及 工 具	59,306,338	65,853,248	59,980,614	65,013,106
書 籍 地 圖	49,552,757	53,124,800	57,467,152	65,302,004
棉 花 及 棉 製 品	126,002,764	68,678,626	54,360,056	37,562,942
化 學 製 品 及 藥 品	41,594,484	37,443,182	51,839,815	61,232,114
車 輛 及 船 舶	36,311,562	37,016,402	52,483,640	42,102,103
雜 穀 及 粉	111,743,137	135,917,318	49,219,653	58,555,602
雜 金 屬 製 品	53,833,107	34,805,947	46,712,322	41,437,886
輸 出 (單位元)				
紡 織 織 雜	74,760,986	97,395,860	112,979,740	128,227,214
動 物 及 動 物 產 品	77,866,525	80,255,792	103,985,431	124,493,976
油 類	31,664,689	57,279,830	91,386,866	127,039,902
礦 砂, 金 屬 及 金 屬 製 品	30,737,274	43,574,638	56,742,800	102,452,605
絹 絲 類	54,319,562	42,475,104	47,475,874	48,696,392
種 子	27,943,725	49,000,512	40,804,825	35,880,964
生 皮 及 皮 革 類	29,107,646	23,628,606	40,501,923	53,785,336
茶	36,098,549	29,624,184	30,661,711	30,787,274
雜 貨	28,751,818	29,648,705	24,638,676	27,657,193
穀 類 及 製 品	15,722,299	18,920,891	24,792,229	15,169,778

支  
那

支那の輸入中における各国比率の變遷

年 度	月 本	英 國	米 國	獨 逸
	%	%	%	%
1913	21	17	6	—
1920	30	16	19	—
1931	25	8	18	5
1932	14	11	25	7
1933	10	11	22	8
1934	12	12	26	9
1935	15	11	19	11
1936	16 (16,26)	21 (11,70)	20 (19,64)	16 (15,91)
1937	16 (15,73)	12 (11,68)	20 (19,75)	15 (15,31)

營業 火災・海上  
 種目 運送・傷害

# 日產火災海上保險株式會社

本社 東京市麴町區丸ノ内三丁目二番地

地方 福岡 下ノ關 京城 新京  
 大阪 京都 神戸 名古屋  
 營業所 北海道(札幌・小樽・函館) 仙台 橫濱

資本 金壹億壹千七百九拾萬圓(全額拂込濟)

主要製品  
 概目

發電機所用諸機械 電氣諸機械 家庭用諸機器 可鍛鑄鐵、鑄鋼  
 鐵道車輛用諸機械 船舶用諸機械 電線及電纜 特殊鋼、鍛鋼  
 土木建築用諸機械 化學工業用諸機械 鐵管 鐵手類  
 鑛山炭坑用諸機械 通信用諸機器 口1ル及口1ル機



株式會社

# 日立製作所

本店 東京市麴町區丸ノ内二丁目十二番地  
 大連營業所 大連市山縣通り二  
 新京出張所 新京大同街四〇六  
 奉天出張所 奉天加茂町二

支那

支那の金輸出入

輸 入	1936 (金單位)	1937 (金單位)
英領印度	4,419	—
英 國	761,137	292
香 港	308,711	1,721,234
日 本	13,602	—
計	3,706	—
輸 出	1936	1937
英 國	19,064,851	24,555,334
香 港	—	2,822,277
計	19,064,851	27,377,611
輸出超過	17,973,276	25,656,085

支那の銀輸出入

輸 入	1936	1937
英 國	2,579元	1,589元
香 港	4,568,055	502,000
日 本	109,798	92,880
その他諸國	33,050	—
計	4,713,482元	596,469
輸 出	1936	1937
英 國	661,961	—
香 港	36,788,031	399,085,596
日 本	300	607
アメリカ	216,888,471	—
計	254,336,763	399,086,203
輸出超過	249,623,281元	398,489,734元

日 支 貿 易

支那の對外貿易について最近の事情を見るに日支貿易は次の如くである(單位千元)  
 一九三七年 一九三六年 一九三五年 一九三四年 一九三三年  
 輸入 一五、四三三 一五、一五五 一五、一〇〇 一五、一〇〇 一五、一〇〇  
 輸出 一〇、〇〇〇 一〇、〇〇〇 一〇、〇〇〇 一〇、〇〇〇 一〇、〇〇〇  
 一九三七年度に於ける貿易は支那側入超六六、二二六千元であった。  
 日支貿易が興へた影響を見る爲に一月から七月までとそれ以後に分つて比較するに

月	輸 入	輸 出	合 計
一月	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇
二月	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇
三月	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇
四月	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇
五月	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇
六月	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇
七月	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇
合計	七、〇〇〇	七、〇〇〇	十四、〇〇〇

支那はかつては我が國にとつてアメリカに次ぐ貿易相手國であつたが、滿洲事變を機に第五位に落ち昭和十一年度には第四位となつた。一つには滿洲國の獨立によるものであり二つには支那における日貨排斥の傾向によるものである。

日支貿易に於て我が國から輸出してゐる主要商商品は鐵、機械および部分品、車輛、船舶、藥品、水産物、雜織物、紙類等であり、支那からの主要輸入品は豆類、牛肉、皮革、獸毛、鐵礦、石炭、棉花、麻等である。

こゝに注意すべきは支那の我が國からの輸入商品は容易に他の諸國から輸入し得べき商品なるに反し、我が國輸入品は實に我が國の重工業化、ならびに輸出産業にとつて缺くべからざる性質のものであることである。この點は注目すべき特質である。

試みに昭和十一年度に於ける日本の總輸入高と支那より輸入高との對比を示さう  
 (大蔵省月表による)

天下第一品 一家一瓶

# ライイトペン

たとへば  
假令!

金ペンが九金になつても

ライイトさへ使へば

萬年筆は大丈夫!!

粗悪なインキは金ペン

さへクサらせませ

ライトは鐵ペンでも

錆させません!!



2オンス入 正價 30セン  
スボイト付

(大瓶 小瓶 各種...  
全國の文具店にあり)

元造製キンインオビムヤチ  
京東 社會式株造製キンイ崎篠 舖本

これと「民國二十三年（一九三四年）度國民政府財政報告」孔祥熙による決算と比較して見よ。

歳出豫算

種目	金額	%	前年度金額	前年増減比較
黨務費	7,311,440元	0.73	5,419,080	(+) 34.92
國務費	17,962,546	1.79	15,535,130	(+) 15.63
軍務費	392,499,952	39.22	322,019,200	(+) 21.89
内外財務	6,188,932	0.62	8,836,520	(-) 29.96
司法	9,435,816	0.94	9,690,234	(-) 2.62
教育	69,222,090	6.92	64,515,566	(+) 7.31
實業	42,934,368	4.29	44,339,962	(-) 3.17
交通	4,315,846	0.43	3,240,898	(+) 33.17
通商	3,072,322	0.31	4,226,447	(-) 27.31
海陸	5,056,595	0.51	4,835,734	(+) 4.57
助費	2,500,362	0.25	2,320,766	(+) 7.74
補償	31,015,076	3.10	105,816,000	(-) 70.69
債務	6,678,497	0.67	5,664,704	(+) 17.90
建設	324,693,754	32.45	239,037,908	(+) 35.83
救濟	70,000,000	7.00	53,110,221	(+) 31.80
第二	3,000,000	0.30	5,713,360	(-) 35.68
國有企業資本支出	4,751,907	0.47	96,337,720	(-) 100.00
總計	1,000,649,499	100.00	990,658,450	(+) 1.01

収入之部

(I) 税項収入		(II) 債權借款収入	
1. 關稅	353,175,774.95	1. 公債及び庫證	164,390,292.27
2. 鹽稅	167,437,077.36	2. 擔保借款及庫券	
3. 統稅(合計)	104,566,384.64	借入總額	228,442,894.82
a. 捲煙草統稅	68,133,649.6	償還額	145,437,597.40
b. 棉布統稅	15,633,721.46	未償還額	83,005,297.42
c. 麥粉統稅	4,786,867.71	3. 立替金収入	
d. マツチ統稅	8,948,167.92	立替借款總額	207,000,000.00
e. セメント統稅	3,086,313.48	償還額	152,300,000.90
f. 喫煙草統稅	3,977,664.46	未償還額	55,400,000.00
4. 酒煙草稅	11,484,844.06	4. 對茶棉麥借款	25,400,000.00
5. 印紙稅	6,914,406.46	債券借款収入總計	328,195,589.69
6. 鑛業稅	4,232,259.30	前年度立替金を以て償還の分	102,000,000.00
7. 交易所稅	139,763.71	債券借款収入實數	226,195,589.69
8. 銀行稅	1,613,539.06	収入總計	971,117,631.89
9. 國有財產収入	2,270,595.96	5. 前年度繰越	
10. 國有事業収入	60,503,154.53	國庫	19,307,154.80
11. 國家行政収入	106,270,049.06	海關總稅務司	33,880,544.44
12. 營業利益収入	1,281,060.00	鹽稅稽査所	6,401,633.45
13. 其他収入	20,676,133.07	収入合計	59,589,332.69
税項収入總計	744,922,042.20	収入總計及び前年度繰越金	1,030,706,964.58

一九三四年度における中央政府の收支(單位元)(決算)

民國二十六年年度歳出入(一九三七年七月一日より一九

八財政

	輸入總額	支那より輸入	對總額支那割合
採油原料	5,414,458百斤	1,955,637百斤	37%強
皮革	512,714百斤	205,105百斤	40%弱
麻類	2,158,219百斤	387,876百斤	18%弱
豚毛	941,731斤	未詳	推定 100%
獸骨	444,777百斤	347,403百斤	78%弱
鐵鑛	63,007,828百斤	20,865,125百斤	33%強
鹽	22,039,941百斤	4,250,666百斤	20%弱
包席	11,329千枚	7,715千枚	68%
實棉及纖維	15,221,681百斤	463,944百斤	3%
アンチモニー	60,065	未詳	推定 100%

歳入豫算

種目	金額	%	前年度金額	前年増減比較
關稅	369,267,522元	36.90	317,937,514	(+) 16.13%
鹽稅	228,625,553	22.85	189,187,225	(+) 20.85
菸酒稅	21,046,642	2.10	16,987,395	(+) 23.90
印花稅	11,300,000	1.13	11,300,000	—
統稅	175,617,650	17.55	132,796,117	(+) 32.25
鑛稅	4,751,638	0.48	3,631,862	(+) 30.83
交易所稅	170,000	0.03	1,350,000	(-) 87.41
所得稅	25,000,000	2.50	5,000,000	(+) 400.00
遺產稅(新稅)	2,000,000	0.20	—	(+) 100.00
銀行稅	1,600,000	0.16	1,600,000	—
國有財產収入	4,143,913	0.41	5,791,767	(-) 28.45
國家事業収入	24,134,307	2.41	21,201,531	(+) 12.83
政府行政収入	13,847,094	1.38	10,901,232	(+) 27.02
政府營業收益	16,073,784	1.61	41,397,583	(-) 61.17
協款収入(地方の送金)	3,680,040	0.37	3,198,000	(+) 115.07
雜収入	99,391,350	9.93	6,666,113	(+) 139.16
借入金	.....	.....	221,676,111	(-) 100.00
歳入總額	1,000,649,499	100.00	990,658,450	(+) 1.01

三八年六月三十日まで(豫算表を示すと、次の如くである。)

支 出 之 部			
(I) 黨 務 費	6,420,863.57	2. 前年度軍務運輸費等經費	57,699,033.31
(II) 政 務 費		軍務費合計	387,855,936.22
1. 國 務 費	16,448,979.01	(IV) 政府銀行投資	108,500,000.00
2. 内 務 費	5,395,405.61	中央銀行法定積立金及剰余支出額	35,000,000.00
3. 外 交 費	8,703,246.32	總支出額	73,500,000.00
4. 財 務 費	68,553,342.77	(V) 債 務 費	
5. 教 育 文 化 費	31,739,487.23	1. 内 債 元 利	140,862,812.60
6. 司 法 費	3,727,229.72	2. 外 債 元 利	61,661,579.26
7. 實 業 費	6,725,402.94	3. 借 款 元 利	21,761,172.53
8. 交 通 費	6,553,691.63	4. 立 替 金 利 息	8,086,560.00
9. 蒙 藏 費	1,669,457.19	5. 匯 匪 賠 償 金	31,718,606.94
10. 建 設 費	26,364,620.28	6. 手 續 費	164,538.93
11. 國 營 事 業 資 本	537,200.00	7. 内 外 債 整 理 金	5,000,000.00
12. 補 助 費	55,488,072.42	債 務 費 總 計	269,255,270.26
13. 撫 卹 費	1,557,205.47	未 處 分 債 券 元 利	31,756,914.66
14. 救 濟 費	700,000.00	債 務 費 純 額	237,498,355.57
政 務 費 總 計	234,163,340.00	(IA) 臨 前 各 款 純 額	4,784,901.81
差 引 殘 高	3,294,941.65	支 出 總 計	940,928,456.11
純 政 務 費 全 額	230,868,398.94	本 年 度 繰 越	
(III) 軍 務 費		國 庫	22,771,877.72
1. 本 年 度	330,157,607.30	海 關 總 稅 務 司	50,143,773.69
差 引 殘 高	704.39	鹽 稅 稽 查 所	16,862,857.06
純 額	330,156,902.91	合 計	89,778,508.47
		支 出 總 計 及 び 本 年 度 繰 越	1,030,706,964.58

會計年度	總支出額	總收入額	不足額	不足額と純總支出の比(%)
1930-31	774	557	217	28.0
1931-32	749	619	130	17.4
1932-33	699	613	86	12.4
1933-34	836	689	147	17.6
1934-35	941	745	196	20.8
×1935-36	990	769	221	22.3

公債に對しては一九三六年二月一日を期して、重大なる改革が突如として行はれた。即ち内債の統一である。これによつて公債の組織は變更され、その種類も簡單化された。

× 前掲試算による

歳出中最も主要なる部分を占めるものは軍務費と債務費である。

息は六分に統一せられ、償還期限は十二年乃至二十四年に延長せられた。以前發行の各種公債の償還期限は多く短期のものでその中七割は六年以内に償還すべきものであつた。故にこの統一辦法を従前の規定に比較すると毎年の債務費に於て約八千五百萬元を軽減し得たのである(統一公債から除外されたのは、一、短期善後公債、二十七年金融長期公債、三、海河公債、四、二十四年四川善後公債の四種)。

統一公債と同時に新規の大連復興公債三億四千萬圓が發行された。これは財政赤字公債の性質を帯びるものである。

統一公債、復興公債、及び前記四公債の他十七年金融長期公債、その後發行された二十五年四川善後、整理廣東金融等を合し一九三七年六月一日現在高は、二、〇一四、五七、五千元である。

日支事變勃發以後の國民政府發行公債として注目すべきものは、九月における救國公債五億元の發行と三月二十一日附の民國二十七年國防公債五億元の發行である。これには外債による公債が附隨してゐる。(一千萬磅英貨公債及五千萬磅米貨公債、これらに就ては事變下の支那經濟参照)

一九三〇年度以來五ヶ年間收支概況(單位百萬圓)

(單位百萬圓)

年 度	1930	1931	1932	1933	1934	1935	1936	1937
軍務費總額	312	304(註)	321(註)	373(註)	384(註)	321	322	392
總支出との百分率	40.2	40.6	45.9	44.6	41.2	33.8	33.7	39.2
債務と賠償金との總額	290	270	210	244	237	274	239	324
總支出との百分率	37.5	36.1	30.0	2.92	25.2	29.6	24.4	32.4

(註、この金額の一部分は前年度内に支出せる額)

これに比較すると教育費、建設費等の文化的費目の支出は遙に少いのである。

會計年度	1933年	1934年	1935年	1936年	1937年	
教 育 費	13,338,008.28	31,739,487.23	37,211,621	44,339,962	42,934,368	
建 設 費	10,736,229.21	27,064,620.28	35,989,036	53,110,221	70,000,000	
總 額	24,074,237.49	58,804,107.53	73,200,617	97,450,183	112,934,368	
支出總額との百分率		2.87	6.25	7.64	9.78	11.29

租稅

國民政府の收入の大宗である租稅の中で主要なるものは關稅收入及び鹽稅、統稅並びに菸酒稅の三者を含む國內消費稅であるといへる。國民政府收入總額中に占める割合は關稅については、一九二八年度六五・九から一九三七年、三六・九%と減少を示してはるが依然重要な地位にある。鹽稅(一九三七年)二二・九%、統稅(一九三七年)一七・五%、菸酒稅(土產の煙草及び酒に對する消費稅)は二・一%(一九三七年)である。

國民政府の稅制の構成はしばしば變更されてゐるが、所得稅は極めて最近に創設された稅目である。一九三五年、三六年の各豫算において五百萬元の收入が計上されてゐたが一九三七年には一圓二千五百萬元が計上されてゐる。地方財政についていへば主要收入は地租と營業稅とである。地方財政は今なほ封建的性質を多分に含んで居り、中央財政とは殆ど何等のつながりを持つてゐない。頗る複雑で科學的な研究資料に乏しい。

Table with 10 columns: 年度, 1929, 1930, 1931, 1932, 1933, 1934, 1935, 1936, 1937. Rows: 關稅, 鹽稅, 統稅, 合計.

(括弧は豫算による)

關稅

國民政府最近の關稅收入については前表に示したが、近來國際資本間の貿易戰愈々劇烈となり列國の關稅政策は國內産業と市場との保護の武器となつた。しかるに支那の半植民地的性質は遺憾なくその關稅制度の上に現はれてゐる。支那の關稅率は表面的には自主とはいひ條件は列國の同意を要するのである。即ち一種の協定關稅の性質をなほ保有してゐるのである。

國民政府は一九二八年政府は海關輸入稅新稅則を宣布した。そして翌年二月一日から正式に實行した。しかしこれは列國が關稅會議において既に同意した範圍内で行はれたものであつた。一九三〇年十二月二十九日當は關稅新稅則を發表し一九三一年一月一日より實施した。(之に對しては中日關稅協定の除外例が存在した)

一九三三年五月二十二日關稅新稅則を宣布、次いで一九三四年七月輸入稅則を施行した。これは南京政府が自主權を進めて來たことを證するに足るものではあるが、内容を検討すれば「關稅自主」には多くの制約の存することを認め得るのである。

日本勢力の北支進出による關稅問題の成立をめぐり、更に一九三七年の日支事件以後に於て關稅問題が如何に重要な問題であつたかは既に我々の見たところで、こゝには支那における列國の利害關係の最も鋭い對立が織り込まれてゐるとはいふまでもない。

九 金融幣制

銀行

支那の金融組織は嚴密に整理され、銀行といふ順序をとつて發達した。一九〇〇年頃から世界資本主義は最高の段階に入つたが支那に對する商品の大輸入が始まるとともに、この流通に應ずる金融機關が必要となつた。かかる要求に應じた新式の銀行には二種類ある第一種は外國の銀行で滙豐、花旗、正金等がそれであり他の一種は支那の民族資本によるもので中國、交通等がそれである。

一九一二年—三六年度の支那商業銀行の増減

Table with 4 columns: 年度, 新増加數, 閉鎖數, 設立數. Rows: 1912-1936, 合計.

錢莊の地方的分布

Table with 3 columns: 地方別, 錢莊數, 拂込済資本額. Rows: 江蘇省, 浙江省, 山西省, 山東省, 河南省, 陝西省, 河北省, 四川省, 安徽省, 江西省, 湖北省, 湖南省, 福建省, 廣東省, 綏遠省, 計.

て居たが一九三二年の恐慌以來倒産者相次ぎ、錢莊が新式銀行に轉するものも現はれた。ことに幣制統一以來、内地においても新式銀行の支店が多く設立せられ勢力を減じつゝある。これは支那の經濟開發と、國民政府の統一工作の進行とに關聯するものである。

國民政府の金融統制策に基づいて、金融資本集中傾向は進めつゝある。一九三四年末の中央、中國交通三行の貸出による金融界救済



銀行種類別表

種類	本店	支店並びに出張所
特殊銀行	3	354
省立及市立銀行	25	282
商業銀行	75	338
貯蓄銀行	6	18
農業及産業銀行	32	156
通商銀行	15	50
華僑出資銀行	10	33
	166	1,231

一九三六年春の三行の増資改組、幣制改革による三行發行上の特權、外國爲替操作上の特權等明瞭に集中化の傾向があらはれてゐる。

支那の銀行の發達特權は生産事業と結びついてゐないことである。その發達は公債とか土地とかの投機的な事業の上に築かれた繁榮である。工場への投資は諸種の機關への投資の四分の一に過ぎない。それも多くは事業資本としてではなく利息かせぎの目的である。支那銀行において預金部のあるものは二十八行あるがこれについて近年の貯金の増加ぶりを見るに次の如くである。

蓄積銀行投資内容

銀行項目	貸付金	擔保付投資	現金及び他銀行に對する預金	他の資産
1935	259,009,140.06%	136,501,496.24%	109,765,474.35%	9,978,781.47%
(1935 %)	50.3%	26.5%	21.3%	1.9%
(1935 %)	34.9%	28.2%	27.4%	9.5%
1936	156,309,149.51	126,460,801.00	122,430,878.99	42,404,875.96
増加	102,699,990.50	10,640,695.24	—	—
減少	—	—	12,665,404.64	32,426,044.49

在外外國銀行一覽

年代	二十八行貯金
1921	13,221,322
1931	206,668,240
1932	246,117,664
1936	456,222,902

日本	本店	支那の支店
横濱正金銀行	横濱	廣東、漢口、香港、北京、上海、天津、青島
朝鮮銀行	京城	上海、天津、青島、北京
臺灣銀行	臺北	上海、漢口、廣東、香港、廈門、福州、汕頭
華南銀行	臺北	福州、廣東
三菱銀行	東京	上海
三井銀行	東京	上海
住友銀行	大阪	上海
濟南銀行	濟南	青島
天津銀行	天津	北京
中華匯業銀行	天津	北京 (目下休業中)
漢口銀行	漢口	上海

英國

- 匯豐銀行 Hongkong & Shanghai Banking Corporation  
香港 上海、天津、漢口、廣東、北京、青島、廈門、芝罘、福州
- 麥加利銀行 Chartered Bank of India, China, & Australia  
倫敦 上海、天津、漢口、廣東、香港、北京、青島
- 有利銀行 Mercantile Bank of India  
倫敦 香港、上海
- 大英銀行 P. & O. Banking Corporation  
倫敦 香港、上海
- 新沙遜銀行 E. D. Sassoon Banking Co.  
香港 上海
- 米蘭
- 花旗銀行 National City Bank of New York  
紐約 廣東、漢口、香港、北京、上海、天津
- 美國運通銀行 American Express Co.  
紐約 廣東、香港、北京、上海、天津
- 大通銀行 Chase Bank  
紐約 上海、香港、天津
- 天津商業放款銀行 Tientsin Commercial & Credit Corp. Inc.  
天津
- 友邦銀行 Underwriters Saving Bank for the Far East.  
上海 香港

支那

佛國

- 東方匯理銀行 Banque de l'Indochine  
巴里 廣東、漢口、香港、廈門、北京、上海、天津、昆明
- 中法一商銀行 Banque France-Chinoise pour le Commerce et l'Industrie.  
巴里 香港、北京、天津、上海
- 匯源信託銀行 Union Mobilier.  
上海 (天津)
- (萬國儲蓄會) 上海 天津、北京、漢口、青島、廣東、重慶
- 華比銀行 Banque Belge Pour l'Étranger.  
布魯塞爾 上海、漢口、香港、天津
- 渣打放款銀行 Credit Foncier d'Extreme-Orient.  
ブラッセル 上海、天津、漢口、香港、北京、濟南
- 和蘭
- 荷蘭銀行 Nederlandsche Handel Maatschappij N. V.  
アムステルダム 香港、上海
- 荷蘭安達銀行 Nederlandsche Indische Handels Bank  
アムステルダム 廈門、香港、上海
- 獨逸
- 德華銀行 Deutsch Asiatische Bank  
柏林 廣東、漢口、上海、天津、青島、北京

- ソ聯 莫斯科國民銀行 Moscow Narodny Bank
- 上海 伊太利 華義銀行 Italian Bank for China.
- 天津 華義銀行 Italian Bank for China.
- 上海 華義銀行 Italian Bank for China.
- 葡國 大西洋海外分局銀行 Banco Nacional Ultramarino.
- リスボン 澳門、香港

幣制

一九三五年は支那が數千年來の金屬基礎から離れて銀本位制を棄て、外國爲替を基礎とする管理通貨制をとるにいつた注目すべき年である。

一九三一年以來支那は世界經濟恐慌の渦中に巻きこまれたが、特に銀價の急騰と、これに關聯する支那の對外爲替の人工的かつ急激な昂騰によつてこの大改革を斷行するの必要に迫られたのである。(幣制改革にかんする事情については一九三七年版に詳述せり、一五〇頁及三四四參照)

危ぶまれた支那の新濫制は、イギリス金屬資本の全面的な支持を受けて確立した。アメリカとの三次に渡る通貨協定(一九三五年十一月・一九三六年五月・一九三七年七月)もまた少なからず支那の幣制維持に力を與へたのであつた。

一九三七年七月日支事變の勃發以來、十二月の日本東京攻略後と雖も、上海の經濟的地盤を失つた支那の幣制が依然として強固に維持せられたことは一

般に意外の感を與へた程であつた。

これはこれら列國の支持と、支那が幣制改革によつて國內から吸ひ上げた多量の現銀を海外に積み出してこれを爭奪維持の資本となし得たにあるものであらう。

北支における中華民國臨時政府の成立、新鄒備銀行(中國聯合準備銀行)の設立(二月六日)更に中支における中華維新政府の成立によつて國民政府はその爲替政策を變更するの余儀なきに立到り三月十三日附布告をもつて、上海における中央銀行の統制賣りをやめ、漢口における中央銀行並びにその香港辦事所に於て、爲替賣りを行ふべき旨を發表した。

一、本年三月十四日より外國爲替の賣却は政府所在地たる漢口において中央銀行を通じて行はるべし。なほ中央銀行は右に關し便をはかるため香港に辦事處を設置する。

- 二、銀行にしてその顧客のため爲替手形の購入をなし送金及びその他通常の市場取引により招來した金額以上に商業的な爲替需要を手當せんとするものは中央銀行本店に申込み又はその香港辦事處より取得すべきものとす
- 三、右の諸銀行はその外國爲替處分購入の申請を財政部所定の手續規定に従ひ中央銀行本店、又は香港辦事處に對して行ふものとす。
- 四、右申請は毎週木曜日午前十時以前になさるべし。中央銀行當局はこれら申請につき考慮せる後翌日(金曜日)午前十時に各申請者に對し通告を發するものとす。若し通告を發すべき日が休日なる日は、通告は休日明けまで繰延べらるべし。
- 五、右申請に應じて供給される外國爲替は通告の發せられたる當日受渡され

るものとす。

- 六、中央銀行より外國爲替を賣却されたる各銀行は收得したる爲替處分につき中央銀行當局に報告を提出すべし。
  - 七、右手續規定は財政部布告の當日より實施せらる。
- 上海爲替市場は俄然軟化を示したが、上海市場の舊法幣通貨不足によるデフレ傾向と外貨割當とによつて崩落は阻止せられた。中央銀行は、最初の豫定を變更し上海に於ても中央銀行支店に通訊所を設け各銀行の爲替購入申込を本店(漢口)に取つこととした。中央銀行は初めは毎週四十萬乃至四十五萬ポンドの外貨割當を行つてゐる。

四 銀行紙幣發行額 (單位千元)

	中央銀行	中國銀行	交通銀行	農民銀行	總計
1935年12月末	176,065	286,245	176,244	29,847	668,402
1936年3月末	251,503	310,150	186,697	34,777	783,128
6月末	299,253	351,772	204,912	92,035	947,972
9月末	313,435	377,768	217,110	108,503	1,016,816
12月末	325,592	459,310	295,045	162,014	1,241,962
1937年3月末	351,843	501,403	308,576	200,053	1,371,868
6月末	375,839	509,862	313,548	207,951	1,407,202(1)
9月末	415,678	543,534	371,714	1213,532	1,544,458
12月末	430,608	606,548	371,144	230,798	1,639,048(2)
1938年1月末	432,244	623,324	372,927	244,142	1,677,637(3)
2月末	441,650	632,986	361,143	261,409	1,777,188(4)
3月末	444,354	654,188	319,013	261,632	1,679,187(5)

イ・カン氏の測定によればこれ以外の商業銀行の發行にかゝる紙幣はこの他に(1)においては100,000元、(2)(3)(4)(5)においては80,000,000元ありといふ。

紙幣發行準備測定 (1938年2月末現在) 單位千元

	貨幣及金銀塊	證券
中央銀行	285,502	156,148
中國銀行	406,340	226,646
交通銀行	216,808	144,334
中國農民銀行	175,284	86,125

國際受取勘定 (單位千元)			
	1936	1935	
1. 商品正式輸出	705,741	575,809	
2. 輸出貨物價値の過少評價差額	50,000	50,000	
3. 貨幣に對して課せられた輸出税	—	20,731	
4. 金銀輸出	330,243	268,107	
(a) 金正式輸出	40,620	38,710	
(b) 銀正式輸出	249,623	59,397	
(c) 銀密輸出	30,000	150,000	
(d) 金密輸出	10,000	20,000	
5. 海外からの送金	320,000	260,000	
6. 教會經費及慈善金	50,000	40,000	
7. 外國軍隊駐華經費	50,000	50,000	
8. 外國在支外交官經費	20,000	25,000	
9. 外國船舶在支港經費	25,000	22,000	
10. 外人觀光費	6,000	10,000	
11. 外國證券收入	20,000	8,000	
總計	1,576,984	1,349,647	
國際支拂勘定			
	1936	1935	
12. 商品正式輸入	941,545	919,211	
13. 商品密輸入	250,000	300,000	
14. 外債償還額	107,508	100,436	
内課	關稅擔保分	76,700	79,076
	船隻借款	6,500	—
	鹽稅擔保分	13,358	13,260
鐵道借款	10,950	8,100	
15. 海外支那人旅行者外交使節	5,000	5,000	
16. 留學生費	10,000	—	
17. 船舶運賃運費保險の支拂	30,000	—	
18. 海外積出銀	140,000	—	
19. 國內資金の外貨切換 (資本流出、海外投資等)	92,931	25,000	
總計	1,576,984	1,349,647	

- (註) (1) 商品の正式輸出は海關報告に基く。
  - (2) 輸出品價格の過少見積額は七分と計算。
  - (3) 輸出税は一九三六年は之を省く。
  - (4) (a) 及び (b) は海關報告に據る。(c) 及び (d) は推定。
  - (12) 商品の正式輸入は海關報告に基く。
  - (13) 一九三六年の中北支の特殊貿易は旺盛。
  - (14) 實際額にして推定に非ず。
  - (18) アメリカ及び香港に積出されたもの。
- Finance and Commerce — 24400

### 十軍事

前年度の年報本項に於て、國防問題があらゆる問題の中心となつてゐたことを指摘し、支那における戰爭準備が日本を目標とするものであることを述べ、かつての題目が國民政府の統一を達成せんとする場合の政治的な手段として緊要とされてゐる所以を明かにした。

かゝる支那側の戰爭準備の態勢が事態を日支事變へと誘發したものであり、同時にこの事變の大規模なる發展を必然的なものたらしめたともいふことも出来る。

事件發生以後支那軍の示した抵抗力は部分的には相當勇敢な場合もあるが全體として半植民地的、半封建的軍隊の水準を示してゐる。組織の不統一、軍隊の質的不均衡、裝備の劣れる點等に明瞭に現はれてゐるのである。支那がいふに足る海軍力を持つてゐない點、高度武器を製造する工業的能力を持たないこと——これは武器の供給を一〇〇%海外市場に仰ぐ結果となつてゐる、などはその半植民地的性の現はれであり、戰國の經道に暴露された所謂雜軍の脆弱性、大會戰に際しての命令系統の不統一等は半封建性の端的な現はれである。支那軍隊に於て注目すべき點は、近年の抗日を目標とする民族運動の昂揚に基づき一種の政治的目的意識を持つてゐること及び支那社會の半封建的農村經濟に基礎を置くゲリラ戦法とである。

事變當初における支那軍隊の構成 (8月30日調)

番號	總指揮	各路所屬師、旅	各路軍系統	司令部所在地	備考
(1)					
第一路	陳調元	55, 57, 師	蔣介石系	浙江軍	
第二路	劉峙	95, 166, 167師, 騎兵14旅, 新編35師, 獨立19旅	蔣介石系	河南, 開封	
第三路	韓復榘	20, 22, 29, 74, 81師, 騎兵24旅	蔣馮王祥系	濟南	1937年12月處刑
第四路	劉建緒	15, 16, 19, 62, 63師新編34師, 獨立32旅	湖南軍	浙江麗陽	
第十一路	劉支恩	64, 65師, 獨立43旅, 獨立46旅, 獨立旅	劉鎮華系	安徽省六安	
第十五路	馬鴻逵	35師, 新編7師, 獨立騎兵三團	寧夏軍	寧夏	
第十六路	徐源泉	41, 48師	湖北雜軍 (蔣張宗昌系)	四川瀘縣	
第二十路	張鈞	75師, 76師	河南雜軍	江西分寧	
第二十四路	馬麟	100師, 新編騎兵四旅, 青海警備師	西海省回教徒軍	青海西寧	
第二十六路	孫連仲	37, 30, 31師, 獨立44旅, 特務旅	蔣馮王祥系	河北省正定	
第二十七路	馮欽哉	42, 769師, 陝西警備旅	蔣楊虎城系	陝西大荔	

支那

番號	軍長名	所屬部隊	系統	司令部所在	備考
第二十四軍	劉文輝	137,138師	四川軍劉文輝系	雅安	
第二十五軍	萬燾煌	13,98,140師	舊夏斗寅系	陝西	
第二十六軍	蕭之楚	40,44師,獨立4旅	湖北軍舊方振武系	陝西省安康	
第二十七軍	劉興	23師	湖南軍舊趙恒惕系	萍鄉	
第二十八軍	陶廣	15,62師	湖南軍傅健系	長沙	
第二十九軍	馮治安	37,38,132,143師,獨立25,26,27,28,314各旅 騎兵9師13旅	舊馮玉祥系 朱哲元系 舊西北軍系	保定	
第三十軍	孫連仲	27,30,31師,獨立44旅 特務旅	舊馮玉祥系	正定	
第三十一軍	—	32師,獨立5旅	舊馮玉祥系 梁冠英系	湖北省羅田	
第三十二軍	商震	139,141,142師	舊閻錫山系	順德	
第三十三軍	孫楚	68,69,101師獨立3,7,8旅	山西軍閻錫山系	太原	
第三十四軍	—	66,71師獨立1,2旅	徐永昌系 閻錫山系 山西軍	太原	
第三十五軍	傅作義	73新編2師獨立5,6旅,騎兵旅	閻錫山系山西軍	綏遠	
第三十六軍	周福元	5,96師	中央軍熊式輝系	重慶	
第三十七軍	毛炳文	8,24師	中央軍舊賀國光系	陝西鳳翔	
第三十八軍	孫蔚如	17,177師	陝西軍楊虎城系	西安	
第三十九軍	劉和鼎	52,56師	舊柏文蔚盧興邦系	福建省順昌	
第四十軍	龐炳勛	39師	舊馮玉祥系	石家莊	
第四十一軍	孫震	122,123,124師	四川軍舊田頌軍	四川瀘陽	
第四十三軍	郭汝棟	26	四川軍熊克武系	貴陽	
第四十四軍	王鐵緒	149,150,163師	四川軍劉湘系	成都	
第四十五軍	鄧錫侯	125,126,127,128,131師	四川軍鄧錫侯系	淮四川瀘縣	
第四十六軍	樊崧甫	28,79師	蔣介石直系	陝西渭南	
第四十七軍	李家鈺	104師	四川軍	西昌	
第四十八軍	夏威	173,174,175師	廣西軍	南寧	
第四十九軍	劉多荃	105,109師	舊東北軍	南陽	
第五十一軍	于學忠	114,118師騎兵1旅	舊東北軍	淮陰	
第五十三軍	萬福麟	91,129,130師,騎兵四師	舊東北軍	保定	
第五十七軍	繆激流	108,111,112,115,120師	舊東北軍	周家口	
第六十二軍	張達	151,152師	廣東軍	惠州	
第六十四軍	張瑞貴	153,154師	廣東軍	台山	
第六十五軍	葉肇	159,160師	廣東軍	梅縣	
第六十七軍	李漢魂	155,156師	廣東軍	汕頭	
新編第一軍	鄧寶珊	10,11旅補充旅	甘肅雜軍	蘭州	
新編第二軍	馬步芳	100師騎兵5師騎兵旅	青海省回教徒軍	西寧	
騎兵第一軍	何柱國	騎兵2,3,5,6師	舊東北軍	咸陽	
騎兵第二軍	檀自新	騎兵10師	舊東北軍	許昌	
警備騎兵司令部趙承綬	警備騎兵1,2,7師獨立3旅	山西軍閻錫山系		大同	

(2)

番號	總指揮	各路所屬師,旅	各路軍系統	司令部所在地	備考
第四路軍	余漢謀	151,152,153,154,155,156,157,158,159,160各師,獨立9旅,獨立旅	舊陳濟棠系 廣東軍	廣東省廣州(廣東)	支
第五路軍	李宗仁	170,171,172,173,174,175,176各師獨立四ヶ團	廣西軍	桂林	
第六路軍	劉湘	144,145,146,147,148,149,150,161,162,163,164各師,獨立11,12,13,14,15,16,17各旅	四川軍	成都	1937年12月病死,劉錫侯代

備考 China Year Book 1938年版は次の如く書いてある

第一路軍上官電相(貴州)第二路軍縮立煌(陝西),第三路軍韓復榘(山東),第四路軍余漢謀(廣東),第五路軍(廣西),第六路劉湘(四川),第七路軍(甘肅),第十路軍龍雲(雲南)第十一路劉茂恩(安徽),第十五路馬鴻逵(寧夏,甘肅),第十六路徐源泉(四川),第二十路張鈞(河南),第二十五路梁冠英,第二十六路孫連仲(河南)第二十七路馮欽哉(陝西)

(3) 各軍

番號	軍長名	所屬部隊	系統	司令部所在	備考
第一軍	胡宗南	1,78,補充旅,獨立旅	蔣介石直系	江蘇省徐州	
第二軍	蔣鼎文	3,9,80,獨立6,37旅	〃	福州	
第三軍	曾萬鐘	7,12師	蔣介石系(舊朱培德系)	鄭州	
第四軍	吳奇偉	59,90,92師	舊張發奎軍	貴陽	
第五軍	薛岳	60,61,99師	舊張發奎軍(十九路軍系)	貴陽	
第六軍	韓復榘	22,29,81師獨立騎兵24旅	山東軍舊馮玉祥系	濟南	
第七軍	廖磊	170,171,172師	廣西軍(李宗仁白崇禧系)	桂林	
第九軍	郝夢齡	54師補充旅	舊魏益三系	貴州省遵義	
第十軍	徐源泉	41,48師	舊張宗昌系	沙市	
第十一軍	馬鴻逵	35師,新編7師,獨立旅	舊馮玉祥系回教徒軍	寧夏	
第十二軍	孫桐萱	20,74師	韓復榘軍	山東省兗州	
第十三軍	馮恩伯	4,89師	蔣介石系錢大鈞系	集寧	
第十四軍	衛立煌	10,83師	蔣介石直系	保定	
第十五軍	劉茂恩	64,65師	劉鎮華系	六安	
第十六軍	李福珩	53師	舊趙恒惕系	重慶	
第十七軍	高桂滋	84	舊于右任系	大同	
第十八軍	羅卓英	11,14,67,93師	陝西軍蔣介石系陳誠系	廣東省韶關	
第十九軍	王炳瀾	70,72師	山西軍閻錫山系	太原	
第二十軍	楊森	133,134,135師	四川軍	貴州省安順	
第二十一軍	唐式遵	145,146,162師	四川軍劉湘系	成都	
第二十二軍	譚道源	18,50師	舊陳嘉祐系湖南軍	萍鄉	
第二十三軍	潘文華	147,148,164師	四川軍劉湘系	嘉定	

師番號	師長	所屬	駐在地	備考
35	馬福賓	十五路第十一軍	寧夏	
36	宋希濂		上海	南京敗戦後安徽、江西方面に移動
37	馮治安	第二十九軍	保定	9月初め馬廠、12月中旬より河南岸縣、衛輝に進出、徐州戦参加、師長張慶雲
38	李文田	第二十九軍	滄縣	9月馬廠に集結、3月沂州に逃ぐ、師長黃維徐州戦
39	龍炳勛	第四十軍	正定	3月沂州、徐州戦参加
40	劉培緒	第二十六軍	湖北漢陽、老河口	11月末海州附近にあり、徐州大會戦参加
41	黃振	第十軍	四川百縣	
42	柳彥彪	第二十七路	陝西朝邑	
43	周祥初		蘭州	5月金郷より西方に移動
44	陳永	第二十六軍	陝西安康	徐州戦参加
45	戴民權		福建浦城	
46	戴嗣夏		江西贛縣	
47	斐會昌		湖北花園	9月初め上海、2月中旬山西西南部
48	徐繼武	第十軍	四川百縣	2月半、安徽省上黨より馬廠集へ潰走
49	李及蘭		陝西武功	
50	成光耀	第二十二軍	上海江灣鎮	
51	王耀武		上海	2月半徐州戦應援に出發
52	盧興榮	第三十九軍	福建順昌	
53	李德珩	第十六軍	四川敘州	11月末彰德附近林縣にあり、2月中旬衛輝附近
54	劉家麒	第九軍	貴州遵義	10月半山西西北部大白水にて戦死説、10月末同蒲線
55	李松山	第一路	松江、嘉興	
56	劉尙志	第三十九軍	上海、松江	
57	阮肇昌	第一路	同 同	
58	俞濟時		上海	2月半徐州援軍
59	韓誕英	第四軍	龍華、嘉定	4月半滬蘇附近
60	陳沛	第五軍	上海、南翔	4、24、太原襲撃
61	楊飛步	第五軍	上海、南翔	4月末山西西部、蒲縣にあらはる勢を得て全杭州
62	陶柳	第二十八軍	上海	11月始め杭州灣南岸にあつた
63	陳光中	第四路	浦東、嘉興	11月始め杭州灣南岸にあつた
64	武庭驥	第十五軍	安徽六安	10月末同蒲線南部に現はる
65	劉茂恩	第十五軍	石家莊	10月末同蒲線南部に現はる
66	楊效歐	第三十四軍	太原、汾陽	9月中旬以後山西各地に出發、本年4月24日太原襲撃を企つ
67	李樹森	第十八軍	崑山、嘉定	
68	李服膺	第三十三軍	平地泉、蔚林	大同陥落の實で10月4日銃殺されたとの説あり、部隊は同蒲線沿線に出發
69	楊澄源	第十九軍	臨汾	9月中旬以後山西各地に出發
70	王瑞國	第十九軍	包頭	10月末山西忻口鎮、本年4月黄河を渡り河南へ入り、4、24太原襲撃

(4) 各 師

師番號	師長	所屬	駐在地	備考
1	李徽軍	第一軍	京滬線及徐州	一部は上海戦に参加、徐州戦には台兒莊方面
2	鄭洞國		保定	徐州戦には台兒莊方面に参加
3	李玉堂	第二軍	崑山太倉	
4	王萬齡	第十三軍	北部山西	徐州戦に参加、師長は陳大慶と替る。
5	裴溥福	第三十六軍	重慶	
6	周 磊		河南鹿邱	徐州戦に参加
7	曾萬鐘	第三軍	河北定縣	八月末張北西方に移る、10、13免職、副師長李世龍之に替る、10月末正太線方面
8	韓時岳	第三十七軍	平涼蘭州	
9	李延年	第二軍	湖南醴陵	上海戦末期に参加、師長鄭大群に替る、徐州戦参加
10	李默庵	第十四軍	保定附近	10、4日免職副師長彭杰昇格、2月中旬山西西南部にあり
11	彭 善	第十八軍	上海嘉定	
12	唐淮源	第三軍	上海南翔	
13	萬福煌	第二十五軍	陝西南鄭	京漢線方面より沂州へ赴き、徐州戦参加
14	霍揆彰	第十八軍	上海嘉定	2月歸德方面に現はれ徐州戦に参加
15	王東原	第二十八軍	上海浦東	3月南安徽方面にあり
16	彭松齡	第四路	上海南土漚	
17	趙壽山	第三十八軍	陝西三原	4月黄河を越えて河南に入る
18	朱耀華	第二十二軍	江西修水	10、28日自殺
19	李 覺	第四路	浦東嘉興	
20	孫福堂	第十二軍	芝罘、福山	濟南陥落後濟寧方面にあつて徐州戦に参加
21	李仙洲		北部山西	大同方面を追ひ、九月中旬以後山西西北部に轉戦、徐州戦参加
22	谷良民	第六軍	山東龍口	濟寧附近に頑抗徐州戦に参加
23	李必蕃	第二十七軍	太倉、嘉定	徐州戦に参加、五月初曹州附近にあり
24	李 英	第三十七軍	嘉定、南翔	
25	關麟徵		保定、安新	
26	劉峙	第四十三軍	上海江灣鎮	濟寧方面徐州戦に参加
27	馮安邦	第三十軍	涿縣、定興	台兒莊方面、徐州戦参加
28	董 釗	第四十六軍	西安	一部漢口駐屯、一部は浙江省へ
29	曹福林	第六軍	濟南	禹城、曹縣を移動、徐州戦参加
30	孫連仲	第三十軍	固安、永清	九月孫州高地、10月末正太線に出で、山西、河南省境より台兒莊に出づ、徐州戦
31	池峰城	第三十軍	涿縣	正太線方面より徐州戦参加
32	王修身	第三十一軍	太湖	
33	馮興賢		湖北宋埠	
34	張述威		四川高陵	12月南京より潰走

師番號	師長	所屬	駐在地	備考
107	金奎壁	第六十七軍	河北文安	
108	張文清	第五十七軍	〃	
109	唐君堯	第四十九軍	同河南南	
110	張政仿	第五十一軍		5月徐州戰參加
111	常恩多	第五十七軍	上海方面	5月徐州戰參加, 江蘇省北東部にあり 師長赫毅剛
112	霍守義	第五十七軍	〃	徐州戰參加
113	李振唐	第五十一軍	山東諸城安邱	5月徐州戰參加
114	牟中珩	第五十一軍	〃	5月徐州戰參加
115	劉啓文	第五十一軍	河南許昌	4月山西西南部
116	繆激流	第五十七軍	〃 周家口	
117	吳克仁	第六十七軍	安徽毫縣	
118	周光烈	第五十一軍	江蘇淮陰	5月徐州戰參加
119	董兆麟	第五十三軍	河北藁縣	5月金鄉(山東南部)方面, 徐州戰
120	趙毅	第五十七軍	河南鄆城	
121	吳錫平		湖北大冶	
122	王銘章	第四十一軍	四川瀘陽	上海戰線備隊, 5月江蘇東北部を遊撃, 台兒 莊, 徐州戰
123	曾憲棟	〃	〃	10月末山西同蒲線南段
124	孫震	〃	〃	10月末山西同蒲線南段, 徐州戰參加(台兒 莊)
125	陳鼎勛	第四十五軍	四川瀘縣	徐州戰參加
126	黃隱	〃	〃 新竹	
127	馬鏡智	〃	〃 崇慶	2月曲阜附近, 徐州戰參加
128	邵錫侯	〃	〃 灌縣	
129	周福成	第五十三軍	河北藁縣	
130	朱湖助	〃	〃	
131	陳離	第四十五軍	四川大邑	4月台兒莊, 徐州戰參加, 戦後沿河北岸張家 驛に撃破せらる
132	王長海	第二十九軍	河北河間滄縣	
133	楊漢城	第二十軍	貴州, 藝節	
134	夏燾	〃	〃 安順	
135	楊漢忠	〃	〃 曹定	2, 15上黨から馬鞍山へ潰走, 徐州戰參加
136				
137	劉元塘	第二十四軍	四山雅安	
138	唐英	〃	〃	2, 15上黨から馬鞍山へ潰走 徐州戰參加, 師長莫德宏
139	黃光華	第三十二軍	河北邯鄲	
140	致彥	第二十五軍	陝西寶雞	
141	宋肯堂	第三十二軍	河北邢台	徐州戰參加, 5, 13曹州にて撃破
142	呂濟	〃	〃 永年	徐州戰參加

師番號	師長	所屬	駐在地	備考
71	郭宗俊	第三十四軍	代縣, 忻縣	10月末同蒲線本年2月離石
72	陳長捷	第十九軍	大同方面	9月中旬以後山西戰
73	劉奉濱	第三十五軍	臨縣, 武川	9月中旬以後山西戰
74	李漢章	第十二軍	山東濰縣	10月濟南ノ周村集結11月半馬城, 12月末長清 附近, 1月道河西方, 徐州戰濟寧附近
75	宋天才	第二十路	福建, 建甌	本年5月廈門
76	張金方	第二十路	江西臨川	
77	羅森		鎮江, 南京	本年4月蕪湖(浙江省)附近に撃破さる 蕪湖上流地方に現われ, 2月25日繁昌附近に 撃破さる(師長丁德隆)
78	李文	第一軍	滄縣, 德縣	2月杭州西方余杭にあり
79	陳安寶	第四十六軍	西安	4月上旬濟源西南方へ出撃 4月下旬黄河北岸平陸附近
80	陳琪	第二軍	福州	
81	展書堂	第六軍	山東濰縣	1月蕪湖附近2月濟寧方面, 徐州戰濟寧方面
82	張剛		湖北隨縣	
83	劉殿	第十四軍	涿縣	9月始め涿州附近, 10月末同蒲線, 4月河南 へ進撃
84	鹿廷楨	第十七軍	北部山西	9月以後山西各地に轉戦, 2月中旬離石
85	陳謙		京滬沿線	9月始め涿州戰參加, 10月末同蒲線, 4, 25日滄縣(山西)附近
86	鹿慶成		北部山西	9月大同附近, 5月徐州戰參加 離海線方面にあり
87	王敬久		上海	南京離城後, 安徽, 江西へ, 3月河南, 河北 山西に遊撃, 徐州戰參加, 戦後考成 主力は前同, 一部は3月頃南安徽
88	孫元良	〃	〃	
89	王仲廉	第十三軍	北部山西	徐州戰參加, 運河西方陣地
90	歐震	第四軍	貴陽	上海戰末期に參加, 3月20日頃(南安徽)孫 家埠
91	馮占海	第五十三軍	河北雄縣	
92	梁華盛	第四軍	貴州銅仁	
93	甘麗初	第十八軍	廣東韶關	5月徐州戰參加
94	朱懷冰		北部山西	
95	程子宣	第二路	開封, 鹿邱	河南方面, 4月始め修武附近に撃破さる
96	趙錫光	第三十六軍	重慶	上海戰末期に參加, 3月河南山西, 河北へ遊撃
97	孔令恂		徽州	
98	夏楚中	第二十五軍	上海方面	4月黄河を越え河南に遊撃
99	傅仲芳	第五軍	〃	
100	馬步芳	新編二師	西寧	
101	李俊功	第三十三軍	平地泉	10月同蒲線
102	柏輝章		河南經扶	
103	何知重		湖北廣水	
104	李家鈺	第四十七軍	四川南昌	2月20日雲安に來襲
105	高麗雲	第四十九軍	河南南陽	
106	沈克	〃	〃 汝南	徐州戰參加, 戦後離海線

師番號	師長	所屬	駐在地	備考
179		(七十七軍)新編		2月中旬河南輝縣—德輝，徐州戰參加，師長葉建端
180		(新編)		4, 20朱陣(沂州西南)の戦出現
支 181	彭德懷	第八路軍	陝西北部	
182	賈龍	〃	〃	
183	徐海東	〃	〃	
那 184	〃	〃	〃	
185	徐向前	〃	〃	

【附記 石友三師を181師とせるものあり、同師は2月中旬輝縣—德輝の標にあらはる。徐州戦に際し188師(合肥にあらはる)195(徐州戦後豫東封附近にあらはる)等の名現はれたれども不確實なり。相繼ぐ戦争の打撃により改編せるもの、師長の變更等多かるべきも正確を記し難し】

國民政府は八月三十日國際聯盟に第一次の提訴を爲したが、九月十三日更に聯盟規約第十、第十一、第十七を適用して、第二次の提訴を爲すに至つた。十四日理事會は支那の提訴を理事會に上程することに決定、十六日の理事會に於いて上程審議の結果、右提訴を廿三ヶ國諮問委員會に移應することとなつたのである。

廿三ヶ國諮問委員會 廿三ヶ國諮問委員會は九月二十一日第一回會議開催、その結果日本、支那、瀋陽、ドイツを招請するに決定したが、日本とドイツとは招請を拒絶し、アメリカはオブザーヴァーとして参加應諾。廿一日支那代表は聯盟に通牒を送り、日本軍の南京機略を非難すると共に、二十三ヶ國諮問委員會の付議を要求した。諮問委員會は二十七日の同委員會に於て、支那側の空襲に對する一方的な要求を取上げ、その報告を基礎として左の日本を非難する

## 十一 外交

### 日支事變の勃發

日支事變(一九三七七年七月七日盧溝橋事件をきっかけに北支事變、次いで八月十三日上海事變の火蓋を切る)の勃發するや、支那は全力を國際外交に擧げ彼れ一流の虚偽虚構の宣傳を以て、外國の同情と援助を求めた。併し列國中イギリス、ソ聯兩國の好意的援助がある以外、側へは國際聯盟、ブラッセル會議等その結果は何づれも支那の期待に外れたのである。

### 國際聯盟に提訴

國民政府は八月三十日國際聯盟に第一次の提訴を爲したが、九月十三日更に聯盟規約第十、第十一、第十七を適用して、第二次の提訴を爲すに至つた。十四日理事會は支那の提訴を理事會に上程することに決定、十六日の理事會に於いて上程審議の結果、右提訴を廿三ヶ國諮問委員會に移應することとなつたのである。

廿三ヶ國諮問委員會 廿三ヶ國諮問委員會は九月二十一日第一回會議開催、その結果日本、支那、瀋陽、ドイツを招請するに決定したが、日本とドイツとは招請を拒絶し、アメリカはオブザーヴァーとして参加應諾。廿一日支那代表は聯盟に通牒を送り、日本軍の南京機略を非難すると共に、二十三ヶ國諮問委員會の付議を要求した。諮問委員會は二十七日の同委員會に於て、支那側の空襲に對する一方的な要求を取上げ、その報告を基礎として左の日本を非難する

師番號	師長	所屬	駐在地	備考
143	劉汝明	第三十二軍	河北涞源	徐州戰參加，河北江蘇省境，師長李曾志
144	郭助祺	第六路軍	四川岷縣	
145	饒家華	第二十一軍	〃 廣元	
146	范紹增	〃	〃 彭縣	
147	楊國楨	第二十三軍	〃 成都	
148	陳萬仞	〃	〃 敘永	
149	郭昌明	第四十四軍	〃 遂寧	
150	廖震	〃	〃 綏定	
151	莫希德	第六十二軍	廣東惠州	
152	陳章	〃	〃 〃	
153	張瑞貴	第六十四軍	〃 台山	8, 24赤磁，台山區指揮
154	巫錫雄	〃	〃 〃	8, 24 〃 〃
155	李漢魂	第六十九軍	〃 汕頭	8, 29汕頭海陽區，指揮，5月廈門より撤退
156	鄧龍光	〃	〃 〃	8, 29 〃 〃
157	黃濤	第六十五軍	〃 漳州	8, 29漳州區指揮，9, 17粵閩省境ノ共產軍張鼎丞を編入
158	曾友仁	〃	〃 龍岩	8, 29漳州區指揮
159	譚遠	第六十六軍	廣東永安	8, 29五葉，紫金區指揮
160	葉肇	〃	〃 梅縣	8, 29五葉，紫金區指揮
161	許毅宗	六路軍	四川水川	
162	彭誠孚	第二十一軍	〃 叙州	
163	陳耀亮	第四十四軍	〃 內江	
164	張邦本	第二十三軍	〃 萬縣	
165	魯大昌	〃	甘肅岷縣	2月中旬山西南部
166	鄧子舉	第二路軍	蘇州	3月河南，河北，山西に遊撃，4月河南出撃
167	楊樂統	〃	鄭州，新鄭	
168				
169	武士敏	第二十七路軍	陝西澄城	2月半徐州戦へ應援
170	徐啓明	第七軍	廣西桂林	徐州戦，蒙城附近，師長徐啓明
171	楊俊昌	〃	〃 梧州	徐州戦，津浦線南段，師長楊俊昌
172	程樹芬	〃	〃 〃	徐州戦參加
173	賈維珍	第四十八軍	廣西桂林	徐州戦參加
174	王贊斌	〃	〃 全州	徐州戦參加
175	莫樹杰	〃	〃 南寧	
176	區壽年	第五路軍	廣東北海	徐州戦參加
177	李興中	第三十八軍	西安	
178		(四川軍)		2, 20寧安(山西)

決議を通過するに至つたのである。

諮問委員会は日本空軍の支那無防備都市爆撃問題に就き、緊急討論を加へた結果、これら爆撃が多数の婦女子を含む無辜の人民に死傷を惹起せる事實に對し、深き感動を表明す。全世界に對し畏怖の念と義憤を招來せるかゝる行動に對しては、何等并明の余地を存せず、仍つて委員会はかゝる行動を嚴肅に非難す。

二十八日の聯盟總會に於て、この決議は一致採擇された。十月一日二十三ヶ國委員會再開、日支紛争處理の小委員會の構成並に權限を決定、イギリス、支那、ソ聯等十二ヶ國が小委員會委員に擇ばれた。支那側は當日第一回の十二ヶ國小委員會に第二次の對日決議案を提出、直ちに審議に入つたが意見一致を見ず、支那側は最初何としかして日本に制裁規定を適用させようと策動これに努めたが、これは到底見込みが無いので断念し、茲に日本の領土侵略を非難する決議を提出して來たのである。然るに其後の小委員會に於て、支那の主張する侵略に反對して侵入なる文字を、また日本海軍の航行遮断に就いて封鎖の代はりに制限といふ言葉を夫々使用することに意見一致し、支那側の要求は容れられなかつた。

### 聯盟總會の決議案

ここに於いて小委員會は同委員會議議長ムンテルス氏に決議報告案の作製を任し、成案を得て審議することとなつたが、議長の案に對し、イギリスの修正案が出で、審議の結果纏らず、四日の小委員會の決定に従つて、六ヶ國の起草委員を選任し、これに一任することとなつた。五日六ヶ國起草委員に於て起

草を了し、廿三ヶ國諮問委員會に小委員會から右起草案を逕行上程、轉えて六日の總會に於いて、シャム、ポーランド兩國の棄權を除いて、同決議は一致採擇された。總會決議案は左の通り。

- 一、總會議長に對し、九ヶ國條約調印國たる聯盟國の會議を招集する案に就き、必要なる行動を取ることとを要請する。
- 二、總會は支那に對し道義的支援を表明する。
- 三、總會は各聯盟國に對し支那の抵抗力を弱め、以て現在の紛争に於ける日本の困難を増大する如き行動を慎むやう勸告する。
- 四、總會は各聯盟國に對し、各々支那を援助し得る程度を考慮すべきことを勸告する。
- 五、總會は今次最議を閉會するに決したが、議長に對し諮問委員會の要請ある場合、何時にても總會を招集する權限を賦與する。

聯盟は支那に同情を表し、日本を非難し乍らも、日本を刺激する如き辭句を極力避けた爲め、始と迫力なき決議に終り、責任を體よく九ヶ國條約會議に押付けることとなつたのである。其後本年二月と三月の理事會に於て、昨年九月二十八日總會の日本空軍非難決議及び十月六日の總會の決議を援用し、支那に對する聯盟各國の援助を要求したが、イタリーのエチオピア合併承認等の緊急問題に當面した聯盟は、支那側の要望に耳を藉さうとせず、聯盟の支那に對する協力は一層無力であることを暴露したのである。

### 九國條約會議の開催

聯盟議長アガ・カン氏は六日聯盟總會の決定した決議に基き、九國條約會議

の至急開催を要請する手續を取つた。

英米兩國はお互ひに當面の責任者たるを識る理應から、ベルギー政府を動かかし、同國政府をしてその首都に九國會議を開かせることとし、ベルギー政府をしてアメリカ政府の同意の下に爲されたイギリス政府の要請によつて、十月三十日ブラッセルに九國會議を開催する旨の招請狀を發出させた。九國條約締結國にして聯盟國たるものは左の諸國である。

△原締約國 アメリカ、イギリス帝國(印度、暹羅、カナダ、ニュージラ  
ンド、南阿聯邦)フランス、支那、ベルギー、イタリー、オランダ、ポルトガル  
△加盟國 ポリヴィア、デンマーク、メキシコ、ノールウェー、スウェーデン  
日本もアメリカも非聯盟國であるが、九國條約の締結國である。就中アメリカは九國條約の音頭を取つた關係から、欣然ブラッセル會議に参加したことは勿論である。ソ聯はまた聯盟國として招請を快諾し、日本とドイツとは非聯盟國として参加を拒絶した。斯くて會議は十月三十日を以て開會する筈であつたが、ベルギーの政變の爲延期され、愈々十一月三日を以て全世界の注目裡に開催するに至つた。會議は議長ベルギーのスパーク外相の歡迎辭に始まり、デヴィス米代表、イーデン英外相、デルボス佛外相、アルドロヴァンデ伊代表、リトヴィノフソ聯代表、顧維鈞支那代表等の演説があり、イタリー代表の日支直接交渉を主張した演説は注目を惹いた。支那を除く九國條約調印國にソ聯代表を加へた諸國主席代表會議に於て、アメリカ代表の提議にかゝる小委員會を設置し、日本の會議参加拒否の通牒を検討し、之に對し更に回答をもつて日支和協を締結し、同時にこの小委員會に兩紛争當事國に斡旋する權限を付與することに決定、イタリー代表は寧ろ日支兩國政府に和平の直接交渉を

開始するやう勸告するに如かざることを強調したのであつた。五日の非公開總會に於て右委員會議構成に就いて異論が出て決定せず、スパーク議長は作製した對日回答案文に就いても六日再審議を行ふこととなり、六日漸く成案を得、九國條約會議の名を以て日本に發達した。これに對し日本政府は一回の回答同様断然これを拒絶することとなつた。十日の會議は日本の回答未着の故を以て十三日まで休會、十三日非公開會議に於いて、日本の回答文が披露され、支那代表顧維鈞は日本回答の主張に反駁を試みた上、聯盟問題とならなかつた對日ま經濟制裁を持ち出した。イタリー代表アルドロヴァンデ伯は、敢然として日本の立場を擁護し、支那代表の對日經濟壓迫の提議を一蹴、同日の再會議で英、米、佛三國代表が日本の軍事行動の非合法性を指摘し、日本は九ヶ國條約、ケロッグ不戰條約に抵觸したとの總旨の宣言案を提出し、イタリー代表はこれにも眞向から反對の意を表明したが、他の代表は悉く原則的に承認、十五日全體會議を開き、最後の表決に入つた。イタリーのアルドロヴァンデ伯は飽くまで宣言案に反對し、スウェーデン代表は極東に重大なる利害を持たぬからとの理由で棄權すると述べ、ノールウェー、デンマルクも之に倣ひ、斯くて宣言案は、反對一、棄權三、賛成十四を以て採擇され、一時休會となつた。これによつて日本の出方を待つたのであるが、日本の思ふ通りに江南の戦況が進展したので、會議の進行は益々不利となり、二十二日會議再開となつたが、どうにもならず、二十四日の會議に於て、これまでの經過記述と共に、一聲明書を發表、無期休會として終幕を告げたのである。會議を通じて徹頭徹尾日本の代弁者として健闘したイタリー代表の努力は眞に日本の感謝に値するものであつた。支那代表顧維鈞は聯盟の主張を蒸し返し、何とか有効な具體的援助を得



ようとして狂奔し扱いたが奏効せず、聯盟同様の抽象的決議を爲すに止り、九國條約會議も結局物にならずして終つたのである。

### ソ支不可侵條約締結

日支事變の發展により、ソ支兩國は極秘裡に不可侵條約の折衝を行ひつゝあつたが、急速に成立を見るに至り、八月廿九日南京及びモスコウに於て、その内容を發表するに至つた。全文左の通り

#### ソ支不可侵條約全文

中華民國々民政府とソヴェト社會主義共和國政府とは、一般平和の維持に貢獻し、又兩國の友好關係を鞏固且つ永續的基礎に固め、且つ又一九二八年八月二十七日調印のバリ不戰條約に基く兩國の義務をより適確に確認せんが爲に、本條約を締結せんと決意し、國民政府主席は外交部長王寵惠、ソ聯政府中央執行委員會は特別全權大使ボゴモロフを夫々正式代表に任命し、左の條約を締結せしめたり

第一條 締約國は國際紛争解決の爲に戰爭に懇ふることを排撃し、且つ相互の國際關係に於て國策遂行の具としての戰爭を否認することを嚴肅に再確認し、此の誓約を遵守する爲に、締約國は單獨に又は他國との協同動作により、他の締約國に對し、一切の侵略を爲さざることを誓ふ。

第二條 締約國の一方が他國又は數國の第三國より侵犯を受けたる場合に於ては、他の締約國は當該第三國に對し、紛争の全期間に亘り直接間接援助を與へざることを約し、且つ侵略國より被侵略國締約國の爲に不利なる結果を齎すべく利用さるゝことあるべき一切の言動を採らざり、又一切の協定を爲さざるべき事を約す。

を失はぬ。過去十年間諸國間に不可侵條約の締結されたるもの多數あり、その中には全然政治的理想を與にする諸國間に締結されたるもの少なからず、ソ支不可侵條約も類似的條約と、その本質に於て異なるものにあらずとも、本約條は太平洋諸國間に於いて調印せられたる最初の不可侵條約である。中國は現在重大なる侵略に對し、抵抗を余儀なくされてゐるが、此の事實は中國民族の傳統的特質として平和愛好者たることを變更するものに非ず、故に中國に對する侵略が此事實を認識して、その國策を變更する場合に於ては極東の平和を維持し、人類の福祉を促進する目的の爲に類似的の不可侵條約を該國と締結する用意を未だ捨てざるものである。中國は本條約が極東に於ける情勢の一般的改善の爲に一轉期を劃するものなることを期待するものである。

#### ソ支密約説

ソ支不可侵條約締結を契機として、更にこれに一步を進むる對日ソ支共同援助の密約説が傳へられたが、眞偽不明である。然し密約の有無に拘らず、事變以來ソ聯の對支援助は漸を遂ふて加増され、武器、彈藥、飛行機、飛行士の供給となり、特に海、陸の我が荒鷲隊によつて擊滅同様の妾となつた支那空軍は、ソ聯の援助によつて再建されつゝあるのである。

#### ソ聯駐支大使更迭

南京に最後まで踏み留まらんとしてゐたボゴモロフ駐支ソ聯大使は、九月二十八日突如南京より飛行機でモスコウに歸つた。氏の歸還は不可侵條約を契機として、更に本國政府との間に對支援助につき重大なる折合はせをなす爲と解せられたが、モスコウに歸還するや、賦首され、新にオレルスキー氏が大使

第三條 本條約の諸規定は本條約成立以前に、締約國双方が調印したる二國又は數國間の條約又は協定に基く誓約、双方の權利義務に影響なきやう解釋すべきものとす。

第四條 本條約は二語を英語にて作製し、上記諸全權の調印の日より効力を發生し、且つ五ヶ年有効なるものとす、締約國の一國が本條約を廢棄せんとする時は、期限満了前六ヶ月前に於て相手方に通告すべし、若し満期前に双方共有通告を爲さざる場合は、本條約は最初の五ヶ年満了後更に二ヶ年自動的に延長さるゝものとす、右二ヶ年の期間満了六ヶ月前に當り締約國双方が本條約廢棄の意思を表明せざる場合は、更に又二ヶ年間續續さるべく、その後も之に準ず。一九三七年八月二十一日南京に於て調印國民政府外交部聲明

國民政府外交部は二十九日ソ支條約の發表と共に、左の聲明を發表した。

ソ支不可侵條約の締結は太平洋諸國にとり、相互不可侵の誓約に依り集團的安全保障の第一歩に外ならない。ソ支兩國は本條約に於て不戰條約の原則を確認し、兩國とも國際紛争の解決の爲に戰爭に訴へることを排撃し、且つ相互關係に於いて、國策遂行の手段としての戰爭を否認することを再び宣言したものである。締約國は右原則に基き、單獨又は第三國と共同して相手に對し一切の侵略行為を行はざるべきことを締約した。本條約の規定は甚だ簡單であり、その性質に於いて全然消極的であり、單に相互の不可侵と相互に侵略者に對する不援助とを誓約する事により平和を維持せんと企圖するものに過ぎない。然し乍ら本條約はその簡明な事とその高き理想により、不戰條約その他平和維持に關する諸條約に對し新たなる附隨的重要文書たる

に任命され、十二月宮路漢口に來り、將政權と密接なる接觸を保つてゐる。同時に支那のソ聯駐劄大使納廷載は十二月發令ありて、今年四月上旬印度洋經由にて歸國し、後任大使には目下モスコウにある前參次長楊杰が五月十一日附け命令を以て新任された。

### 支那海外使節の活躍

事變下に於ける支那の國際的活動として、海外使節の歐米歴訪を見逃すことは出来ない。財政部長孔祥熙、立法院長孫科等の活動がそれである。

孔祥熙 昨年五月ロンドンのイギリス皇帝戴冠式に參列した國民政府財政部長孔祥熙は、式後イギリスを始め歐洲諸國を歴訪して借款運動に奔走し、更にアメリカに渡つて、國務長官、實業家方面と會談、一九一九年の太平洋拓殖公司借款五百萬ドルの借款借替への同意を得、又復興金融會社との間に機關車購入の百五十萬ドルの借款に成功せる外、モーゲンソー蔵相と協識の結果、現行米支銀協定を再新したのである(七月八日米支協同聲明)。日支事變發生の爲め、ヨーロッパに引返し、借款に馬力をかけ、その結果イギリス政府及び財界方面との交渉成立し、廣梅鐵道公債三百萬ポンド及び浦口製鐵間鐵道敷設四百萬ポンド合計七百萬ポンドの新鐵道借款、其他一、二の借款に成功したと傳へらるゝ外、フランス銀行團との間に二億萬フランの對支クレヂット契約(八月九日締結)、チエッコ、スコダ會社と一千萬ポンドの武器購入のクレヂット契約が成立したと見られてゐる。孔祥熙が確實にどの程度借款に成功したか、尙疑問であるが、孔は五ヶ月に亘る借款行脚の旅を終へて十月中旬歸國した。

孫科、立法院長孫科は國民政府の代表使節として、十二月末出發、一月初旬シンガポールより飛行機でオランダのヘーグに到着、同地で駐英大使郭泰祺駐佛大使顧維鈞と會合打合せを爲した上、モスコに乘込み、一月中旬より二月末モスコに滞在、行動を初して暗躍、ソ聯の對支積極援助を期待したが、思はず結果を得なかつたとの消息が傳へられてゐる。三月一日モスコよりオーストリアを経てフランス訪問、次いでイギリス訪問三月中から四月にかけてイギリスに滞在、朝野の歓迎を受け、武器や財政上の一層積極的援助を懇請、但し結果は不明、五月に入りモスコに再度訪問、對支援助の具體案を提出し、蔣介石の長期抗戰の用意を述べてソ聯の積極的援助を懇請中であるが、曩には非公式に取扱はれた孫科が、再訪後公然接待されつゝあることが注目されてゐる。

孔祥熙、孫科の外、歐米訪問の使命を受けた派遣されたものに胡適、陳公博、蔣方震等がある。胡適は昨年から今年にかけて引續きアメリカに在りて遊説中、陳公博はローマ訪問が主で既に歸國し、蔣方震はブラッセル會議中側面に於いて活動、其後主としてドイツに滞在して活動を續けてゐる。

駐支英國大使の更迭 イギリス駐支大使ヒューゲッセン氏は八月二十六日南京から上海への歸途飛行機の砲撃に見舞はれて負傷歸國し、その後任にカー氏

が任命され、新大使は本年二月上海着、四月漢口の蔣介石等と會見新任の挨拶を爲し、重慶に於いて國書捧呈、爾來上海大使館にありて活躍してゐる。(英支の關係に就いては、別記「事變と外交」參照)

## ドイツの日支交渉進展

ドイツ政府は日支事變解決の爲、日支直接交渉の好意的態度に乘出し、駐支ドイツ大使トラウトマン氏現地に於て極力斡旋に努めたが、支那側は我が方の要望とドイツ側の好意を無視して、遂に調和の態度を示さなかつた。斡旋は内密に行はれ、その詳しい詳細は不明であるが、本年一月二十二日再開の七十二議會特頭に於ける廣田外相の演説によつて、事變解決の基礎條件として我が方から左の四個條が要求されたことが明らかとなつた。

- 一、支那は容共抗日獨政策を放棄し、日滿兩國との防共政策に協力すること。
- 二、所要地域に非武装地帯を設け且つ該地方に特殊の機構を設定すること。
- 三、日、滿、支三國間に密接なる經濟協定を締結すること。
- 四、支那は日本帝國に對し所要の賠償をなすこと。

## 國民政府各國大使

國別	姓名	職別	著任時
日本	—	—	—
英國	Sir Archibald John Kerr Clark Kerr	大使	1938, 4, —
米國	Nelson Trusler Johnson	大使	1935, 9, 27
佛國	Paul Emile Naggiar	大使	1936, 7, 9
獨逸	Oscar P. Trautmann	大使	1935, 9, 14
伊太利	Giuliano Cora	大使	1937, 4, 28
蘇聯	Luganetz Orelsky	大使	1937, 12, —
西班牙	—	公使	—
瑞典	Baron Johan Beek-Friis	公使	1937, 8, 14
キューバ	Francisco Bonacheay Romero	代理公使	—
ノルウェー	Fin Koreu	公使	1935, 5, 8
葡萄牙	Armando Navarro.	公使	1930, 12, 30
チエツコスロ ヴアキア	J. Seba	公使	1937, 10, 4
デンマーク	Oscar de Oxholm	公使	1933, 3, 6
ベルギー	Baron Jules Guillaume	公使	1937, 9, 6
ポーランド	Georges Bartel de Weydenthal	公使	1934, 1, 16
オランダ	Baron G.W. de Vos van Steenwyk	公使	1935, 9, 19
ブラジル	Renato Lago	公使	1936, 2, 21
瑞西	Etienne Lardy	代理公使	1933, 1, 9
チリ	Eleazar Vega	代理公使	1935, 10, 18
ペルー	Fernandy Devila	代理公使	1937, 5, 2
メキシコ	General Francisco J. Aguilar	公使	1937, 4, 30
フィンランド	Ville Niskanen	公使	1937, 5, 1
オーストリア	Adrian Rotter	代理公使	—

國別	姓名	職別	任命時
日本	—	—	—
英國	郭泰祺	大使	1935, 5.22
米國	王正廷	大使	1936, 8.
ソ連	楊杰	大使	1938, 5.11
獨逸	程天放	大使	1935, 6.28
フランス	顧維鈞	大使	1936, 2. 4
イタリア	劉文島	大使	1934, 10.30
オランダ	金問泗	公使	1933, 5.20
オーストリア	何鳳山	代理公使	
スイス	胡世澤	公使	1933, 5.20
トルコ	黃德乾	公使	
ベルギー	錢泰	公使	1933, 5.25
スペイン	王德炎	代理公使	
葡萄牙	李錦綸	公使	1934. 6.25
デンマーク	吳南如	公使	
ブラジル	熊崇志	公使	1933, 8. 9
ペルー	李駿	公使	1934, 3. 2
メキシコ	譚紹華	公使	
キューバ	朱世全	公使	
パナマ	沈觀鼎	公使	1934, 10.22
チリ	張謙	公使	1933, 5.13
ポーランド	魏辰組	公使	
スウェーデン	王景岐	公使	
ノルウェー	王景岐	(兼任)	
チェコスロヴァキア	梁龍	公使	1935, 3.28
國際聯盟代表	顧維鈞, 郭泰祺, 錢泰		

# ソヴェート聯邦

## 一 總 說

現在のソヴェート聯邦社會主義共和國は成立以來既に二十年に余る。即ち一九一七年十一月七日のボルシェヴィキ革命を機會に出現したものであるが、勿論その萌芽はそれ以前から存立したのである。

即ち、一六一三年に正式にロシアのツァールの位に即いたロマノフ家は皇帝として三世紀に亘る政權を持續して來たのであつたが、それは日露戰爭中に當る一九〇五年の革命によつて少しく根柢を搖がせられ、更に一九一七年三月に至つて所謂ケレンスキイ革命の成就により全く主權から離れるに至つた。そしてそれが更に同年十一月に至つて共和革命から社會主義革命に再轉して今日あるが如き統治形態が端緒に就いたわけである。

而して社會主義的見解は無産階級の發達がなければ現實化することが出來ないし、同時に、その無産階級の發達は資本主義經濟の發展に伴ふものである。前世紀五十年代のクリミア戰爭はロシアの資本主義化を進め、六十年代の農奴解放によつて拍車せられたが、その後にはける無産階級の擡頭は農民の惰蕩と結合して全國的不安を昂めた末、經濟恐慌、飢饉、日露戰爭等を口火として一九〇五年革命となつた結果、憲法制定、議會(上下兩院に分る)開設により一時政情を緩和した。所が一九一四年以後世界大戰に参加したのを機會とし

て大衆の反戰熱、反支配階級熱が上り、一九一七年三月革命となり、帝政覆り民主共和政が成立、ルヴオーフを首相とする臨時政府が出現したが、翌て同八月に至り社會革命(エス・エル)黨のケレンスキイ内閣が之に代つた。

同じ一九一七年十一月にボルシェヴィキが政權を握つて以來、レーニンが人民委員會議長となり、一九二四年一月に彼が死んだ後、一九三〇年十二月まではリコフが之に次ぎ、その後モロトフがその椅子を占めてゐるが、それはいはゞ外國の首相に當るもので全聯邦人民委員部といふのが各省に當るわけであるが、今年一月の聯邦最高會議に於て決定せられた額内は

副議長三人(チヌベリ、ミコヤン、コシオル)、國家企劃委員會(ゴスプラン)議長(ウオズネセンスキイ)、統制委員會議長(コシオル)、高等教育事務委員會議長(カフタノフ)、藝術委員會議長(ナザレフ)、其他、人民委員部代表として外務(リトヴィノフ)、内務(エジヨフ)、國防(ウオロシロフ)、軍工業(カガノウィッチ)、機械製作工業(ブルスキ)、軍需工業(カガノウィッチ)、外國貿易(チビアレフ)、並に聯邦及び支分共和國人民委員部たる食糧工業、輕工業、林業、農業發達産業發展場、財務、國內、司法、保險等の各都より成る内閣を總轄し、別に他國の大統領に當る中央執行委員會議長として革命以來農夫出身のカリーニンが就任して居り、そしてレーニンの死後はスターリンが共產黨書記長の名に於て、全聯邦機構の實權を握つてゐる。

スターリンの政策の基調は所謂一國社會主義の建設にあり、それは經濟的方面に於ては強固なる統制計畫遂行にありそれが第一、第二次及び第三次五箇年計畫の實現となつた。又、政治的方面に於ては所謂反對派たるトロツキストに對する十年に余る執拗なる闘争である。それは一九二二年のレーニンによ

る新經濟政策採用當時から擡頭しつゝあつた反政府的運動の繼續であつたが、一九二四年一月のレーニン死後、愈々溝渠は深められるに至つた。即ち、同年スターリンは先づトロツキをカウカサスに流刑に處し、その政治上、軍事上の實權を握奪したが、其後もトロツキ、ジノヴィエフ、カメネフ等の反政府運動は止まず、一九二七年にスターリンの南方に轉地療養した隙に暗躍を續けた。そこで同年十二月の十五回共產黨大會をして、同派の除名、トロツキの國外追放を執行してより、大暴發を起し收拾し難いまでに立ち至つた。そして、一昨年から昨年にかけて勃發した合同本部事件、併行本部事件並に最近にまで續くスターリン政權確立のための肅清工作は全くその延長であり、今後も尙止まる所を知らぬ状態にあるのであつて、折角、昨年採用せられた民主主義的憲法も、有名無實の感あり、又、一九三四年秋の國際聯盟加入以來續けて來た協調外交をも放棄して事實上の鎖國政策の昔に返る外なくなつた。

### 二 面積・人口

面積、即ちソビエト社會主義聯邦共和國の領土は世界陸地の六分の一を占め、その總面積は二百二十五萬三千本方尺（一九三四年一月一日調）及び（ポーランド、リトアニア、ラトヴィア、エストニア、フィンランド、ベツサラビア等を分離せしめたために、現在の面積は帝政ロシアの九七%に當つてゐる。國境線總長は約六萬五千軒で、その三分の二が海岸線、三分の一が陸地國境である。人口は一億六千八百萬人（一九三三年一月一日調）で百數十種の民族を包含

してゐる。

面積人口の内譯は左表の如くである。

全聯邦及び支分邦面積人口

共和國名(首都)	面積(平方尺)	人口(千人)
1 大ロシア(モスカウ)	19,787,577	113,650.9
2 小ロシア(ウクライナ)(キエフ)	451,767	31,901.4
3 白ロシア(ミンスク)	126,792	5,439.4
4 トランス・カウカシア(チフリリス)	185,776	7,110.8
5 ウズベツク(タシュケント)	164,873	1,268.9
6 トルコメン(アシュハバード)	491,216	5,044.3
7 タヂーク(スタリナバード)	145,100	1,332.7
計	21,353,101	165,748.4

即ち七個の統一共和國の中、大ロシア(ロシア社會主義聯邦共和國)が大部分を占め、全聯邦の九二・七%に當るが、次に全體を歐洲部と亞細亞部に分て

ば、歐が四、五八二、三五二平方尺、亞が一六、七七〇、七五〇平方尺となつてゐる。

人口は帝政時代一億八千二百萬、一九一四年に現在の聯邦領域に當る部分の人口一億三千九百七十萬、その後の増加状態と都鄙人口の割合は左表の如く最近特に都會集中の傾向が見える。

ソ聯邦人口増減趨勢(單位百萬)

年次	都會	田舎	合計	都會人口(%)
1914. I	25.8	113.9	139.7	18.5
1917. I.	29.0	112.7	141.7	20.4
1920. VII.	21.1	113.3	134.3	15.7
1922. VIII.	21.7	110.0	131.7	16.6
1923. III.	21.9	111.6	133.5	16.5
1924. I.	22.1	114.9	137.0	16.1
1925. I.	23.2	116.8	140.0	16.6
1926. I.	24.5	118.7	143.2	17.1
1927. VII.	26.3	120.7	147.0	17.9
1928. IV.	27.9	123.4	151.3	18.4
1929. IV.	29.0	125.8	154.8	18.7
1930. IV.	30.2	128.2	158.4	19.1
1933. I.	40.3	125.4	165.7	24.3
1936.	45.4	109.1	154.6	29.4
1938. I.	49.9	104.7	154.6	32.3

五個年計畫に入つてより人口増加は毎年三百萬人程度に上らしめる豫定であり、第二次計畫の最後に當る昨年末に於ては、都市人口四六、一〇〇千人、農村人口一三四、六〇〇千人、合計一八〇、七〇〇千人に達すべき筈であつたがこの案は計畫通りに進まず、大體今年始に於て、右表の最下段に記示したやう

ソ聯邦構成主要民族(單位千人)

民族	人數(千人)	全人口に對する%
ロシア人	77,291	52.61
小ロシア人	31,195	21.22
白ロシア人	4,739	3.22
カザック人	3,968	2.70
ウズベツク人	3,905	2.66
タター人	2,917	1.98
ユダヤ人	2,600	1.77
ジョルジア人	1,821	1.24
トルコ人	1,707	1.16
アルメニア人	1,568	1.07
モルダヴィア人	1,340	0.91
ドイツ人	1,239	0.84
チュヴァシヤ人	1,117	0.76
タヂーク人	979	0.67
ポーランド人	782	0.53
トルコメン人	764	0.52
キルギス人	763	0.52
バシキール人	714	0.49
ヴォチヤク人	504	0.34
(以下略)		

に、都會集中の傾向は進むにも拘はらず、總人口は一昨年に比して少しも増加してゐない有様にある。随つて事實上、或は減少しつゝあるのではないかといふ懸念さへ傳はる現狀である。この意味に於て今年始に於ける數字は尙精密を欠く點があるものと見てよからう。

一九一七年以後の人口減少は戰爭、内亂、疫病、飢饉のためで、一九二三年頃が最も甚しく、且つその頃、都會人口が減少してゐるのは飢饉のため食物に乏しく自然に田舎に落ちた人が多かつた結果であるが、越えて一九三二年の凶作、血に農村集約化に反對する農民人口の動搖があり、ために人口の都會集中は進んだに反し、總人口は寧ろ降り坂に向ひつゝあつたと見ることが出来る。この人口の都會集中の傾向は、最近にも衰へず特に工業の盛なトランスカウカシア、ウズベツク、ウクライナ等に著しく、大ロシアはそれほどでもないが之

ソ連邦主要言語及び其使用人員数 (単位千人)

言語	人数	全人口に對する%
ロシア語	84,196	57.27
小ロシア語	27,570	18.75
ウズベック語	4,063	2.76
カザーク語	3,966	2.70
タタール語	3,570	2.43
白ロシア語	3,466	2.36
ユダヤ語	1,884	1.28
トルコ語	1,752	1.19
ジョルジア語	1,610	1.10
アルメニア語	1,475	0.10
モルダヴィア語	1,267	0.86
ドイツ語	1,193	0.81
チュヴァシ語	1,104	0.75
タチーク語	1,013	0.69
キルギス語	758	0.52
トルコマン語	746	0.51
ヴォチヤク語	509	0.35
(以下略)		

はシベリア等を含んでゐるため、歐陸部では相當に集中してゐると見てよい。又、男女の頭数は一九二六年末の調査による總人口一億四千七百一萬三千六百人中、男子七千二百四十三萬人、女子七千五百九十八萬九千三百人と著しい女子超過を示してゐた。

同じく一九二六年國勢調査によれば凡そ百八十種の異つた民族があり(一九三六年には百二種に清算された)又、異つた言葉の數は百五十一種も使用せられてゐるが、その中、五十萬人以上を有する民族並に言葉を表示すれば前頁と右に掲げた二表の如くである。

住民を職業別に分類すれば下の如くである。

家族の員數に關する調査を見るに、大工業者の場合は、平均數四・二人(一

ソ連邦現在版圖内住民職業別分類 (単位千人)

種別	1913	1928	1934. I
労働者 雇 傭 者	23,300	26,343	47,118
内、工 人	17,300	24,124	41,751
農 民	6,000	2,129	5,367
集合農夫及村落協同體 工人	—	4,406	77,037
個人 農 (富農を除く)	90,700	111,131	37,902
地主・工業家・商人及富農(クラーク)	22,100	6,801	174
内、富 農	17,100	5,618	149
學 生 軍 人 其 他	2,200	3,671	5,709
計	139,300	152,352	168,000

九三〇年)三・九三九人(一九三三年)乃至三・八〇人(一九三五年)であり、その中、労働者一人當り扶養者數は、二・〇五人(一九三〇年)、一・七三人(一九三二年)乃至一・五九人(一九三五年)となつてゐる。又、農民の家族數の方は、一九三二年に於て平均四・八人となつて居り、その後、大なる變化を見るに至つてゐない。

### 三 政 治

現在まで二十年餘り續いてゐるソヴェト政權は一九一七年十一月七日にベトログラド労働協同會の手によつて建設せられ、即日、全露労働代表員ソヴェト大會が開かれて國權掌握が宣せられたが、その翌日、人民委員協同會の名義をもつ労働政府が形成せられた。そして民族自治の原則によりウクライナ(小ロシア)及びフィンランドの獨立を承認したがその後、一九一八年から一九二〇年にかけてエストニア、リスマニア、ラトヴィア、白ロシア等が獨立し、九二〇年までの内亂及び干渉の續段により、大ロシア以外の地は何れも白軍の占領に委ねられた。それ故にロシアは一九一八年二月以來「ロシア社會主義聯邦ソヴェト共和國(RSSFR)」と稱してはゐるが、實質的には他の諸邦は加盟してゐなかつたのである。

ソヴェト國家の原理そのものは、一九一八年一月の第三回ソヴェト大會で採用せられた労働者權利宣言により明にせられ、次で同年七月十日の第五回ソヴェト共和國(RSSFR)憲法の形に具體化せられた。そして一九二〇年頃から赤軍の優勢となると共に自治社會主義共和國が増加し、ウクライナや

ソビエト連邦

白ロシアにも労働政府が復活して、大ロシアの主唱する共和國聯合の實が備り行く兆が見え始め、一九二三年の初には略ぼ今日のソヴェト國家の領土が形を整へるに至つた。然しながら、當時はまだ大ロシアの優位に不安を懷くものが多かつたから、全聯邦とロシア共和國との別を明かにすると共に加盟共和國相互の關係に上下の隔をなくする點に注意し、十二月三十日に全露ソヴェト大會で決議せられた合同條約に基いてソヴェト社會主義共和國聯合(即ちSSSR、外國ではUSSRと略稱)の新憲法が翌一九二三年七月六日に發布せられ、越えて一九二四年一月の聯邦ソヴェト大會で確認せられて昨年の改正まで引續き施行せられて來た。

それと同時に聯契したのは(1)ロシア社會主義聯邦ソヴェト共和國(R・S・F・S・R)、(2)ウクライナ社會主義ソヴェト共和國(3)白ロシア社會主義ソヴェト共和國(4)トランス・カウカサス社會主義ソヴェト共和國の四邦であり、外にトルキスタン自治共和國並にホレスム、ブハラの二民主共和國は姉妹國として親善關係を保つてゐるが、一九二四年十月に至り、この中央アジアの三國は解體した上、新たに(5)ウズベック社會主義共和國、(6)トルクメン社會主義ソヴェト共和國の二國が成立して聯邦に加盟し、其後一九三〇年に至り(7)タジク社會主義ソヴェト共和國が建設せられ總計七共和國の聯合としての現狀に達した。

なほ聯邦内には十八の自治共和國、並に十五の自治領をも包容してゐるが、行政的には特別扱する必要もない。

### 憲法改正

ソヴェト・ロシア憲法は一九一八年に制定せられ、更に一九二二年末の「ソヴェト社會主義共和國聯邦」結成に基き、大ロシア以外の加盟支分國を含めた憲法が一九二四年に正式に制定せられ、それに基づいてロシア・ソヴェト共和國の憲法も一九二五年に改正せられたが、更にその後も幾度か修正をうけた後、一九三五年に第七回聯邦ソヴェト大會に於て、第一次及び第二次五箇年經濟計畫進捗に伴ふ新憲法制定の必要が提唱せられた。そして翌一九三六年六月に成案が共産黨中央執行委員會總會に提出議決せられた上、同十二日の新聞に發表せられ、重ねて同年十一月廿五日の聯邦ソヴェト大會にかけて輿論の審議をうけた後、實行に移された。

新憲法の精神は、ソ聯邦に於ける階級構成の單純化に基き、都會と農村、労働者と農民、中央と地方とによる選舉權の差別的待遇を除去し、一般に民主主義的、自由主義的要素を多く加味したものであると見られてゐる。

舊憲法の一切の條文は無階級獨裁と社會主義の實現を目指すものであり、要するに共産黨の權力強化をのみ旨とするものであったが、既に往年に比して生産技術と労働組織とが改良せられた結果、生産力一が昂つたのであるから經濟政治の方面に於ける強制的施設を出来るだけ緩和すると共に、ソ聯邦全般に渉る階級的差別が滅じたといふ新なる事實に適應する新憲法の制定を斷行することは新國家意識の水準が向上した一般の國民の創意に基き國策参加の機會を多くするものと考へられたのである。即ち、都會と農村、中央と地方と邊疆諸民族共和國との對立が次第に減少しつゝあるといふ新なる社會情勢に適用するものであった。

このことは、右の國民全體の創意を誘發する民心收攬の目的をもつ外に、從

來の新奴隸的強制労働主義、機械的統制計畫萬能の生産主義から人物本位、創意本位の近代的自由労働の方針に一步前進するにあつたが、同時に一九三六年十一月の日獨防共協定成立以後、スペイン、イタリア等の政情も包括する世界的反ソ陣營の強化に對抗するため、國際聯盟加入の方針を推し進めて英佛米等の民主政治國の恩恵に投じて自國の國際的孤立状態を補強する必要があつたのである。そしてそれには形式上、人民の自由及び民主を尊重するかの如く見ゆる新内容をもつ憲法の制定が時宜に投ずるものと觀取せられた。

### 選舉法改正

新憲法の採用は又當然にその運用者たる代議員の選舉に關する法規の改正を必要とし、昨年七月に公布せられた「最高ソヴェト選舉法規」が之を具體化せんとする目的をもつものである。

本來、ソヴェト政府の第一段の根本的組織は都市と村落とに組織せられる労働兵代議員の地方ソヴェトである。そしてその上位に在るソヴェト大會から最高の全聯邦ソヴェト大會に至る一切の役員は地方ソヴェトで選ばれた代表者から構成せられる。之によつて中央と地方の對立、國家機關と地方自治體との區別、立法權と行政權との分裂等を除去せんと企てる。代議員は選舉民に責任を持ち、後者は不満足の場合に前者を辭任させ得る。又、ソヴェト制度の特徴の一は、國家の管理統制に労働大衆組織の参加を認め、從つて労働組合を極めて重視する。即ち、組合は最良の労働者を人民委員に選び、之をして國政の執行に當らしめる。

而してこのソヴェト行政組織に就務する代議員を選出する方法は從來は一

種の制限、不平等の特徴をもつてゐた。即ち、第一に選舉母體は地域的な選舉區ではなく、工場、鑛山、労働組合、軍隊等であり、選舉權は十八歳以上の男女労働者の全部並にその家族（例へば家庭労働を分擔し、生産的労働者の背後を守る者）を含むが、一定の社會的分子、即ち、利潤を目的として雇傭労働を使用する企業主及び地主、個人商人、僧侶、舊帝族、帝制下の舊大臣、舊ロシア政府の檢察官、精神病者、破産犯犯罪者等、全有権年齢の二・三％に當る部分を缺格者としてゐた。

第二には從來の選舉權の行使は都市と農村とによつて不平等であつた。聯邦ソヴェト大會並に支分共和國ソヴェト大會へ代議員を選出する比率は、都市では選舉有権者二萬五千人につき一人、村では人口十二萬五千人につき一人に當つてゐた。一方は有権者數を、他方は人口數を單位としてゐるから、正確な割合は一對五ではなく一對二・七位に當つてゐた。更に村の上に郡があり、郡と市とが協力して縣ソヴェト議員を選び、その上に州があり、そのソヴェトが最高地方機關となつてゐるが、この州ソヴェトと市ソヴェトとが協力し各支分共和國のソヴェト議員を選出して全國ソヴェト大會を形成した。かくて市ソヴェトは三度までも上層のソヴェト選舉に代議員を送ることが出来たわけである。

第三に從來の選舉は公開投票により、工場、農場、地區の選舉大會に於て政府又は共産黨の指名候補者に對して有権者が賛否の舉手又は起立を行ふことになつてゐた。

昨年七月九日の新選舉法は之等の不公平な拘束を少くも表面上清算しようとした痕が窺はれる。即ち第一に完全な普通選舉で、狂人と犯罪による選舉權剝奪

者を除く一切の十八歳以上のソヴェト市民に選舉被選舉兩權を與へる。

第二に舊選舉法に比し缺格者の數を著しく制限し、出身、財産、過去の關係等を問はない事となつた。從つて純粹の缺格者は全成年人口の二・五％即ち約二百萬人に減少した。

第三に選舉母體としての都市と農村との差別を撤去した。即ち、全國一律に人口三十萬を一單位として選舉區を構成し、各區毎に一名の議員を聯邦最高ソヴェトに選出する。選舉權については男女平等、赤軍兵士にも之を享受せしめる。

第四に直接選舉の方針を聯邦最高ソヴェトに至るまで一貫する。舊法による段階的間接選舉は跡を絶つた。

第五は選舉は秘密投票によつて自由意志が尊重せらるゝこととなる。之を要するに、新選舉法は表面的の不平等と制限とを撤去し、共産黨獨裁の色彩を稀薄にすることによつて民心收攬の實を大ならしめんとする逆効果を狙つたものであるが、そのことは斯かる變化を起しても、最早や共産黨獨裁の基礎を危くする虞が滅じたといふ見通しを黨幹部がつけるに至つた證據とも見られるのである。

最後に新憲法に依る行政機構に於ては、市村、區、州、支分共和國等のソヴェトが夫々の代議員を選出し、その上に全聯邦に對する統治機關として、聯邦院が各加盟支分共和國の人口比率に基き選出せられた代議員五十六名により組織せられる。

而してこの聯邦院と別に民族關係を基礎として選出せられた民族院とが合して聯邦中央執行委員會を形成するのであるが、この民族院は聯邦院の場合の如

く純粹に人口数によつて選挙区を定めることなく、専ら民族關係を重んじて、この方の選挙区を規定する。即ち、加盟支分共和國毎に二十五區、各自治共和國毎に十一區、各自治州に五區、各民族自治區毎に一區とし、その各區から一人宛の代議員を選び、總計五七四名を民族院に送り、之が左記の聯邦院と合して聯邦中央執行委員會を形成する。なほ、この聯邦院、民族院の各々より九名の常任理事を選出し、之に兩院會議の下に總會から選出した九名の理事を加へ、合計二十七名より成る聯邦中央執行委員會常任理事會を組織すると共に、その一級執行機關として同議長並に議長代理(數名)、行政各部門を分擔する人民委員部並に國家企業委員會議長、聯邦統制委員會議長、農産物購買委員會議長、藝術委員會議長、高等教育委員會議長等聯邦の要人若干名を以て聯邦人民委員會を組織するが、之が外國に於ける内閣に當るものである。(その組織については既に記した通りである)

新憲法に基く最初の聯邦院選挙が昨一九三七年十二月十二日に行はれ、投票率九六・八%有権者總數九四、一三八、一五九人中、投票者九一、一一三、一五三名(棄権率三・二%)無効投票六三六、八〇〇票であつたが、有効投票中に明瞭に官選候補者に反対したものが六三三、〇〇〇票あつたのは注目し得る。

聯邦院代議員五四六人中の八一%が共産黨員であり、婦人議員は七七人に及ぶ。代議員の社會的地位の比率は、ソ聯邦の公務、軍務、黨務等を掌る所謂労働者が二四七名(四五・三%)農民が二三〇名(三三・七%)學士院會員、教授、作家其他知識階級一六九名(三二%)となつて居るが、年齢は四十一歳以下が壓倒的であり、教育程度は中等學校以上の者が半数にも達しない。

共産黨がある。同黨は一八九八年ミンスクに於て結黨ロシア社會民主労働黨と稱して長い間地下又は國外で育成せられた後、一九〇三年の第二回大會に於てボルシエウイキとメンシエウイキとに分裂し、前者が次第に有力となるに至り一九〇五年の革命にも、一九一七年三月の革命にも裏面から大いに働いた末、同十一月革命により完全に政権をボルシエウイキの手に掌握した。そして翌一九一八年三月第七回大會以後、在來のロシア社會民主労働黨の名を棄て純粹のボルシエウイキのみを以てロシア共産黨と稱するに至り、次で一九二六年以後、社會主義ソビエト共和國聯邦共産黨と改め、名實共に全聯邦に涉るものとなつた。共産黨員の數は隨々清黨運動を行つたため減少し、移動があるが、何れにしても黨員、準黨員を合して全人口の二%にも及ばない。而も黨は聯邦政治運用の綱を握つてゐるのであつて、地方支部選出の代議員並に即回黨大會で選ばれた中央執行委員が集つて黨の大會を開いて一切の政務を議する。それと共に、次年度の中央執行委員並に中央統制委員、中央修正委員をも選ぶのであつて、選ばれた中央執行委員と中央統制委員長と中央修正委員とが特別會議を開く。そしてこの特別會議が中央執行委員會の政治局員九名、代理員五名、書記局員五名、代理員二名、書記長(一九二六年以後スターリン)組織局員十一名、代理員五名等の外、黨機關紙の主筆及び代表者、第三インタナショナル執行委員會に出すべき代表者を選定する。

黨は嚴正なる中央集權によつて動き、中央執行委員會が一切を動かし、就中政治局は最有力であるが、書記長は全體を通じて絕對無限に近い勢力をもつてゐることは、現在スターリンが如何に有力であるかによつても知られる。中央執行委員會を通じて成立する黨の決議はやがてソヴェート大會並に人民委員會

民族院代議員の方は、ソ聯邦内に居住する五十四の民族から選出せられ、全員五七四名の中七一%が共産黨員であり、婦人は一一〇人に及ぶ。民族別の員數は、ロシア人一四六名、ウクライナ人、及びアゼルバイジャン人、各々三四名、グルジア人三三名、アルメニア人三〇名、ウズベック人二六名、白ロシア人一五名等を主たるものとする。之を階級別に見れば、労働者二八名、農民二〇〇名、公務其他知識階級一五六名となり、兩院を通じての平均年齢は三六・三歳となる。

斯くして選挙後一ヶ月を経た本年一月十二日から十九日の間に第一回最高ソヴェート會議が開かれ(一)議員資格審査委員會設置(二)常任委員會(豫算、法制、外交)選出(三)憲法條項修正(四)最高ソヴェート幹部會選出(五)人民委員會々議(内閣)の新組織(六)検事總長任命(七)議員歳費支拂の件決定等を上程したが、特に右の中(一)、(三)、(四)の議決に當つては兩院の合同會議に計られた。そして内閣は一度は辭職し、モロトフの再組織となつたが、その組織は既に記した通りである。

以上の如く憲法風に選挙法の改正によつてソ聯邦の政治には著しく民權と自由とを重んじる傾向を加へたといはれてゐるが、然し、それは依然として共産黨幹部の獨裁に基くものである以上、實質的には大した變化を生ずるものとも思はれない。

### 共産黨

ソヴェートの政治經濟を運用する原則がマルキシズムであることは改めて言ふまでもないが、この原則を具體化する爲の指導團體として一國一黨主義によつて動かすが故に聯邦の政治機構の全般は黨の決議によつて運用せられ、苟くも黨の決定事項であれば例外なく實際政治の上に具現せられるのであつて、共産黨の問題と聯邦政治に關する問題とは全く二にして一である。

このロシア共産黨が中心となり、大戦前の第二インタナショナルの急進分子を糾合して、一九一九年三月にモスカウに「共産インタナショナル」(コムミンテルン)を組織し、無産階級政治建設の行動を起さしめんと企て、第二インタナショナルと稱した。コムミンテルンとソヴェート聯邦政治とは全然別個の存在であり、隨つて前者が各國政治の擾亂を企てる場合、後者は何等責任を負ふべき筋合でないとは、ソヴェート爲政者の恒に強辯する所であるが、共にソヴェート共産黨の導く絲によつて動かされてゐることは疑ひ難き事實である。

但し、コムミンテルンは大體に於て、滿洲事變後は世界のファッシヨの勢力を防禦するために、各國の自由主義分子並に民主主義的國家に近づく政策に出で、ソ聯邦政府として英佛に接近し、國際聯盟に加入するに至つたが、同時に他方では一九三五年夏の第五回コムミンテルン大會の如きは日獨兩國を運動の對象とすべきことを力説したりした。反ファッシヨ人民戦線の煽喝と呼ばれるものがこれであつて、之に對抗する爲に一昨年には日獨防共協定が締結せられ、更に昨年之にイタリイとフランコ政権とが参加するといふ事情に立ち至つた。そこへ昨夏以來の日支交戦は益々ソ聯邦當局の神經をいらだたせつゝある。そしてそれ等の事件の結果として、ソ聯邦の對外政策は再び硬化の音に返り、漸次、孤立的方針を堅めつゝあるのが最近の情勢である。

### 共産黨 清掃

ソ聯邦當局、即ち共產黨幹部(スターリン派)の政策は先づ一國社會主義の建設を主張した時以來、絶えず反幹部派(トロツキイ、ジノヴィエフ等)の反對があり、農民分子を重んずる點に於て、民主主義的諸外國に接近した點に於て、軍事上、政治上、産業上に於ける英雄主義を再採用した點に於て、また新憲法新選挙法の採用に於て、主として黨内の左翼からの反駁に會ふ結果となつた。その最も深刻なる現れは、一九三四年十二月のレニングラードに於けるキロフ暗殺事件であつた。

この事件の責任者としてトロツキイ及びジノヴィエフ、カメネフ等後備の一派が公判に附せられ、一昨一九三六年八月所謂合同本部事件として處罰を受けた。次では昨一九三七年一月になり、所謂「併行本部事件」處刑により、ソコリニコフ、ビヤタコフ、ラデツク等の現役の要人が處罰せられたが、更に六月につて赤軍の代表人物トヘチエフスキ元帥以下數名の極刑に處せられたるあり、何れも反スターリン的テロリズムにより現政權の顛覆を謀つたといふにあるが、禍亂は次第に中心方面に近づいて行きつゝあつたので、スターリン政權としては愈々戒心の必要を生じつゝあつた。

その後「カラハン、エヌキーゼ事件」「右翼トロツキスト事件」等引きも切らず、反幹部運動が果してそれほど熾烈に進行しつゝあるかどうかは客觀的に疑ふ余地があるにしても、事實を見るに現政權を挟んで左翼からと右翼からと種々の反逆運動が絶えず、そのうちには政治運動とは全く關係のなき、うな科學者、藝術家までも種々處分せられてゐる有様で、犠牲になつた人々は萬を以て數ふべく、特に駐日前大使ユレニエフの處分の如きたゞ驚くの外はない。革命後既に二十年を経た今日なほこの反對派遺存が盛に行はれつゝある事實は

果してスターリン政權の強化に役立つものであるか否か。正確なる判断は一に今後の成行に俟つ外はない。

更に去る六月十三日には東部滿洲國境、ボシエツト方面より閩島省諒春方面に向けて、極東ケベウ代表、政治人民委員部代表リユシコフ大將が單身進入したといふ未曾有の大事件が突發した。彼は豫てモスカウ政府の命令により極東總司令官ブリユツヘル元帥以下の行動に對する目付役として派遣せられてゐたにも拘らず、最近に至り中央政府の覺え芽出度からざるため、召喚處罰の危險を察知し單身入關したのであるが、彼の手記面に報告はソ聯邦の近狀を相當詳細に傳ふるものとして世界の耳目を聳動しつゝあり、その身柄は目下東京に於て日本官憲の保護を受けつゝある。

#### 四 革命後の極東政策

一九一七年三月革命が歐羅巴に於て成功したのに力を得て、同年四月トムスクにボタニシを中心としてシベリア評議會(社會革命黨系)が開かれ自治の計畫を進められてゐた。翌年一月に同地に於てボタニシ、ウオロゴドスキー、デルベル等によるシベリア政府(第一次)と稱せられる反ソヴエト的自治政治が布かれたが、幾何もなく解散し、同一年六月、所謂聯合國によるチエツコ軍援助となり、シベリアに反過激派、反ソヴエト的小政府が分立した。その中、最も有力であつたのが、同年七月一日オムスクに建てられた臨時シベリア政府(第二次)で所謂オムスク政府と呼ばれるものゝ最初であり、一時はウラル以東、滿洲里までの地域を領有した。

當時、外に地方小政府若干あり、(1)ウラジヤストツクには一九一八年六月二十九日以來、デルベル等のシベリア政府があつたが九月二十四日に至りオムスク政府に合併、(2)グロデコフには一九一八年七月四日以來、ホルワットの極東政府があつたが、九月三十日オムスク政府に合流、ホルワットは極東總統政官、及び東支鐵道地帶司令官に就任、オムスク政府の基礎漸く堅まらんとした。(3)別に黒龍州方面には一九一七年八月ボルシエヴィキ系統のムーヒン、クラスノシチヨーク等により臨時黒龍州政府が建てられ、ブラゴエシチエンスクを首府としたが、一九一八年九月、日本のチエツコ援助出兵により征服せられ、新たに作られたアレクセーフ、ガモフ等の黒龍州政府が同十一月オムスクの全露政府に合體した。(4)ウラル方面にはアフグセンチエフ等のサマラ政府が成立してゐたが、反ソヴエト系の各政府代表の集會たるウファ大會(一九一八年九月初)に計り、一九一八年九月二十三日オムスクに移轉して全露臨時政府と稱した。是に於て同じオムスクに二個の政府が併存することゝなつたので、十月三十日全部合併してオムスク政府と略稱せられる全露臨時政府が確立せられ、中心はウオロゴトスキー、アフグセンチエフ、ホルチャツク等であつた。然るに統一後のオムスク政府内に各派の軋轢絶えず、遂に一九一八年十一月十四日、ホルチャツク提督は統一を名として武力を振つて政權を把握し、日英米の援助と承認をさへ贏ち得た。その間にボルシエヴィキ政權の基礎漸く堅まり勢力は東漸したため、ホルチャツクは勢力を失ひ一九一九年十月全部相率ゐてイルクーツクに撤退した。而も間もなく内訌を起し、社會革命黨系コシミンスキー等が立ち、一九一九年末、政權の引渡を迫り、翌年一月五日、民主主義的のシベリア政府を建設、通常之をイルクーツク政府といふ。

オムスク政府は消滅した結果、再び小黨對立状態を呈し(1)豫てホルチャツクと呼應し、ザバイカルのコザツク軍を率ゐてチタに轉進し、軍事司令官と自任してゐたセミノフは一九二〇年一月十日極東三州支配を宣し、(2)ホルワットは曩に極東總統政官をロザノフ提督に譲り自分は東支鐵道地帶司令官となつてゐたのに、同一年七月、分立地帶の主權者の名譽を上げ、(3)ウラジヤストツクでは同一年三月十一日、メドウエジエフ一派の社會革命黨とゼムスツウオ(地方自治聯合)とが極東總督ロザノフを追つて沿海州臨時政府(別名ウラジヤストツク政府)を建て、(4)之等に對し、ブラゴエシチエンスクには同二月七日、ソヴエト系の假政府が出現、セコウレフ、ホリジーン等が中心(5)同三月八日にはウエルフネウジンスクにも一九一八年八月にブラゴエシチエンスクの黒龍州労働政府の中心となつてゐたクラスノシチヨーク等がザバイカル以東の獨立を宣して假政府を建て、極東獨立共和國と稱した。其後一九二〇年二月、ホルチャツクがボルシエヴィキに射殺されて以來、内亂分子の熱も醒め、チエツコ日英米佛伊支の判断も變化した結果、シベリアに於ける諸小政府を統一し、ザバイカル以東に緩衝地帯を建設する意見が有力となつたため、同五月十三日、チタを首都とし、クラスノシチヨークとニキホロフを中心とする立憲民主的の極東共和國が成立した。米國の如きは強早く同一年三月に撤兵したが、日本は尼港事件(同年三月一六月)等のため依然駐兵しながら、一九二二年八月以來極東共和國を相手に折衝を續けた大連會議(一九二二年八月一―一九二三年四月)は決裂し、次で長春會議(一九二三年九月以後)に極東共和國とソヴエト政府とを兼ねた代表が來たが、不調の間に同十一月には日本のシベリア撤兵の時以來開かれ



た極東共和國の國民議會は自然的にソヴェト政府合體を決議した結果、日本の相手はソヴェト政府のみに整理せられ、交渉を重ねた末、一九二五年一月に於ける北京協約の成立となつたのである。

而して帝政時代に沿海(樺太を含む)、アムール、ザバイカル、カムチャツカの四縣であつたが、革命後極東共和國の州とせられ、一九二六年に州から地方に改められ、浦鹽、ハバロフスク、ニコライエフスク、アムール、ゼーヤ、スレテンスク、チタ、北樺太、カムチャツカの九管區に別たれてゐたが、一九三二年の行政改革により、チタ、スレテンスクの二區は合した東シベリア州となつて極東から除かれ、沿海州、アムール州、サハリン(北樺太)州、ニジニエ・アムール州が置かれ、他は獨立の小管區として極東地方執行委員會に直屬せしめられてゐた。然るに一九三四年以來、又、行政改革により、現在の八州(沿海、ウスリー、ハバロフスク、アムール、ゼーヤ、サハリン、ニジニエ・アムール、カムチャツカ)が設置せられ、西はヤクート自治共和國と東シベリア州、南は朝鮮に接し、他は海によつて限られる現在の状態が成立した。

向、極東に於てソ聯邦は革命後の内亂以來、外蒙古共和國の覆滅に努めて來たのは周知の事實であり、特に滿洲事變後はその關係の緊密化に留意した末、一九三六年三月、東倫に於て外蒙古人民政府との間に相互援助條約を締結した。之は勿論、國民政府の喜ばぬ所であり、ために兩國間に様々の紛議を醸したが、一昨年十二月の西安事件により蔣介石政権は止むを得ざる聯ソ容共、國共合作に基く抗日方針を確立するに至つた。

更にその後、昨年七月に瀋陽橋樑事件の勃發を見るに至るや、ソ支兩國の政策的接近は愈々迫路を辿り、八月末日に至つて國民政府はソ支不侵略條約の締結

られて甚しき迂曲折を経た。先づソヴェト政権確立後、今日までに採用せられた經濟政策の諸段階の概略を回顧する。

第一期は一九一七年十一月より翌一九一八年六月に至る最初の八ヶ月間で、政治的權力を掌握し、舊政體時代の諸制度の遺物を其儘に繼承し乍ら、如何にその上に理想を實現して行くかといふことを熟慮考案する時期であつて、實行に於ては頗る忍耐強く徐進するいはば診察の時代。

第二期は一九一八年七月より一九二二年三月に至る所謂戰時共產主義の時代。客觀的經濟状態の解削を遂げた後に、思切つて一切の制度の存立方向を急轉回せしめ、計劃を出来るだけ實行に移さうとし、或る意味の共產主義を實現するための非常手段として貨幣經濟の滅亡をすべしと企てた。いはば診察時代に續く切開時代。之によりソヴェト經濟は頗らざる方向を決定せられ、一切の生産機關の國有並に企業の國營等の原則が確立せられた。

第三期は一九二二年三月(正式の實行は一九二二年春以後)から一九二五年春に至る所謂新經濟政策の時代。それは戦争、革命、反革命、内亂、干渉、飢饉等により徹底的に破壊せられ盡した經濟組織と生産力とを回復するために經濟政策の緩和を計るにあり、共產主義の原則は一片の國家の布令によつて強制せられるかも知れないが、その實現に必要な經濟的根據、即ち生産力の充分なる發達は一朝一夕に急造することは出来ない。そこで農業の國家統制並に農作物國有の制度を廢止し、農業と大工業との個人的意志に基く經營を認め、穀物の強制徵發に代ふるに農作物、主として麥による現物税を以てし剩餘生産物は農民の自由處分に委ねた。かくて交換、商業が認められると共に工業品の市場進出が許され、工業生産物も或程度まで生産者が自ら直接に食糧品と交換し

せられたことを發表した。必ずしも、之を以て蔣政権の共產黨に對する屈服と見るべきものではないが、然し、之によつてソ聯邦の對支軍事援助の方針は中外に宣明せられたと見て差支ない。

### 五 計畫經濟の發展

ソ聯邦經濟の特徴は、非常に豊富な資源を非常に根本的に統一的な經濟政策を以て開發し、而も著々その能率を擧げつゝあるといふことである。ソ聯邦政府によつて立てられた經濟政策の根本義は一九一八年制定の憲法の中に窺はれる。略述すれば(1)土地、鑛山、鐵道、工場等の如き一切の基本的生産力を社會化すること(2)一定の統一せられた科學的企劃に基き生産力の組織及び指導をなすこと(3)私人的の利潤を排除し、一切の經濟的剩餘を社會的に使用する(4)一切の身體健全なる成人は一般に何等かの生産的又は有目的の勞務をなす義務を負ふこと(5)働かざるものは食ふ可からずといふこと(6)勞務者が經濟生活の指導に對し積極的に参加すること(7)生産的及び有用の勞務をなせる一切の人々に對し、出来るだけ廣く衣食住及び保健資料を支給し、且つ、教育、娯樂、文化的施設に均等させること(8)人による人の搾取の撤廢、大眾的階級的分裂の完全なる撤廢、搾取者の抑壓、社會主義的社會の建設、各國に於ける社會主義的建設の實現等が之である。

たゞかゝる根本原則は經濟政策の目標としては存在を許されるが實際問題としては伸々容易には政策化され得ないのであつて、客觀的状態即ちソ聯邦社會そのもの進歩性、周圍の世界との真正面的對立に基く實行の困難とに妨げ

ても差支ないこととなつた。

第四期は新經濟政策の延長であるが、特に一九二五年春以後新々經濟政策の時代と呼ぶ。即ち新經濟政策の採用によつて農工業生産物は共に剩餘品の個人的處分を容認せられた結果、交換のために所謂ネツマン(新經濟政策成金)の手により市場で商品自由競争が行はれるに至り、現物税が金納税に進み、一九二四年秋の新貨幣制度實施の影響を受け戰時共產主義時代に強制せられた自然經濟は姿を潛め、貨幣經濟が擴大し個人商業の發達による資本の流通が活發となつた。

第五期は第一次經濟五年計畫の時代で、ソ聯邦經濟は豫て統一的計畫によつて動く事の特徴とし、國家企劃委員會(ゴスプラン)の立案に基き、一年、五年、十年を限る全般的經濟案が立てられてゐたが、新經濟政策實施の結果一九二二、三年度(一九二二、一〇、一一—一九二三、九、三〇)から漸く經濟復興期に入り、それから五年後の一九二八、二九年度頃までには各方面とも大體に於て戰前の水準にまで漕ぎつけた。

それを機會に第一次五箇年計畫が立てられ、期間は初め一九二八年十月一日から一九三三年九月三十日迄の豫定であつたが、成績が豫想以上に擧つたのと國際情勢の激變(滿洲事變、ナチス・ドイツの出現、其他)等に應じ案を建直す必要があつたため九ヶ月早く切り上げ、一九三二年末を以て終了した。計畫の目標は、經濟社會化の基礎工事のための全國工業化(電化と生産手段製造工業の發達)、農業の改造と集團化、農工業の社會化、資源の開發、労働者生活標準の向上等にあり、その方法として資本投下の増加(約五百億留)と生産能率の増進が企てられ、發電所、農場、工場熱機技術等の助成に着手せられた。

第六期は第三次五箇年計畫で、その主目的は稍々無統制に建設せられた諸企業  
の組織化、合理化、農業の充分なる社會化、集約化と其の工業化、輕工業及  
び社會化商業の擴張、労働者生活標準の引上と労働能率の増進、並に國防的見  
地も加味する邊疆地方開發、重工業、化學工業、運輸通信業の軍需化を計るに  
あつた。同時に國民を新なる社會理念と社會習慣とに再教育することに努め、  
科學と組織、中央と地方、農業と工業、労働と知識との間のバランスを考慮し  
全計畫遂行のために、第一次の二倍半に及ぶ千三百三十四億留を投資した第二  
次計畫は大體所期の目的を達して昨一九三七年末を以て終了した。

而して既に昨年四月下旬にソ聯邦政府の發表した處によれば、重工業は四  
月一日を以て豫定の八百六十四億留の生産を完成、第二次五箇年計畫を四年三  
個月を以て終了したわけであり、更に鐵道運輸業に至つては同じ昨一九三七年  
の一月一日發表を見るに、一昨一九三六年までに豫定の三千億噸運輸を七・七  
%超過したといふのであるが、然りとすれば兩四ヶ年を以て豫定以上の成績を  
挙げたことになつてゐる。

その結果、昨年四月末の公布により、「第二次五箇年計畫は國民經濟の最も  
重要な諸部門に於て豫定より早く實現せられたが、この事實に鑑みソヴェー  
ト聯邦人民委員會は、國家企業委員會、聯邦各人民委員部、並に各支分共和国  
人民委員會に對し、第三次國民經濟五箇年計畫を立案し一九三七年七月一日ま  
でに聯邦人民委員會に提出確認を受けるやうに指令が下された。そして第七期  
として一九三八年以後の第三次五箇年計畫が着々準備せられ、主要工場設  
備の増進、衣食住資料の供給、商品取引及び個人消費の見積、運輸機關の貨物  
輸送力の増加、新設事業計畫、労働者數と勞賃との増加、國民所得と國家財政

計畫、即ち小賣物價の引下等が對象になつてゐる。  
そして結局に於て第一次、第二次の總體として政治經濟的孤立主義の貫徹が  
出するやうな物質的基礎を充實する所に第二次計畫の目標があるわけである。  
要するにソ聯邦經濟政策は、既に帝政時代に一定の發達段階にまで進んでゐ  
た産業組織を一端、自然經濟に引戻した後、徐ろに商品を生産せしめ、次で資  
本を動かす、漸次生産力の振興を計つたのであつて、あり餘る資源の上に人為  
的に資本主義經濟を養成し、その延長としての社會主義經濟の發達すべき鐵道  
を堅め上げたものといへる。

但し、第三次五ヶ年計畫は左記の如く昨年七月一日迄に綜合作成せられ、一  
般に發表着手せらるべき手筈になつてゐたのが、未だそのことなく、辛うじて  
今一九三八年の經濟計畫のみが立てられ實行に移されてゐるのに止まる事實は  
最近に於けるソ聯邦經濟政策に若干の苦惱が現れつゝあることを示すものであ  
つて、恐らく、政治上、スターリン政權に對する反響が相當に強く影響すると  
共に、西部及び東部及び國境に於て戰雲の漂へることによつて經濟計畫が著し  
く歪曲せられつゝあることも否定し難き事實であらう。

### ゴスプラン

ソ聯邦の統一の經濟總本部はいふまでもなく、ゴスプランである。  
國家企業委員會(ゴスプラン)は元來、一九三二年二月に労働防禦委員會所  
屬として設置せられたものであるが、一九三二年二月に至り聯邦人民委員會  
直屬とせられて來た。然るに其後、經濟組織の充實と生産力の發展とに伴ふゴ  
スプラン其もの組織改造の必要を生じ、一九三五年四月五日附を以て之が實

を見た。その本旨は從來の如き中央集權的な統制企業のみならずして、先  
づ、中央の統一的企業案を廣く普及せしめるが、之に對する地方的又は下部か  
らの個別的創意と要求とも傾聴し、之等からも中央案に呼應する一定の計畫  
(カウンター・プラン)を提案せしめ、之に基いて更に統一的な計畫を定める  
といつた、かなり民主主義的な要素を加味した機能をもつことになつたのであ  
る。

組織の變更としては、第一にゴスプランの幹部會を廢し、第二に七十名の委  
員は、聯邦企業委員會並に地方企業委員會の中から有能な學者及技術家並に政  
治的及び文化的指導者を選び、ゴスプラン議長之を推薦し、聯邦人民委員會  
之を任命する。

ゴスプラン議長の下に書記長、人事、會計局、印刷局を設ける。又、ゴスプ  
ラン全體を「綜合企業部」といふ統一的國民經濟案企業とその遂行の監督處理  
を行ふ部と、「部門別企業部」といふ國民經濟各部門の個別的企業並にその遂行  
の監督處理を行ふ部に大別する。

「綜合企業部」は生産、建設、地方的事業、材料供給、財政等の諸項を分掌し  
「部門別企業部」は燃料動力、礦業、冶金、機械製作、輕工業、化學工業、林  
業、地方的工業、生産組合、農業、國營農場、鐵道運輸、水運、國內取引、外  
國貿易、住宅、公共經濟を夫々管掌する諸部門に就て企業する。外に獨立の部  
として、「國防部」、「労働幹部養成部」、「建築材料部」、「自動車空運部」、「通  
信部」、「健康保險部」、「企業事業幹部養成部」等が附屬せしめられてゐる。

聯邦人民委員會は一年、五年といつた一定の期間に互る經濟と文化とに關  
する企業をそれに直屬する企業の最高機關たるゴスプランを指揮して作らし

め、之を各長官と下級企業機關に交付する。それが次々に下に傳はつて最後に  
最下層の行政經濟單位たる縣(人口五萬乃至十萬)に達する。縣企業委員は各  
工場、鐵道及び鎮山内部に存在する企業部(労働者、技術家、技師、事務員よ  
り成る)より立案される呼應計畫に基き、之に各工場、鎮山鐵道の報告を斟酌  
して自らの立案をなし、之を州又は區企業委員會に提出する。それが更に州又  
は區の執行委員會を経て、その上層の共和國企業委員會に提出せられ、各共和  
國は之を検討した上で、夫々の共和國企業委員會をして全共和國に互る計畫を  
作成せしめ、之を聯邦ゴスプランに提出する。そして聯邦ゴスプランは各共和  
國、州又は區、都市、縣の提案を参照した上で、全聯邦的な統一最終的決定  
的な國民經濟計畫を作成し、最高人民委員會の承認を俟つて効力を生ずるので  
ある。

即ち上より下へ計畫命令を下し、そして更に下より上へ之に呼應する計畫が  
報いられ、然る上で中央で決定的計畫が立てられるところに改造後のゴスプラ  
ンの特色が出されてゐると見てよからう。  
而して本年一月廿六日の人民委員會に於てゴスプラン改組の報告が行はれ  
從來のメジュウラクに代つてウオズネセンスキイがゴスプラン新議長としてそ  
の衝に當つた結果、二月二日の人民委員會に於てゴスプラン新官制が決定せ  
られた。これによれば、(一)從來はゴスプラン委員は七十名より成り、他の官  
廳、諸機關の事務を兼務することを許されてゐたが、新官制では委員數は十一  
名より成り、他の仕事を兼務することを許されない。(二)中央機關として部科  
係が國民經濟全般に對する綜合的計畫と個々の經濟部門に對する部分的計畫と  
の兩者を立案する點は依然として變らないが、別に各支分共和国、地方、州に

國民經濟計畫の遂行監督のためゴスプラン全權代表を送り、この代表は中央に直屬し地方企業委員と獨立して事務を採り、その任免も勿論ゴスプラン議長の上申に基き聯邦人民委員會の決定する所とする。

第三次五ヶ年計畫案に於ては、金屬、燃料、電力、主要工場設備、セメント、木材、羊毛、亞麻、小麦等の需給、管理取引及び個人消費の見積、運輸機關の貨物輸送力の増加、新設事業計畫見積、労働能率と労働者数と労働との増加豫想、國民所得と財政計畫との見込、即小賣物價引下案等が主要項目となつてゐるが、之につきゴスプランは相互關聯深き生産部門間の聯絡調節、生産及び消費の増大、原料と生産と金融との調節、生産と運輸とを考慮に入れた地域別配置の調整、原料生産地と製品消費地との接觸等に特に力點をおくことになつてゐる。唯々何分にも來年以後の經濟企業案がまだ發表を見てゐない關係から正しき評價は今後の經過に俟つ外はない。

### 六 産 業

革命前のロシアは、經濟的に後進國であり、専ら農業國であつたから、工業特に重工業が他國に比し著しく未發達で、石炭、石油、銅鐵、機械、化學製品等の重要製品は極めて未開發であつた。而もその中でも主要なる産業部内は悉く外國資本家の獨占する所となつてゐた。

農業方面では、約七千萬デシヤチン(日本の約八千萬町歩)が三萬人の地主に所有せられ、之と略々同じ面積の土地が約一千萬の農家に分屬してゐた。そして數百萬の農民が全く土地も種子も無い状態にあり、而も農民の大部分は土

地もなく、農業人口の三分の二が饑饉に苦しんで居り、何れも小作又は自作兼小作の苦しい生活を送つてゐたのである。

かかる状態は世界大戰、革命、内亂によつて極度に悪化し、工業の如き一時は戰前の六分の一以下となつた。それを恢復する任務がソヴェート政府に課せられたのであるが、計畫經濟の成功はよく之を遂行した。即ち、大工業生産總額は戰前一九二三年に百十億留であつたのが、一九二〇年には十七億留に低下したのに對し、一九二六年には現狀を取戻し、更に昨一九三七年には九百億留に達せしめた。戰前の八倍になつたといへる。その結果、工業は戰前に世界第五位、歐洲第四であつたのが、今や世界では合衆國に次で第二位、歐洲では第一位に到達するに至つた。

ソ聯邦國民經濟發展の重大要素をなしたものは技術の躍進と労働及び生産の組織の發達である。特に農業の方面に於ける集團經營及び國營の奨励、農業機械、トラクターの普及は著しきものがある。工業の方面に於ても之に劣らぬ進歩があつたこといふまでもない。

ソ聯邦國民經濟の向上を示す一例は國民所得の増加であつて、露ロシアに於ては人口の九割までが小産又は無産状態にあり、その全體で以て全國收入の僅に四分の一しか受けず、殘る四分の三が全人口の一割に過ぎぬ特權者の手に歸した。今日では、全收入の九割九分までが集團的勤勞階級、即ち労働者、使用人及び農民一般の手に歸し、たゞ百分の一のみが個人經濟に従事する労働者及び孤立的家内労働者の懐に入るに過ぎない。但し、國民收入の總額は戰前に比べて數倍してゐる。即ち、一九二六―二七年の價格を標準にすれば、一九二三年(二百十億留)、一九二五年(百六十八億留)、一九二九年(二百八十九億

職業別人口百分比

	1923 (%)	1937 (%)
労働者及ビ使用人	16.7	34.7
共産農協 農場同 夫及職	ナシ	55.5
個人農夫及ビ非協同組合職工	65.1	5.6
ブルジョアジー (地主、財閥、小市民、富農)	15.9	ナシ
其他(學生、軍人、恩給生活者)	2.3	4.2

億留)、一九三六年(八百六十億留)となつてゐる。

國民經濟全體に對する資本投下總額は、一九二四年から一九三六年に至る十二年間に千八百三億留であり、そのうち、第一次五ヶ年計畫に先行する四年間(一九二四―二八年)の投資は百十一億留。第一次五ヶ年計畫の四年間(一九二九―三三年)に五百二十一億留が、第二次五ヶ年計畫の四年間(一九三三―三六年

に千七百七十一億留が投下せられた計算になつてゐる。

人口の中の労働者及び使用人の数は概略、一九二三年(千四百四十萬)一九二八年(千六百六十萬)一九三二年(千九百萬)一九三六年(二千五百八十萬)となつてゐるが、これ等の部分が全人口の中の何割何分を占めてゐるかは右表によつて知れる。

### 工 業

五ヶ年計畫の進行によつて工業生産の増加した率は概ね左の如くである。

五ヶ年計畫ニヨル 工業生産高増加率

年	前年生産増加率	一五年度ラ百トスル生産比率	ニ世界工業生産ニ對スル比率
1928		100.0	4.6
1929	25.5	125.8	5.4
1930	30.9	164.7	8.1
1931	23.3	203.1	11.1
1932	13.7	230.8	14.6
1933	8.2	249.7	13.8
1934	20.1	299.9	15.1
1935	23.1	369.1	16.5
1936	30.3	480.9	18.6
1937	20.0	577.5	—
1938	15.3	656.8	豫定

更に具體的な數字により生産額を示せば大略次の如くである。

重要工業生産高

品目	單位	1928	1932	1936
鉄	鐵(千噸)	3,373	6,160	14,500
鋼	鐵(同)	4,278	5,920	16,000
鋼	材(同)	3,487	4,290	12,000
銅	(同)	23,200	46,600	110
アルミニウム	(同)	0	0.9	37
自動車	(同)	0.7	23.9	161.5
トラクター	(千台)	1.5	51.6	96.5
機關車	(同)	—	828	1,900
貨車	(同)	—	23.3	90
化學製品	(百萬留)	49.6	1,497.1	3,232
石炭	(百萬噸)	35.7	64.3	135
石油	(同)	12.4	22.2	30

かくして、ソ聯邦工業のヨーロッパ及び世界の工業生産に於いて占むる地位も著しき進歩の後を示し、大部分の工業に於て世界第二（アメリカ合衆國が第

世界工業生産高ニ於ケルソ聯邦ノ順位

Table showing the ranking of the Soviet Union in world industrial production from 1913 to 1937, categorized by 'World' and 'Europe'.

一位)、そしてヨーロッパに於ては第一位に到着してゐる。而も合衆國の場合

は早くより近代工業が起つてゐたのに反してソ聯邦は全くの後進國であつた

國民經濟生産ニ於ケル工業、農業ノ比率

Table showing the ratio of industry and agriculture in national economic production from 1913 to 1937.

この聯邦が昔の農業本位の狀態から漸次、工業本位の立國策に移つて行きつ

も從來と同じ割合を以て能率を増進してゐないのであるが、之は一には國防充

重工業生産計畫

Table showing the production plan for heavy industry from 1937 to 1938, including categories like coal, oil, iron, and steel.

重工業人民委員部はもと國防工業並に機械製作工業を包含してゐたが、前者

ソ聯邦國防費 (單位百萬留)

Table showing Soviet Union defense spending from 1927 to 1937 in millions of rubles.

全國に於ける石炭埋藏量は一萬六千五百四十億噸、アメリカ合衆國の三萬七

全聯邦石炭總產量

Table showing the total coal production of the Soviet Union from 1913 to 1937, including an increase rate column.

その後、約二年間に殆ど倍化して六十三億七千六百三十萬噸と推算せられるに

一九三八年工業生産額 八百四十四億留 (昨年度より一五・三%増加)